

IP通信網サービス契約約款（平成12年西企営第41号）

実施 平成12年7月7日

目次

第1章 総則	4
第1条 約款の適用	4
第2条 約款の変更	4
第3条 用語の定義	4
第2章 IP通信網サービスの種類等	7
第4条 IP通信網サービスの種類	7
第5条 IP通信網サービスの品目等	7
第3章 IP通信網サービスの提供区域	7
第6条 IP通信網サービスの提供区域	7
第4章 契約	7
第7条 契約の種別	7
第8条 契約の単位	7
第9条 契約者回線の終端	8
第10条 IP通信網サービス区域	8
第11条 収容IP通信網サービス取扱所	8
第11条の2 接続契約者回線の収容	8
第12条 契約申込の方法等	9
第13条 契約申込の承諾	9
第13条の2 ローミング契約の締結等	9
第14条 基本契約期間	9
第15条 契約者回線等番号	9
第16条 品目等の変更	10
第16条の2 契約者回線の増設又は廃止	10
第17条 契約者回線の移転	10
第17条の2 回線収容部の変更	10
第18条 契約者回線の異経路	10
第19条 その他の契約内容の変更	10
第20条 IP通信網サービスの利用の一時中断	10
第21条 契約者回線の利用休止	10
第22条 IP通信網サービス利用権の譲渡	11
第23条 IP通信網契約者が行うIP通信網契約の解除	12
第24条 当社が行うIP通信網契約の解除	12
第25条 その他の提供条件	13
第5章 付加機能	13
第26条 付加機能の提供	13
第27条 付加機能の利用の一時中断	13
第28条 利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能	13
第6章 端末設備の提供等	13
第29条 端末設備の提供	13
第30条 端末設備の移転	13
第31条 端末設備の利用の一時中断	13

第7章 回線相互接続	14
第32条 回線相互接続	14
第8章 利用中止等	14
第33条 利用中止	14
第34条 利用停止	14
第9章 通信	15
第35条 発信者番号通知	15
第36条 通信利用の制限等	15
第10章 料金等	16
第1節 料金及び工事に関する費用	16
第37条 料金及び工事に関する費用	16
第2節 料金等の支払義務	16
第38条 利用料金の支払義務	16
第39条 手続きに関する料金の支払義務	18
第40条 施設設置負担金の支払義務	18
第41条 工事費の支払義務	18
第42条 線路設置費の支払義務	18
第3節 料金の計算等	19
第43条 料金の計算等	19
第4節 割増金及び延滞利息	19
第44条 割増金	19
第45条 延滞利息	19
第5節 協定事業者に係る債権の譲受等	19
第46条 協定事業者に係る債権の譲受等	19
第47条 協定事業者が定める料金等の滞納通知	19
第11章 保守	20
第48条 I P 通信網契約者等の維持責任	20
第49条 I P 通信網契約者等の切分責任	20
第50条 修理又は復旧の順位	20
第12章 損害賠償	21
第51条 責任の制限	21
第52条 免責	21
第13章 雑則	21
第53条 承諾の限界	21
第54条 利用に係る I P 通信網契約者等の義務	22
第55条 I P 通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の 提供等	22
第56条 I P 通信網サービスの技術的事項及び技術資料の閲 覧	22
第57条 I P 通信網契約者等の氏名等の通知	22
第58条 協定事業者等からの通知	22
第59条 協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回 収代行	22
第60条 協定事業者による I P 通信網サービスに関する料金 等の回収代行	23
第61条 法令に規定する事項	23
第62条 閲覧	23
第14章 附帯サービス	23
第63条 附帯サービス	23

別記

1	I P 通信網サービスの提供区域等	24
2	I P 通信網契約者の地位の承継	24
3	I P 通信網契約者の氏名等の変更の届出	24
4	I P 通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等	24
5	自営端末設備の接続等	25
6	自営端末設備に異常がある場合等の検査	25
7	自営電気通信設備の接続	26
8	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	26
9	当社の維持責任	26
10	利用権に関する事項の証明	26
11	支払証明書の発行	27
12	協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	27
13	情報料回収代行等	27
14	情報料回収代行等に係る免責	28
15	削除	
16	削除	
16の2	回線終端装置設定情報一元登録サービス	28
17	新聞社等の基準	29
料金表		
	通則	30
	第1表 料金	31
	第1類 I P 通信網サービスに関する利用料金	31
	第2類 手続きに関する料金	106
	第2表 工事に関する費用	107
	第1 施設設置負担金	107
	第2 工事費	108
	第3 線路設置費	136
	第3表 附帯サービスに関する料金等	138
	第1 証明手数料	138
	第2 支払証明書の発行手数料	138
	第3 削除	
	第4 回線終端装置設定情報一元登録サービスに関する利用料金及び工事費	138
	料金表別表1 優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引の適用	139
	料金表別表2 利用料金の複数年高額利用契約型割引の適用	140
	料金表別表3 学校に限定した利用料金の割引の適用	142
	料金表別表4 多回線長期継続利用型割引の適用	145
	附則	147
	基本的な技術的事項	243

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このIP通信網サービス契約約款（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第20条第1項の規定に基づき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりIP通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

ただし、別段の合意（事業法第20条第5項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

（注）本条のほか、当社は、IP通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 IP通信網サービス	IP通信網を使用して行う電気通信サービス
5 契約約款等	契約約款又は電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
6 IP通信網サービス取扱所	(1) IP通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりIP通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7 所属IP通信網サービス取扱所	そのIP通信網サービスの契約事務を行うIP通信網サービス取扱所
8 取扱所交換設備	IP通信網サービス取扱所に設置される交換設備
9 IP通信網契約	当社からIP通信網サービスの提供を受けるための契約（臨時IP通信網契約又はローミング契約を除きます。）
10 臨時IP通信網契約	30日以内の利用期間を指定して当社からIP通信網サービスの提供を受けるための契約

11 ローミング契約	特定事業者（当社が別に定める者をいいます。以下同じとします。）が提供する特定電気通信サービス（当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係る契約を締結している者が、当社から料金表に規定するメニュー 6 に係る I P 通信網サービスの提供を受けるための契約
12 I P 通信網契約者	当社と I P 通信網契約を締結している者
13 臨時 I P 通信網契約者	当社と臨時 I P 通信網契約を締結している者
14 ローミング契約者	当社とローミング契約を締結している者
15 利用回線	(1) 電話サービス契約約款に規定する電話サービス（加入電話契約又は臨時加入電話契約に係るものに限ります。）の契約者回線又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第 1 種総合デジタル通信サービス若しくは第 2 種総合デジタル通信サービスの契約者回線であって、I P 通信網契約に係るもの (2) この約款に規定するメニュー 1、メニュー 4、又はメニュー 5 に係る契約者回線（メニュー 1 又はメニュー 4 の利用回線型サービスに係る電気通信回線を含みます。）であって、メニュー 8 に係る I P 通信網契約に係るもの
16 契約者回線	(1) I P 通信網契約又は臨時 I P 通信網契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線 (2) 契約の申込者又はローミング契約者が指定する移動無線装置（I P 通信網サービスを利用するために携帯する無線送受信装置をいいます。以下同じとします。）と無線基地局設備（I P 通信網の一部であって、移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるためのものをいいます。以下同じとします。）との間に設定される電気通信回線
16の 2 接続契約者回線	I P 通信網と相互に接続する電気通信回線（当社が別に定めるものに限ります。）であって、メニュー 8 に係る契約者回線型サービスの利用のために設置されるもの
16の 3 回線収容部	接続契約者回線を収容するために当社が設置する電気通信設備
17 契約者回線等	(1) 利用回線 (2) 契約者回線 (3) 回線収容部 (4) 当社が必要により設置する電気通信設備
18 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第 16 条第 1 項の届出をした者又は事業法第 9 条の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第 33 条第 9 項若しくは第 10 項又は第 34 条第 4 項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じと

	<p>します。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点(当社が協定事業者(当社が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。)へ提供している都道府県の区域(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。)をまたがる伝送に関する卸電気通信役務(事業法第29条第11項に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る区間との分界点を含みます。)</p>
19 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
20 収容 I P 通信網サービス取扱所	その契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されている I P 通信網サービス取扱所
21 D S L 方式	契約者回線等において変復調装置を用いて高速の符号伝送を可能とする通信の伝送方式であって、22欄に規定する D S L 方式に起因する事象となる場合があるもの
22 D S L 方式に起因する事象	電気通信回線設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信回線等からの信号の漏えい又は電気通信回線設備の終端に接続される電気通信設備の態様等により、その電気通信回線設備による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態(通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。)
23 無線アクセス方式	当社が無線アクセス装置(無線アクセス基地局装置及び無線アクセス契約者局装置によるものをいいます。以下同じとします。)を設置し、契約者回線の一部区間において無線を利用して高速の符号伝送を可能とする通信の伝送方式であって、24欄に規定する無線アクセス方式に起因する事象となる場合があるもの
24 無線アクセス方式に起因する事象	降雨・降雪・濃霧その他の天候不順又は障害物等により、その契約者回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態(通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。)
25 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置(端末設備を除きます。)
26 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
27 自営端末設備	I P 通信網契約者、臨時 I P 通信網契約者又はローミング契約者が設置する端末設備
28 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
29 加入電話等契	加入電話契約者若しくは臨時加入電話契約者、総合ディジタ

約者	ル通信サービスに係る第1種契約者、臨時第1種契約者、第2種契約者若しくは臨時第2種契約者又は15欄の②に係るIP通信網契約者
30 加入電話等に関する権利	電話加入権、総合デジタル通信サービスに係る第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約若しくは臨時第2種契約に基づいて総合デジタル通信サービスの提供を受ける権利又は15欄の②に係るIP通信網サービス利用権（IP通信網契約者がIP通信網契約に基づいてIP通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）
31 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 IP通信網サービスの種類等

（IP通信網サービスの種類）

第4条 IP通信網サービスには、次の種類があります。

種類	内容
利用回線型サービス	利用回線（その加入電話等契約者がIP通信網契約者又は臨時IP通信網契約者と同一の者となるものに限ります。）を使用して提供するIP通信網サービス
契約者回線型サービス	契約者回線又は回線収容部を設置又は設定して提供するIP通信網サービスであって、契約者回線群型サービス以外のもの
契約者回線群型サービス	契約者回線群（IP通信網契約内において相互に通信を行うことができる契約者回線からなるグループをいいます。以下同じとします。）を設定して提供するIP通信網サービス

（IP通信網サービスの品目等）

第5条 IP通信網サービスには、料金表に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目（以下「細目」といいます。）等があります。

第3章 IP通信網サービスの提供区域

（IP通信網サービスの提供区域）

第6条 当社のIP通信網サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第4章 契約

（契約の種類）

第7条 IP通信網サービスに係る契約には、次の種別があります。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (1) IP通信網契約
- (2) 臨時IP通信網契約
- (3) ローミング契約

（契約の単位）

第8条 当社は、契約者回線等（第3条（用語の定義）の表の16欄の②に規定するものを除きます。）1回線ごとに1のIP通信網契約（臨時IP通信網契約を含みます。以

下同じとします。)を締結します。

ただし、第3条(用語の定義)の表の16欄の(2)に規定する契約者回線を設定して提供するIP通信網サービスについては、2契約者識別符号(IP通信網契約者又はローミング契約者を識別するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が別に定めるところにより付与するものをいいます。以下同じとします。)までごとに1のIP通信網契約又はローミング契約を、契約者回線群型サービスについては、1の契約者回線群ごとに1のIP通信網契約を締結します。

- 2 IP通信網契約者(臨時IP通信網契約者を含みます。以下同じとします。)又はローミング契約者は、それぞれ1のIP通信網契約又はローミング契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

第9条 当社は、IP通信網契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線(第3条(用語の定義)の表の16欄の(2)に規定するものを除きます。)の終端とします。

- 2 当社は、前項の地点(その地点が当社のIP通信網サービス取扱所内となる場合を除きます。)を定めるときは、IP通信網契約者と協議します。

(IP通信網サービス区域)

第10条 当社は、料金表第1表(料金)に定めるところによりIP通信網サービス区域を設定します。

- 2 当社は、IP通信網サービス区域を表示する図表をそのIP通信網サービス区域内の契約事務を行うIP通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

(収容IP通信網サービス取扱所)

第11条 契約者回線等は、それぞれ次のIP通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容します。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区 別	収容IP通信網サービス取扱所
1 契約者回線等の終端のある場所がIP通信網サービス区域内となるもの	そのIP通信網サービス区域内のIP通信網サービス取扱所であって、当社が指定するもの
2 契約者回線等の終端のある場所がIP通信網サービス区域外となるもの	その契約者回線等の終端のある場所の近隣のIP通信網サービス取扱所であって、当社が指定するもの

- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、収容IP通信網サービス取扱所を変更することがあります。

(注)当社は、本条の規定によるほか、第50条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、収容IP通信網サービス取扱所を変更することがあります。

(接続契約者回線の収容)

第11条の2 当社は、当社が指定するIP通信網サービス取扱所の1の回線収容部に1の接続契約者回線を収容します。

- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のIP通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(注)当社は、本条の規定によるほか、第50条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、他のIP通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(契約申込の方法等)

第12条 I P 通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) I P 通信網サービスの品目又は細目
 - (2) 利用回線型サービスについては、利用回線に係る契約者回線番号又は契約者回線等番号
 - (3) 契約者回線型サービスについては、契約者回線の終端の場所
 - (4) 回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスについては、接続契約者回線の契約者氏名、サービスの名称又は種類等
 - (5) 契約者回線群型サービスについては、契約者回線の終端の場所及び回線数
 - (6) その他申込みの内容を特定するための事項
- 2 D S L 方式又は無線アクセス方式を用いて提供する I P 通信網サービスに係る I P 通信網契約の申込みについては、その通信について D S L 方式に起因する事象又は無線アクセス方式に起因する事象が発生することがあることを承諾の上、契約申込をしていただきます。

(契約申込の承諾)

第13条 当社は、I P 通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、臨時 I P 通信網契約に係る契約申込があった場合は、申込みのあった I P 通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その契約申込を承諾します。
- 3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスに係る I P 通信網契約の申込みをした者が、その I P 通信網契約に係る接続契約者回線の契約を締結している者と同一の者とならないとき。
 - (2) I P 通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (3) I P 通信網契約の申込みをした者が I P 通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(ローミング契約の締結等)

第13条の 2 特定事業者が提供する特定電気通信サービスに係る契約を締結している者は、その契約ごとに当社と 1 のローミング契約を締結していることとなります。この場合において当社が提供する I P 通信網サービスの品目等は、その特定事業者から提供を受けている特定電気通信サービスに相当する品目等とします。

(基本契約期間)

第14条 I P 通信網サービスには、料金表第 1 表 (料金) に定めるところにより基本契約期間があります。

- 2 前項の基本契約期間は、I P 通信網サービスの提供を開始した日から起算して、1 年間とします。
- 3 I P 通信網契約者は、前項の基本契約期間内に契約の解除又は契約者回線の廃止若しくは移転等によりその I P 通信網契約に係る利用料金に変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第 1 表 (料金) に規定する額を支払っていただきます。

(契約者回線等番号)

第15条 契約者回線等番号は、当社が別に定めるところにより 1 の契約者回線等ごとに当社が定めます。

- 2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、契約者回線等番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、契約者回線等番号を変更する場合には、あらかじめそのことを I P 通信網契約者又はローミング契約者に通知します。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第50条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、契約者回線等番号を変更することがあります。

(品目等の変更)

第16条 I P 通信網契約者は、当社が別に定めるところにより I P 通信網サービスの品目又は細目の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の増設又は廃止)

第16条の2 契約者回線群型サービスに係る I P 通信網契約者は、契約者回線の増設又は廃止の請求を行うことができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第17条 契約者回線型サービス又は契約者回線群型サービスについて、I P 通信網契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(回線収容部の変更)

第17条の2 回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスに係る I P 通信網契約者は、接続契約者回線に係る終端(回線収容部に収容されるものに限り、)の場所について変更の申込みを行うときは、その内容について契約事務を行う I P 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の届出により、その接続契約者回線について他の I P 通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、第13条(契約申込の承諾)第3項各号のいずれかに該当する場合は、その変更を行わないことがあります。

(契約者回線の異経路)

第18条 契約者回線型サービス又は契約者回線群型サービスについて、当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、I P 通信網契約者(臨時 I P 通信網契約者を除きます。)の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路(以下「異経路」といいます。)により設置します。この場合において、当社は、その契約者回線を第11条(収容 I P 通信網サービス取扱所)第1項に規定する I P 通信網サービス取扱所以外の当社が指定する I P 通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容することがあります。

(その他の契約内容の変更)

第19条 I P 通信網契約者は、第12条(契約申込の方法等)第1項第6号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(I P 通信網サービスの利用の一時中断)

第20条 当社は、I P 通信網契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより I P 通信網サービスの利用の一時中断(I P 通信網サービスに係る電気通信設備を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(契約者回線の利用休止)

第21条 当社は、I P 通信網契約者(第40条(施設設置負担金の支払義務)に規定する施設設置負担金の支払いを要する者に限り、)以下この条において同じとします。)

から請求があったときは、契約者回線（利用開始以後、30日以上経過したものに限り
ます。以下この条において同じとします。）の利用休止（その契約者回線を他に転用す
ることを条件として、その契約者回線を一時的に利用できないようにすることをい
います。以下同じとします。）を行います。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 契約者回線の利用休止期間（その契約者回線を利用できないようにした日から利用
できるようにした日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）は、30日を超え
るものとし、5年を限度とします。

3 契約者回線の利用休止期間が5年を経過した後、IP通信網契約者が新たに契約者
回線の利用休止又は再利用の請求を行わない場合において、その5年間を経過した日
から起算してさらに5年を経過したときは、その契約は解除されたものとします。

（IP通信網サービス利用権の譲渡）

第22条 IP通信網サービス利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を
生じません。

2 IP通信網サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署し
た当社所定の書面により所属IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることがで
きます。

3 当社は、前項の規定によりIP通信網サービス利用権の譲渡の承認を求められたと
きは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) IP通信網サービス利用権を譲り受けようとする者がIP通信網サービスの料金
又は工事に関する費用の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。

(2) 利用回線型サービスについて、当社が別に定める場合に該当するとき。

(3) メニュー8に係るIP通信網サービスについて、当社が別に定める場合に該当す
るとき。

4 IP通信網サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、IP通信網契約者の
有していたIP通信網サービスに係る一切の権利及び義務（第46条（協定事業者に係
る債権の譲受等）の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を支払う義務を含み
ます。以下この条において同じとします。）を承継します。

5 特定事業者が提供する特定電気通信サービスに係る権利の譲渡があったときは、そ
のローミング契約に基づいてIP通信網サービスの提供を受ける権利の譲受人は、そ
のローミング契約者の有していたIP通信網サービスに係る一切の権利及び義務を承
継します。

（注1）本条第3項第2号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当す
るときとします。

(1) IP通信網サービス利用権の譲渡が、その利用回線に係る加入電話等に関する権
利の譲渡に伴うものでないとき。

(2) IP通信網サービス利用権を譲り受けようとする者がそのIP通信網契約に係る
加入電話等に関する権利を譲り受けようとする者と同じの者でないとき。

（注2）本条第3項第3号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当す
るときとします。

(1) 回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスに係るIP通信網サービス利
用権を譲り受けようとする者がそのIP通信網契約に係る接続契約者回線の契約を
締結している者と同じの者でないとき。

(2) 契約者回線型サービスに係るIP通信網サービス利用権を譲り受けようとする者
が他のメニュー8に係るIP通信網契約を締結している者（その契約者回線型サー
ビスに係るVPNグループに属するクラス1に係る者に限り、）と同じの者でない
とき。

(I P 通信網契約者が行う I P 通信網契約の解除)

第23条 I P 通信網契約者は、I P 通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 I P 通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う I P 通信網契約の解除)

第24条 当社は、次の場合には、その I P 通信網サービスの契約を解除することがあります。

- (1) 第34条(利用停止)の規定により I P 通信網サービスの利用を停止された I P 通信網契約者又はローミング契約者が、なお、その事実を解消しないとき。
 - (2) 当社が別に定める契約者回線等について、他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替え(契約者回線等に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。以下同じとします。)を行うことができないとき。
- 2 当社は、I P 通信網契約者又はローミング契約者が第34条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、I P 通信網サービスの利用停止をしないでそれぞれその I P 通信網契約又はローミング契約を解除することがあります。
- 3 当社は、第1項又は第2項に規定する場合のほか、次の場合は、その I P 通信網契約を解除します。
- (1) 利用回線型サービスについて、当社が別に定める場合に該当するとき。
 - (2) メニュー 8 に係る I P 通信網サービスについて、当社が別に定める場合に該当するとき。
 - (3) D S L 方式を用いて提供する I P 通信網サービスにあつては、当社がその契約者回線等に係る電気通信設備を撤去するとき。この場合において、電気通信設備の撤去に関する情報については、当社が別に定める方法によりあらかじめ閲覧に供します。
 - (4) 無線アクセス方式を用いて提供する I P 通信網サービスにあつては、無線アクセス装置の移設又は障害物等によって、I P 通信網サービスの利用ができなくなったとき。
- 4 当社は、前3項の規定により、その I P 通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ I P 通信網契約者にそのことを通知します。
- 5 当社は、特定事業者の特定電気通信サービスに係る契約の解除があった事実を知ったときは、そのローミング契約を解除します。
- (注1) 本条第3項第1号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。
- (1) 利用回線について、加入電話等契約の解除があったとき。
 - (2) 利用回線について、加入電話等に関する権利の譲渡があった場合であつて、I P 通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求がないとき。
 - (3) 利用回線について、利用休止があったとき。
 - (4) 利用回線が、移転等により I P 通信網サービスの提供区域外となったとき。
- (注2) 本条第3項第2号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。
- (1) 回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスについて、移転等によりその回線収容部に接続契約者回線を収容しないこととなったとき。
 - (2) 回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスについて、その I P 通信網契約者がその I P 通信網契約に係る接続契約者回線の契約を締結している者と同一の者でないとき。
 - (3) 契約者回線型サービスについて、その I P 通信網契約者が当社と締結している他のメニュー 8 に係る I P 通信網契約(その契約者回線型サービスに係る V P N グループに属するクラス 1 のものに限ります。)の解除があったとき。

(4) 契約者回線型サービスについて、そのIP通信網契約者がメニュー8に係るIP通信網契約者（その契約者回線型サービスに係るVPNグループに属するクラス1に係る者に限り、）と同一の者でないとき。

(5) クラス2に係る利用回線型サービスについて、その利用回線型サービスに係るVPNグループの廃止があったとき。

（その他の提供条件）

第25条 IP通信網契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第5章 付加機能

（付加機能の提供）

第26条 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、料金表第1表（料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

（注1）当社は、そのIP通信網契約が30日以内の利用期間を指定して締結されるものであるときは、臨時付加機能（IP通信網契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける付加機能をいいます。）に限り提供します。

（注2）当社は、付加機能を提供している契約者回線の利用休止があったときは、その付加機能を廃止します。

（付加機能の利用の一時中断）

第27条 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能）

第28条 IP通信網契約者は、前2条に規定するほか、利用の都度その利用の意思表示を行うことにより、料金表第1表（料金）に規定する付加機能を利用することができます。

第6章 端末設備の提供等

（端末設備の提供）

第29条 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、料金表第1表（料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

（注1）当社は、そのIP通信網契約が30日以内の利用期間を指定して締結されるものであるときは、臨時端末設備（IP通信網契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける端末設備をいいます。）に限り提供します。

（注2）当社は、端末設備を提供している契約者回線の利用休止があったときは、その端末設備を廃止します。

（端末設備の移転）

第30条 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

（端末設備の利用の一時中断）

第31条 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第7章 回線相互接続

(回線相互接続)

第32条 I P通信網契約者又はローミング契約者は、その契約者回線等の終端（相互接続点又は回線収容部におけるものを除きます。以下同じとします。）において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線等と当社又は当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を所属 I P通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。
- 3 I P通信網契約者又はローミング契約者は、その接続について、第1項の規定により所属 I P通信網サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
- 4 I P通信網契約者又はローミング契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により所属 I P通信網サービス取扱所に通知していただきます。

第8章 利用中止等

(利用中止)

第33条 当社は、次の場合には、I P通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき（相互接続協定に基づき協定事業者から請求があったものを含みます。）
 - (2) 第36条（通信利用の制限等）の規定により、I P通信網サービスの利用を中止するとき。
 - (3) 利用回線型サービスについて、利用回線に係る電話サービス、総合デジタル通信サービス又はI P通信網サービスの利用中止を行ったとき。
 - (4) 当社が別に定める契約者回線等について回線収容替え工事を行うとき。
- 2 当社は、前項の規定によりI P通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをI P通信網契約者又はローミング契約者に当社が別に定める方法によりお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合又は相互接続協定に基づく協定事業者からの請求によるものである場合は、この限りではありません。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める方法は、次のとおりとします。

- (1) 本条第1項第1号及び第2号に該当するときは、当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめI P通信網契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は当社が指定するホームページによる周知を行います。
- (2) 本条第1項第3号及び第4号に該当するときは、当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめI P通信網契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は電話又は書面等による通知を行います。

(利用停止)

第34条 当社は、I P通信網契約者又はローミング契約者が次のいずれかに該当すると

きは、6か月以内で当社が定める期間（そのIP通信網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったIP通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）そのIP通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) IP通信網契約者又はローミング契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のIP通信網サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) 第54条（利用に係るIP通信網契約者等の義務）の規定に違反したとき。
 - (4) 契約者回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）（以下「技術基準」といいます。）及び端末設備等の接続の条件（以下「技術的条件」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。
 - (6) 前5号のほか、この約款の規定に反する行為であってIP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定によりIP通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をIP通信網契約者又はローミング契約者に通知します。

第9章 通信

（発信者番号通知）

第35条 契約者回線等からの通信については、当社が別に定めるところにより発信者番号通知（契約者回線等に係る契約者回線等番号を通信の相手先の契約者回線等又は相互接続点へ通知することをいいます。）を行います。

ただし、IP通信網契約者がその取扱いを拒むときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、契約者回線等番号を通信の相手先の契約者回線等又は相互接続点へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

（注1）IP通信網契約者は、本条第1項の規定等により通知を受けた契約者回線等番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。

（注2）料金表に規定するメニュー1のものについては、その利用回線の契約者回線番号と同一の番号を契約者回線等番号として利用した発信者番号通知を行います。

（注3）料金表に規定するメニュー5のもの（帯域確保機能を利用しているものに限ります。）については、その契約者回線を利用回線とする音声利用IP通信網サービスに係る契約者回線番号と同一の番号を契約者回線等番号として利用した発信者番号通知を行います。

（通信利用の制限等）

第36条 当社は、IP通信網サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優

先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記17の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 利用回線型サービスに係るIP通信網契約者は、その利用回線に係る電話サービス契約約款、総合デジタル通信サービス契約約款又はこの約款に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、そのIP通信網サービスを利用することができないことがあります。
- 4 ローミング契約者は、特定事業者の契約約款等に基づきその特定電気通信サービスを利用することができない場合又は特定事業者との間の協定の定めるところによる場合は、そのIP通信網サービスを利用することができないことがあります。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第37条 当社が提供するIP通信網サービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

- 2 当社が提供するIP通信網サービスの工事に関する費用は、施設設置負担金、工事費及び線路設置費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。
- （注）本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供するIP通信網サービスの態様に応じて、利用料、回線利用料、付加機能利用料、回線終端装置利用料、屋内配線利用料及び機器利用料を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

（利用料金の支払義務）

第38条 IP通信網契約者は、その契約に基づいて、当社がIP通信網サービスの提供を開始した日（増設される契約者回線、付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日）から起算して、IP通信網契約の解除があった日（廃止される契約者回線、付加機能又は端末設備についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止の日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する利用料金の支払いを要します。

ただし、付加機能を利用して行った通信に関する利用料金について、料金表第1表

- (料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりIP通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。
- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、IP通信網契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (3) IP通信網契約者は、次の事由等により、相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用することができなくなった場合であっても、そのIP通信網契約に係る利用料金の支払いを要します。
- (ア) 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止
- (イ) 相互に接続する協定事業者の電気通信設備の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その電気通信設備を利用する契約を締結する者に帰する事由
- (4) 前3号の規定によるほか、IP通信網契約者は、次の場合を除き、IP通信網サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 IP通信網契約者の責めによらない理由により、そのIP通信網サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄に該当する場合、4欄に該当する場合、DSL方式を利用したIP通信網サービスにおいてDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合又は無線アクセス方式を利用したIP通信網サービスにおいて無線アクセス方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのIP通信網サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのIP通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのIP通信網サービスについての料金
3 契約者回線の利用休止をしたとき。	契約者回線の利用休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのIP通信網サービスについての料金
4 移転又は回線収容部の変更に伴って、IP通信網サービスを利用できなかった期間が生じたとき。(IP通信網契約者の都合により、IP通信網	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのIP通信網サービスについての料金

サービスを利用しなかった場合であつて、その設備を保留したときを除きます。)

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。
- 4 前3項に定めるほか、当社が別に定めるIP通信網契約者又はローミング契約者は、そのIP通信網サービスの一部(契約者回線等とその契約者回線等の終端がある都道府県の区域以外の都道府県の区域にある相互接続点との間の通信に係る部分であつて都道府県の区域をまたがる部分に限ります。以下この条において同じとします。)について、相互接続協定に基づき協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。)の契約約款等に定めるところにより、料金の支払いを要します。
- 5 前項の場合において、そのIP通信網サービスの一部の料金の設定については、協定事業者が行うものとし、その料金の請求その他の取り扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。
- (手続きに関する料金の支払義務)
- 第39条 IP通信網契約者は、IP通信網サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第2類(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。
- ただし、そのIP通信網サービスに係る工事の着手前にその契約の解除があつた場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社はその料金を返還します。
- (施設設置負担金の支払義務)
- 第40条 IP通信網契約者は、契約申込又は品目の変更、契約者回線の移転若しくは通信又は保守の態様による細目の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1(施設設置負担金)に規定する施設設置負担金の支払いを要します。
- ただし、契約者回線の設置又はIP通信網サービスの品目の変更等の工事の完了前にその工事に係る契約の解除又は請求の取消しがあつた場合はこの限りではありません。この場合、既にその施設設置負担金が支払われているときは、当社はその施設設置負担金を返還します。
- (工事費の支払義務)
- 第41条 IP通信網契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第2(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。
- ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があつた場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があつた場合は、前項の規定にかかわらず、IP通信網契約者は、その工事に関して解除等があつたときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
- (線路設置費の支払義務)
- 第42条 IP通信網契約者は、次の場合には、料金表第2表第3(線路設置費)に規定する線路設置費の支払いを要します。
- ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があつた場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。
- (1) (2)以外の場合

- ア 契約者回線の終端が I P 通信網サービス区域外（契約者回線がその收容 I P 通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合には、その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域外とします。以下この条において同じとします。）となる契約申込をし、その承諾を受けたとき。
- イ 契約者回線の終端が I P 通信網サービス区域外となる契約者回線について、I P 通信網サービスの品目の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
- ウ 移転後の契約者回線の終端が I P 通信網サービス区域外となる契約者回線の移転（移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）端末設備の設置範囲内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。

(2) 契約者回線が異経路となる場合

契約者回線を異経路とすることの請求をし、その承諾を受けたとき。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、I P 通信網契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（契約者回線が異経路となる場合以外の場合にあっては、I P 通信網サービス区域外における契約者回線の新設の工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 3 節 料金の計算等

（料金の計算等）

- 第43条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第 4 節 割増金及び延滞利息

（割増金）

- 第44条 I P 通信網契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

- 第45条 I P 通信網契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

- (注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第 5 節 協定事業者に係る債権の譲受等

（協定事業者に係る債権の譲受等）

- 第46条 協定事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。）と電気通信サービスに係る契約を締結している I P 通信網契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、I P 通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

- 2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する I P 通信網サービスの料金とみなして取り扱います。

（協定事業者が定める料金等の滞納通知）

- 第47条 I P 通信網契約者は、I P 通信網契約者が前条の規定により当社が譲り受けた

債権に係る債務を当社が定める支払期日までに支払わないときは、当社がその料金の支払いがない旨等を協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第11章 保守

(I P通信網契約者等の維持責任)

第48条 I P通信網契約者又はローミング契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

(I P通信網契約者等の切分責任)

第49条 I P通信網契約者又はローミング契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、I P通信網契約者又はローミング契約者から要請があったときは、当社は、I P通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果をI P通信網契約者又はローミング契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、I P通信網契約者又はローミング契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、I P通信網契約者又はローミング契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結しているI P通信網契約者又はローミング契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第50条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第36条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記17に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの

	国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

（注）当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的に収容IP通信網サービス取扱所又はその経路を変更することがあります。

第12章 損害賠償

（責任の制限）

第51条 当社は、IP通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのIP通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのIP通信網契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者がその契約約款等に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、IP通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのIP通信網サービスの利用料金を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりIP通信網サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、付加機能又は端末設備に係る損害賠償の取扱いについて料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（注1）本条第1項に規定するIP通信網サービスが全く利用できない状態には、DSL方式に起因する事象又は無線アクセス方式に起因する事象は含みません。

（注2）本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（免責）

第52条 当社は、IP通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、IP通信網契約者又はローミング契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。

ただし、技術的条件の規定の変更（IP通信網サービス取扱所に設置する交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第13章 雑則

（承諾の限界）

第53条 当社は、IP通信網契約者又はローミング契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく

困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
(利用に係る I P 通信網契約者等の義務)

第54条 I P 通信網契約者又はローミング契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が I P 通信網契約又はローミング契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が I P 通信網契約又はローミング契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けられないこと。

(4) 当社が I P 通信網契約又はローミング契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 I P 通信網契約者又はローミング契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(I P 通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等)

第55条 I P 通信網契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

(I P 通信網サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)

第56条 当社は、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所において、 I P 通信網サービスにおける基本的な技術的事項及び I P 通信網サービスを利用するうえで参考となる技術資料を閲覧に供します。

(I P 通信網契約者等の氏名等の通知)

第57条 I P 通信網契約者又はローミング契約者は、協定事業者(その I P 通信網契約者又はローミング契約者が I P 通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。)又は特定事業者から請求があったときは、当社がその I P 通信網契約者又はローミング契約者の氏名、住所及び通信履歴等を、その協定事業者又は特定事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 I P 通信網契約者又はローミング契約者は、当社が通信履歴等その I P 通信網契約者又はローミング契約者に関する情報を、当社の委託により I P 通信網サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

(協定事業者等からの通知)

第58条 I P 通信網契約者又はローミング契約者は、当社が、料金若しくは工事に関する費用の適用又は I P 通信網サービスの提供に当たり必要があるときは、協定事業者又は特定事業者からその料金若しくは工事に関する費用を適用する又はその I P 通信網サービスを提供するために必要な I P 通信網契約者又はローミング契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第59条 当社は、 I P 通信網契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。)の契約約款等の規定により協定事業者がその I P 通信網契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1) その申出をした I P 通信網契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の

支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

- (2) その I P 通信網契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その I P 通信網契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

(協定事業者による I P 通信網サービスに関する料金等の回収代行)

第60条 当社は、I P 通信網契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその I P 通信網契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限り、以下この条において同じとします。)が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした I P 通信網契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その I P 通信網契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その I P 通信網契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者を支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(法令に規定する事項)

第61条 I P 通信網サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記5から9に定めるところによります。

(閲覧)

第62条 この約款において、**当社が別に定めることとしている事項**については、当社は閲覧に供します。

第14章 附帯サービス

(附帯サービス)

第63条 I P 通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記10から16の2に定めるところによります。

別記

1 I P通信網サービスの提供区域等

- (1) I P通信網サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。

都 道 府 県 の 区 域
富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

- (2) 当社のI P通信網サービスに係る通信は、契約者回線等相互間又は契約者回線等と相互接続点との間において提供します。
- (3) 当社は契約者回線等を収容する取扱所交換設備が設置されるI P通信網サービス取扱所について、閲覧に供します。

2 I P通信網契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりI P通信網契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属I P通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- (4) (1)から(3)の規定にかかわらず、利用回線型サービスに係るI P通信網契約者の地位の承継において(1)の届出がないときは、当社は、その利用回線型サービスに係る利用回線の加入電話等契約者の地位の承継の届出をもって、そのI P通信網契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。
- (5) (1)から(3)の規定にかかわらず、メニュー8における契約者回線型サービスに係るI P通信網契約者の地位の承継において(1)の届出がないときは、当社は、その契約者回線型サービスに係るI P通信網契約者が属するV P Nグループにおけるクラス1に係るI P通信網契約者の地位の承継の届出をもって、そのI P通信網契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

3 I P通信網契約者の氏名等の変更の届出

- (1) I P通信網契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかに所属I P通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- ただし、その変更があったにもかかわらず所属I P通信網サービス取扱所に届出がないときは、第24条(当社が行うI P通信網契約の解除)及び第34条(利用停止)に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 I P通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、そのI P通信網契約者から提供していただきます。

ただし、I P通信網契約者から要請があったときは、当社は、その契約者回線等

- の設置場所を提供することがあります。
- (2) 当社が I P 通信網契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、I P 通信網契約者から提供していただくことがあります。
 - (3) I P 通信網契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
- 5 自営端末設備の接続等
- (1) I P 通信網契約者又はローミング契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）技術基準及び技術的条件に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
 - (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
 - イ その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。
 - (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
 - (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
 - (5) I P 通信網契約者又はローミング契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
 - (6) I P 通信網契約者又はローミング契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
 - (7) I P 通信網契約者又はローミング契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。
- 6 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- (1) 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、I P 通信網契約者又はローミング契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、I P 通信網契約者又はローミング契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
 - (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
 - (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、I P 通信網契約者又はローミング契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) I P通信網契約者又はローミング契約者は、その契約者回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。）の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) I P通信網契約者又はローミング契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) I P通信網契約者又はローミング契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) I P通信網契約者又はローミング契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

10 利用権に関する事項の証明

- (1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

 - ア I P通信網契約又は臨時I P通信網契約の申込みの承諾年月日
 - イ I P通信網契約者の住所又は居所及び氏名
 - ウ 契約者回線等の終端のある場所
 - エ そのI P通信網サービスの種類、品目及び細目
 - オ 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号
 - カ 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日
 - キ 差押（滞納処分（国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあっては、参加差押を含みます。）仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号
- (2) 利害関係人は、(1)の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、所属I P通信網サービス取扱所に提出していただきます。この場合、料金表第3表（附帯サービスに関する料金等）に規定する手数料の支払いを要します。

(3) I P通信網契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

11 支払証明書の発行

(1) 当社は、I P通信網契約者等から請求があったときは、当社が指定するI P通信網サービス取扱所において、そのI P通信網サービス及び附帯サービスの料金その他の債務（この約款の規定により支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

(2) I P通信網契約者は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金等）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

(3) I P通信網契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

12 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、I P通信網サービスの契約の申込みをする者又はI P通信網契約者から要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

13 情報料回収代行等

(1) 当社は、I P通信網契約者（当社が別に定める者に限ります。以下この別記13において同じとします。）から当社が別に定めるところにより請求があったときは、有料情報サービス（情報サービスのうち、I P通信網契約者が有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。）の利用に係る有料情報利用者識別符号（有料情報サービスを利用するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）をそのI P通信網契約者に付与します。

(2) 有料情報利用者識別符号は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをI P通信網契約者にお知らせします。

(3) I P通信網契約者は有料情報利用者識別符号の適正な管理に努めていただきます。

(4) 当社は、I P通信網契約者から請求があったときは、有料情報利用者識別符号を利用して行った有料情報サービスの利用に係る情報料（有料情報サービスの利用の際に、有料情報サービスの提供者（以下「有料情報提供者」といいます。）がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。）を、その有料情報提供者の代理人として回収します。

(5) 当社は、(4)の規定により回収する情報料については、その有料情報サービスの利用に係るI P通信網サービスの利用料金に適用される料金月（料金表通則の1に規定するものとします。）ごとに集計のうえ、そのI P通信網契約者に請求します。

(6) (5)の場合において、課金する情報料は、当社の機器により計算します。

(7) 当社が定める期間が経過しても回収できない情報料については、有料情報提供者が回収するものとします。

(8) 当社は、有料情報提供者からの請求があった場合は、その有料情報提供者が提供する有料情報サービスの利用者の氏名、住所等（有料情報利用者識別符号の付与の請求の際にそのI P通信網契約者が当社に届け出たものとします。）をその有料情報提供者に通知することがあります。

(9) I P通信網契約者は、当社が指定するI P通信網サービス取扱所に申出をさせていただいたうえで、当社が別に定めるところにより、有料情報サービスの利用の規制及び利用の規制の解除を行うことができます。

14 情報料回収代行等に係る免責

当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません

15 削除

16 削除

16の2 回線終端装置設定情報一元登録サービス

(1) 当社は、料金表に定めるIPv6通信契約者回線に係るIP通信網契約者から請求があったときは、回線終端装置設定情報一元登録サービス(そのIP通信網契約者(以下「一元登録契約者」といいます。))が、その契約者回線以外の契約者回線(料金表に定めるIPv6通信契約者回線に係るものに限ります。以下この別記16の2において同じとします。)の回線終端装置に係る設定情報を一元的に登録することができるサービスをいいます。以下同じとします。)を提供します。

(2) 一元登録契約者は、回線終端装置設定情報一元登録サービスを利用するに当たって、その一元登録契約者が設定情報を一元的に登録することとなる回線終端装置に係る契約者回線及びそれらの契約者回線からなるグループ(以下「一元登録回線グループ」といいます。以下同じとします。)を指定していただきます。この場合、1の一元登録回線グループに属する契約者回線の数最大20までとし、1の一元登録契約者が指定することができる一元登録回線グループの数は、その一元登録契約者に係る1の契約者回線ごとに100までとします。

ただし、1の契約者回線が2以上の一元登録回線グループに属することとなる指定をすることはできません。

(3) 一元登録契約者は、その契約者回線以外の契約者回線の回線終端装置に係る設定情報を一元的に登録することについて、その一元登録回線グループに係るすべてのIP通信網契約者の同意を事前に得ていただきます。

(4) 回線終端装置設定情報一元登録サービスに係る利用料金の支払義務に関する取扱いは、次のとおりとします。

ア 一元登録契約者は、当社が回線終端装置設定情報一元登録サービスの提供を開始した日から起算して、回線終端装置設定情報一元登録サービスの廃止があった日の前日までの期間について、料金表第3表(附帯サービスに関する料金等)に規定する利用料金の支払いを要します。

イ アの期間において、利用の一時中断等により回線終端装置設定情報一元登録サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払い及び支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときの取扱いについては、それぞれ第38条第2項及び第3項に準じて取り扱います。

(5) 一元登録契約者は、回線終端装置設定情報一元登録サービスの申込み又は一元登録回線グループに属する契約者回線の数の変更その他工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表(附帯サービスに関する料金等)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、回線終端装置設定情報一元登録サービスに係る工事の着手前にそのサービスの申込み又はその工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

(6) 回線終端装置設定情報一元登録サービスの料金に係る計算方法及び支払方法、割増金並びに延滞利息に関する取扱いについては、それぞれ第43条、第44条及び第45条に準じて取り扱います。

(7) 一元登録契約者は、一元登録回線グループを構成する契約者回線の回線終端装置に係る設定情報の適正な管理に努めていただきます。

(8) 当社は、その一元登録契約者に係る契約者回線についてIP通信網サービス利用権の譲渡があった場合は、その回線終端装置設定情報一元登録サービスを廃止しま

す。

- (9) 一元登録契約者は、一元登録回線グループに属する契約者回線についてIP通信網サービス利用権の譲渡があった場合は、その契約者回線をその一元登録回線グループから除外する旨の指定をしていただきます。
- (10) 当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、回線終端装置設定情報一元登録サービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。
- (11) 回線終端装置設定情報一元登録サービスに関するその他の取扱いについては、IP通信網サービスの場合に準ずるものとします。

17 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(料金の計算方法等)

1 当社は、ＩＰ通信網契約者（臨時ＩＰ通信網契約に係るＩＰ通信網契約者を除きます。以下１から４の規定において同じとします。）がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月（１の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金（第１表第１類第１の２－７（メニュー－７に関する利用料金）②に規定する利用料及び２－９（付加機能利用料）の同報通信機能の加算額に係るものを除きます。）をその利用日数に応じて日割します。

(1) 料金月の初日以外の日によりＩＰ通信網サービスの提供の開始（増設される契約者回線、付加機能又は端末設備についてはその提供の開始）があったとき。

(2) 料金月の初日以外の日により契約の解除又は廃止される契約者回線、付加機能若しくは端末設備の廃止等があったとき。

(3) 料金月の初日によりＩＰ通信網サービスの提供を開始（増設される契約者回線、付加機能又は端末設備についてはその提供を開始）し、その日にその契約の解除又は契約者回線、付加機能若しくは端末設備の廃止があったとき。

(4) 料金月の初日以外の日によりＩＰ通信網サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(5) 第38条（利用料金の支払義務）第２項第４号の表の規定に該当するとき。

(6) ４の規定に基づく起算日の変更があったとき。

3 ２の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第38条第２項第４号の表の１欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、１に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

6 ＩＰ通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するＩＰ通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

7 ＩＰ通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、ＩＰ通信網契約者の承諾を得て、２月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

9 当社は、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、ＩＰ通信網契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 9に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

10 第38条(利用料金の支払義務)から第42条(線路設置費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(注1) 10において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)によるものとします。

(注2) この料金表において税込価格(税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)と表示されていない額は、税抜価格とします。

(注3) この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のIP通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金(附带サービスの料金を除きます。)

第1類 IP通信網サービスに関する利用料金

第1 臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの

1 適用

区 分	内 容
(1) IP通信網サービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、IP通信網サービスの需要と供給の見込み等を考慮してIP通信網サービス区域を設定します。
(2) IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。 ア メニュー1 [フレッツ・ISDN] (利用回線(第1種総合デジタル通信サービス又は第2種総合デジタル通信サービスの契約者回線とします。)を使用して提供するもの) (ア) メニュー1は、利用回線型サービスのみ提供します。 (イ) メニュー1の利用回線が総合デジタル通信サービスの24B利用に係る契約者回線のときは、その共用契約者回線1回線ごとに1のIP通信網契約を締結することができます。 (ウ) メニュー1は、1の利用回線につき(その利用回線が総合デジタル通信サービスの24B利用に係る契約者回線である場合には、その共用契約者回線1回線につき)、1のBチャンネルに限り利用でき、最大64kbit/sまでの伝送速度による通信の利用ができません。 (エ) メニュー1に係る通信は、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー1からメニュー6に係る契約者回線等(当社が別に定める場合を除きます。)との間において行うこと

ができます。

イ メニュー2

(契約者回線等からの着信等により利用可能なものであって、メニュー3以外のもの)

(ア) メニュー2は、契約者回線型サービス及び契約者回線群型サービスを提供します。

(イ) メニュー2には、次表のとおり通信の態様による細目があります。

区 別	内 容
メニュー2 - 1 (フレッツ・オフィス)	メニュー2 - 2以外のもの
メニュー2 - 2 (フレッツ・V PNゲート)	メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3又はメニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリー3、200Mb/s若しくは1Gb/sに係る契約者回線との間において通信を行うことが可能なもの

(ウ) メニュー2 - 1には、次表のとおり品目及び細目があります。

A インタフェースによる細目及び品目

インタフェースによる細目	品 目	内 容
メニュー2 - 1 - 1 (下記以外のもの)	128kb/s	128kbit/sの符号伝送が可能なもの
	1.5Mb/s	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの
メニュー2 - 1 - 2 (ATM方式によるもの)	契約者回線型サービスに係るもの	0.5Mb/s及び1Mb/sから1Mb/sごとに135Mb/sまで 各品目に相当する専用サービス契約約款に規定するATM専用サービスと同一の伝送速度による符号伝送が可能なもの
	契約者回線群型サービスに係るもの	12Mb/s その契約者回線群におけるすべての契約者回線の論理チャネル(データ伝送サービス契約約款に規定する論理チャネルと同一のものをいいます。以下同じとします。)の上限伝送速度の合計値を12.0Mbit

			/sまでとするもの
		42Mb/s	その契約者回線群におけるすべての契約者回線の論理チャネルの上限伝送速度の合計値を42.0Mbit/sまでとするもの
メニュー 2 - 1 - 3 (イーサ ネット方 式による もの)	契約者 回線型 サービ スに係 るもの 契約者 回線群 型サー ビスに 係るも の	1 Gb/s	最大1.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
		10Mb/s	その契約者回線群について、10.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		100Mb/s	その契約者回線群について、100.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 契約者回線群型サービスは、メニュー2 - 1 - 2 又はメニュー2 - 1 - 3のものに限り提供しません。
- 2 ATM方式とは、取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に、契約者回線型サービスにあつては専用サービス契約約款に規定するATM専用サービス、契約者回線群型サービスにあつてはこの備考の5に規定する追加契約者回線以外の契約者回線についてデータ伝送サービス契約約款に規定するATMデータ通信網サービスと同一内容の電気通信回線を設置して提供する方式をいいます。
- 3 イーサネット方式とは、その終端におけるインタフェース種別がイーサネット対応のものである電気通信回線のみを設置して提供する方式をいいます。
- 4 メニュー2 - 1 - 3における1 Gb/sのものは、(カ)のAに規定する伝送速度に関する細目の中からあらかじめIP通信網契約者が指定した細目に係る伝送速度による符号伝送を行うことができます。
- 5 契約者回線群型サービスは、追加契約者回線(その終端におけるインタフェース種別がイーサネット対応のものである契約者回線(メニュー2 - 1 - 3のものについて当社が指定する1の契約者回線を除きます。)をいいます。以下同じとします。)の増設又は廃止を行うことができます。
- 6 当社は、契約者回線群型サービスについて、追加契約者回線のみによる提供は行いません。

- 7 メニュー 2 - 1 - 2 の契約者回線群型サービスについて、1 の契約者回線群に係る契約者回線(追加契約者回線を除きます。以下この備考の 7 及び 8 において同じとします。)の回線数の上限は 63 とし、1 の契約者回線に係る論理チャンネルの数の上限は 1 とします。
- 8 メニュー 2 - 1 - 3 の契約者回線群型サービスについて、1 の契約者回線群に係る契約者回線の回線数の上限は 1 とします。
- 9 契約者回線群型サービスについて、1 の契約者回線群に係る契約者回線の終端の場所は、同一の都道府県の区域内とします。

B 通信が可能な区域による細目

区 別	内 容
プラン 1 (フレッツ・オフィス)	その契約者回線に係る通信について、同一の都道府県の区域における通信のみが可能なもの
プラン 2 (フレッツ・オフィス ワイド)	プラン 1 以外のもの

(エ) メニュー 2 - 1 - 1 又はメニュー 2 - 1 - 2 の契約者回線型サービスには、細目として、それぞれ各品目に相当する専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの品目又は同契約約款に規定する ATM 専用サービスの品目(セカンドクラスに係るものを除きます。)と同一のものがああります。

(オ) メニュー 2 - 1 - 2 の契約者回線群型サービスには、次表のとおり細目があります。

細 目	内 容
中継伝送回線の符号伝送速度に関する細目	中継伝送回線(その契約者回線群に係るすべての契約者回線のすべての通信を伝送するために設置される 1 の電気通信回線をいいます。以下同じとします。)に係る符号伝送速度の細目であって、ATM データ通信網サービスに係る品目と同一の伝送速度が可能なもの
契約者回線(追加契約者回線を除きます。)の符号伝送速度に関する細目	ATM データ通信網サービスに係る品目と同一の伝送速度が可能なもの
追加契約	10Mb/s
	最大 10.0Mbit/s の符号伝送が

者回線の符号伝送速度に関する細目		可能なもの
論理チャンネルに関する細目	通信の区別	A T Mデータ通信網サービスにおける通信の区別がタイプ1のものと同一のもの
	サービスクラスによる区別	A T Mデータ通信網サービスにおけるサービスクラスによる区別と同一のもの
	上限伝送速度の細目	A T Mデータ通信網サービスにおける上限伝送速度の細目と同一のもの(64kb/sのものを除きます。)
	クラス2に係る最低伝送速度の細分	A T Mデータ通信網サービスにおけるクラス2に係る最低伝送速度の細分と同一のもの

備考

- 1 論理チャンネルは、契約者回線(追加契約者回線を除きます。)と中継伝送回線との間において設定します。
- 2 中継伝送回線において設定できる論理チャンネルの伝送速度については、各論理チャンネルごとの上限伝送速度の合計値が、その中継伝送回線の符号伝送速度に関する細目に係る伝送速度以下となる場合に限り設定することができます。

(力) メニュー2-1-3における1Gb/sのものには、次表のとおりその他の細目があります。

A 伝送速度に関する細目

細目	内 容
100Mb/s	100.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
400Mb/s	400.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
600Mb/s	600.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
700Mb/s	700.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
800Mb/s	800.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
900Mb/s	900.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1Gb/s	1.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 IP通信網契約者は、その細目に係る伝送速度における100.0Mbit/s(以下この欄において「指定単位」といいます。)ごとに、以下の着信回線種別(その契約者回線が着信することが可能なIP通信網サービスの種別をいいます。以下同じとします。)の中から1つ以上を、あらかじめ指定していただきます。
 - (1) メニュー1
 - (2) メニュー4
 - (3) メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン1
 - (4) メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン2及びプラン3並びにメニュー5 - 2の46Mb/s及び100Mb/sのカテゴリー1
 - (5) メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4及び1Gb/sのプラン1並びにメニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリー2
 - (6) メニュー6及び無線アクセス機能に係るもの
- 2 前項において(4)に係る着信回線種別を指定した場合は、その着信回線種別に係る伝送速度については、そのIP通信網契約に係る細目の伝送速度までの符号伝送が可能となる場合があります。この場合において、各指定単位に係る伝送速度については、100.0Mbit/s未満となることがあります。
- 3 IP通信網契約者は、この備考の1の規定により指定した着信回線種別を変更することができます。

B 保守の態様による細目

細 目		内 容
クラス1		クラス2以外のもの
クラス2	クラス2 - 1	契約者回線が二重化されているものであって、クラス2 - 2以外のもの
	クラス2 - 2	契約者回線が二重化されているものであって、その両方を同時に利用することが可能なもの

(注) 保守の態様による細目にかかわらず、符号伝送に係る伝送速度については、A(伝送速度に関する細目)に規定するところによります。

(キ) メニュー2 - 1 - 3の契約者回線群型サービスには、次表のとおり細目があります。

細 目	内 容	
契約者回線(追加契約者回線を除きます。以下この表にお	10Mb/s	最大10.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	最大100.0Mbit/sの

いて同じとします。)の伝送速度に関する細目		符号伝送が可能なもの
追加契約者回線の伝送速度に関する細目	10Mb/s	最大10.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	最大100.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 契約者回線の伝送速度に関する細目が10Mb/sのもの又は100Mb/sのものは、それぞれ品目が10Mb/sのもの又は100Mb/sのものに限り提供します。
- 2 追加契約者回線の伝送速度に関する細目が100Mb/sのものは、品目が100Mb/sのものに限り提供します。
- 3 1の契約者回線群に係る追加契約者回線の回線数の上限は10とします。

(ク) メニュー2-2には、次表のとおり通信の態様による細目があります。

区 別	内 容
メニュー2-2-1	メニュー5-1の1Gb/sのプラン2又はプラン3のものに係る契約者回線との間において通信を行うことができないもの
メニュー2-2-2	メニュー2-2-1以外のもの

(ケ) メニュー2-2-1には、契約者回線について次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

A 品目

品 目	内 容
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1Gb/s	最大1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考 1Gb/sのものは、(ケ)に規定する伝送速度に関する細目の中からあらかじめIP通信網契約者が指定した細目に係る伝送速度による符号伝送を行うことができます。

B 通信が可能な区域による細目

区 別	内 容
-----	-----

プラン 1	その契約者回線に係る通信について、同一の都道府県の区域における通信のみが可能なもの
プラン 2	プラン 1 以外のもの

C 通信が可能な契約者回線等による細目

品 目	内 容
グレード 1	その契約者回線に係る通信について、メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 5 若しくは200Mb/s又はメニュー 5 - 2 の100Mb/sのカテゴリ 3 若しくは200Mb/sのものに係る契約者回線との間の通信のみが可能なもの
グレード 2	グレード 1 以外のもの

(コ) メニュー 2 - 2 - 1 における 1 Gb/sのものには、次表のとおりその他の細目があります。

A 伝送速度に関する細目

細 目	内 容
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの
400Mb/s	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの
600Mb/s	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの
700Mb/s	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの
800Mb/s	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの
900Mb/s	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1 Gb/s	1 Gbit/sの符号伝送が可能なもの

B 保守の態様による細目

細 目	内 容
クラス 1	クラス 2 以外のもの
クラス 2	クラス 2 - 1
	クラス 2 - 2
	契約者回線が二重化されているものであって、クラス 2 - 2 以外のもの
	契約者回線が二重化されているものであって、その両方を収容 I P 通信網サービス取扱所から契約者回線の終端への伝送方向についての通信において、同時

に利用することが可能なもの

(注) 保守の態様による細目にかかわらず、符号伝送に係る伝送速度については、A（伝送速度に関する細目）に規定するところによります。

(サ) メニュー 2 - 2 - 2 には、契約者回線について次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

A 品目

品 目	内 容
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1 Gb/s	1 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
10Gb/s	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの

B 通信が可能な区域による細目

区 別	内 容
プラン 1	その契約者回線に係る通信について、同一の都道府県の区域における通信のみが可能なもの
プラン 2	プラン 1 以外のもの

C 通信が可能な契約者回線等による細目

品 目	内 容
グレード 1	その契約者回線に係る通信について、メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 5、200 Mb/s若しくは 1 Gb/sのプラン 2 若しくはプラン 3 又はメニュー 5 - 2 の100Mb/sのカテゴリ 3、200Mb/s若しくは 1 Gb/sのものに係る契約者回線との間の通信のみが可能なもの
グレード 2	グレード 1 以外のもの
備考	グレード 2 のものは100Mb/s又は1Gb/sのものに限り提供します。

D 保守の態様による細目

細 目	内 容
クラス 1	クラス 2 以外のもの
クラス 2	クラス 2 - 1
	クラス 2 - 2
	契約者回線が二重化されているものであって、クラス 2 - 2 以外のもの
	契約者回線が二重化されているものであって、その両方を収容 I P 通信網サービス取扱所から契約者回線の終端への伝送方向

についての通信において同時に
利用することが可能なもの

備考

- 1 クラス 1 のものは、100Mb/sのもの又は1Gb/sのものに限り提供します。
- 2 クラス 2 - 1 のものは、1 Gb/sのものに限り提供します。
- 3 クラス 2 - 2 のものは、1 Gb/sのもの又は10Gb/sのものに限り提供します。

(注) 保守の態様による細目にかかわらず、符号伝送に係る伝送速度については、A (伝送速度に関する細目) に規定するところによります。

(シ) メニュー 2 - 2 - 2 における10Gb/sのものには、次表のとおり伝送速度に関するその他の細目があります。

細 目	内 容
1 Gb/s	1 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
2 Gb/s	2 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
3 Gb/s	3 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
4 Gb/s	4 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
5 Gb/s	5 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
6 Gb/s	6 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
7 Gb/s	7 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
8 Gb/s	8 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
9 Gb/s	9 Gbit/sの符号伝送が可能なもの
10Gb/s	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 I P 通信網契約者は、その細目に係る伝送速度における 1 Gbit/sごとに、以下の着信回線種別(その契約者回線が着信することが可能な I P 通信網サービスの種別をいいます。)の中から 1 つ以上を、あらかじめ指定いただきます。
 - ア メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 5
 - イ メニュー 5 - 1 の200Mb/s
 - ウ メニュー 5 - 1 の 1 Gb/sのプラン 2
 - エ メニュー 5 - 1 の 1 Gb/sのプラン 3
 - オ メニュー 5 - 2 の100Mb/sのカテゴリ - 3
 - カ メニュー 5 - 2 の200Mb/s
 - キ メニュー 5 - 2 の 1 Gb/s
- 2 I P 通信網契約者は、この備考の 1 の規定により指定した着信回線種別で指定した着信回線種別を変更することができます。

(ス) メニュー 2 に係る通信は、契約者回線等（メニュー 1、メニュー 4、メニュー 5 及びメニュー 6 に係るものに限ります。）からの着信（着信者識別符号（メニュー 2 に係る IP 通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組合せであって、当社が別に定めるところにより割り当てるものをいいます。以下同じとします。）を利用したものとします。）により行うことができるもの及び契約者回線群型サービスに係る契約者回線相互間に係る通信を行うことができます。

ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。

（注）(ス)に規定する当社が別に定めるところは、1 の契約者回線ごとに 1 の着信者識別符号とします。

(セ) (ス)に規定する着信者識別符号は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを IP 通信網契約者にお知らせします。

(ソ) メニュー 2 - 1 - 1 のもの（1.5Mb/s 品目のうちエコノミークラスのものであって、その契約者回線の終端の場所を IP 通信網サービス取扱所（その契約者回線の終端に対向する装置が設置される IP 通信網サービス取扱所に限ります。）内とするものを除きます。）メニュー 2 - 1 - 2 の契約者回線型サービスのもの並びにメニュー 2 - 2 - 1 における 10Mb/s、100Mb/s 及び 1 Gb/s（その契約者回線の終端の場所を IP 通信網サービス取扱所内とするものを除きます。）に係る IP 通信網契約者が指定することのできる契約者回線の終端の場所は、当社が別に定める IP 通信網サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められている場合は、その IP 通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。）内に限ります。

(タ) メニュー 2 - 1 - 1（契約者回線の終端の場所を IP 通信網サービス取扱所内とするものに限ります。）のもの、メニュー 2 - 1 - 3 における 10Mb/s、100Mb/s 及び 1 Gb/s（その契約者回線の終端の場所を IP 通信網サービス取扱所内とするものに限ります。）のもの、メニュー 2 - 2 - 1 における 10Mb/s、100Mb/s 及び 1 Gb/s（その契約者回線の終端の場所を IP 通信網サービス取扱所内とするものに限ります。）のもの又メニュー 2 - 2 - 2 における 100Mb/s、1 Gb/s 及び 10Gb/s（その契約者回線の終端の場所を IP 通信網サービス取扱所内とするものに限ります。）のものに係る契約者回線の終端の場所は、IP 通信網契約者が指定する IP 通信網サービス取扱所（その契約者回線の終端に対向する装置が設置される IP 通信網サービス取扱所に限ります。）内において当社が指定します。

(チ) メニュー 2 - 1 - 3 若しくはメニュー 2 - 2 - 1 における 1 Gb/s のもの又はメニュー 2 - 2 - 2 のもの

((タ)に係るものを除きます。)に係るIP通信網契約者が指定することのできる契約者回線の終端の場所は、当社が別に定めるIP通信網サービス取扱所が所在する電話加入区域(その電話加入区域に収容区域が定められている場合は、そのIP通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。)内における当社が別に定める提供区域内)内に限ります。

(ツ) 当社は、(ソ)に規定する契約者回線又はメニュー2-1-2の契約者回線群型サービスに係る契約者回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。

(メニュー2-1-2のものに係る契約者回線が2芯式の場合を除きます。)

(テ) IP通信網契約者は、メニュー2-1とメニュー2-2との間の変更を行うことはできません。

ウ メニュー3 [フレッツ・オフィス(サーバ持込型)]

(契約者回線等からの着信により利用可能なものであって、取扱所交換設備と契約者回線の終端との間の1の電気通信回線設備を複数のIP通信網契約者が同時に利用することがあるもの)

(ア) メニュー3は、契約者回線型サービスのみ提供します。

(イ) メニュー3には、次表のとおり品目があります。

品目	内 容
10Mb/s	最大10.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	最大100.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 IP通信網契約者は、契約者回線等からの着信により利用可能となる通信について、当社が別に定めるところにより割り当てたIPアドレスが設定された電気通信設備との間の通信のみを利用可能としていただきます。
- 2 IP通信網契約者は、当社が、当社が別に定めるところによりIP通信網契約者が設置しているサーバ装置に蓄積されている符号が他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると判断した場合は、当該符号の伝送を停止し、又は符号を消去していただくことがあります。
- 3 当社は、この備考の2の規定における判断をした場合において、緊急やむを得ない場合は、その契約者回線に係るすべての符号の伝送を停止する場合があります。
- 4 当社は、この備考の3の規定により符号の伝送を停止したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

(ウ) メニュー 3 に係る契約者回線の終端の場所は、I P 通信網契約者が指定する収容 I P 通信網サービス取扱所 (契約者回線を収容する取扱所交換設備が設置される I P 通信網サービス取扱所に限ります。)内において当社が指定します。

(エ) メニュー 3 に係る通信は、契約者回線等 (メニュー 1、メニュー 4、メニュー 5 及びメニュー 6 に係るものに限ります。)からの着信 (着信用符号 (メニュー 3 に係る契約者回線に着信するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が定めるものをいいます。以下同じとします。)を利用したものとし、)により行うことができます。

ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。

(オ) (エ)に規定する着信用符号は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを I P 通信網契約者にお知らせします。

エ メニュー 4 [フレッツ・A D S L]

(利用回線 (加入電話に係るものに限ります。)又は契約者回線について D S L 方式により提供するもの)

(ア) メニュー 4 は、利用回線型サービス及び契約者回線型サービスを提供します。

(イ) メニュー 4 には、次の品目があります。

品 目	内 容
1.5Mb/s (フレッツ・A D S L 1.5 Mプラン)	収容 I P 通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512kbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの
8 Mb/s (フレッツ・A D S L 8 Mプラン)	収容 I P 通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね 8 Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね 1 Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの
12Mb/s (フレッツ・A D S L モア)	収容 I P 通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね12Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね 1 Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの
24Mb/s (フレッツ・A D S L モア24)	収容 I P 通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね24Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね 1 Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの
40Mb/s	収容 I P 通信網サービス取扱所から、契約

(フレックス・ADSLモア40)	者回線等の終端への伝送方向については最大概ね40Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの
47Mb/s (フレックス・ADSLモアスペシャル)	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね47Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね5Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの

(ウ) メニュー4には、次表のとおり細目があります。保守の態様による細目

区 別	内 容
タイプ1	午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、そのIP通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯(その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。)においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ2	タイプ1以外のもの

備考

- 1 タイプ2のものは、契約者回線型サービスに限り提供します。
- 2 IP通信網契約者は、そのIP通信網契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更(その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。)の請求を行うことはできません。

(エ) メニュー4に係る通信は、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー1からメニュー7に係る契約者回線等(当社が別に定める場合を除きます。)との間において行うことができます。

オ メニュー5

(取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供するものであって、メニュー2、メニュー3、メニュー4又はメニュー7以外のもの)

(ア) メニュー5は、契約者回線型サービスのみ提供します。

(イ) メニュー5には、次表のとおり提供の形態による区別があります。

区 別	内 容
メニュー5-1	メニュー5-2以外のもの

メニュー 5 - 2	当社が契約者グループ（当社が指定する同一の構内又は建物内に終端がある契約者回線に係るIP通信網契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。）を設定して提供するもの
------------	---

備考 当社は、メニュー 5 に係る契約者回線の終端の場所に当社の回線終端装置（無線アクセス方式を利用して提供する場合は無線アクセス契約者局装置を含みます。以下同じとします。）を設置します。

(ウ) メニュー 5 - 1 には、次表のとおり品目があります。

品 目	内 容
100Mb/s	最大100.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
200Mb/s (フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ)	同時に通信が可能な1の着信先ごとに最大200.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1 Gb/s	最大概ね 1 Gb/sまでの符号伝送が可能なもの

(エ) メニュー 5 - 1 には、次表のとおり細目があります。

A 100Mb/sの品目における通信の態様による細目

区 別	内 容
プラン 1 (Bフレッツ ビジネスタイプ)	プラン 3、プラン 4 又はプラン 5 以外のものであって、同時に通信が可能な着信先の数（同時通信可能着信先数追加機能の利用により追加されるものを除きます。以下この表において同じとします。）が4までのもの
プラン 2 (Bフレッツ ベーシックタイプ)	プラン 3、プラン 4 又はプラン 5 以外のものであって、同時に通信が可能な着信先の数が2までのもの
プラン 3 (Bフレッツ ファミリー100タイプ)	取扱所交換設備と契約者回線の終端との間の電気通信回線設備の一部を当社が指定する複数の契約者が同時に利用することがあるものであって、プラン 4 又はプラン 5 以外のもの
プラン 4 (フレッツ・光プレミ)	IP通信網内において、付加機能を利用することなくインターネットブ

アム ファミリータイプ)	ロトコルバージョン6 (以下「IPv6」といいます。)による通信を行うことができるものであってプラン5以外のもの
プラン5 (フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ)	IP通信網内において、付加機能を利用することなくIPv6による通信を行うことができるものであって、帯域確保機能を利用した通信を行うことが可能なもの

B 1Gb/sの品目における通信の態様による細目

区 別	内 容
プラン1 (フレッツ・光プレミアム エンタープライズタイプ)	プラン2 又はプラン3 以外のもの
プラン2 (フレッツ 光ネクスト ビジネスタイプ)	帯域確保機能を利用した通信を行うことが可能なものであって、同時に通信を行うことが可能な着信先の数の上限 (同時通信可能着信先数追加機能の利用により追加されるものを含まず。以下この表において同じとします。) が20までのもの
プラン3 (フレッツ 光ネクスト ファミリー・エクスプレスタイプ)	帯域確保機能を利用した通信を行うことが可能なものであって、同時に通信を行うことが可能な着信先の数の上限が5までのもの

C 保守の態様による細目

区 別	内 容
タイプ1	午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、そのIP通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯 (その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。) においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ2	タイプ1 以外のもの
備考	IP通信網契約者は、そのIP通信網契約について、同一料金月において複数回の保守の態様による細目の変更 (その保守の態様による細目の変更と同時に他の細目の変更を行う場合を除きます。) の請求を行うことはできません。

(オ) メニュー5 - 2には、次表のとおり品目がありません。

品 目	内 容
46Mb/s (Bフレッツ ワイヤレスタイプ)	無線アクセス方式を利用して提供するものであって、収容 I P 通信網サービス取扱所から契約者回線の終端への伝送方向については最大46Mbit/sまで、他の伝送方向については最大32Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	最大100.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
200Mb/s (フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ)	同時に通信が可能な 1 の着信先ごとに最大200.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1 Gb/s (フレッツ 光ネクスト マンション・エクスプレスタイプ)	最大概ね 1 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
備考 46Mb/sの品目のものに係る 1 の契約者グループに属する契約者回線は、当社が指定する無線アクセス基地局装置から通信が可能な範囲となるものに限ります。	

(カ) メニュー 5 - 2 には、次表のとおり細目があります。

A 通信の態様による細目

(A) 通信方式の態様による区別

区 別	内 容
カテゴリー 1 (Bフレッツ マンションタイプ)	カテゴリー 2 又はカテゴリー 3 以外のもの
カテゴリー 2 (フレッツ・光プレミアム マンションタイプ)	I P 通信網内において、付加機能を利用することなく I P v 6 による通信を行うことができるものであってカテゴリー 3 以外のもの
カテゴリー 3 (フレッツ 光ネクスト マンションタイプ)	I P 通信網内において、付加機能を利用することなく I P v 6 による通信を行うことができるものであって、帯域確保機能を利用した通信を行うことが可能なもの
備考 通信方式の態様による区別は、品目が100Mb/sのものにあります。	

(B) 契約者グループの態様による区別

区 別	内 容
プラン・ミニ(ミニ)	1の契約者グループに係る契約者回線の数 が6以上となるものであって、IP通信網 契約者となる者からの契約申込により、当 社が8までの契約者回線ごとに1の契約者 グループを設定するもの
プラン1	1の契約者グループに係る契約者回線の数 が8以上となるものであって、IP通信網 契約者となる者からの契約申込により、当 社が契約者グループを設定するものの中 に、プラン・ミニ以外のもの
プラン2	1の契約者グループに係る契約者回線の数 が16以上となるものであって、代表者(そ の契約者グループに係るすべてのIP通信 網契約者となる者の同意に基づき指定され る者)とします。以下この表において同じと します。)からの契約申込又は品目若しくは 細目の変更の請求により、当社が契約者グ ループを設定するもの

備考

- 1 代表者は、その契約者グループに係るIP通信網契約者に代って、当社との間の請求及びその他の諸手続き等(修理又は復旧に係るものを除きます。)を行う者であって、1の契約者グループにつき1人とします。
- 2 代表者が、代表者の変更を行う場合は、変更後の代表者について当社に事前に届け出てください。その場合、変更後の代表者の指定については、その契約者グループに係るすべてのIP通信網契約者の同意に基づくものとします。
- 3 その契約者グループに属する契約者回線が1となった場合であって、そのことを当社がIP通信網契約者に通知した日の翌日から起算して3ヶ月経過したときの利用料金は、100Mb/s、200Mb/s及び1Gb/sの品目のものについては2(料金額)の規定にかかわらずメニュー5-1における品目が100Mb/sのものうちプラン2のもののみならず、46Mb/sの品目のものについては2-5-1(1)(基本料)に規定する額に代えて38,700円(税込価格40,635円)をそれぞれ適用します。
- 4 当社は、この備考の3の規定によりメニュー5-2に係るIP通信網サービスにおいて、その契約者グループに属する契約者回線が1となったことを当社がIP通信網契約者に通知した場合は、その契約者グループに属する新たな契約者回線の

提供は行いません。

- 5 当社は、プラン・ミニについて、1の契約者グループに係る契約者回線の数3以上となる契約申込がある場合に限り提供します。
- 6 プラン・ミニについては、100Mb/sのカテゴリー2若しくはカテゴリー3、200Mb/s又は1Gb/sのものに限り提供します。
- 7 カテゴリー2のプラン・ミニに係る回線終端装置は、2-5-2(3)に規定する型のものに限り提供します。
- 8 当社は、100Mb/sのカテゴリー3、200Mb/s及び1Gb/sのプラン・ミニに係るIP通信網契約について、その契約者グループに係る契約者回線の数8以上となった場合は、その8以上となった日において、その契約者グループに係るすべてのIP通信網契約についてプラン1への細目の変更があったものとみなして取り扱います。

(C) 契約者回線の態様による区別

区 別	内 容
グレード1	同一の契約者グループにおける契約者回線の終端を1回線ごとに異なる場所とすることが可能なもの
グレード2	グレード1以外のもの
備考	契約者回線の態様による区別は、100Mb/sのカテゴリー3のものにあります。

B 保守の態様による細目

区 別	内 容	
タイプ1	午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、そのIP通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯(その受け付けた時刻以後の直近のものとし、)においてその修理又は復旧を行うもの	
タイプ2	タイプ2-1	タイプ1以外のものであって、タイプ2-2以外のもの
	タイプ2-2	タイプ1以外のものであって、当社が保守グループ(1の契約者グループにおいてタイプ2に係る8以上の契約者回線からなるものをいいます。以下この表において同じとします。)を設定して提供するもの

備考

- 1 保守の態様による細目は、100Mb/s、200Mb/s又は1Gb/sのものにあります。
- 2 タイプ2 - 2については、カテゴリー1又はカテゴリー2のものに限り提供します。
- 3 当社は、保守グループ代表者(1の保守グループに係るすべてのIP通信網契約者となる者の同意に基づき指定される1のIP通信網契約者)からの契約申込み又は細目の変更の請求により保守グループを設定します。
- 4 保守グループ代表者は、その保守グループに係るIP通信網契約者に代って、当社との間の、保守の態様による細目に関する請求及びその他の諸手続き(修理又は復旧に係るものを除きます。)を行う者としてします。
- 5 通信の態様による細目がプラン2のものに係る契約者グループにおいて保守グループを設定する場合には、保守グループ代表者は、その契約者グループの代表者(A(B)(契約者グループの態様による区別)の表に規定する者として)としていただきます。
- 6 1の保守グループに属する契約者回線が8を下回った場合であって、その状態がそのことを当社がIP通信網契約者に通知した日の翌日から起算して3ヶ月連続したときのタイプ2のものに係る加算料は、その保守グループに属する契約者数が8を下回っている期間に限り、2(料金額)の規定にかかわらず、その契約者回線をタイプ2 - 1のものに係る契約者回線とみなして適用します。
- 7 前項の規定にかかわらず、A(B)(契約者グループの態様による区別)の表中備考の3の規定に該当する場合のタイプ2の加算額は、2(料金額)の規定にかかわらず、その契約者回線をメニュー5 - 1における品目が100Mb/sのもののうちプラン2のものと同様に適用します。
- 8 IP通信網契約者は、そのIP通信網契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更(その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。)の請求を行うことは出来ません。

(キ) メニュー5に係る通信は、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー1からメニュー7に係る契約者回線等(当社が別に定める場合を除きます。)との間において行うことができます。

(ク) 当社は、IPv6通信契約者回線(メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4若しくは1Gb/sのプラン1又はメニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリー2に係る契

約者回線をいいます。以下同じとします。)が相互接続点との間で通信を行うために必要な情報のうち、当社が別に定めるものについては、そのIP通信網契約者による登録等に基づき、IP通信網内に蓄積します。

(注) IPv6通信契約者回線に係る同時に通信可能な着信先の数については、当社が別に定めるところにより、その上限の数が減ずる場合があります。

カ メニュー6 [フレッツ・スポット]

(当社が無線基地局設備を設置して提供するIP通信網サービスであって、無線アクセス機能以外のもの)

(ア) メニュー6は、契約者回線型サービスのみ提供します。

(イ) メニュー6には、次表のとおり品目があります。

品目	内 容
54Mb/s	最大54.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 メニュー6は、無線基地局設備から当社が別に定める範囲において利用することができます。
- 2 メニュー6に係る通信については、無線基地局装置又はIP通信網契約者若しくはローミング契約者が指定する移動無線装置の通信の方式により、当社が別に定める伝送速度までの符号伝送が可能なものとなります。
- 3 IP通信網契約者又はローミング契約者は、契約者識別符号の適正な管理に努めていただきます。

(ウ) メニュー6には、次表のとおり細目があります。

区 別	内 容
タイプ1	タイプ2以外のもの
タイプ2	通信を行うためのIP通信網契約者又はローミング契約者の認証においてIEEE802.1xに規定する方式を使用するもの

備考

- 1 IP通信網契約者は、契約者識別符号ごとに上記の2種類の細目の中からあらかじめいずれか1つを選択していただきます。
- 2 当社は、無線区間(契約者回線に係る部分とします。以下同じとします。)における通信については、IEEE802.11a、IEEE802.11b、IEEE802.11g又はIEEE802.1xに規定する方式によりセキュリティを確保しますが、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。

(エ) メニュー6に係る通信は、IP通信網契約者又はローミング契約者が通信の都度指定する協定事業者に

係る相互接続点又はメニュー 1 からメニュー 6 に係る契約者回線等(当社が別に定めるものを除きます。)との間において行うことができます。

(オ) メニュー 6 に係る IP 通信網契約者は、特定事業者の契約約款等の規定に基づいて、その特定事業者が提供する特定電気通信サービスを利用することができます。

(カ) ローミング契約者は、付加機能の提供を受けることは出来ません。

(キ) 当社は、第51条(責任の制限)に規定するほか、メニュー 6 を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

キ メニュー 7

(IP v 6 による通信のみ行うことが可能なもの)

(ア) メニュー 7 は、契約者回線型サービスのみ提供します。

(イ) メニュー 7 には、次表のとおり通信の態様による細目があります。

区 別	内 容
メニュー 7 - 1 (フレッツ・v 6キャスト)	メニュー 7 - 2 又は 7 - 3 以外のもの
メニュー 7 - 2 (フレッツ・キ ャスト)	メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 5、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s のプラン 2 若しくはプラン 3 又はメニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカテゴリ 3、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s に係る契約者回線との間において通信を行うことが可能なものであって、メニュー 7 - 3 以外のもの
メニュー 7 - 3 (フレッツ・ソ フト配信サービ ス)	メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 4 若しくはプラン 5、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s 又はメニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカテゴリ 2 若しくはカテゴリ 3、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s の契約者回線等との間において通信を行うことが可能なものであって、当社がサーバ装置を設置して提供するもの

備考

- 1 当社は IP 通信網サービス取扱所内にサーバ装置を設置し、これをメニュー 7 - 3 に係る契約者回線の終端とします。
- 2 当社は、通信の伝送交換に妨害を与えている又は与えるおそれのある符号がサーバ装置に蓄積されていることを知った場合は、当該符号の伝送を停止し、又は符号を消去することがあります。

- 3 当社は、当社が別に定めるところにより、サーバ装置に蓄積されている符号が他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると判断した場合は、当該符号の伝送を停止し、又は符号を消去することがあります。
- 4 この備考の2及び3の規定により現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去する場合は、当社はあらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 5 当社は、この備考の2及び3の規定により現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

(ウ) メニュー7 - 1及び7 - 2には、次の品目があります。

品 目	内 容
100Mb/s	最大100.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	最大200.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	最大300.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
400Mb/s	最大400.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
600Mb/s	最大600.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1 Gb/s	最大1.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
2 Gb/s	最大2.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
10Gb/s	最大10.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
20Gb/s	最大20.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
30Gb/s	最大30.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 10Gb/s、20Gb/s又は30Gb/sのものはメニュー7 - 1に限り、300Mb/s、400Mb/s又は600Mb/sのものはメニュー7 - 2に限り提供します。
- 2 IP通信網契約者は、契約者回線等との間の通信について、当社が別に定めるところにより割り当てたIPアドレスが設定された電気通信設備との間の通信のみを利用可能としていただきます。
- 3 IP通信網契約者は、当社が、当社が別に定めるところによりIP通信網契約者が設置している

サーバ装置に蓄積されている符号が他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると判断した場合は、当該符号の伝送を停止し、又は符号を消去していただくことがあります。

4 当社は、この備考の3の規定における判断をした場合において、緊急やむを得ない場合は、その契約者回線に係るすべての符号の伝送を停止する場合があります。

5 当社は、この備考の4の規定により符号の伝送を停止したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

(エ) メニュー7には、次の細目があります。

A 通信が可能な区域による細目

区 別	内 容
プラン1	その契約者回線に係る通信について、同一の都道府県の区域における通信のみが可能なもの
プラン2	プラン1以外のもの
備考	
1 通信が可能な区域による細目は、メニュー7 - 1の100Mb/s又は1Gb/sのものにあります。	
2 IP通信網契約者は、各プラン相互間の変更を行うことはできません。	

B 保守の態様による細目

区 別	内 容
クラス1	クラス2以外のもの
クラス2	契約者回線が二重化されているもの
備考 保守の態様による細目は、メニュー7 - 2の200Mb/sのものにあります。	

(オ) メニュー7に係る契約者回線の終端の場所は、当社が別に定めるIP通信網サービス取扱所のうち、IP通信網契約者が指定するIP通信網サービス取扱所内において当社が指定します。

(カ) メニュー7に係る契約者回線については、収容IP通信網サービス取扱所を変更することとなる移転を行うことはできません。

(キ) メニュー7に係る通信は、メニュー4又はメニュー5に係る契約者回線等（当社が別に定める場合を除きます。）との間において行うことができます。

(ク) IP通信網契約者は、メニュー7 - 1、メニュー7 - 2及びメニュー7 - 3の各細目相互間の変更を行うことはできません。

ク メニュー8 [フレッツ・VPNワイド]

(あらかじめ指定した利用回線(ＩＰ通信網サービスに係るものに限ります。)、契約者回線又は回線収容部からなるグループ内の任意の契約者回線等相互間の通信が利用可能なもの)

(ア) メニュー 8 は、利用回線型サービス及び契約者回線型サービスを提供します。

(イ) 利用回線型サービスには、次表のとおり通信の様様による細目があります。

区 別	内 容
クラス 1	その利用回線とＩＰ通信網のみを介した通信が可能な契約者回線等からなるグループ(以下「ＶＰＮグループ」といいます。)の設定、変更又は廃止の請求を行うことが可能なもの
クラス 2	クラス 1 以外のもの

備考

- 1 クラス 1 のものは、メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 5、200Mb/s若しくは1 Gb/sのプラン 2若しくはプラン 3 又はメニュー 5 - 2 の100Mb/sのカテゴリー 3、200Mb/s若しくは1 Gb/sのものに限り提供します。
- 2 当社は、クラス 1 に係るＩＰ通信網契約者からの請求によりＶＰＮグループの設定、変更又は廃止を行います。
- 3 クラス 1 に係るＩＰ通信網契約者は、その設定したＶＰＮグループに属する他のＩＰ通信網契約者に代って、当社へのそのＶＰＮグループに係る請求及びその他の諸手続き等(クラス 2 に係るＩＰ通信網契約の申込み又は修理若しくは復旧に係るものを除きます。)を行っていただきます。
- 4 1 のＶＰＮグループについて、クラス 1 に係るＩＰ通信網契約者の数は1 とします。
- 5 クラス 1 に係るＩＰ通信網契約者が、クラス 2 への変更又はそのＩＰ通信網契約の解除を行う場合は、その変更等後にそのＩＰ通信網契約者が属するＶＰＮグループにおいてクラス 1 に係るＩＰ通信網契約者となる者を当社に届け出ていただきます。
- 6 ＩＰ通信網契約者は、1、2 又は4 に規定する請求等を行う場合は、そのＶＰＮグループに属するすべてのＩＰ通信網契約者の同意を事前に得ていただきます。

(ウ) 利用回線型サービスにおけるクラス 1 には、次表のとおり提供の形態による区別があります。

区 別	内 容
クラス 1	クラス 1 - 2 以外のもの

- 1	
クラス 1 - 2	V P Nグループに属する利用回線について、メニュー 5 - 1 の 1 Gb/s のプラン 2 若しくはプラン 3 又はメニュー 5 - 2 の 1 Gb/s に係る契約者回線を利用回線とすることが可能なもの

(エ) 契約者回線型サービスには、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

A 品目

品目	内 容
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの

B インタフェースによる細目

区 別	内 容
タイプ 1	タイプ 2 以外のもの
タイプ 2	インタフェースが1000BASE-LXのもの
備考	タイプ 2 のものは、100Mb/sのものに限り提供します。

C 契約者回線等の態様による細目

区 別	内 容
グレード 1	グレード 2 以外のもの
グレード 2	接続契約者回線を回線収容部に収容して提供するもの
備考	グレード 2 のものは、タイプ 1 のものに限り提供します。

(オ) 契約者回線型サービスについては、クラス 1 に係る I P 通信網契約者に限り利用することができます。

(カ) 1 の V P N グループに属する契約者回線型サービスに係る契約者回線等の数は、最大 1 とします。

(キ) メニュー 8 におけるクラス 1 - 2 に係る I P 通信網契約者が 2 - 9(1)に規定する V P N 相互接続通信機能を利用している場合は、契約者回線型サービスの契約申込を行うことはできません。

(ク) クラス 1 に係る I P 通信網契約者は、メニュー 8 に係る I P 通信網サービスの利用に当たって、その V P N グループに属する利用回線の数に応じて、次の区分の中からあらかじめいずれか 1 つを選択していただきます。この場合、クラス 1 に係る I P 通信網契約者は、その V P N グループに属するすべての I P 通信網契約者から、クラス 1 に係る I P 通信網契約者がそれらの I P 通信網契約者に代って当社への請求を行うことについての同意を事前に得ていただきます。

- (1) そのVPNグループに属する利用回線の数の上限が10のもの
 - (2) そのVPNグループに属する利用回線の数の上限が30のもの
 - (3) そのVPNグループに属する利用回線の数の上限が100のもの
 - (4) そのVPNグループに属する利用回線の数の上限が300のもの
 - (5) そのVPNグループに属する利用回線の数の上限が1,000のもの
- (ケ) 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、そのIP通信網契約者が指定するVPNグループに係るIP通信網サービスの提供を行います。この場合、IP通信網契約者は、そのVPNグループに係るすべてのIP通信網契約者の同意を事前に得ていただきます。
- (コ) 当社は、クラス1に係るIP通信網契約者からVPNグループの廃止の請求があった場合又は(イ)の備考5に規定する届出がなかった場合は、そのVPNグループを廃止します。
- (サ) IP通信網契約者は、当社が別に定めるところにより付与するVPNグループ番号(VPNグループを識別するための英字又は数字等の組み合わせをいいます。以下同じとします。)及びVPNグループ利用者識別符号(このIP通信網サービスを利用するIP通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組み合わせをいいます。以下同じとします。)を通信の都度指定することにより通信を行うことができます。
- (シ) メニュー8における利用回線型サービスに係る通信は、VPNグループ内のメニュー8に係る契約者回線等との間において、メニュー8における契約者回線型サービスに係る通信は、VPNグループ内のメニュー8に係る利用回線からの着信により行うことができます。
- (ス) 利用回線型サービスについては、発信者番号通知を行う場合に限りその通信を行うことができます。
- (セ) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、(コ)に規定するVPNグループ番号及びVPNグループ利用者識別符号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。
- (ソ) IP通信網契約者は、(ケ)に規定するVPNグループ利用者識別符号の適正な管理に努めていただきます。
- (タ) 契約者回線型サービスにおける契約者回線の終端の場所((チ)の場合を除きます。)は、IP通信網契約者が指定する収容IP通信網サービス取扱所(その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。)内において当社が指定

	<p>します。</p> <p>(チ) 契約者回線型サービスにおける100Mb/sのものであってタイプ2に係るIP通信網契約者が指定することのできる契約者回線の終端の場所(その終端の場所をIP通信網サービス取扱所内とする場合を除きます。)は、当社が別に定めるIP通信網サービス取扱所が所在するIP通信網サービス区域内における当社が別に定める提供区域内に限ります。</p> <p>(ツ) IP通信網契約者は、そのVPNグループに係る通信を開始した時刻及び通信を終了した時刻の情報をそのVPNグループに属するクラス1に係るIP通信網契約者が閲覧できることについて、同意していただきます。</p> <p>(テ) IP通信網契約者が1の利用回線において利用することができるVPNグループの数は、最大99までとします。</p> <p>ケ IP通信網契約者は、メニュー1、メニュー2、メニュー3、メニュー4、メニュー5、メニュー6、メニュー7及びメニュー8の各メニュー相互間の変更を行うことはできません。</p>
<p>(3) 基本契約期間内にIP通信網契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>ア メニュー2、メニュー3、メニュー7(メニュー7-3を除きます。)及びメニュー8(契約者回線型サービスに係るものに限ります。)に係るIP通信網サービスには、臨時IP通信網契約に係るもの及び異経路によるものを除いて、基本契約期間があります。</p> <p>イ IP通信網契約者は、基本契約期間内に利用休止又はIP通信網契約の解除があった場合は、第38条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、その残余の期間に対応する利用料金(メニュー2又はメニュー8のものにあつては基本額の部分(メニュー2-1-2の契約者回線群型サービスの回線利用料のうちATMデータ通信網サービスの通信料金に相当するものを除きます。)、メニュー7の付加機能にあつては2-9(付加機能利用料)(1)の同報通信機能の基本額の部分とします。以下この欄において同じとします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ IP通信網契約者は、基本契約期間内にIP通信網サービスの品目若しくは細目等の変更又は契約者回線の廃止若しくは移転があった場合は、変更前の利用料金の額から、変更後の利用料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、その契約者回線等の設置場所において、IP通信網サービスの利用の開始、IP通信網契約の解除、IP通信網サービスの品目若しくは細目等の変更又は契約者回線の増設、廃止若しくは移転を同時に行うときの残額の算定は、同時に行うIP通信網サービスの利用開始等の利用料金を合算して行います。</p>

(4) メニュー 2 又はメニュー 8 に係る契約者回線における回線距離の測定その他の場合における料金の適用

メニュー 2 におけるメニュー 2 - 1 - 1 のものに係る契約者回線における回線距離の測定、回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用、契約者回線の終端が電話加入区域外にある場合及び異経路の加算額の適用、料金の減額及び I P 通信網サービス取扱所内を終端とする契約者回線の回線利用料の適用については、高速デジタル伝送サービスの場合に、メニュー 2 - 1 - 2 の契約者回線型サービスのものに係る契約者回線における回線距離の測定、回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用及び異経路の加算額の適用については A T M 専用サービスの場合に、メニュー 2 - 1 - 2 の契約者回線群型サービスのものに係る契約者回線における契約者回線の終端が I P 通信網サービス区域外にある場合及び異経路の加算額の適用については A T M データ通信網サービスの場合に、メニュー 2 - 2 - 1 の 10Mb/s 若しくは 100Mb/s 又はメニュー 2 - 2 - 2 のうち 100Mb/s のものに係る契約者回線の異経路の加算額の適用については、L A N 型通信網サービスにおける第 3 種サービスの場合に、メニュー 2 - 1 - 3、メニュー 2 - 2 - 1 における 1Gb/s のもの、メニュー 2 - 2 - 2 のもの又はメニュー 8 (契約者回線型サービスにおける 100Mb/s のものであってタイプ 2 に係るものに限り、) に係る契約者回線における異経路の加算額の適用についてはメニュー 5 の場合に準ずるものとします。

(5) I P 通信網サービス取扱所内を終端とする契約者回線に係る基本額の適用等

ア メニュー 2 - 1 - 1 に係る契約者回線であって、その終端の場所を I P 通信網サービス取扱所 (その契約者回線の終端に対向する装置が設置される I P 通信網サービス取扱所に限り、) 以下この欄において同じとします。) 内とするものの基本額については、2 - 2 - 1 (1) 基本料の額から I P 通信網サービス取扱所内に終端する 1 の終端ごとに次の額を減額して適用するとともに、2 - 2 - 1 (6) 回線利用料については適用しません。

品目及び細目		基本額の減額(月額)
128kb/sのもの		2,000円 (税込価格 2,100円)
1.5Mb/sのもの	下記以外のもの	21,000円 (税込価格 22,050円)
	エコノミークラスのもの	9,500円 (税込価格 9,975円)

イ 当社は I P 通信網契約者から請求があったときは、メニュー 2 - 1 - 2 の契約者回線型サービスに係る契約者回線であって、その契約者回線の終端の場所を I P 通信網サービス取扱所内とするものの基本額について、2 - 2 - 1 (1) 基本料の額に代えて I P 通信網サービス取扱所内に終端する 1 の終端ごとに次の額を適用するとともに、2 - 2 - 1 (6) 回線利用料については適用しません。

品目及び細目	基本額（月額）
プラン 1 に係るもの	556,000円 (税込価格 583,800円)
プラン 2 に係るもの	1,756,000円 (税込価格 1,843,800円)
備考 当社は、この料金額の適用を受ける契約者回線については、品目が135Mb/sのものと同じの伝送速度による通信が可能なものとして提供します。	

ウ メニュー 2 - 1 - 3 における 1Gb/sのものに係る契約者回線であって、その終端の場所を IP 通信網サービス取扱所内とするものの基本額（2 - 2 - 1(1)に規定する基本料に限ります。）については、2 - 2 - 1(1)基本料の額から 1 契約者回線ごとに次の額を減額して適用します。

保守の態様による細目	基本額の減額（月額）
クラス 1 のもの	20,000円 (税込価格 21,000円)
クラス 2 のもの	40,000円 (税込価格 42,000円)

エ メニュー 2 - 1 - 3 における 1Gb/sのものに係る契約者回線であって、(2)イ(カ)Aの表中備考欄に規定する着信回線種別について、備考の 1 の(5)に係る着信回線種別のみが指定されたものの基本額（2 - 2 - 1(1)に規定する基本料に限ります。）については、2 - 2 - 1(1)基本料の額から、1 契約者回線ごとに月額50,000円（税込価格 52,500円）を減額して適用します。

オ メニュー 2 - 2 における 1Gb/sのものに係る契約者回線であって、その終端の場所を IP 通信網サービス取扱所内とするものの基本額（2 - 2 - 1(1)に規定する基本料に限ります。）については、2 - 2 - 1(1)基本料の額から 1 契約者回線ごとに次の額を減額して適用します。

保守の態様による細目	基本額の減額(月額)
クラス 1 のもの	20,000円 (税込価格 21,000円)
クラス 2 のもの	40,000円 (税込価格 42,000円)

カ メニュー 2 - 2 - 2 における 10Gb/sのものに係る契約者回線であって、その終端の場所を IP 通信網サービス取扱所内とするものの基本額（2 - 2 - 1(1)に規定する基本料に限ります。）については、2 - 2 - 1(1)基本料の額から 1 契約者回線ごとに月額40,000円（税込価格 42,000円）を減額して適用します。

キ メニュー 2 - 2 - 1 における 10Mb/s及び100Mb/sのものに係る契約者回線であって、その終端の場所を当社が

	<p>別に定める I P 通信網サービス取扱所内とするものの基本額(2 - 2 - 1(1)に規定する基本料に限ります。)については、2 - 2 - 1(1)基本料の額から 1 契約者回線ごとに次の額を減額して適用します。</p> <table border="1" data-bbox="595 416 1267 636"> <thead> <tr> <th>品目及び細目</th> <th>基本額の減額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/sのもの</td> <td>515,000円 (税込価格540,750円)</td> </tr> <tr> <td>100Mb/sのもの</td> <td>727,000円 (税込価格763,350円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ク メニュー 8 (契約者回線型サービスにおける100Mb/sのものであってタイプ 2 に係るものに限ります。)に係る契約者回線であって、その終端の場所を I P 通信網サービス取扱所内とするものの基本額については、2 - 8 - 1(2) (契約者回線型サービスに係るもの)の額から 1 契約者回線ごとに月額20,000円(税込価格 21,000円)を減額して適用します。</p>	品目及び細目	基本額の減額(月額)	10Mb/sのもの	515,000円 (税込価格540,750円)	100Mb/sのもの	727,000円 (税込価格763,350円)
品目及び細目	基本額の減額(月額)						
10Mb/sのもの	515,000円 (税込価格540,750円)						
100Mb/sのもの	727,000円 (税込価格763,350円)						
(6) 契約者回線の終端が I P 通信網サービス区域外となる場合の利用料の加算額の適用	<p>契約者回線(メニュー 2 及びメニュー 8 に係るものを除きます。)の終端がその収容 I P 通信網サービス取扱所が所在する I P 通信網サービス区域外となる場合(異経路となる場合を除きます。)の利用料の加算額は、契約者回線のうち、その収容 I P 通信網サービス取扱所が所在する I P 通信網サービス区域(契約者回線がその収容 I P 通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合には、その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所の所在する電話加入区域)を超える地点から引込柱(保安器に最も近い距離にある電柱(ケーブル引込みの場合は配線盤)をいいます。以下同じとします。)までの線路(以下「区域外線路」といいます。)について適用します。</p>						
(7) 契約者回線が異経路となる場合の利用料の加算額の適用	<p>契約者回線(メニュー 2 及びメニュー 8 に係るものを除きます。)が異経路となる場合の利用料の加算額は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。</p> <p>ア 契約者回線がその収容 I P 通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合 その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域(その電話加入区域に収容区域が定められているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が所在する収容区域)を超える地点から引込柱までの線路</p> <p>イ ア以外の場合 その収容 I P 通信網サービス取扱所が所在する I P 通信網サービス区域(その収容 I P 通信網サービス取扱所に対応する電話加入区域に収容区域が定められているときは、その収容 I P 通信網サービス取扱所が所在する収容区域)を超える地点から引込柱までの線路</p>						
(8) 継続利用経過期間に係る利用料金	<p>ア 当社は、メニュー 4 又はメニュー 5 に係る I P 通信網サービスについて、その提供を開始した日を含む料金月</p>						

の適用（フレッツ・ずっと割引）

の初日から起算して、次表の左欄に規定する期間（以下この欄及び⑨欄において「継続利用経過期間」といいます。）が経過した場合は、その料金月におけるそのIP通信網サービスに係る利用料金（2-4-1(1)又は2-5-1(1)に規定する基本料の部分に限ります。）について、同表の右欄に規定する額を減額して適用します。

ただし、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくはメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3、200Mb/s若しくは1Gb/sに係るものである場合又は⑨欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用若しくは料金表別表2から料金表別表4に規定する利用料金の割引の適用を受けている場合は、当社は、この欄に規定する減額を適用しません。

経過期間	利用料(基本料)の減額(月額)
12か月を超え24か月まで	利用料の額に0.05を乗じて得た額
24か月を超える期間	利用料の額に0.1を乗じて得た額

(注) 当社は、上表の右欄の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

イ アの場合に、メニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約者によるIP通信網契約の解除の通知と同時にメニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約の申込みがあった場合は、当社は、IP通信網契約の解除があったIP通信網サービスに係る起算日（メニュー1のものにあってはその提供を開始した日、メニュー1以外のものにあってはアの表の左欄の経過期間に係るものとし、）を、新たに提供するメニュー4又はメニュー5に係るIP通信網サービスに係る起算日とします。

⑨ 長期継続利用申出に係る利用料金の適用（フレッツ・あっと割引）

ア 当社は、メニュー4又はメニュー5（料金表別表2から料金表別表4に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。）に係るIP通信網契約者から、次表の左欄に規定する期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間におけるそのIP通信網サービスに係る利用料金（2-4-1(1)又は2-5-1(1)に規定する基本料の部分に限ります。）について、同表の右欄に規定する額を減額して適用します。

継続して利用する期間	利用料(基本料)の減額(月額)
長期継続利用の申出のあった日（IP通信網契約の申込みと同	利用料の額に0.1を乗じて得た額

時に長期継続利用の申出があった場合は、その I P 通信網サービスの提供を開始した日)から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで

イ メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 5、200Mb/s若しくは 1 Gb/sのプラン 2 若しくはプラン 3 又はメニュー 5 - 2 の100Mb/sのカテゴリ 3、200Mb/s若しくは 1 Gb/sに係る契約者回線については、アの表の左欄に規定する期間(以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。)の経過後においても、アの表の右欄に規定する額を減額して適用します。

ウ 長期継続利用期間には、I P 通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。

エ 当社は、長期継続利用に係る契約者回線等について、その I P 通信網契約の解除があった場合(カ又はキの規定に該当する場合を除きます。)には、長期継続利用を廃止します。

オ 当社は、長期継続利用に係る契約者回線等について、長期継続利用期間において、料金表別表 2 又は料金表別表 4 に規定する利用料金の割引を適用した場合は、長期継続利用を廃止します。

カ 当社は、長期継続利用期間においてメニュー 4 又はメニュー 5 に係る I P 通信網契約者による I P 通信網契約の解除の通知と同時にメニュー 5 又はメニュー 4 に係る I P 通信網契約の申込み及び長期継続利用の申出があった場合は、I P 通信網契約の解除があった I P 通信網サービスに係る長期継続利用期間の起算日を、新たに提供するメニュー 4 又はメニュー 5 に係る I P 通信網サービスに係る長期継続利用期間の起算日とします。

キ カの規定にかかわらず、メニュー 1、メニュー 4 又はメニュー 5 (メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 5、200Mb/s及び 1 Gb/sのプラン 2 及びプラン 3 並びにメニュー 5 - 2 の100Mb/sのカテゴリ 3、200Mb/s及び 1 Gb/sのもの)を除きます。)に係る I P 通信網契約者による次表の左欄の請求があった場合は、同表の右欄の日を新たに提供する又は変更後の I P 通信網サービスに係る長期継続利用期間の起算日とし、その新たに提供する又は変更があった日以降について、ア及びイの規定による減額を適用します。

I P 通信網契約者による請求	長期継続利用期間の起算日
I P 通信網契約の解除の通知と同時にメニュー 5 - 1 の100 Mb/sのプラン 5、200Mb/s若しくは 1 Gb/sのプラン 2 若しくはプラン 3 又はメニュー 5 - 2 の100	その解除があった I P 通信網サービスに係る継続利用経過期間の起算日

Mb/sのカテゴリ－3、200Mb/s若しくは1Gb/sに係るIP通信網契約の申込み及び長期継続利用の申出	
メニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ－3、200Mb/s若しくは1Gb/sへの品目若しくは細目の変更の請求及び長期継続利用の申出	変更前のIP通信網サービスに係る継続利用経過期間の起算日
長期継続利用期間におけるメニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ－3、200Mb/s若しくは1Gb/sへの品目若しくは細目の変更の請求	変更前のIP通信網サービスに係る継続利用経過期間の起算日

ク IP通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合（オからキの規定に該当する場合を除きます。）には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

区 別	支払いを要する額	
	右欄以外の 場合	残余の期間 が1年未満 である場合
メニュー4の利用回線型サービス又はメニュー5-2の100Mb/s若しくは200Mb/sの品目に係るもの	7,000円 (税込価格 7,350円)	3,500円 (税込価格 3,675円)
メニュー4の契約者回線型サービス又はメニュー5-1の100Mb/sの品目におけるプラン3、プラン4若しくはプラン5若しくは200Mb/sの品目に係るもの	10,000円 (税込価格 10,500円)	5,000円 (税込価格 5,250円)
メニュー5-1の100Mb/sの品目におけるプラン1又は1Gb/sの品目におけるプラン2に係るもの	50,000円 (税込価格 52,500円)	25,000円 (税込価格 26,250円)
メニュー5-1の100Mb/s	12,000円	6,000円

		<p>の品目におけるプラン 2 又はメニュー 5 - 2 の 1 Gb/s の品目に係るもの</p>	<p>(税込価格 12,600円)</p>	<p>(税込価格 6,300円)</p>
		<p>メニュー 5 - 1 の 1 Gb/s の品目におけるプラン 1 に係るもの</p>	<p>24,000円 (税込価格 25,200円)</p>	<p>12,000円 (税込価格 12,600円)</p>
		<p>メニュー 5 - 1 の 1 Gb/s の品目におけるプラン 3 に係るもの</p>	<p>15,000円 (税込価格 15,750円)</p>	<p>7,500円 (税込価格 7,875円)</p>
<p>(10) I P v 6 による契約者回線間通信等に係る取扱い</p>		<p>ア I P v 6 通信契約者回線並びにメニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 5、200Mb/s 及び 1 Gb/s のプラン 2 及びプラン 3 及びメニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカテゴリ 3、200Mb/s 及び 1 Gb/s に係る I P 通信網サービスについては、通信の都度指定する相手先(以下この欄において「通信の相手先」といいます。)との間において、通信相手先識別符号(I P v 6 による通信の相手先を識別するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が別に定めるところにより付与するものをいいます。以下同じとします。)又は協定事業者が定める識別番号(当社が別に定めるものをいいます。以下この欄及び 2 - 9 (付加機能利用料) (1) の I P v 6 通信機能の欄において同じとします。)を用いて、I P v 6 により I P 通信網のみを介して行う通信(当社が別に定めるものに限ります。以下「I P v 6 による契約者回線間通信」といいます。)を行うこと並びにその契約者回線に接続される端末設備のコンピュータウイルスを検出若しくは駆除する機能及び第三者による不正アクセスを防止する機能等を有するセキュリティファイルの供給(以下「セキュリティファイル供給」といいます。)を受けることができます。</p> <p>イ I P v 6 による契約者回線間通信については、次に規定するものとの間に限り行うことができます。</p> <p>(ア) I P v 6 通信契約者回線の場合</p> <p>(1) I P v 6 通信契約者回線</p> <p>(2) メニュー 7 - 1 に係る契約者回線</p> <p>(3) I P v 6 通信機能を提供されている契約者回線等</p> <p>(4) 協定事業者に係る相互接続点(当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。)</p> <p>(イ) メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 5、200Mb/s 及び 1 Gb/s のプラン 2 及びプラン 3 並びにメニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカテゴリ 3、200Mb/s 及び 1 Gb/s に係る契約者回線の場合</p> <p>メニュー 7 - 2 に係る契約者回線</p> <p>ウ 当社は、1 の契約者回線ごとに 1 の通信相手先識別符号(通信相手先識別符号追加機能により追加されるものを除きます。)を付与します。</p> <p>エ I P v 6 による契約者回線間通信については、当社が</p>		

別に定めるところによりその通信相手先識別符号を通信の相手先へ通知します。

ただし、そのIP通信網契約者が、当社が別に定めるところによりその通信相手先識別符号を通信の相手先へ通知することを拒むときは、その通信相手先識別符号を通信の相手先へ通知しません。

オ 相互接続点との間の通信（以下この欄において「相互接続通信」といいます。）を行うIP通信網契約者は、その相互接続通信を行う際に、当社がその相互接続通信に係る通信相手先識別符号等相互接続のために必要となる情報を、その相互接続通信に係る協定事業者に通知することについて、同意していただきます。

カ IP通信網契約者が行う相互接続通信及び他社相互接続通信（協定事業者（当社が別に定める者に限ります。）の電気通信設備に係る通信をいいます。以下この欄において同じとします。）に係る料金について、協定事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者の支払いを要する料金については協定事業者が設定するものとし、IP通信網契約者の支払いを要する料金については当社が設定するものとし、この料金表に規定する料金額を適用します。

キ IP通信網契約者は、通信の相手先（メニュー7に係るものを除きます。）に対するメッセージを当社の符号蓄積装置へ蓄積し、その通信の相手先が当社が別に定める方法によりその再生及び消去を行うことができます。

ク IP通信網契約者は、当社が別に定めるところにより、あらかじめ登録した通信相手先識別符号若しくはあらかじめ登録した通信相手先識別符号以外の通信相手先識別符号に係る契約者回線等からの着信若しくは当社の符号蓄積装置へのメッセージの蓄積を許容しないことができます。

ケ 当社は、符号蓄積装置にコンピュータウイルスを含む符号が蓄積されていることを知った場合又は当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障がある場合は、現に蓄積されている符号を消去することがあります。

コ 当社は、ケの規定により現に蓄積されている符号を消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

サ 当社は、技術上若しくは業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、通信相手先識別符号を変更又は廃止することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。

シ 当社は、1の契約者回線ごとに1の端末設備において利用可能なセキュリティファイル（セキュリティファイル供給先追加機能により追加されるものを除きます。）を供給します。

ス IP通信網契約者は、セキュリティファイル供給を受けるために必要な情報を、当社が必要により設置する電

	<p>気通信設備であって当社が指定するものにあらかじめ登録していただきます。</p> <p>セ IP通信網契約者は、スに規定する情報及び通信相手先識別符号の適正な管理に努めていただきます。</p> <p>ソ 当社は、セキュリティファイル供給によりコンピュータウイルスの検出若しくは駆除及び第三者による不正アクセスの防止等を完全に行うことを保証するものではありません。</p> <p>タ 当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、IP v 6による契約者回線間通信及びセキュリティファイル供給を提供することに伴い発生する損害（通信相手先識別符号を通信の相手先へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。</p> <p>（注）IP通信網契約者は、この欄の規定等により通知を受けた通信相手先識別符号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。</p>
(11) 優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引の適用	当社は、料金表別表1に規定するところにより、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を適用します。
(12) 利用料金の複数年高額利用契約型割引の適用	当社は、料金表別表2に規定するところにより、利用料金の複数年高額利用契約型割引を適用します。
(13) 学校に限定した利用料金の割引の適用	当社は、料金表別表3に規定するところにより、学校に限定した利用料金の割引を適用します。
(14) 多回線長期継続利用型割引の適用	当社は、料金表別表4に規定するところにより、多回線長期継続利用型割引を適用します。
(15) 復旧等に伴い収容IP通信網サービス取扱所又はその経路を変更した場合の利用料金の適用	当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときに一時的に収容IP通信網サービス取扱所又はその経路を変更した場合の利用料金は、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線を変更前の収容IP通信網サービス取扱所又は経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。
(16) 屋内配線利用料の適用	<p>屋内配線利用料は、次の配線ごとに適用します。</p> <p>ア 契約者回線等の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄について同じとします。）までの配線</p> <p>イ 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線</p> <p>ただし、その屋内配線について、電話サービスに係る屋内配線使用料の適用を受けている場合は、2 - 4 - 2</p>

	(2)の規定にかかわらず、その料金額は適用しません。						
(17) メニュー 4 に関する利用料金の適用除外	メニュー 4 に係る I P 通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態（DSL方式に起因する事象であって、契約者回線等の終端に接続される変復調装置（以下「DSLモデム」といいます。）とそのDSLモデムと対向して収容 I P 通信網サービス取扱所に設置される変復調装置との間における通信が全く利用できない状態をいいます。以下同じとします。）となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限りです。）であって、その I P 通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して 20 日以内に、 I P 通信網契約者からその旨の申出があり、その I P 通信網契約の解除又は契約者回線等の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合は、 2（料金額）の規定にかかわらず、リンク未確立状態の期間に係る利用料金は適用しません。						
(18) 当社が別に定める I P 通信網サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められている場合は、その I P 通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。）内とするものの基本額（ 2 - 2 - 1 に規定する基本料に限りです。）については、 2 - 2 - 1 (1)基本料の額から電話加入区域内に終端する 1 の契約者回線ごとに次の額を減額して適用します。	<table border="1"> <tr> <td>品目及び細目</td> <td>基本額の減額（月額）</td> </tr> <tr> <td>10Mb/sのもの</td> <td>301,000円 (税込価格316,050円)</td> </tr> <tr> <td>100Mb/sのもの</td> <td>381,000円 (税込価格400,050円)</td> </tr> </table>	品目及び細目	基本額の減額（月額）	10Mb/sのもの	301,000円 (税込価格316,050円)	100Mb/sのもの	381,000円 (税込価格400,050円)
品目及び細目	基本額の減額（月額）						
10Mb/sのもの	301,000円 (税込価格316,050円)						
100Mb/sのもの	381,000円 (税込価格400,050円)						

2 料金額

2 - 1 メニュー 1 に関する利用料金

月額

料金種別	単 位	料 金 額
利用料	I P 通信網サービスを利用する 1 の B チャネルごとに	2,800円 (税込価格 2,940円)

2 - 2 メニュー 2 に関する利用料金

2 - 2 - 1 基本額

(1) 基本料

ア プラン 1 に係るもの

(ア) 契約者回線型サービスに係るもの

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額		
メニュー 2 - 1 - 1 に係るもの	128kb/sのもの		18,000円 (税込価格 18,900円)	
	1.5Mb/sのもの	下記以外のもの	50,000円 (税込価格 52,500円)	
		エコノミークラスのもの	38,500円 (税込価格 40,425円)	
メニュー 2 - 1 - 2 に係るもの	0.5Mb/sから34Mb/sのもの		288,000円 (税込価格 302,400円)	
	35Mb/sから69Mb/sのもの		450,000円 (税込価格 472,500円)	
	70Mb/sから135Mb/sのもの		600,000円 (税込価格 630,000円)	
メニュー 2 - 1 - 3 に係るもの	1 Gb/sのもの	クラス 1 のもの	570,000円 (税込価格 598,500円)	
		クラス 2 のもの	840,000円 (税込価格 882,000円)	
メニュー 2 - 2 に係るもの	メニュー 2 - 2 - 1 に係るもの	10Mb/sのもの		606,000円 (税込価格 636,300円)
		100Mb/sのもの		1,277,000円 (税込価格 1,340,850円)
		1 Gb/sのもの	クラス 1 のもの	570,000円 (税込価格 598,500円)
			クラス 2 のもの	840,000円 (税込価格 882,000円)
	メニュー 2 - 2 - 2 に係るもの	100Mb/sのもの		1,376,000円 (税込価格 1,444,800円)
		1 Gb/sのもの	クラス 1 のもの	1,263,000円 (税込価格 1,326,150円)
			クラス 2 のもの	1,533,000円 (税込価格 1,609,650円)
		10Gb/sのもの		1,650,000円 (税込価格 1,732,500円)

(イ) 契約者回線群型サービスに係るもの

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー 2 - 1 - 2 に係るもの	12Mb/sのもの	180,000円 (税込価格 189,000円)
	42Mb/sのもの	310,000円 (税込価格 325,500円)
メニュー 2 - 1 - 3 に係るもの	10Mb/sのもの	91,000円 (税込価格 95,550円)
	100Mb/sのもの	550,000円 (税込価格 577,500円)

イ プラン 2 に係るもの

(ア) 契約者回線型サービスに係るもの

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額		
メニュー 2 - 1 - 1 に係るもの	128kb/sのもの	22,000円 (税込価格 23,100円)		
	1.5Mb/sの もの	下記以外のもの	100,000円 (税込価格 105,000円)	
		エコノミー クラスのもの	88,500円 (税込価格 92,925円)	
メニュー 2 - 1 - 2 に係るもの	0.5Mb/sから34Mb/sのもの		888,000円 (税込価格 932,400円)	
	35Mb/sから69Mb/sのもの		1,350,000円 (税込価格 1,417,500円)	
	70Mb/sから135Mb/sのもの		1,800,000円 (税込価格 1,890,000円)	
メニュー 2 - 1 - 3 に係るもの	1 Gb/sのもの	クラス 1 のもの	1,550,000円 (税込価格 1,627,500円)	
		クラス 2 のもの	1,820,000円 (税込価格 1,911,000円)	
メニュー 2 - 2 に 係るもの	メニュー 2 - 2 - 1 に係る もの	10Mb/sのもの		826,000円 (税込価格 867,300円)
		100Mb/sのもの		2,257,000円 (税込価格 2,369,850円)
	1 Gb/sのもの	クラス 1 のもの	1,550,000円 (税込価格 1,627,500円)	
		クラス 2 のもの	1,820,000円 (税込価格 1,911,000円)	

メニュー 2 - 2 - 2に係る もの	100Mb/sのもの		2,356,000円 (税込価格 2,473,800円)
	1 Gb/sのもの	クラス 1 のもの	11,063,000円 (税込価格 11,616,150円)
		クラス 2 のもの	11,333,000円 (税込み価格 11,899,650円)
	10Gb/sのもの		11,450,000円 (税込価格 12,022,500円)

(イ) 契約者回線群型サービスに係るもの

利用料 1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー 2 - 1 - 2 に係るもの	12Mb/sのもの	440,000円 (税込価格 462,000円)
	42Mb/sのもの	990,000円 (税込価格 1,039,500円)
メニュー 2 - 1 - 3 に係るもの	10Mb/sのもの	311,000円 (税込価格 326,650円)
	100Mb/sのもの	1,530,000円 (税込価格 1,627,500円)

(2) メニュー 2 - 1 - 3 における 1 Gb/sのものに係る加算料

ア プラン 1 に係るもの

利用料 1 契約者回線ごとに月額

伝送速度に関する細目		料 金 額
200Mb/sから 1 Gb/s のもの	クラス 1 のもの	伝送速度が100.0Mbit/sを超える100.0 Mbit/s ごとに 80,000 円 (税 込 価 格 84,000円)を加えた額
	クラス 2 のもの	伝送速度が100.0Mbit/sを超える100.0 Mbit/s ごとに 110,000 円 (税 込 価 格 115,500円)を加えた額

イ プラン 2 に係るもの

利用料 1 契約者回線ごとに月額

伝送速度に関する細目		料 金 額
200Mb/sから 1 Gb/s のもの	クラス 1 のもの	伝送速度が100.0Mbit/sを超える100.0 Mbit/s ごとに 1,060,000 円 (税 込 価 格 1,113,000円)を加えた額
	クラス 2 のもの	伝送速度が100.0Mbit/sを超える100.0 Mbit/s ごとに 1,090,000 円 (税 込 価 格 1,144,500円)を加えた額

(3) メニュー 2 - 2 - 1 における 1 Gb/sのものに係る加算料

ア プラン 1 に係るもの

利用料 1 契約者回線ごとに月額

伝送速度に関する細目	料 金 額
200Mb/s から 1 Gb/s のもの	伝送速度が 100.0Mbit/s を超える 100.0 Mbit/s ごとに 66,000円(税込価格 69,300円)を加えた額

イ プラン 2 に係るもの

利用料 1 契約者回線ごとに月額

伝送速度に関する細目	料 金 額
200Mb/s から 1 Gb/s のもの	伝送速度が 100.0Mbit/s を超える 100.0 Mbit/s ごとに 1,046,000円(税込価格 1,092,000円)を加えた額

(4) メニュー 2 - 2 におけるグレード 2 のものに係る加算料

利用料 1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
10Mb/sのもの	15,000円(税込価格 15,750円)
100Mb/sのもの	190,000円(税込価格 199,500円)
1 Gb/sのもの	190,000円(税込価格 199,500円)
備考	10Mb/sのもののメニュー 2 - 2 - 1 のものだけに提供します。

(5) メニュー 2 - 2 - 2 における 10Gb/sのものに係る加算額

ア プラン 1 に係るもの

利用料 1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
2 Gb/s ~ 10Gb/sのもの	伝送速度が 1 Gbit/s を超える 1 Gbit/s ごとに 900,000円(税込価格 945,000円)を加えた額

イ プラン 2 に係るもの

利用料 1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
2 Gb/s ~ 10Gb/sのもの	伝送速度が 1 Gbit/s を超える 1 Gbit/s ごとに 4,200,000円(税込価格 4,410,000円)を加えた額

(6) 回線利用料

利用料 1 契約者回線ごとに月額

料 金 種 別		単 位	料 金 額(月額)
回線利用料	メニュー 2 - 1 - 1 のもの	1 契約者回線ごとに	その契約者回線を同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料の基本額(長期継続利用に係る)

					基本額の適用及び高額利用に係る基本額の割引の適用等を適用していないものに限りま す。)と同額
メニュー - 2 - 1 - 2 のもの	契約者回線型サービスに係るもの		1 契約者回線ごとに		その契約者回線を同一内容の A T M 専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料の基本額 (長期継続利用に係る基本額の適用及び高額利用に係る基本額の割引の適用等を適用していないものに限りま す。)と同額
	契約者回線群型サービスに係るもの	契約者回線群に係るもの	1 契約者回線群ごとに		その中継伝送回線を同一内容の A T M データ通信網サービスの契約者回線とみなした場合に適用される回線使用料 (基本額) 及び通信料金 (長期継続利用に係る料金額の減額の適用及び高額利用に係る料金額の割引の適用等を適用していないものに限りま す。以下この表において同じとします。)と同額
		契約者回線 (追加契約者回線を除きます。)に係るもの	1 契約者回線ごとに		その契約者回線を同一内容の A T M データ通信網サービスの契約者回線とみなした場合に適用される回線使用料 (基本額) 及び通信料金と同額
		追加契約者回線に係るもの	基本料	1 契約者回線群ごとに	50,000円 (税込価格 52,500円)
		加算料	1 追加契約者回線ごとに	10,000円 (税込価格 10,500円)	
メニュー - 2 - 1 - 3 の契約者回線群型サービスの追加契約者回線の提供に係るもの	最大 10.0Mbit/s の符号伝送が可能なもの	契約者回線群に係るもの	1 契約者回線群ごとに		50,000円 (税込価格 52,500円)
		追加契約者回線に係るもの	1 追加契約者回線ごとに		10,000円 (税込価格 10,500円)
	最大 100.0Mbit/s の符号伝送が	契約者回線群に係るもの	1 契約者回線群ごとに		80,000円 (税込価格 84,000円)
		追加契約	最大	1 追加契約	10,000円

	の	可能なもの	約者回線に係るもの	10.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	約者回線ごとに	(税込価格 10,500円)
				最大100.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1追加契約者回線ごとに	15,000円 (税込価格 15,750円)

備考

- 1 メニュー2-1-2に係る契約者回線が取扱所交換設備に收容される部分は、0.5Mb/sから34Mb/sの品目にあつてはその契約者回線を同一内容のATM専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される1芯式のもの、35Mb/sから135Mb/sの品目にあつては2芯式のものと同額をそれぞれ適用します。
- 2 メニュー2-1-3の契約者回線群型サービスの追加契約者回線の提供に係るものが最大100.0Mbit/sの符号伝送が可能なものは、メニュー2-1-3の100Mb/sの品目のものに限り提供します。

2-2-2 加算額

- (1) 契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外にあるとき(②に該当する場合を除きます。)

料金種別		単位	料金額 (月額)
区域外線路	メニュー2-1-1のもの	1契約者回線につき区域外線路100mまでごとに	その契約者回線を同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料の加算額(専用回線の終端が電話加入区域外となる場合の加算額に限ります。)と同額
	メニュー2-1-2の契約者回線群型サービスのもの	1契約者回線につき区域外線路100mまでごとに	その契約者回線を64kb/s又は128kb/sの品目以外的高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合の基本回線専用料の加算額(専用回線の終端が電話加入区域外となる場合の加算額に限ります。)と同額
契約者回線の部分	メニュー2-1-2の契約者回線群型サービスのもの	1契約者回線ごとに	その契約者回線を同一内容のATMデータ通信網サービスの契約者回線とみなした場合に適用される回線使用料の加算額と同額

(2) 契約者回線が異経路によるものであるとき。

1 契約者回線ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
異経路の線路	メニュー 2 - 1 - 1 のもの	その契約者回線を同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料の加算額（その専用回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。）と同額
	メニュー 2 - 1 - 2 の契約者回線型サービスのもの	その契約者回線を同一内容の A T M 専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料の加算額（その専用回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。）と同額
	メニュー 2 - 1 - 2 の契約者回線群型サービスのもの	その契約者回線を同一内容の A T M データ通信網サービスの契約者回線とみなした場合に適用される回線使用料の加算額（その契約者回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。）と同額
	メニュー 2 - 1 - 3、メニュー 2 - 2 - 1 における 1 Gb/s 又はメニュー 2 - 2 - 2 のもの（その契約者回線の終端の場所を I P 通信網サービス取扱所内とするものを除きます。）	その契約者回線をメニュー 5 に係る契約者回線とみなした場合に適用される利用料金の加算額（その契約者回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。）と同額
	メニュー 2 - 2 - 1 における 10Mb/s 若しくは 100Mb/s 又はメニュー 2 - 2 - 2 における 100Mb/s のもの（その契約者回線の終端の場所を I P 通信網サービス取扱所内とするものを除きます。）	その契約者回線を L A N 型通信網サービスの契約者回線とみなした場合に適用される利用料金の加算額（その契約者回線が異経路となる場合の加算額に限ります。）と同額

(3) 回線終端装置利用料

1 装置ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
回線終端装置	メニュー 2 - 1 - 1 のもの	その契約者回線を同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合に適用される回線終端装置専用料と同額
	メニュー 2 - 1 - 2 の契約者回線型サービスのもの	その契約者回線を同一内容の A T M 専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される回線終端装置専用料と同額
	メニュー 2 - 1 - 2 の契約者回線群型サービスのもの	その契約者回線を同一内容の A T M データ通信網サービスの契約者回線とみなした場合に適用される回線終端装置使用料と同額

備考 回線終端装置は、メニュー2-1-1のもの(1.5Mb/sの品目のエコノミークラスのものに限ります。)及びメニュー2-1-2のもの(契約者回線型サービスであって1芯式の契約者回線を利用したもの又は契約者回線群型サービスのものに限ります。)に限り提供します。

(4) 端末設備に係るもの

ア 当社が提供する配線設備を利用しているとき。

屋内配線利用料

1 配線ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額	
配線	メニュー2-1-1又はメニュー2-1-2用のもの	その契約者回線を、メニュー2-1のものにあつては同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線、メニュー2-2のものにあつては同一内容のATM専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される屋内配線専用料と同額	
	メニュー2-1-3における1Gb/s用のもの	クラス1のもの	2,000円 (税込価格 2,100円)
		クラス2のもの	4,000円 (税込価格 4,200円)
	メニュー2-2-1又はメニュー2-2-2における1Gb/s用のもの	クラス1のもの	2,000円 (税込価格 2,100円)
		クラス2のもの	4,000円 (税込価格 4,200円)
メニュー2-2-2における10Gb/s用のもの		4,000円 (税込価格 4,200円)	
備考 屋内配線は、メニュー2-1-1のもの(1.5Mb/sの品目のエコノミークラスのものを除きます。)メニュー2-1-2のもの(契約者回線型サービスであつて2芯式の契約者回線を利用したものに限ります。)メニュー2-1-3、メニュー2-2-1及びメニュー2-2-2における1Gb/sのもの並びにメニュー2-2-2における10Gb/sのものに限り提供します。			

イ 当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

機器利用料

1 装置ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
回線接続装置	その契約者回線を、メニュー2-1-1のものにあつては同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線、メニュー2-1-2のものにあつては同一内容のATM専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される機械専用料と同額
備考 屋内配線は、メニュー2-1-1のもの(1.5Mb/sの品目のエコノミークラスのものを除きます。)及びメニュー2-1-2のもの(契約者回線型サービスであつて2芯式の契約者回線を利用したものに限ります。)に限り提供します。	

2 - 3 メニュー 3 に関する利用料金

区 分	料 金 額
10Mb/sのもの	250,000円 (税込価格 262,500円)
100Mb/sのもの	850,000円 (税込価格 892,500円)

2 - 4 メニュー 4 に関する利用料金

2 - 4 - 1 利用料

(1) 基本料

1 契約者回線又は 1 利用回線ごとに月額

区 分	料 金 額
利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの 2,700円 (税込価格 2,835円)
	8 Mb/sのもの 2,800円 (税込価格 2,940円)
	12Mb/sのもの 2,900円 (税込価格 3,045円)
	24Mb/sのもの 2,950円 (税込価格 3,097.5円)
	40Mb/sのもの 2,980円 (税込価格 3,129円)
	47Mb/sのもの 2,980円 (税込価格 3,129円)
契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの 4,550円 (税込価格 4,777.5円)
	8 Mb/sのもの 4,750円 (税込価格 4,987.5円)
	12Mb/sのもの 4,850円 (税込価格 5,092.5円)
	24Mb/sのもの 4,920円 (税込価格 5,166円)
	40Mb/sのもの 4,950円 (税込価格 5,197.5円)
	47Mb/sのもの 4,950円 (税込価格 5,197.5円)

(2) タイプ 2 のものに係る加算料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
契約者回線型サービス	2,500円 (税込価格 2,625円)

2 - 4 - 2 加算額

(1) その契約者回線が異経路によるものであるとき。

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
契約者回線型サービスに係るもの	別に算定する実費

備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

(2) 端末設備に係るもの

ア 当社が提供する配線設備を利用しているとき。

屋内配線利用料

1 配線ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
配線	60円(税込価格 63円)

イ 当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

(ア) 基本料

機器利用料

1 装置ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額		
回線接続装置	変復調装置 (A D S L モデム)	440円 (税込価格 462円)	
	帯域分離多重装置 (スプリッタ)	50円 (税込価格 52.5円)	
	変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置 (I P 電話対応 A D S L モデム内蔵ルータ)	440円 (税込価格 462円)	
	ルータ機能付 I P 電話対応装置 (I P 電話対応ブロードバンドルータ)	300円 (税込価格 315円)	
	簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置 (I P 電話対応電話機アダプタ)	300円 (税込価格 315円)	
	無線 L A N 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置 (無線 L A N 機能付き I P 電話サービス対応 A D S L モデム内蔵ルータ)	基本装置	900円 (税込価格 945円)
		増設装置	300円 (税込価格 315円)
	無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置 (無線 L A N 機能付き I P 電話サービス対応ブロードバンドルータ)	基本装置	600円 (税込価格 630円)
		増設装置	300円 (税込価格 315円)
	無線 L A N 対応装置 (無線アクセスポイント)	基本装置	600円 (税込価格 630円)
増設装置		300円 (税込価格 315円)	

備考

- 1 帯域分離多重装置は、利用回線型サービスに係る利用回線に限り提供します。
- 2 変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置、ルータ機能付 I P 電話対応装置、簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置、無線 L A N 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置及び無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置については、当社が別に定める電気通信事業者が提供する I P 電話サービスの利用が可能なものとしします。
- 3 当社は、無線 L A N 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置、無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置及び無線 L A N 対応装置については、基本装置を利用する I P 通信網契約者に限り増設装置を提供します。

4 無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置又は無線LAN対応装置を用いた通信については、その一部区間において無線方式（当社が別に定めるものとします。）により符号伝送を行うものであり、障害物等により通信の伝送速度が著しく低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。

(イ) タイプ2のものに係る加算料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
契約者回線型サービス	500円(税込価格 525円)

2 - 5 メニュー 5 に関する利用料金

2 - 5 - 1 利用料

(1) 基本料

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額		
メニュー 5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン 1 のもの	40,000円 (税込価格 42,000円)	
		プラン 2 のもの	9,000円 (税込価格 9,450円)	
		プラン 3、プラン 4 又はプラン 5 のもの	4,300円 (税込価格 4,515円)	
	200Mb/sのもの		4,300円 (税込価格 4,515円)	
	1 Gb/sのもの	プラン 1 のもの	19,000円 (税込価格 19,950円)	
		プラン 2 のもの	40,000円 (税込価格 42,000円)	
		プラン 3 のもの	6,200円 (税込価格 6,510円)	
	メニュー 5 - 2 に係るもの	46Mb/sのもの	プラン 1 のもの	3,500円 (税込価格 3,675円)
			プラン 2 のもの	3,000円 (税込価格 3,150円)
100Mb/sのもの		プラン・ミニのもの	3,900円 (税込価格 4,095円)	
		プラン 1 のもの	3,100円 (税込価格 3,255円)	
		プラン 2 のもの	2,600円 (税込価格 2,730円)	
200Mb/sのもの		プラン・ミニのもの	3,900円 (税込価格 4,095円)	
		プラン 1 のもの	3,100円 (税込価格 3,255円)	
		プラン 2 のもの	2,600円 (税込価格 2,730円)	
1 Gb/sのもの		プラン・ミニのもの	5,800円 (税込価格 6,090円)	
		プラン 1 のもの	5,000円 (税込価格 5,250円)	

	プラン 2 のもの	4,500円 (税込価格 4,725円)
<p>備考 メニュー 5 に係る契約者回線に接続されることとなる自営端末設備（当社が別に定めるものに限りませ。）の数は、1 契約者回線ごとに、メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 1 に係るものにあつては最大50まで、メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 2 に係るものにあつては最大10まで、メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 3 のもの又はメニュー 5 - 2（100Mb/sのカテゴリー 1 のものに限りませ。）のものにあつては最大5までとしていただきます。</p> <p>(注) プラン・ミニについては、メニュー 5 - 2 の100Mb/sのカテゴリー 2 若しくはカテゴリー 3、200Mb/s又は 1 Gb/sのものに限り提供します。</p>		

(2) タイプ 2 のものに係る加算料

利用料 1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー 5 - 1 に係るもの	100Mb/s、200Mb/s又は 1 Gb/sのもの	2,500円 (税込価格 2,625円)
メニュー 5 - 2 に係るもの	100Mb/s、200Mb/s又は 1 Gb/sのもの	タイプ 2 - 1 に係るもの 2,000円 (税込価格 2,100円)
		タイプ 2 - 2 に係るもの 1,000円 (税込価格 1,050円)
<p>(注) タイプ 2 - 2 に係るものについては、メニュー 5 - 2 の100Mb/sのカテゴリー 1 又はカテゴリー 2 のものに限り提供します。</p>		

2 - 5 - 2 加算額

(1) 契約者回線が異経路となる場合の加算額

1 契約者回線ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
異経路の線路	別に算定する実費
<p>備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する IP 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。</p>	

(2) 屋内配線設備の部分

1 契約者回線ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
ア 基本料	200円(税込価格 210円)
イ 加算料	800円(税込価格 840円)
<p>備考</p> <p>1 屋内配線設備の部分に係る加算額はメニュー 5 - 1 に係る契約者回線に適用します。</p> <p>2 加算料については、その契約者回線がある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内の当社が指定する線路設備（当社が設置した部分に限りませ。）のすべてが 1 芯の形態のものである場合以外の場合（当社が暫</p>	

定期的に1芯の形態のものとした場合を含みます。)に限り適用します。

(3) 回線終端装置利用料
ア 基本料

1 装置ごとに月額

区 分			料 金 額		
回線終端装置	メニュー5 - 1のもの	100Mb/sのもの		900円 (税込価格 945円)	
		200Mb/sのもの		900円 (税込価格 945円)	
		1 Gb/sの もの	プラン1のもの		2,500円 (税込価格 2,625円)
			プラン2又はプラン3のもの		900円 (税込価格 945円)
	メニュー5 - 2のもの	46Mb/sのもの		1,300円 (税込価格 1,365円)	
		100Mb/s のもの	カテゴリー 2のもの	型	900円 (税込価格 945円)
				型	600円 (税込価格 630円)
				型	400円 (税込価格 420円)
				型	600円 (税込価格 630円)
		カテゴリー3のもの		900円 (税込価格 945円)	
200Mb/sのもの		900円 (税込価格 945円)			
1 Gb/sのもの		900円 (税込価格 945円)			

備考

- メニュー5 - 2の100Mb/sのものに係る基本料は、カテゴリー2又はカテゴリー3(グレード1のものに限り適用します。)のものに係る契約者回線に限り適用します。
- メニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリー2のものについて、型は光ケーブル方式のもの、型はメタリックケーブル方式のものであって変復調機能付のもののうち型以外のもの、型はメタリックケーブル方式のものであって型又は型以外のもの、型はメタリックケーブル方式のものであって変復調機能付のものうち当社が別に定めるものをいいます。
- 型及び型の回線終端装置を用いた通信については、回線終端装置に接続される配線設備の回線距離又は設備状況等により通信の伝送速度が著しく低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。

4 型の回線終端装置を用いた通信のうち、契約者回線の終端から収容 I P 通信網サービス取扱所への伝送方向に係る伝送速度については、当社が別に定めるものとなります。

5 当社は、メニュー 5 - 2 の100Mb/sのもののうち 型のものについては、メニュー 5 - 2 の100Mb/sにおけるプラン・ミニに限り提供します。

イ タイプ 2 のものに係る加算料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
回線終端装置	500円(税込価格 525円)
備考 タイプ 2 のものに係る加算料は、メニュー 5 - 1 に係る契約者回線に限り適用します。	

(4) 端末設備に係るもの
当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

機器利用料

1 装置ごとに月額

区 分				料金額		
回線接続装置	配線設備多重装置（契約者回線の終端と自営端末設備等との間に設置されるものであって、DSL方式により1の配線設備において電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る通信とIP通信網サービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置）	カテゴリー 1 のもの	50Mb/s タイプ	下記以外のもの	400円 (税込価格 420円)	
			無線LAN対応機能及びIP電話機能付きのもの	基本装置	700円 (税込価格 735円)	
				増設装置	300円 (税込価格 315円)	
			70Mb/s タイプ	下記以外のもの		450円 (税込価格 472.5円)
				無線LAN対応機能及びIP電話機能付きのもの	基本装置	750円 (税込価格 787.5円)
			増設装置		300円 (税込価格 315円)	
		100Mb/s タイプ	下記以外のもの		500円 (税込価格 525円)	
			無線LAN対応機能及びIP電話機能付きのもの	基本装置	800円 (税込価格 840円)	
				増設装置	300円 (税込価格 315円)	
		カテゴリー 3 のもの				600円 (税込価格 630円)
ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ブロードバンドルータ）				300円 (税込価格 315円)		
簡易ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応電話機アダプタ）				300円 (税込価格 315円)		

無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置（無線LAN機能付きIP電話サービス対応ブロードバンドルータ）	基本装置	600円 (税込価格 630円)
	増設装置	300円 (税込価格 315円)
無線LAN対応装置（無線アクセスポイント）	基本装置	600円 (税込価格 630円)
	増設装置	300円 (税込価格 315円)
映像信号復号化装置（映像受信装置）		500円 (税込価格 525円)
ルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）		450円 (税込価格 472.5円)
無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（無線LAN対応ホームゲートウェイ）	基本装置	550円 (税込価格577.5円)
	増設装置	100円 (税込価格105円)
携帯式無線LAN対応ルータ装置（光ポータブル）		300円 (税込価格 315円)

備考

- 1 配線設備多重装置は、メニュー5 - 2のカテゴリー1又はカテゴリー3(グレード1のものを除きます。)のものに係る契約者回線に限り提供します。
- 2 配線設備多重装置の提供を受けるIP通信網契約者(カテゴリー1に係るものに限ります。)は、そのIP通信網契約者が属する契約者グループごとに、50Mb/sタイプ、70Mb/sタイプ又は100Mb/sタイプの中からいずれか1つを選択していただきます。
- 3 配線設備多重装置を用いた通信については、配線設備多重装置に接続される配線設備の回線距離又は設備状況等により通信の伝送速度が著しく低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。
- 4 配線設備多重装置(カテゴリー1のものに限ります。)を用いた通信については、50Mb/sタイプにあつては当社が別に定める伝送速度まで、70Mb/sタイプにあつては下り(契約者回線から自営端末設備への伝送方向とします。以下この欄において同じとします。)に係る伝送速度については最大概ね70Mbit/sまで、上り(自営端末設備から契約者回線への伝送方向とします。以下この欄において同じとします。)に係る伝送速度については最大概ね30Mbit/sまで、100Mb/sタイプにあつては下りに係る伝送速度については最大概ね100Mbit/sまで、上りに係る伝送速度については最大概ね35Mbit/sまでの符号伝送が可能なものとなります。
- 5 ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置又は携帯式無線LAN対応ルータ装置を用いた通信については、当社が別に定める伝送速度までの符号伝送が可能なものとなります。
- 6 配線設備多重装置(無線LAN対応機能及びIP電話機能付きのものに限ります。)ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置については、当社が別に定める電気通信事業者が提供するIP電話サービスの利用が可能なも

のとします。

- 7 当社は、配線設備多重装置（無線LAN対応機能及びIP電話機能付きのものに限ります。）無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置については、基本装置を利用するIP通信網契約者に限り増設装置を提供します。ただし、無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置については、1の基本装置に係る増設装置の数を4までとします。
- 8 配線設備多重装置（無線LAN対応機能及びIP電話機能付きのものに限ります。）無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応装置、無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置又は携帯式無線LAN対応ルータ装置を用いた通信については、その一部区間において無線方式(当社が別に定めるものとします。)により符号伝送を行うものであり、障害物等により通信の伝送速度が著しく低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。
- 9 ルータ機能付回線接続装置及び無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置は、音声利用IP通信網サービス契約約款に定める第2種サービスに係る利用回線である場合以外の契約者回線(メニュー5-1の100M/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3、200Mb/s若しくは1Gb/sに係るものに限ります。)に係るIP通信網契約者に限り提供します。
- 10 ルータ機能付回線接続装置及び無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置は、1の契約者回線につき、1のルータ機能付回線接続装置若しくは1の無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置を提供します。
- 11 携帯式無線LAN対応ルータ装置の提供を開始した日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの間に携帯式無線LAN対応ルータ装置の廃止があった場合(その廃止がIP通信網契約の解除によるものである場合を除きます。)には、7,000円(税込価格 7,350円)を当社が定める期日までに支払っていただきます。

2 - 6 メニュー 6 に関する利用料金 (I P 通信網契約に係るものに限ります。)

料 金 種 別	単 位	料 金 額 (月 額)
利用料	2 契約者識別符号までごとに	900 円 (税込価格 945 円)

2 - 7 メニュー 7 に関する利用料金

(1) メニュー 7 - 1 及びメニュー 7 - 2 に係るもの

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー 7 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン 1 のもの 450,000円 (税込価格 472,500円)
		プラン 2 のもの 800,000円 (税込価格 840,000円)
	200Mb/sのもの 1,600,000円 (税込価格 1,680,000円)	
	1 Gb/sのもの	プラン 1 のもの 1,600,000円 (税込価格 1,680,000円)
		プラン 2 のもの 3,000,000円 (税込価格 3,150,000円)
	2 Gb/sのもの 6,000,000円 (税込価格 6,300,000円)	
	10Gb/sのもの 13,000,000円 (税込価格 13,650,000円)	
	20Gb/sのもの 26,000,000円 (税込価格 27,300,000円)	
30Gb/sのもの 39,000,000円 (税込価格 40,950,000円)		
メニュー 7 - 2 に係るもの	100Mb/sのもの 800,000円 (税込価格 840,000円)	
	200Mb/sのもの 1,600,000円 (税込価格 1,680,000円)	
	300Mb/sのもの 2,400,000円 (税込価格 2,520,000円)	
	400Mb/sのもの 3,200,000円 (税込価格 3,360,000円)	
	600Mb/sのもの 4,800,000円 (税込価格 5,040,000円)	
	1 Gb/sのもの 2,800,000円 (税込価格 2,940,000円)	
	2 Gb/sのもの 5,600,000円 (税込価格 5,880,000円)	

(2) メニュー 7 - 3 に係るもの

月額

料金種別	単 位	料 金 額
利用料	1 の配信用ソフトウェア（当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）につき 1 の配信先（当社が別に定めるものをいいます。）ごとに	設定料金額（IP 通信網契約者が配信用ソフトウェアの利用について設定した 1 月分の料金額をいいます。以下同じとします。）に 0.15 を乗じ、端数があるときはそれを切り捨てた額（税込価格 上記の額に 1.05 を乗じた額） ただし、設定料金額に 0.15 を乗じた額が 200 円未満である場合は 200 円（税込価格 210 円）とします。

2 - 8 メニュー 8 に関する利用料金

2 - 8 - 1 基本額

(1) 利用回線型サービスに係るもの

1 利用回線につき 1 の V P N グループ利用者識別符号ごとに月額

区 分			料 金 額	
クラス 1 のもの	その V P N グループに 属する利用回線の数の 上限が 10 のもの	クラス 1 - 1 のもの	1,800円 (税込価格 1,890円)	
		クラス 1 - 2 のもの	10,800円 (税込価格 11,340円)	
	その V P N グループに 属する利用回線の数の 上限が 30 のもの	クラス 1 - 1 のもの	3,000円 (税込価格 3,150円)	
		クラス 1 - 2 のもの	18,000円 (税込価格 18,900円)	
	その V P N グループに 属する利用回線の数の 上限が 100 のもの	クラス 1 - 1 のもの	10,000円 (税込価格 10,500円)	
		クラス 1 - 2 のもの	60,000円 (税込価格 63,000円)	
	その V P N グループに 属する利用回線の数の 上限が 300 のもの	クラス 1 - 1 のもの	30,000円 (税込価格 31,500円)	
		クラス 1 - 2 のもの	180,000円 (税込価格 189,000円)	
	その V P N グループに 属する利用回線の数の 上限が 1,000 のもの	クラス 1 - 1 のもの	100,000円 (税込価格 105,000円)	
		クラス 1 - 2 のもの	600,000円 (税込価格 630,000円)	
	クラス 2 のもの			1,800円 (税込価格 1,890円)

(2) 契約者回線型サービスに係るもの

1 契約者回線又は1回線収容部ごとに月額

区 分		料 金 額	
10Mb/sのもの	グレード1のもの	240,000円 (税込価格 252,000円)	
	グレード2のもの	245,000円 (税込価格 257,250円)	
100Mb/sのもの	グレード1のもの	タイプ1のもの	980,000円 (税込価格 1,029,000円)
		タイプ2のもの	1,000,000円 (税込価格 1,050,000円)
	グレード2のもの	985,000円 (税込価格 1,034,250円)	

2 - 8 - 2 加算額

(1) 契約者回線が異経路によるものであるとき

1 契約者回線ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
異経路 の線路	100Mb/sのものにおけるタイプ2のもの(その契約者回線の終端の場所をIP通信網サービス取扱所内とするものを除きます。)	その契約者回線をメニュー5に係る契約者回線とみなした場合に適用される利用料金の加算額(その契約者回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。)と同額

(2) 当社が提供する配線設備を利用しているとき

屋内配線利用料

1 配線ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
配線	100Mb/sのものにおけるタイプ2用のもの	2,000円 (税込価格 2,100円)
備考	屋内配線は、100Mb/sのものであってタイプ2のものに限り提供します。	

2 - 9 付加機能利用料
 (1) (2)及び(3)以外のもの

区 分		単 位	料金額（月額）
グループ設定機能	メニュー2（メニュー2-1 - 3における1Gb/sのもの及びメニュー2-2のものを除きます。）に係る契約者回線について、あらかじめ登録した契約者回線番号に係る契約者回線等（メニュー1に係るものに限りません。）からの通信（発信者番号通知を行う通信に限りません。）のみを許容する機能	ア 登録可能番号数（1の契約者回線につきあらかじめ登録することのできる契約者回線番号の数をいいます。以下同じとします。）が100以内のもの	1 契約者回線（契約者回線群型サービスにあつては1契約者回線群）ごとに 3,000円 (税込価格 3,150円)
		イ 登録可能番号数が300以内のもの	1 契約者回線（契約者回線群型サービスにあつては1契約者回線群）ごとに 5,000円 (税込価格 5,250円)
		ウ 登録可能番号数が1,000以内のもの	1 契約者回線（契約者回線群型サービスにあつては1契約者回線群）ごとに 10,000円 (税込価格 10,500円)
備考	<p>1 IP通信網契約者は、登録可能番号数に応じて、上記の3種類の中からあらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>2 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは区分の変更を行います。</p> <p>3 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の契約者回線番号を消去することがあります。</p>		
発信者識別符号認証代行機	メニュー2（メニュー2-1 - 3における1Gb/sのもの及びメニュー2-2のものを除きます。）に係る契約者回線について、あらかじめ登録した発信者識別符号（契約者回線等（メニュー2、メニュー3、メニュー5（メニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s及び1Gb/sのプラン2及び	ア 登録可能符号数（1の契約者回線につきあらかじめ登録することのできる発信者識別符号の数をいいます。以	1 契約者回線（契約者回線群型サービスにあつては1契約者回線群）ごとに 12,000円 (税込価格 12,600円)

能	プラン3並びにメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3、200Mb/s及び1Gb/sのものを除きます。)及びメニュー7に係るものを除きます。)からの着信の際に発信者を識別するための英字及び数字等の組み合わせであって、IP通信網契約者が割り当てるものをいいます。以下同じとします。)を利用した通信のみを許容する機能	下同じとします。)が50以内のもの		
		イ 登録可能符号数が100以内のもの	1契約者回線(契約者回線群型サービスにあつては1契約者回線群)ごとに	18,000円 (税込価格 18,900円)
		ウ 登録可能符号数が300以内のもの	1契約者回線(契約者回線群型サービスにあつては1契約者回線群)ごとに	30,000円 (税込価格 31,500円)
		エ 登録可能符号数が500以内のもの	1契約者回線(契約者回線群型サービスにあつては1契約者回線群)ごとに	45,000円 (税込価格 47,250円)
備考	<p>1 IP通信網契約者は、登録可能符号数に応じて、上記の4種類の中からあらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>2 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは区分の変更を行います。</p> <p>3 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の発信者識別符号を消去することがあります。</p> <p>4 IP通信網契約者及び発信者は、発信者識別符号の適正な管理に努めていただきます。</p> <p>5 当社は、第51条(責任の制限)に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>			
無線アクセス機能(フレッツ・スポ	メニュー1、メニュー4又はメニュー5の契約者回線等に係るIP通信網契約者について、そのIP通信網契約者が指定する1の移動無線装置から無線基地局設備を経由してIP通信網サービスを利用することを可能とする機能	1契約者回線等ごとに		800円 (税込価格 840円)
	備考	<p>1 この付加機能には、区分がタイプ1のもの(タイプ2以外のものをいいます。以下同じとします。)とタイプ2のもの(通信を行うためのIP通信網契約者の認証においてIEEE802.1xに規定する方式を使用するものをいいます。以下同じとします。)があります。</p> <p>2 IP通信網契約者は、1の契約者回線等につき2までの移動無線装置に限り、この機能を利用することができます。</p>		

ット
(

- 3 I P 通信網契約者は、移動無線装置ごとに 1 に規定する 2 種類の区分の中からあらかじめいずれか 1 つを選択していただきます。
- 4 I P 通信網契約者は、この付加機能が無線基地局設備から当社が別に定める範囲において利用することができます。
- 5 この付加機能を利用した通信については、無線基地局装置又は I P 通信網契約者が指定する移動無線装置の通信の方式により、当社が別に定める伝送速度までの符号伝送が可能なものとなります。
- 6 この付加機能を利用した通信については、I P 通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー 1 からメニュー 6 に係る契約者回線(当社が別に定めるものに限りです。)との間について行うことができます。
- 7 I P 通信網契約者は、当社がその I P 通信網契約者を認証するために必要な移動無線装置に関する情報をあらかじめ当社に申し出てください。
- 8 当社は、無線区間における通信については、IEEE802.11a、IEEE802.11b、IEEE802.11g又はIEEE802.1xに規定する方式によりセキュリティを確保しますが、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。
- 9 この機能の提供を受ける I P 通信網契約者は、特定事業者の契約約款等の規定に基づいて、その特定事業者が提供する特定電気通信サービスを利用することができます。
- 10 当社は、第51条(責任の制限)に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

閉域グループ内通信機能(フレッツ・グループ)	メニュー 1、メニュー 4又はメニュー 5(メニュー 5 - 1の 100Mb/s のプラン 5、200Mb/s及び 1 Gb/sのプラン 2及びプラン 3並びにメニュー 5 - 2の 100Mb/s のカテゴリ 3、200Mb/s 及び 1 Gb/sのものを除きます。以下この欄に	ア その閉域グループに属するすべての契約者回線等(この欄に規定する機能の提供を受けているものとし、その閉域グループ内の任意の契約者回線等との間で通信を	(ア) 1	以	1 契約者回線等につき 1 の閉域グループ内通信機能利用者識別符号(この機能に係る通信を行う I P 通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組み合わせをいいます。以下同じとします。)ごとに	1,800円 (税込価格 1,890円)
			の閉域グループに属する契約者回線等の数の上限が10のもの(ベーシックメニュー)	外のもの		
				メニュー 5 - 1の 100Mb/s のものにおけるプラン 1 に係るもの		11,000円 (税込価格 11,550円)
			(イ) 1	以	1 契約者回線等につき 1 の閉域グループ内通信機能利用者識別符号ごとに	4,000円 (税込価格 4,200円)
			の閉域グループに属する契約者回線等の数の上限が20のもの	外のもの		
				メニュー 5 - 1の 100Mb/s のプラン 1 に係るもの		24,000円 (税込価格 25,200円)

<p>おいて同じとします。)に係る契約者回線等について、この機能の提供を受ける契約者回線等とそのIP通信網契約者があらかじめ指定した契約者回線等(メニュー1、メニュー4、メニュー5又はメニュー6に係るものに限ります。)からなるグループ(右欄の区分が同一のものとなります。以下「閉域グループ」といいます。)内の契約者回線等との間において、IP通信網のみを介した通信を可能とする機能</p>	<p>行うことができるもの</p>	<p>(ウ) 1の閉域グループに属する契約者回線等の数の上限が50のもの</p>	<p>もの</p>	<p>1契約者回線等につき1の閉域グループ内通信機能利用者識別符号ごとに</p>	<p>4,000円 (税込価格 4,200円)</p>	
					<p>(ア) 1の閉域グループに属する契約者回線等の数の上限が10のもの</p>	<p>又は以外のもの</p>
		<p>メニュー5-1の100Mb/sのプラン1に係るものであって、以外のもの</p>	<p>48,000円 (税込価格 50,400円)</p>			
			<p>その閉域グループ内においてメニュー5-1の100Mb/sのプラン1に係る契約者回線との間の通信が可能なもの</p>	<p>168,000円 (税込価格 176,400円)</p>		
		<p>(イ) 1の閉域グループに属する契約者回</p>	<p>又は以外のもの</p>	<p>この機能の提供を受ける1の契約者回線等につき1の閉域グループごとに</p>	<p>56,000円 (税込価格 58,800円)</p>	
					<p>メニュー5</p>	<p>84,000円 (税込価格</p>

			線等の 数の上 限が20 のもの	- 1 の 100Mb/ s の プ ラン 1 に係る もので あって、 以外 のもの	88,200円)
				その 閉域グ ループ 内にお いてメ ニュー 5 - 1 の100M b/s の プラン 1に係 る契約 者回線 との通 信が可 能なも の	336,000円 (税込価格 352,800円)
備考	<p>1 この機能には、次の通り通信の態様による細目があります。</p> <p>(1) (2)以外のもの</p> <p>(2) 1の閉域グループ内において、この機能の提供を受ける契約者回線等とIP v 6通信契約者回線との通信が可能なもの</p> <p>2 上記の区分がアのもの(ウ)のものを除きます。)に係る1の閉域グループにおけるメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン1に係る契約者回線の数の上限は1とします。</p> <p>3 上記の区分がアの(ウ)のものについては、通信の態様による細目が(2)のものに限り提供します。</p> <p>4 当社は、メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン1に係る契約者回線については、上記の区分がアの(ウ)のものを提供しません。</p> <p>5 当社は、上記の区分がアの(ウ)のものについて、その閉域グループに属する契約者回線等の数が21以上となる場合に限り、その提供を行います。</p> <p>6 当社は、上記の区分がアの(ウ)のものに係る契約者回線等の数が20以下となった場合は、上記の区分がアの(イ)のものへの区分の変更を行います。この場合、当社は、あらかじめそのことをIP通信網契約者に通知します。</p> <p>7 上記の区分がイのものに係る1の閉域グループにおいてこの機能の提供を受けることとなる契約者回線等の数は1とします。</p> <p>8 IP通信網契約者(上記の区分がアのものに係る者に限ります。以下この項において同じとします。)は、その閉域グループにおいてIP通信網契約者が2人以上であるときは、そのうちの1人(その閉域グ</p>				

ループにメニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 1 に係る契約者回線が属する場合は、その契約者回線に係る I P 通信網契約者(とします。)を当社に対する代表者(その閉域グループに属することとなるすべての I P 通信網契約者の同意に基づき指定される者であって、その閉域グループに属する他の I P 通信網契約者に代って、代表者の変更等の当社への請求及びその他の諸手続き等(修理又は復旧に係るものを除きます。))を行うことができる者とします。以下この欄において同じとします。)と定め、これを当社に届け出ていただきます。

9 当社は、I P 通信網契約者(その閉域グループにおいてこの機能の提供を受けている I P 通信網契約者が 2 人以上となる場合は代表者とします。)からの請求により閉域グループを設定します。

10 当社は、I P 通信網契約者(メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 1 に係る者を除きます。)から請求があったとき(代表者から請求があった場合を含みます。)は、その I P 通信網契約者が指定する閉域グループに係る閉域グループ内通信機能の提供を行います。この場合、I P 通信網契約者(上記の区分が A のものに係る者に限ります。)は、その閉域グループに係るすべての I P 通信網契約者の同意を事前に得ていただきます。

11 I P 通信網契約者は、閉域グループ内通信機能の区分の変更に係る請求を行うことはできません。

12 上記の区分が A のものに係る閉域グループにおけるメニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 1 に係る契約者回線について、この付加機能の廃止があった場合は、その閉域グループに係る他の契約者回線等についても、この付加機能を廃止します。

13 I P 通信網契約者は、当社が別に定めるところにより付与される閉域グループ識別符号(閉域グループを識別するための英字又は数字等の組み合わせをいいます。以下同じとします。)及び閉域グループ内通信機能利用者識別符号を通信の都度指定することにより通信を行うことができます。

14 1 の閉域グループにつき付与される閉域グループ内通信機能利用者識別符号の数の上限は、その閉域グループに属する契約者回線等の数の上限と同数とし、1 の閉域グループ内通信機能利用者識別符号を 1 の契約者回線等にて利用していただきます。

15 閉域グループ識別符号及び閉域グループ内通信機能利用者識別符号は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを I P 通信網契約者にお知らせします。

16 I P 通信網契約者は、閉域グループ識別符号及び閉域グループ内通信機能利用者識別符号の適正な管理に努めていただきます。

17 当社は、第51条(責任の制限)に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

同時通信可能着信先数追	メニュー 4 又はメニュー 5 (I P v 6 通信契約者回線に係るものを除きます。)に係る契約者回線等について、同時に通信を行うことが可能な着信先(当社が別に定めるものを除きます。以下この欄において同じとします。)の数を 2 を超えて	下記以外のもの	2 を超えて追加する 1 の同時通信が可能な着信先ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		メニュー 5 - 1 の 100Mb/s の プラン 1 に係るも	4 を超えて追加する 1 の同時通信	2,000円 (税込価格 2,100円)

加機能	(メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン1のものにあっては4を超えて)追加することを可能とする機能	の	が可能な着信先ごとに	
		メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3又はメニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリー3、200Mb/s若しくは1Gb/sに係るもの	2を超えて追加する1の同時通信が可能な着信先ごとに	300円 (税込価格 315円)
備考	同時に通信を行うことが可能な着信先の数の上限については、メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン1又は1Gb/sのプラン2に係るものにあつては20まで、メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン2に係るものにあつては10まで、その他のものにあつては5までとします。ただし、当社が別に定めるところにより、その上限の数が減ずる場合があります。			
IPv6通信機能(フレッツ・v6アプリ)	メニュー4又はメニュー5 (IPv6通信契約者回線に係るもの、メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s及び1Gb/sのプラン2及びプラン3並びにメニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリー3、200Mb/s及び1Gb/sのものを除きます。)に係る契約者回線等について、通信の都度指定する相手先との間において、通信相手先識別符号又は協定事業者が定める識別番号を用いてIPv6によりIP通信網のみを介して行う通信(当社が別に定めるものに限ります。)を行うこと並びにその契約者回線等に接続される端末設備のコンピュータウイルスを検出若しくは駆除する機能及び第三者による不正アクセスを防止する機能等を有するセキュリティファイルの供給を受けることを可能とする機能		1契約者回線等ごとに	480円 (税込価格 504円)
	備考	この機能の提供にあつては、1(適用)の(10)欄の各号の規定に準じて取り扱います。		
通信相手先識別符号追加機能	IPv6通信契約者回線又はIPv6通信機能を提供されている契約者回線(メニュー4に係るものを除きます。)について、通信相手先識別符号を1を超えて取得することを可能とする機能		追加する1の通信相手先識別符号ごとに	200円 (税込価格 210円)
	備考	1 追加することが可能な通信相手先識別符号の数は、メニュー5 - 1の1Gb/sのプラン1のものにあつては最大49まで、その他のものにあつては最大4までとします。 2 その契約者回線についてIPv6通信機能の廃止があつた場合は、この機能を廃止します。		

セキュリティファイル供給先追加機能	IPv6通信契約者回線、IPv6通信機能を提供されている契約者回線等又はメニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくはメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3、200Mb/s若しくは1Gb/sに係る契約者回線について、1を超える端末設備においてセキュリティファイル供給を受けることを可能とする機能	ア IPv6通信契約者回線、IPv6通信機能を提供されている契約者回線等に係るもの	セキュリティファイル供給を受ける端末設備を追加することが可能な数(以下この欄において「追加可能数」といいます。)が2のもの	1契約者回線等ごとに	380円 (税込価格 399円)
			追加可能数が4のもの	1契約者回線等ごとに	760円 (税込価格 798円)
			追加可能数が9のもの	1契約者回線等ごとに	1,710円 (税込価格 1,795.5円)
			追加可能数が14のもの	1契約者回線等ごとに	2,660円 (税込価格 2,793円)
			追加可能数が19のもの	1契約者回線等ごとに	3,610円 (税込価格 3,790.5円)
			追加可能数が24のもの	1契約者回線等ごとに	4,560円 (税込価格 4,788円)
			追加可能数が29のもの	1契約者回線等ごとに	5,510円 (税込価格 5,785.5円)
			追加可能数が34のもの	1契約者回線等ごとに	6,460円 (税込価格 6,783円)
			追加可能数が39のもの	1契約者回線等ごとに	7,410円 (税込価格 7,780.5円)
			追加可能数が44のもの	1契約者回線等ごとに	8,360円 (税込価格 8,778円)
		追加可能数が49のもの	1契約者回線等ごとに	9,310円 (税込価格 9,775.5円)	
		イ ア以外のもの	基本額	1契約者回線ごとに	380円 (税込価格 399円)
			加算額	基本料	1契約者回線ごとに

					加算料	追加可能数が4を超える1の追加可能数ごとに	190円 (税込価格 199.5円)
備考	<p>1 区分がアのものにおける追加可能数が9のものから49のものに係る区分については、メニュー5 - 1の1Gb/sのものに限り提供します。</p> <p>2 区分がイのものについて、基本額に係る追加可能数は2とします。</p> <p>3 区分がイのものについて、基本額に係る追加可能数と加算額の基本料に係る追加可能数とを合わせた数は4とします。</p> <p>4 区分がイのものについて、追加可能数は49までとします。</p> <p>5 その契約者回線等についてIPv6通信機能の廃止があった場合は、この機能を廃止します。</p> <p>6 当社は、IPv6通信契約者回線又はIPv6通信機能を提供されている契約者回線等とメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3又はメニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリー3、200Mb/s若しくは1Gb/sに係る契約者回線との間における品目又は細目の変更があった場合は、この機能を廃止します。</p>						
同報通信機能	メニュー7のものについて、その契約者回線から送信された符号を複製して複数の契約者回線等へ送信を行うことを可能とする機能	基本額	メニュー7 - 1に係るもの	プラン1に係るもの	100Mb/sの品目に係るもの	1契約者回線ごとに	150,000円 (税込価格 157,500円)
					1Gb/sの品目に係るもの	1契約者回線ごとに	1,200,000円 (税込価格 1,260,000円)
				プラン2に係るもの	100Mb/s又は200Mb/sの品目に係るもの	1契約者回線ごとに	350,000円 (税込価格 367,500円)
					1Gb/s又は2Gb/sの品目に係るもの	1契約者回線ごとに	2,500,000円 (税込価格 2,625,000円)
					10Gb/s、20Gb/s又は30Gb/sの品目に係るもの	1契約者回線ごとに	4,000,000円 (税込価格 4,200,000円)
				メニュー7 - 2に係るもの	100Mb/s又は200Mb/s(クラス2のものに限ります。)の品目に係るもの	1契約者回線ごとに	350,000円 (税込価格 367,500円)

		200Mb/s(クラス1のものに限ります。)又は400Mb/sの品目に係るもの	1契約者回線ごとに	700,000円 (税込価格 735,000円)												
		300Mb/s又は600Mb/sの品目に係るもの	1契約者回線ごとに	1,050,000円 (税込価格 1,102,500円)												
		1Gb/s又は2Gb/sの品目に係るもの	1契約者回線ごとに	2,500,000円 (税込価格 2,625,000円)												
	加算額		この機能を利用して送信される符号が着信する1の契約者回線等ごとに	200円 (税込価格 210円)												
備考	<p>1 料金月の初日以外の日に、この機能を利用して送信される符号が着信する契約者回線等の追加があった場合(その追加があった料金月にその契約者回線等の廃止があった場合又はその契約者回線等について廃止があった後、再び追加があった場合を除きます。)は、この機能の加算額について、その料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>2 この機能の利用に係る通信(メニュー7-1に係るものに限ります。)については、利用することが可能な通信相手先識別符号の数は、10Gb/s、20Gb/s又は30Gb/sの品目に係るものにあつては最大256まで、その他のものにあつては最大128までとさせていただきます。</p> <p>3 200Mb/s(メニュー7-2のクラス1のものを除きます。)、400Mb/s、600Mb/s、2Gb/s、10Gb/s、20Gb/s又は30Gb/sの品目に係る契約者回線において、この機能を利用して行う通信に係る伝送速度については、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="432 1541 1265 1843"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>伝送速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200Mb/sのもの</td> <td>最大100.0Mbit/sまで</td> </tr> <tr> <td>400Mb/sのもの</td> <td>最大200.0Mbit/sまで</td> </tr> <tr> <td>600Mb/sのもの</td> <td>最大300.0Mbit/sまで</td> </tr> <tr> <td>2Gb/sのもの</td> <td>最大1.0Gbit/sまで</td> </tr> <tr> <td>10Gb/s、20Gb/s又は30Gb/sのもの</td> <td>最大2.0Gbit/sまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 当社は、第51条(責任の制限)に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>				区 分	伝送速度	200Mb/sのもの	最大100.0Mbit/sまで	400Mb/sのもの	最大200.0Mbit/sまで	600Mb/sのもの	最大300.0Mbit/sまで	2Gb/sのもの	最大1.0Gbit/sまで	10Gb/s、20Gb/s又は30Gb/sのもの	最大2.0Gbit/sまで
区 分	伝送速度															
200Mb/sのもの	最大100.0Mbit/sまで															
400Mb/sのもの	最大200.0Mbit/sまで															
600Mb/sのもの	最大300.0Mbit/sまで															
2Gb/sのもの	最大1.0Gbit/sまで															
10Gb/s、20Gb/s又は30Gb/sのもの	最大2.0Gbit/sまで															

発信契約者回線等番号受信機能	この機能を利用するメニュー 2 - 2 に係る契約者回線へ通知される契約者回線等番号（当社が別に定めるものを含みます。）を受信することができる機能	メニュー 2 - 2 のものであって下記以外のもの	1 契約者回線ごとに	9,800円 (税込価格 10,290円)
		メニュー 2 - 2 - 1 における 1 Gb/s の品目のもの	1 契約者回線につき契約者回線の細目に係る伝送速度について 100M b/s ごとに	9,800円 (税込価格 10,290円)
		メニュー 2 - 2 - 2 における 10 Gb/s の品目のもの	1 契約者回線につき契約者回線の細目に係る伝送速度について 1 Gb /s ごとに	9,800円 (税込価格 10,290円)
備考	<p>(注 1) I P 通信網契約者は、この欄の規定等により通知を受けた発信者番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。</p> <p>(注 2) この機能を利用する契約者回線は、メニュー 1 に係る I P 通信網契約者から行う通信により通知されるその利用回線の契約者回線番号及びメニュー 5 に係る I P 通信網契約者から行う通信（帯域確保機能を利用したものに限ります。）により通知されるその契約者回線を利用回線とする音声利用 I P 通信網サービスに係る契約者回線番号を受信することができません。</p>			
帯域確保機能	この機能を利用したメニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 5、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s のプラン 2 若しくはプラン 3 又はメニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカテゴリ 3、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s に係る通信について、その通信の都度、契約者回線の終端と取扱所交換設備との間の伝送帯域を確保することを可能とする機能	1 契約者回線ごとに	200円 (税込価格 210円)	
備考	<p>1 この機能を利用した通信については、通信の相手先となる契約者回線がメニュー 7 - 2 に係るもの（当社が別に定めるものに限ります。）である場合に限り通信を行うことができます。</p> <p>2 通信がふくそうしている場合等通信の状況によっては、この機能を用いた通信を利用できないことがあります。</p> <p>3 当社は、第 51 条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(注 1) I P 通信網契約者は、その契約者回線について、音声利用 I P 通信網サービス契約約款に定める第 2 種サービス（タイプ 2 のものであってメニュー 1 に係るものに限ります。）に係る契約（以下この欄において「音声利用 I P 通信網契約」といいます。）を当社と締結し、音声利用 I P 通信網サービス契約約款に規定する同時通信</p>			

		<p>機能を利用している場合に限り、この機能を利用することができません。</p> <p>(注2) I P通信網契約者は、その契約者回線において、この機能を利用した通信を行っているときは、音声利用 I P通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能を利用した通信を行うことができません。</p> <p>(注3) 当社は、この機能を利用する I P通信網契約者が、次の各号に該当する場合には、この機能を廃止します。</p> <p>(1) 音声利用 I P通信網契約の解除があったとき。</p> <p>(2) 音声利用 I P通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能の廃止があったとき。</p> <p>(注4) 当社は、この機能を利用する I P通信網契約者が、次の各号に該当する場合には、この機能の利用の一時中断を行います。</p> <p>(1) 音声利用 I P通信網契約の利用の一時中断があったとき。</p> <p>(2) 音声利用 I P通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能の利用の一時中断があったとき。</p> <p>(注5) 当社は、音声利用 I P通信網契約に係る電気通信サービス(この機能を利用する I P通信網契約者に係るものに限ります。)の利用停止を行ったときは、この機能の利用を停止することがあります。</p> <p>(注6) 当社は、この機能に係る付加機能利用料について、当分の間、適用しません。</p> <p>(注7) 当社は、当分の間、メニュー 5 - 1 の 1 Gb/s のプラン 2 のものについて、帯域確保機能を提供しません。</p>															
V P N相互接続通信機能	この機能を利用するメニュー 8 に係る契約者回線等について、その I P通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点(当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。)との間の通信を行うことを可能とする機能	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="418 1079 619 1191">その V P Nグループに属する利用回線の数の上限が10のもの</td> <td data-bbox="619 1079 762 1191">1 V P Nグループごとに</td> <td data-bbox="762 1079 1082 1191">30,000円 (税込価格 31,500円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 1191 619 1303">その V P Nグループに属する利用回線の数の上限が30のもの</td> <td data-bbox="619 1191 762 1303">1 V P Nグループごとに</td> <td data-bbox="762 1191 1082 1303">90,000円 (税込価格 94,500円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 1303 619 1415">その V P Nグループに属する利用回線の数の上限が100のもの</td> <td data-bbox="619 1303 762 1415">1 V P Nグループごとに</td> <td data-bbox="762 1303 1082 1415">300,000円 (税込価格 315,000円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 1415 619 1527">その V P Nグループに属する利用回線の数の上限が300のもの</td> <td data-bbox="619 1415 762 1527">1 V P Nグループごとに</td> <td data-bbox="762 1415 1082 1527">900,000円 (税込価格 945,000円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 1527 619 1639">その V P Nグループに属する利用回線の数の上限が1,000のもの</td> <td data-bbox="619 1527 762 1639">1 V P Nグループごとに</td> <td data-bbox="762 1527 1082 1639">3,000,000円 (税込価格 3,150,000円)</td> </tr> </table>	その V P Nグループに属する利用回線の数の上限が10のもの	1 V P Nグループごとに	30,000円 (税込価格 31,500円)	その V P Nグループに属する利用回線の数の上限が30のもの	1 V P Nグループごとに	90,000円 (税込価格 94,500円)	その V P Nグループに属する利用回線の数の上限が100のもの	1 V P Nグループごとに	300,000円 (税込価格 315,000円)	その V P Nグループに属する利用回線の数の上限が300のもの	1 V P Nグループごとに	900,000円 (税込価格 945,000円)	その V P Nグループに属する利用回線の数の上限が1,000のもの	1 V P Nグループごとに	3,000,000円 (税込価格 3,150,000円)
その V P Nグループに属する利用回線の数の上限が10のもの	1 V P Nグループごとに	30,000円 (税込価格 31,500円)															
その V P Nグループに属する利用回線の数の上限が30のもの	1 V P Nグループごとに	90,000円 (税込価格 94,500円)															
その V P Nグループに属する利用回線の数の上限が100のもの	1 V P Nグループごとに	300,000円 (税込価格 315,000円)															
その V P Nグループに属する利用回線の数の上限が300のもの	1 V P Nグループごとに	900,000円 (税込価格 945,000円)															
その V P Nグループに属する利用回線の数の上限が1,000のもの	1 V P Nグループごとに	3,000,000円 (税込価格 3,150,000円)															
備考		<p>1 メニュー 8 におけるクラス 1 に係る I P通信網契約者は、その V P Nグループに属する他の I P通信網契約者に代って、この機能の利用の開始又は廃止等当社への請求及びその他の諸手続き等(修理又は復旧に係るものを除きます。)を行っていただきます。この場合、メニュー 8 におけるクラス 1 に係る I P通信網契約者は、その V P Nグループに属するすべての I P通信網契約者の同意を事前に得ていただきます。</p> <p>2 当社は、メニュー 8 におけるクラス 1 に係る V P N相互接続通信機能の廃止があった場合は、その V P Nグループに属するすべての I P</p>															

通信網契約者に係るVPN相互接続通信機能を廃止します。

- 3 この機能を利用した通信については、1（適用）の規定にかかわらず、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点との間の通信（以下この欄において「VPN相互接続通信」といいます。）を行うことができます。
- 4 IP通信網契約者がこの機能を利用して行うVPN相互接続通信及びVPN他社相互接続通信（当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に係るこの機能を利用して行う通信をいいます。以下この欄において同じとします。）に係る料金については、当社が設定するものとし、この表に規定する料金額を適用します。
- 5 当社は、VPN相互接続通信機能に係る料金及び工事に関する費用を、クラス1に係るIP通信網契約者に請求します。
- 6 当社は、料金返還その他の場合において、そのVPNグループに係る契約者回線等1回線当たりの料金を確定させる必要が生じたときは、次の算式により算出します。

$$\text{契約者回線等1回線当たりの料金} = \frac{\text{そのVPNグループに係る料金}}{\text{そのVPNグループに係るすべての契約者回線等の数}}$$
- 7 6の場合において、そのVPNグループに係る料金からそのVPNグループに係るすべての契約者回線等について6に規定する算式により算出した契約者回線等1回線当たりの料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、残額をクラス1に係るIP通信網契約者が指定する1の契約者回線等の料金に加算します。
- 8 当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。
- 9 メニュー8におけるクラス1 - 2に係るIP通信網契約者が、契約者回線型サービスを利用している場合はこの機能を利用することはできません。

(2) 利用の都度意思表示を行うことにより利用するもの

区 分		単 位	料金額
セッション解除機能	IP通信網契約の契約者回線（メニュー2に係るものに限り、）と接続している契約者回線等（メニュー1、メニュー4、メニュー5及びメニュー6に係るものに限り、）との通信について、IP通信網契約者（メニュー2に係る者に限り、）からの申出により、その通信に係るセッションを解除する機能		
備考	当社は、この機能においてセッションを解除することに伴い発生する損害については、責任を負いません。		

(3) 契約者回線等番号受信機能に係るもの

区 分		単 位		料金額
契約者回線等番号受信機能 (回線情報通知機能)	この機能を利用する契約者回線(メニュー7-2に係るものに限ります。)へ通知される契約者回線等番号等(契約者回線等番号その他当社が別に定める番号等をいいます。以下同じとします。)を通知先識別子(契約者回線等番号等を通知する相手先を識別するための符号であって当社がこの機能を利用する契約者回線に割り当ててものをいいます。以下同じとします。)を使用して受信することができる機能	基本額	1の通知先識別子ごとに月額	10,000円 (税込価格10,500円)
		加算額	契約者回線等番号に係る1の受信ごとに	4円 (税込価格4.2円)
備考	<p>1 当社が損害の賠償を行う場合において、加算額に係る部分の算定方法については、この機能を全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均の加算額(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)によります。</p> <p>2 IP通信網契約者は、第38条の規定にかかわらず、契約者回線等番号受信機能の廃止があった日における加算額については、その支払いを要します。</p> <p>(注1) IP通信網契約者は、この欄の規定等により通知を受けた契約者回線等番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。</p> <p>(注2) この機能を利用する契約者回線は、メニュー5に係るIP通信網契約者から行う通信(帯域確保機能を利用したものに限ります。)により通知されるその契約者回線を利用回線とする音声利用IP通信網サービスに係る契約者回線番号を受信することができません。</p>			

第2 臨時IP通信網契約に関するもの

利用料、回線利用料、回線終端装置利用料、付加機能利用料、屋内配線利用料又は機器利用料

日額

そのIP通信網サービスを、臨時IP通信網契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1

備考 臨時IP通信網契約は、メニュー2(メニュー2-1-2の契約者回線群型サービスのものを除きます。)及びメニュー3に限り締結します。

第2類 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容						
(1) 手続きに関する料金の適用	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約料</td> <td>I P通信網契約（メニュー4、メニュー5及びメニュー6に係るものに限り、）の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>譲渡承認手数料</td> <td>I P通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	契約料	I P通信網契約（メニュー4、メニュー5及びメニュー6に係るものに限り、）の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	譲渡承認手数料	I P通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
種 別	内 容						
契約料	I P通信網契約（メニュー4、メニュー5及びメニュー6に係るものに限り、）の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						
譲渡承認手数料	I P通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						
(2) メニュー4に関する契約料の適用に関する特例	メニュー4に係るI P通信網サービスの提供の開始により、リンク未確立状態となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限り、）であって、そのI P通信網サービスの提供の開始の日の翌日から起算して20日以内に、I P通信網契約者からその旨の申出があり、そのI P通信網契約の解除が行われた場合は、2（料金額）の規定にかかわらず、契約料は適用しません。						
(3) メニュー8に係る譲渡承認手数料の適用に関する特例	当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、メニュー8に係る手続きの態様等を勘案して、譲渡承認手数料を適用しないことがあります。						

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
契約料	1 契約ごとに	800円(税込価格 840円)
譲渡承認手数料	1 契約ごとに	800円(税込価格 840円)

第2表 工事に関する費用

第1 施設設置負担金

1 適用

区 分	内 容
施設設置負担金の適用	<p>ア 施設設置負担金は、メニュー2 - 1 - 1のもの(1.5Mb/sの品目のエコノミークラスのもの及びその契約者回線の終端の場所をIP通信網サービス取扱所(その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。)内とするものを除きます。)であって臨時IP通信網契約以外の契約に係るものについて適用します。</p> <p>イ アに規定するほか、その他の施設設置負担金の適用については、その契約者回線を同一内容の専用サービスとみなした場合の適用に準ずるものとしします。</p>

2 施設設置負担金の額

引込線1回線ごとに

区 分	料 金 額
メニュー2	その契約者回線を同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合の施設設置負担金と同額

第2 工事費

1 適用

区 分	内 容								
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、回線調整工事費及び契約者回線等変更工事費を合計して算定します。								
(2) 基本工事費の適用	<p>ア 基本工事費について、契約者回線等変更工事、回線調整（保安器の変更（契約者回線等の終端に設置される保安器を変更することをいいます。以下同じとします。）に係るものに限ります。）回線終端装置工事、配線工事及び機器工事に関する工事費の額の合計額が29,000円（税込価格30,450円）までの場合は基本額のみを適用し、29,000円（税込価格30,450円）を超える場合は29,000円（税込価格30,450円）までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>ただし、施設設置負担金の支払いを要する工事の場合であって、回線終端装置工事、配線工事及び機器工事を伴わないときは、基本工事費は適用しません。</p> <p>イ 基本工事費について、回線調整を行う場合（保安器の変更のみを行う場合を除きます。）は基本額に回線調整に関する加算額を加算して適用します。</p> <p>ウ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合（当社が別に定める場合を除きます。）は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費（回線調整に関する加算額を除きます。）を適用します。</p>								
(3) 交換機等工事費、回線収容部工事費、契約者回線等変更工事費、回線調整工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費及び機器工事費の適用	<p>交換機等工事費、回線収容部工事費、契約者回線等変更工事費、回線調整工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費及び機器工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td> <td>IP通信網サービス取扱所の交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。 ただし、取扱所交換設備に関する工事以外の工事であって、施設設置負担金の支払いを要する工事又は施設設置負担金の支払いを要する工事と同時に施工する工事については、この限りではありません。</td> </tr> <tr> <td>イ 回線収容部工事費</td> <td>回線収容部において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 契約者回線等変更工事費</td> <td>メニュー4に係る契約者回線等の設置に伴い、当社が別に定めるところにより契約者回線等に係る設備を変更する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	IP通信網サービス取扱所の交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。 ただし、取扱所交換設備に関する工事以外の工事であって、施設設置負担金の支払いを要する工事又は施設設置負担金の支払いを要する工事と同時に施工する工事については、この限りではありません。	イ 回線収容部工事費	回線収容部において工事を要する場合に適用します。	ウ 契約者回線等変更工事費	メニュー4に係る契約者回線等の設置に伴い、当社が別に定めるところにより契約者回線等に係る設備を変更する工事を要する場合に適用します。
区 分	交換機等工事費等の適用								
ア 交換機等工事費	IP通信網サービス取扱所の交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。 ただし、取扱所交換設備に関する工事以外の工事であって、施設設置負担金の支払いを要する工事又は施設設置負担金の支払いを要する工事と同時に施工する工事については、この限りではありません。								
イ 回線収容部工事費	回線収容部において工事を要する場合に適用します。								
ウ 契約者回線等変更工事費	メニュー4に係る契約者回線等の設置に伴い、当社が別に定めるところにより契約者回線等に係る設備を変更する工事を要する場合に適用します。								

	<p>エ 回線調整工事費</p> <p>メニュー４に係る契約者回線等について、当社が別に定めるところにより回線調整（回線収容替え（ウの場合を除きます）ブリッジタップは無し（契約者回線等に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下同じとします。）又は保安器の変更等を行うことをいいます。以下同じとします。）を行った場合に適用します。</p>
	<p>オ 回線終端装置工事費</p> <p>回線終端装置の工事を要する場合に適用します。</p>
	<p>カ 屋内配線工事費</p> <p>次の配線の工事を要する場合に適用します。</p> <p>（ア） 契約者回線の一端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線</p> <p>（イ） １のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線</p>
	<p>キ 機器工事費</p> <p>当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。</p>
(4) 移転の場合の工事費の適用	移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。
(5) 別棟配線等の場合の屋内配線工事費の適用	次の工事を行った場合の屋内配線工事費の額については、２（工事費の額）の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。 ア 別棟との間の配線工事 イ 臨時ＩＰ通信網契約に係る配線工事
(6) 契約者回線が取扱所交換設備に収容される部分等に係る工事費の適用	ア メニュー２－１（メニュー２－１－２の契約者回線群型サービスのもの及びメニュー２－１－３に係るものを除きます。）に係る契約者回線が取扱所交換設備に収容される部分は、その契約者回線の一端（メニュー２－１－１のものにおける128kb/sのもの及び1.5Mb/s（エコノミークラスを除きます。）のもの並びにメニュー２－１－２のものにおける35Mb/sから135Mb/sのものについては、当社が提供する屋内配線及び宅内機器を利用しているものとします。）とみなして工事費を適用します。 イ メニュー２－１－２の契約者回線群型サービスのものに係る中継伝送回線は、その中継伝送回線と同一内容のＡＴＭデータ通信網サービスの契約者回線とみなして工事費を適用します。
(7) 割増工事費の	次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求が

適用	<p>あった場合の工事費は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="568 344 1262 837"> <thead> <tr> <th data-bbox="568 344 916 398">工事を施工する時間帯</th> <th data-bbox="920 344 1262 398">割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="568 405 916 618">午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。）</td> <td data-bbox="920 405 1262 618">その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格 1,050円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格 1,050円)を加算した額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 624 916 837">午後10時から翌日の午前8時30分まで</td> <td data-bbox="920 624 1262 837">その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格 1,050円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格 1,050円)を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格 1,050円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格 1,050円)を加算した額	午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格 1,050円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格 1,050円)を加算した額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額						
午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格 1,050円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格 1,050円)を加算した額						
午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格 1,050円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格 1,050円)を加算した額						
(8) 学校に限定した工事費の割引の適用	当社は、料金表別表3に規定するところにより、学校に限定した工事費の割引を適用します。						
(9) 工事費の減額適用	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。						
(10) メニュー4に関する工事費の適用除外	メニュー4に係るIP通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限り、）であつて、そのIP通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、IP通信網契約者からその旨の申出があり、そのIP通信網契約の解除又は契約者回線等の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費（リンク未確立状態となったIP通信網サービスに係るもの及びその変更前の品目への変更に係るもの又はその移転前の契約者回線等の終端の場所への移転に係るもの）に限り、）は適用しません。						

2 工事費の額

2 - 1 メニュー 1 に関するもの

メニュー 1 の提供の開始、無線アクセス機能の利用開始、区分の変更、移動無線装置の登録情報の追加若しくは変更若しくは利用の一時中断若しくは再利用又は閉域グループ内通信機能の利用開始、区別の変更、代表者の変更、利用回線の移転、IP 通信網契約者からの請求による利用回線の契約者回線番号の変更若しくは利用の一時中断若しくは再利用に関する工事

区 分			単 位	工事費の額	
(1) 基本工事費			1 の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
(2) 交換機等工事費	ア イ及びウ以外の工事（利用回線の設置又は移転に関する工事と同時に施工する場合を除きます。）		IP 通信網サービスを利用する 1 の B チャネルごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
	イ 無線アクセス機能に関する工事		1 契約者回線等ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
	ウ 閉域グループ内通信機能に関する工事	(ア) (イ) 及び(ウ) 以外のとき	以外の工事	1 の閉域グループ内通信機能利用者識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
			閉域グループ内通信機能の区分がイのものに関する工事	1 閉域グループごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		(イ) 利用の一時中断の工事		1 契約者回線等ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(ウ) 再利用の工事			(イ) の工事費と同額	

2 - 2 メニュー 2 に関するもの

- (1) 契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、端末設備の設置若しくは移転、グループ設定機能の利用開始、区分の変更若しくは契約者回線番号の追加登録、発信者識別符号認証代行機能の利用開始若しくは区分の変更、発信契約者回線等番号受信機能の利用開始、セッション解除機能の利用、回線相互接続に関する工事又はその他契約内容の登録若しくは変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
ア 基 本工 事費	(ア) (イ)以外の場合	1の工事ごとに 基本額 加算額	4,500円 (税込価格 4,725円) 3,500円 (税込価格 3,675円)	
	(イ) 交換機等工事のみの場合	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
イ 交 換機 等工 事費	(ア) 契約者回線(メニュー2-1-1又はメニュー2-1-3のものであってその終端の場所をIP通信網サービス取扱所(その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。)内とするものを除きます。)に関する工事	引込線1回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
	(イ)付 加機 能に 関す る工 事	グル ープ設 定機能 に関する工 事 の場合	利用の開始又は契約者回線の移転(収容IP通信網サービス取扱所を変更するものに限ります。)の工事のとき	1の契約者回線番号ごとに 700円 (税込価格 735円)
		区分の変更工事(上欄の移転の工事と同時に施工されるものを除きます。)のとき	1契約者回線(契約者回線群型サービスにあつては1契約者回線群)ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		契約者回線番号の追加登録工事のとき	追加登録する1の契約者回線番号ごとに	700円 (税込価格 735円)
発信者識別符号認証代行	利用の開始又は契約者回線の設置若しくは移転(収容IP通信網サービス取扱	1契約者回線ごとに	3,000円 (税込価格 3,150円)	

			機能に関する工事の場合	の移転（収容IP通信網サービス取扱所を変更するものに限ります。）の工事のとき	所を変更するものに限ります。）又は品目の変更（メニュー2-1-2に係るものであって下記の区分内における品目間に係るものを除きます。）の工事と同時に施工する場合			
					上記以外の場合	メニュー2-1-1のもの及びメニュー2-1-3における10Mb/sの品目のもの	1契約者回線（契約者回線群型サービスにあつては1契約者回線群）ごとに	6,000円 (税込価格 6,300円)
						メニュー2-1-2の契約者回線型サービスのもの(0.5Mb/sから34Mb/sの品目のものに限ります。)及び契約者回線群型サービスのもの	1契約者回線（契約者回線群型サービスにあつては1契約者回線群）ごとに	6,000円 (税込価格 6,300円)
						メニュー2-1-2の契約者回線型サービスのもの(35Mb/sから69Mb/sの品目のものに限ります。)	1契約者回線ごとに	9,000円 (税込価格 9,450円)
						メニュー2-1-2の契約者回線型サービスのもの(70Mb/sから135Mb/sの品目のものに限	1契約者回線（契約者回線群型サービスにあつては1契約者回線群）ごとに	12,000円 (税込価格 12,600円)

				ります。)及びメニュー2-1-3における100Mb/sの品目のもの		
				区分の変更工事（上欄の移転の工事と同時に施工されるものを除きます。）のとき	1 契約者回線（契約者回線群型サービスにあつては1 契約者回線群）ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	発信契約者回線等番号受信機能に関する工事の場合			メニュー2-2-1における10Mb/s若しくは100Mb/sの品目のもの又はメニュー2-2-2の1Gb/s品目のもの	1 契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
				メニュー2-2-1における1Gb/sの品目のもの	1 契約者回線につきその契約者回線の細目に係る伝送速度について100Mb/sごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
				メニュー2-2-2における10Gb/sの品目のもの	1 契約者回線につきその契約者回線の細目に係る伝送速度について1Gb/sごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
				セッション解除機能に関する工事の場合	解除する1のセッションごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
(ウ)取扱所交換設備に関する工事((イ)の場合を	契約者回線（追加契約者回線を除きます。以下この欄において	メニュー2-1-1のものと及びメニュー2-1-3における10Mb/sの品目のもの	プラン1に係るもの	1 契約者回線ごとに	7,000円 (税込価格 7,350円)	
			プラン2に係るもの	1 契約者回線ごとに	27,000円 (税込価格 28,350円)	
		メニュー2-1-2の契約者回線型サービスの	プラン1に係るもの	1 契約者回線ごとに	8,000円 (税込価格 8,400円)	

除きます。)	同じとします。) の設置、増設若しくは移転 (収容IP通信網サービス取扱所を変更するものに限ります。) 品目若しくは細目の変更(、又は以外のものに限ります。) の場合	もの(0.5Mb/sから34Mb/sの品目のものに限ります。)	プラン	プラン	1契約者回線ごとに	28,000円 (税込価格29,400円)		
			プラン	プラン	1契約者回線ごとに	14,000円 (税込価格14,700円)		
			プラン	プラン	1契約者回線ごとに	34,000円 (税込価格35,700円)		
			プラン	プラン	1契約者回線ごとに	19,000円 (税込価格19,950円)		
			プラン	プラン	1契約者回線ごとに	39,000円 (税込価格40,950円)		
			プラン	プラン	1契約者回線群ごとに	6,000円 (税込価格6,300円)		
			プラン	プラン	1契約者回線群ごとに	26,000円 (税込価格27,300円)		
			契約者回線に係るもの		1契約者回線ごとに	5,000円 (税込価格5,250円)		
			論理チャンネルに係るもの		1論理チャンネルごとに	1,000円 (税込価格1,050円)		
			メニュー2-1-3における1Gb/sの品目のもの	基本額	クラス1に係るもの	プラン	1契約者回線ごとに	12,000円 (税込価格12,600円)
					クラス2に係るもの	プラン	1契約者回線ごとに	32,000円 (税込価格33,600円)
						プラン	1契約者回線ごとに	19,000円 (税込価格19,950円)
						プラン	1契約者回線ごとに	39,000円 (税込価格

					もの	るもの		40,950円)
					加算額	クラス1に係るもの	細目に係る 伝送速度が 100.0Mbit/s を超える 100.0Mbit/s ごとに	7,000円 (税込価格 7,350円)
						クラス2に係るもの	細目に係る 伝送速度が 100.0Mbit/s を超える 100.0Mbit/s ごとに	11,000円 (税込価格 11,550円)
			メニュー2-2-1における10Mb/s又は100Mb/sの品目のもの	プラン1に係るもの	グレード1に係るもの	1契約者回線ごとに	10,000円 (税込価格 10,500円)	
					グレード2に係るもの	1契約者回線ごとに	21,000円 (税込価格 22,050円)	
				プラン2に係るもの	グレード1に係るもの	1契約者回線ごとに	21,000円 (税込価格 22,050円)	
					グレード2に係るもの	1契約者回線ごとに	54,000円 (税込価格 56,700円)	
			メニュー2-2-1における1Gb/sの品目のもの	基本額	プラン1に係るもの	クラス1に係るもの	1契約者回線ごとに	10,000円 (税込価格 10,500円)
						クラス2に係るもの	1契約者回線ごとに	15,000円 (税込価格 15,750円)

		グレード2に係るもの	クラス1に係るもの	1 契約者回線ごとに 21,000円 (税込価格 22,050円)
			クラス2に係るもの	1 契約者回線ごとに 26,000円 (税込価格 27,300円)
	プランに係るもの	グレード1に係るもの	クラス1に係るもの	1 契約者回線ごとに 21,000円 (税込価格 22,050円)
			クラス2に係るもの	1 契約者回線ごとに 26,000円 (税込価格 27,300円)
		グレード2に係るもの	クラス1に係るもの	1 契約者回線ごとに 54,000円 (税込価格 56,700円)
			クラス2に係るもの	1 契約者回線ごとに 59,000円 (税込価格 61,950円)
	加算額			伝送速度に関する細目が 100Mb/s を超える 100Mb/s ごとに 8,000円 (税込価格 8,400円)

	メニュー 2 - 2 - 2 における 1 Gb/s の品目のもの	基本額	プラン 1 に係るもの	グレード 1 に係るもの	1 契約者回線ごとに	10,000円 (税込価格 10,500円)
				グレード 2 に係るもの	1 契約者回線ごとに	21,000円 (税込価格 22,050円)
			プラン 2 に係るもの	グレード 1 に係るもの	1 契約者回線ごとに	21,000円 (税込価格 22,050円)
				グレード 2 に係るもの	1 契約者回線ごとに	54,000円 (税込価格 56,700円)
	メニュー 2 - 2 - 2 における 10Gb/s の品目のもの	基本額	プラン 1 に係るもの		1 契約者回線ごとに	15,000円 (税込価格 15,750円)
			プラン 2 に係るもの		1 契約者回線ごとに	26,000円 (税込価格 27,300円)
			加算額		伝送速度に関する細目が 1 Gb/s を超える 1 Gb/s ごとに	10,000円 (税込価格 10,500円)
	契約者回線群型サービスにおける追加契約者回線の設置、増設又は移転の場合	基本額			1 契約者回線群ごとに	4,000円 (税込価格 4,200円)
			加算額		1 追加契約者回線ごとに	5,000円 (税込価格 5,250円)
	品目の変更(メニュー 2 - 1 - 2 の契約者回線型サービスに係るものであって、 の区分内における品目間に係るものに限ります。)又は		下記以外のもの		1 の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
			メニュー 2 - 1 - 3 における 1 Gb/s の品目		1 の工事ごとに	2,000円 (税込価格 2,100円)

			その他の契約内容の登録若しくは変更（当社が別に定めるものに限ります。）の場合	のクラス2に係るもの又は当社が別に定めるもの		
その他の契約内容の登録若しくは変更（当社が別に定めるものに限ります。）の場合	メニュー2-1に係るもの		プラン1に係るもの	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
			プラン2に係るもの	1の工事ごとに	20,000円 (税込価格 21,000円)	
	メニュー2-2-1に係るもの	10Mb/s、 100Mb/s 又は1Gb/sの品目のもの	プラン1に係るもの	グレード1に係るもの	1の工事ごとに	3,000円 (税込価格 3,150円)
				グレード2に係るもの	1の工事ごとに	6,000円 (税込価格 6,300円)
			プラン2に係るもの	グレード1に係るもの	1の工事ごとに	14,000円 (税込価格 14,700円)
				グレード2に係るもの	1の工事ごとに	39,000円 (税込価格 40,950円)
	メニュー2-2-2における1Gb/sの品目のものに係るもの	基本額	プラン1に係るもの	グレード1に係るもの	1の工事ごとに	3,000円 (税込価格 3,150円)
				グレード2に係るもの	1の工事ごとに	6,000円 (税込価格 6,300円)
			プラン2に係るもの	グレード1に係るもの	1の工事ごとに	14,000円 (税込価格 14,700円)

				るもの	グレード2に係るもの	1の工事ごとに	39,000円 (税込価格40,950円)
			メニュー2-2-2における10Gb/sの品目のものに係るもの	基本額	プラン1に係るもの	1の工事ごとに	4,000円 (税込価格4,200円)
					プラン2に係るもの	1の工事ごとに	15,000円 (税込価格15,750円)
				加算額		伝送速度に関する細目が1Gb/sを超える1Gb/sごとに	1,000円 (税込価格1,050円)
	メニュー2-1-3における1Gb/sの品目に係る細目の変更の場合	伝送速度に関する細目の変更の場合	変更後の細目に係る伝送速度が変更前のものを超える場合	基本額	クラス1に係るもの	変更後の細目に係る伝送速度が変更前のものを超える100Mb/sごとに	7,000円 (税込価格7,350円)
						クラス2に係るもの	変更後の細目に係る伝送速度が変更前のものを超える100Mb/sごとに
					プラン2に係る加算額	1契約者回線ごとに	20,000円 (税込価格21,000円)
			上記以外の場合		基本額	変更後の細目に係る伝送速度が変更前のものを下回る100Mb/sごとに	1,000円 (税込価格1,050円)
					プラン2に係る加算額	1契約者回線ごとに	20,000円 (税込価格21,000円)

		保守の態様による細目の変更の場合	クラス1とクラス2との間の変更の場合	基本額	1 契約者回線ごとに	11,000円 (税込価格 11,550円)
				加算額	細目に係る伝送速度が100.0Mbit/sを超える100.0Mbit/sごとに	7,000円 (税込価格 7,350円)
			上記以外の場合	基本額	1 契約者回線ごとに	3,000円 (税込価格 3,150円)
				加算額	細目に係る伝送速度が100.0Mbit/sを超える100.0Mbit/sごとに	2,000円 (税込価格 2,100円)
メニュー2-2における品目の伝送速度に関する細目の変更の場合	メニュー2-2-1の1Gb/sの品目のもの	変更後の細目に係る伝送速度が変更前のものを超える場合	基本額	クラス1に係るもの	変更後の細目が変更前の細目を超える100Mb/sごとに	8,000円 (税込価格 8,400円)
				クラス2に係るもの	変更後の細目が変更前の細目を超える100Mb/sごとに	10,000円 (税込価格 10,500円)
			プラン2に係る加算額	グレード1に係るもの	1の工事ごとに	11,000円 (税込価格 11,550円)
				グレード2に係るもの	1の工事ごとに	33,000円 (税込価格 34,650円)
		上記以外の場合	基本額	変更後の細目が変更前の細目を下回る100Mb/sごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	

		プラン2に係る加算額	グレード1に係るもの	1の工事ごとに	11,000円 (税込価格 11,550円)
			グレード2に係るもの	1の工事ごとに	33,000円 (税込価格 34,650円)
メニュー2-2-2の10Gb/sの品目のもの	変更後の細目に係る伝送速度が変更前のものを超える場合	基本額		変更後の細目に変更前の細目を超える1Gb/sごとに	10,000円 (税込価格 10,500円)
		プラン2に係る加算額		1の工事ごとに	11,000円 (税込価格 11,550円)
		上記以外の場合		変更後の細目に変更前の細目を下回る1Gb/sごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		プラン2に係る加算額		1の工事ごとに	11,000円 (税込価格 11,550円)
プランの変更の場合	メニュー2-1のもの		1契約者回線(契約者回線群型サービスにあつては1契約者回線群)ごとに		20,000円 (税込価格 21,000円)
	メニュー2-2のもの	グレード1に係るもの		1の工事ごとに	11,000円 (税込価格 11,550円)
		グレード2に係るもの		1の工事ごとに	33,000円 (税込価格 34,650円)

プラン2に係るその他の契約内容の変更(当社が別に定めるものに限ります。)の場合	メニュー2-1-1のもの及びメニュー2-1-3における10Mb/sの品目のもの		1契約者回線(契約者回線群型サービスにあつては1契約者回線群)ごとに	21,000円 (税込価格 22,050円)	
	メニュー2-1-2の契約者回線型サービスのもの(0.5Mb/sから34Mb/sの品目のものに限ります。)及び契約者回線群型サービスのもの		1契約者回線(契約者回線群型サービスにあつては1契約者回線群)ごとに	21,000円 (税込価格 22,050円)	
	メニュー2-1-2の契約者回線型サービスのもの(35Mb/sから69Mb/sの品目のものに限ります。)		1契約者回線ごとに	22,000円 (税込価格 23,100円)	
	メニュー2-1-2の契約者回線型サービスのもの(70Mb/sから135Mb/sの品目のものに限ります。)及びメニュー2-1-3における100Mb/sの品目のもの		1契約者回線(契約者回線群型サービスにあつては1契約者回線群)ごとに	23,000円 (税込価格 24,150円)	
	メニュー2-1-3における1Gb/sの品目のもの	基本額		1契約者回線ごとに	22,000円 (税込価格 23,100円)
		加算額		細目に係る伝送速度が100.0Mbit/sを超える100.0Mbit/sごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
から以外の場合	メニュー2-1-1のもの及びメニュー2-1-3における10Mb/sの品目のもの		1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
	メニュー2-1-2の契約者回線型サービスのもの(0.5Mb/sから34Mb/sの品目のものに限ります。)及び契約者回線群型サービスのもの		1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	

		メニュー 2 - 1 - 2 の契約者回線型サービスのもの (35Mb/sから69Mb/sの品目のものに限ります。)	1 の工事ごとに	2,000円 (税込価格 2,100円)
		メニュー 2 - 1 - 2 の契約者回線型サービスのもの (70Mb/sから135Mb/sの品目のものに限ります。)及びメニュー 2 - 1 - 3 における100Mb/sの品目のもの	1 の工事ごとに	3,000円 (税込価格 3,150円)
		メニュー 2 - 1 - 3 における 1 Gb/sの品目のもの	基本額	1 契約者回線ごとに 2,000円 (税込価格 2,100円)
			加算額	細目に係る伝送速度が100.0Mbit/sを超える100.0Mbit/sごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
		メニュー 2 - 2 のもの	1 の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		上記以外の場合	当社が別に定める実費	
ウ 回線終端装置工事費				別に算定する実費
工 屋 内配 線工 事費	(ア) 既設配線を利用しない場合	ケーブル配線以外の配線	1 配線ごとに	4,800円 (税込価格 5,040円)
		ケーブル配線	1 配線ごとに	16,300円 (税込価格 17,115円)
	(イ) 既設配線を利用する場合	ケーブル配線以外の配線	1 配線ごとに	2,400円 (税込価格 2,520円)
		ケーブル配線	1 配線ごとに	9,600円 (税込価格 10,080円)
オ 機 器工 事費	回線接続装置			別に算定する実費

(2) 利用の一時中断又は利用休止に関する工事

区 分			単 位	工事費の額	
ア 利 用の 一時 中断 又は 利用 休止 の工 事	(ア) 基本工事費		1の工事ご とに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
	(イ) 交換 機等工 事費	以 外 の 工 事	下記以外のもの	1契約者回 線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
			メニュー2-1-3に おける1Gb/sの品目の クラス2に係るもの	1契約者回 線ごとに	2,000円 (税込価格 2,100円)
		契約者回線(その終端の場 所をIP通信網サービス取扱 所(その契約者回線の終端に 対向する装置が設置されるIP 通信網サービス取扱所に限 ります。)内とするもの及びメ ニュー2-1-3における1 Gb/sの品目に係るものを除き ます。)に関する工事		引込線1回 線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 再 利用 の工 事	(ア) (イ)以外の工事			(1)の工事費 の額と同額	
	(イ) 契約者回線(その 終端の場所をIP通信 網サービス取扱所(そ の契約者回線の終端に 対向する装置が設置さ れるIP通信網サービ ス取扱所に限ります。) 内とするもの又はメニ ュー2-1-3におけ る1Gb/sの品目に係 るものに限ります。)及び 付加機能(セッション 解除機能を除きます。) に関する工事	基本工事費		1の工事ご とに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		交 換 機 等 工 事 費	下記以外 のもの	1契約者回 線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		メニュー 2-1- 3にお ける1 Gb/s の品 目の クラス 2に 係る もの	1契約者回 線ごとに	2,000円 (税込価格 2,100円)	

2 - 3 メニュー 3 に関するもの

(1) 契約者回線の設置若しくは移転、品目の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 基本工事費		1 の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 交換機等工事費	(ア) 利用の開始に関する工事	1 契約者回線ごとに	20,000円 (税込価格 21,000円)
	(イ) 契約者回線の移転に関する工事	1 契約者回線ごとに	8,000円 (税込価格 8,400円)
	(ウ) 品目又は細目の変更に関する工事	1 契約者回線ごとに	15,000円 (税込価格 15,750円)
	(エ) (ア)から(ウ)以外の場合	1 契約者回線ごとに	15,000円 (税込価格 15,750円)

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 利用の一時中断の工事	(ア) 基本工事費	1 の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(イ) 交換機等工事費	1 契約者回線ごとに	2,000円 (税込価格 2,100円)
イ 再利用の工事			アの工事費の額と同額

2 - 4 メニュー 4 に関するもの

- (1) 契約者回線等の設置若しくは移転、品目の変更、契約者回線等の変更、回線調整、端末設備の設置若しくは移転、無線アクセス機能の利用開始、区分の変更、移動無線装置の登録情報の追加若しくは変更若しくは利用の一時中断若しくは再利用、閉域グループ内通信機能の利用開始、区別の変更若しくは代表者の変更、同時通信可能着信先数追加機能の利用開始若しくは同時に通信を行うことが可能な着信先の数の変更、I P v 6 通信機能の利用の開始、通信相手先識別符号追加機能の利用の開始、セキュリティファイル供給先追加機能の利用の開始若しくは区分の変更、回線相互接続に関する工事又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 基本 工事費	(ア) (イ)以外の場合	1 の工事ご とに 基本額	4,500円 (税込価格 4,725円)
		加算額	3,500円 (税込価格 3,675円)
		回線調整に 関する加算 額	6,900円 (税込価格 7,245円)
	(イ) 交換機等工事のみの場合	1 の工事ご とに	1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 交換 機等工 事費	(ア) (イ) から(エ) 以外の工 事	以外の場合	1 契約者回 線等ごとに 1,200円 (税込価格 1,260円)
		利用回線型サービスに係 るもの(利用回線の設置又 は移転に関する工事を同時 に施工する場合を除きま す。)	1 契約者回 線等ごとに 2,050円 (税込価格 2,152.5円)
	(イ) 無線アクセス機能に関する工事	1 契約者回 線等ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)	
	(ウ) 閉域 グループ 内通信機 能に関する 工事	以外の工事	1 の閉域グ ループ内通 信機能利用 者識別符号 ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
		閉域グループ内通信機能 の区分がイのものに関する 工事	1 閉域グ ループごと に 1,000円 (税込価格 1,050円)
(エ) 同時通信可能着信先数追加機能、I		1 契約者回	1,000円

	P v 6 通信機能、通信相手先識別符号追加機能又はセキュリティファイル供給先追加機能に関する工事	線等ごとに	(税込価格 1,050円)
ウ	契約者回線等変更工事費	1の工事ごとに	4,600円 (税込価格 4,830円)
エ	回線調整工事費	(ア) 回線収容替えを行う場合	1の工事ごとに 9,600円 (税込価格 10,080円)
		(イ) ブリッジタップはずしを行う場合	1の工事ごとに 10,800円 (税込価格 11,340円)
		(ウ) 保安器の変更を行う場合	1の工事ごとに 2,800円 (税込価格 2,940円)
オ	屋内配線工事費	(ア) 既設配線を利用しない場合	1配線ごとに 4,800円 (税込価格 5,040円)
		(イ) 既設配線を利用する場合	1配線ごとに 2,400円 (税込価格 2,520円)
カ	機器工事費	回線接続装置	1装置ごとに 別に算定する実費
備考			
1 当社は、回線調整（保安器の変更を除きます。）の結果を、そのIP通信網契約者に通知します。			
2 当社は、回線調整について、その実施によりDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。			
3 回線調整の結果、契約者回線等の通信の状態に全く改善が見られなかった場合、基本工事費及び回線調整工事費は適用しません（保安器の変更に係るものを除きます。）。			

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア	利用の一時中断の工事	(ア) 基本工事費	1の工事ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
		(イ) 交換機等工事費	1契約者回線等ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
イ	再利用の工事		(1)の工事費の額と同額

2 - 5 メニュー 5 に関するもの

- (1) 契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、端末設備の設置若しくは移転、無線アクセス機能の利用開始、区分の変更、移動無線装置の登録情報の追加若しくは変更若しくは利用の一時中断若しくは再利用、閉域グループ内通信機能の利用開始、区別の変更若しくは代表者の変更、同時通信可能着信先数追加機能の利用開始若しくは同時に通信を行うことが可能な着信先の数の変更、I P v 6 通信機能の利用の開始、通信相手先識別符号追加機能の利用の開始若しくは通信相手先識別符号の追加、セキュリティファイル供給先追加機能の利用の開始、区分の変更若しくはセキュリティファイル供給を受けることが可能な端末設備の数の増加（区分がイのものに限ります。）帯域確保機能の利用の開始、回線相互接続又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
ア 基本 工事費	(ア) (イ)以外の場合	1 の工事ご とに 基本額	4,500円 (税込価格 4,725円)	
		加算額	3,500円 (税込価格 3,675円)	
	(イ) 交換機等工事のみの場合	1 の工事ご とに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
イ 交換 機等工 事費	(ア) (イ)から(エ)以外の工事	1 契約者回 線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
	(イ) 無線アクセス機能に関する工事	1 契約者回 線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
	(ウ) 閉域 グループ 内通信機 能に關す る工事	以外の工事	1 の閉域グ ループ内通 信機能利用 者識別符号 ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		閉域グループ内通信機能 の区分がイのものに関する 工事	1 閉域グル ープごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(エ) 同時通信可能着信先数追加機能、I P v 6 通信機能、通信相手先識別符号追 加機能、セキュリティファイル供給先追 加機能又は帯域確保機能に関する工事	1 契約者回 線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
ウ 回線終端装置工事費			別に算定す る実費	

工 機器 工事費	回線接続装置		別に算定する実費
-------------	--------	--	----------

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 利用 の一時 中断の 工事	(ア) 基本工事費	1 の工事ご とに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(イ) 交換機等工事費	1 契約者回 線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 再利用の工事			(1)の工事費 の額と同額

2 - 6 メニュー 6 に関するもの (I P 通信網契約に係るものに限ります。)

メニュー 6 の提供の開始、細目の変更、契約者識別符号の追加若しくは
変更又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
(1) 基本工事費		1 の工事ご とに	1,000円 (税込価格 1,050円)
(2) 交換機等工事費		2 契約者識 別符号まで ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)

2 - 7 メニュー7に関するもの

- (1) 契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、同報通信機能の利用開始、契約者回線等番号受信機能の利用開始又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分			単 位	工事費の額	
ア 基本工事費			1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
イ 交換機等工事費	(ア) メニュー7-1に関する工事	契約者回線の設置に関する工事	下記以外の場合	1契約者回線ごとに	23,000円 (税込価格 24,150円)
			200Mb/s、2 Gb/s又は20Gb/sの品目に係るものの場合	1契約者回線ごとに	29,000円 (税込価格 30,450円)
			30Gb/sの品目に係るものの場合	1契約者回線ごとに	35,000円 (税込価格 36,750円)
		契約者回線の移転又は品目の変更に関する工事	下記以外の場合	1契約者回線ごとに	19,000円 (税込価格 19,950円)
			移転又は100Mb/sと1 Gb/sとの間の品目の変更の場合	1契約者回線ごとに	12,000円 (税込価格 12,600円)
			100Mb/s、200Mb/s、1 Gb/s、2 Gb/s又は10Gb/sと20Gb/sとの間の品目の変更の場合	1契約者回線ごとに	23,000円 (税込価格 24,150円)
	200Mb/sと2 Gb/sとの間の品目の変更並びに100Mb/s、200Mb/s、1 Gb/s、2 Gb/s、10Gb/s又は20Gb/sと30Gb/sとの間の品目の変更の場合		1契約者回線ごとに	29,000円 (税込価格 30,450円)	
	同報通信機能の利用開始に関する工事(契約者回線の設置に関する工事と同時に施工する場合を除きます。)		1契約者回線ごとに	9,000円 (税込価格 9,450円)	
	その他契約内容の変更に関する工事			当社が別に定める実費	
	(イ) メニュー7-2に関する	契約者回線の設置又は移	100Mb/s、200Mb/s(クラス1のものに限ります。)、300Mb/s又は1 Gb/sの品目に係るもの	1契約者回線ごとに	6,000円 (税込価格 6,300円)

る工事	転に関する工事	の場合 200Mb/s(クラス2のものに限ります。) 400Mb/s、600Mb/s又は2Gb/sの品目に係るものの場合	1契約者回線ごとに	12,000円 (税込価格 12,600円)
	品目又は細目の変更に関する工事	下記以外の場合	1契約者回線ごとに	6,000円 (税込価格 6,300円)
		100Mb/s、200Mb/s(クラス1のものに限ります。) 300Mb/s又は1Gb/sの品目相互間の変更に係るものの場合	1契約者回線ごとに	3,000円 (税込価格 3,150円)
		100Mb/s、200Mb/s(クラス1のものに限ります。) 300Mb/s又は1Gb/sのものから200Mb/s(クラス2のものに限ります。) 400Mb/s、600Mb/s又は2Gb/sのものへの変更に係るものの場合	1契約者回線ごとに	12,000円 (税込価格 12,600円)
	同報通信機能の利用開始に関する工事	100Mb/s、200Mb/s(クラス1のものに限ります。) 300Mb/s又は1Gb/sの品目に係るものの場合	1契約者回線ごとに	9,500円 (税込価格 9,975円)
		200Mb/s(クラス2のものに限ります。) 400Mb/s、600Mb/s又は2Gb/sの品目に係るものの場合	1契約者回線ごとに	12,000円 (税込価格 12,600円)
	契約者回線等番号受信機能に関する工事の場合	利用の開始又は通知先識別子の追加に関する工事	1契約者回線につき1の通知先識別子ごとに	19,000円 (税込価格 19,950円)
		通知先識別子の変更に 関する工事	変更する1の通知先識別子ごとに	5,000円 (税込価格 5,250円)
		IP通信網契約者が契約者回線等番号等を受信するために使用するIPアドレスの変更に 関する工事	IPアドレスの変更に 係る1の通知先識別子 ごとに	10,000円 (税込価格 10,500円)

		その他契約内容の変更に関する工事		当社が別に定める実費
	(ウ) メニュー7-3に係るもの	利用の開始の工事の場合	1の工事ごとに	12,500円 (税込価格13,125円)
		配信用ソフトウェアの登録、追加又は変更の場合	1の配信用ソフトウェアごとに	10,500円 (税込価格11,025円)

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
ア 利用の一時中断の工事	(ア) 基本工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)	
	(イ) 交換機等工事費	以外の場合	1契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)
		契約者回線等番号受信機能に関する工事の場合	1の通知先識別子ごとに	1,000円 (税込価格1,050円)
イ 再利用の工事			アの工事費と同額	

2 - 8 メニュー 8 に関するもの

- (1) メニュー 8 の提供の開始、品目若しくは細目の変更、契約者回線の移転、接続契約者回線の収容、VPNグループに係る区分の変更、VPN相互接続通信機能の利用開始又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額			
ア 基本工事費	(ア) (イ)以外の場合	1 の工事ごとに 基本額	4,500円 (税込価格 4,725円)			
		加算額	3,500円 (税込価格 3,675円)			
	(イ) 交換機等工事のみの場合	1 の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)			
イ 交換機等工事費	(ア) VPNグループに関する工事	以外の場合		1 のVPNグループごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
		区分の変更の場合	契約者回線型サービスが提供されていない場合	VPN相互接続通信機能が提供されていない場合	1 のVPNグループごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
				上記以外の場合	1 のVPNグループごとに	4,000円 (税込価格 4,200円)
			上記以外の場合	VPN相互接続通信機能が提供されていない場合	1 のVPNグループごとに	6,000円 (税込価格 6,300円)
		上記以外の場合	1 のVPNグループごとに	9,000円 (税込価格 9,450円)		
	(イ) 利用回線型サービスに関する工事	1 の利用回線につき1のVPNグループ利用者識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)			
	(ウ) 契約者回線型サービスに関する	そのVPNグループについてVPN相互接続通信機能	下記以外のとき	1 の契約者回線又は1の回線収容部ごとに	5,000円 (税込価格 5,250円)	
その契約者回線の			1 の契約者	6,000円		

	る工事 (オ) の場合 を除き ます。)	が提供され ていない場 合	終端の場所がIP 通信網サービス取 扱所外となるとき	回線ごとに	(税込価格 6,300円)
		以外の 場合	下記以外のとき	1の契約者 回線又は1 の回線収容 部ごとに	8,000円 (税込価格 8,400円)
			その契約者回線の 終端の場所がIP 通信網サービス取 扱所外となるとき	1の契約者 回線ごとに	9,000円 (税込価格 9,450円)
	(工) VPN相互接続通信機能の利用の開始 に関する工事		1のVPN グループ番 号ごとに	3,000円 (税込価格 3,150円)	
	(オ) その他契約内容に関する工事				当社が別に 定める実費
ウ	回線収容部工事費			1回線収容 部ごとに	5,300円 (税込価格 5,565円)
エ 屋 内配 線工 事費	(ア) 既設配線を利用しない場合		1配線ごと に	16,300円 (税込価格 17,115円)	
	(イ) 既設配線を利用する場合		1配線ごと に	9,600円 (税込価格 10,080円)	

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 利 用の 一時 中断 の工 事	(ア) 基本工事費		1の工事ご とに 1,000円 (税込価格 1,050円)
	(イ) 交換機等工事費		1の工事ご とに 1,000円 (税込価格 1,050円)
イ	再利用の工事		アの工事費 と同額

第3 線路設置費

1 適用

区 分	内 容
(1) 線路設置費の差額負担	<p>ア 現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに契約を締結してその場所でIP通信網サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">線路設置費の額（残額があるときに限ります。）</div> <div style="font-size: 2em;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">新たに提供を受けるIP通信網サービスの線路設置費の額</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額</div> </div> <p>イ アの規定は、契約者回線が異経路となる場合には適用しません。</p>
(2) 移転前の区域外線路の一部を使用する場合の線路設置費の適用	<p>移転後の契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外となる場合（契約者回線が異経路となる場合を除きます。）であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路に限り線路設置費を適用します。</p>
(3) 契約者回線が異経路となる場合の線路設置費の額の適用	<p>契約者回線が異経路となる場合の線路設置費は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。</p> <p>ア 契約者回線がその収容IP通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合</p> <p>(ア) その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。）内において新設した線路</p> <p>(イ) その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域を超える地点から引込柱までの線路</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) その収容IP通信網サービス取扱所が所在するIP通信網サービス区域（そのIP通信網サービス区域に対応する電話加入区域に収容区域が設定されているときはその収容IP通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。）内において新設した線路</p> <p>(イ) その収容IP通信網サービス取扱所から所在するIP通信網サービス区域を超える地点から引込柱までの線路</p>

2 線路設置費の額

2 - 1 2 - 2 以外の場合

1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに

区 分	線路設置費の額
メニュー 2 に係るもの (メニュー 2 - 1 - 1 のものに限りませう。)	その契約者回線を同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合に適用される線路設置費の額と同額

2 - 2 契約者回線が異経路となる場合

1 契約者回線ごとに

区 分	線路設置費の額
メニュー 2 に係るもの	その契約者回線を、メニュー 2 - 1 - 1 のものにあつては同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線、メニュー 2 - 1 - 2 のものにあつては同一内容の A T M 専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される設備費の額と同額
メニュー 2 - 1 - 3 (その契約者回線の終端の場所を I P 通信網サービス取扱所内とするものを除きます。)のもの	その契約者回線をメニュー 5 に係る契約者回線とみなした場合に適用される線路設置費の額と同額
メニュー 4 に係るもの	別に算定する実費
メニュー 5 に係るもの	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。	

第3表 附帯サービスに関する料金等

第1 証明手数料

1 契約ごとに 300円(税込価格 315円)

第2 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円(税込価格 420円)

(注)支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

第3 削除

第4 回線終端装置設定情報一元登録サービスに関する利用料金及び工事費

1 適用

区 分	内 容
(1) 工事費の算定	回線終端装置設定情報一元登録サービスに関する工事費は、基本工事費と交換機等工事費を合計して算定します。
(2) 同時に2以上の工事を施工する場合の基本工事費の適用	1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合(1の一元登録回線グループに係る工事の場合に限ります。)は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。
(3) 交換機等工事費の適用	交換機等工事費は、回線終端装置設定情報一元登録サービスを提供される契約者回線及び一元登録回線グループを構成する契約者回線ごとに適用します。

2 利用料金及び工事費の額

(1) 利用料金

1の一元登録回線グループごとに月額 3,000円(税込価格 3,150円)

(2) 工事費

区 分	単 位	工事費の額
基本工事費	1の工事ごとに	1,000円(税込価格 1,050円)
交換機等工事費	1の契約者回線ごとに	1,000円(税込価格 1,050円)

料金表別表 1 優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引の適用

当社は、IP通信網契約（メニュー1又はメニュー4（料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引及び料金表別表4に規定する多回線長期継続利用型割引の適用を受けているものを除きます。）に係るものに限り、）に係る利用料金（第1表第1類第1の1（適用）の(9)欄までの適用による場合は、適用した後の利用料金とします。）について、下表に定めるところに従って、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を適用します。

区 分	適 用
メニュー1又はメニュー4に係るもの	<p>ア 割引判定契約者回線（利用回線型サービスにあってはこの割引の適用を受けるIP通信網契約に係る利用回線（当社が、そのIP通信網契約に係る料金と同一の請求書により料金の請求を行うものに限り、）契約者回線型サービスにあっては電話サービス契約約款に規定する加入電話契約若しくは総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第1種契約若しくは第2種契約に係る契約者回線（この割引の適用を受ける契約者回線と契約者が同一のものであって、当社が、そのIP通信網契約に係る料金と同一の請求書により料金の請求を行うもののうち、当社が指定する1の契約者回線に限り、）をいいます。以下同じとします。）について、その割引判定契約者回線の料金月の起算日において固定優先当社選択回線（電話サービス契約約款に規定する優先接続の通話区分のうち市内通話及び県内市外通話において当社の事業者識別番号を指定し、同時にその通話区分において優先接続の区分のうち電話会社固定を指定した契約者回線又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続の通信区分のうち市内通信及び県内市外通信について当社の事業者識別番号を指定し、同時にその通信区分において優先接続の区分のうち電話会社固定を指定した契約者回線をいいます。）である場合（その割引判定契約者回線の料金月の起算日において固定優先当社選択回線でなくなった場合を除きます。）は、当社は、その日を含む料金月の起算日から、料金表第1表第1-2（料金額）に規定する利用料金（メニュー1に係るものについては2-1に規定する利用料金の額、メニュー4に係るものについては2-4-1に規定する利用料金の額であって、料金表通則に規定する料金の計算方法及び端数処理の適用を受ける場合は、その適用を受けた後の額とします。）に0.1を乗じて得た額を割引きます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する割引判定契約者回線について、その割引判定契約者回線の料金月の起算日において固定優先当社選択回線でない場合は、当社は、その日を含む料金月の起算日から、この割引の適用を廃止します。</p> <p>（注）当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</p>

料金表別表2 利用料金の複数年高額利用契約型割引の適用

1 当社は、IP通信網契約者（メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のプラン1のものに係る契約者回線について、現に25以上の契約者回線に係るIP通信網契約を締結している者に限ります。以下この表において同じとします。）から、次表に規定する契約期間にこの割引を継続して利用し、契約期間内において、そのIP通信網契約者に係る割引選択回線群（割引選択回線（メニュー5 - 1の100Mb/sの品目のプラン1のものに係る契約者回線であって、そのIP通信網契約者からの申出によりこの割引の対象となるものをいいます。以下この表において同じとします。）により構成される回線群であって、1の割引選択回線に係るIP通信網契約者が他の割引選択回線に係るIP通信網契約者と同一の者となるものをいいます。以下この表において同じとします。）の利用料（基本料に係る部分に限ります。以下この表において同じとします。）の累計額（この割引を適用した後の利用料の累計額とします。以下この表において同じとします。）について、次表に規定する契約額以上の額を利用する申出があり、当社がその申出を承諾した場合は、その契約期間における割引選択回線の利用料について、次表に規定する率の割引を行います。

契約期間	契約額	割引率
その割引選択回線群についてこの割引の適用を開始した日から起算して3年間	1億円 (税込価格 1.05億円)	17%

備考 当社は、IP通信網契約者から、その割引選択回線群に新たな割引選択回線を追加する申出があったときは、その申出を承諾した日（IP通信網契約の申込みと同時にその申出があった場合は、その契約者回線の提供を開始した日）以降のその割引選択回線の利用料について、割引選択回線群を構成している割引選択回線を割引選択回線群から除外する旨の申出があったときは、その申出があった日の前日までのその割引選択回線の利用料について、この割引を適用するとともに、その割引選択回線群の利用料の累計額に含めるものとします。

- 2 当社は、次のいずれかに該当する場合は、前項の申出（割引選択回線群への新たな割引選択回線の追加に係るものを含みます。）を承諾しない場合があります。
- (1) IP通信網契約者が、この割引適用後の利用料金又は4の規定により支払いを要することとなる料金について、支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) その他この割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この割引を廃止します。
- (1) IP通信網契約の解除があった場合。
 - (2) 品目等の変更があった場合。
 - (3) IP通信網サービス利用権の譲渡があった場合。
 - (4) そのIP通信網契約者が、この割引適用後の利用料金又は4の規定により支払いを要することとなる料金について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- 4 IP通信網契約者は、1に規定する契約期間内に、すべての割引選択回線についてこの割引の廃止があった場合（その廃止の日において、1に規定する契

約額から、その契約期間における割引選択回線群の利用料の累計額を控除し、残額があった場合に限ります。)又はその契約期間満了の日において、1に規定する契約額から、その契約期間におけるその割引選択回線群の利用料の累計額を控除し、残額があった場合は、以下の方法により算出した割引相当額の累計額及び手数料相当額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ただし、その割引相当額の累計額が上記の残額を上回る場合は、その割引相当額の累計額及び手数料相当額に代えて、その残額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

$$\text{割引相当額の累計額} = \left[\begin{array}{l} \text{契約期間内におけるすべて} \\ \text{の割引選択回線に係るこの} \\ \text{割引適用前の利用料の累計} \\ \text{額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{契約期間内におけるすべて} \\ \text{の割引選択回線に係るこの} \\ \text{割引適用後の利用料の累計} \\ \text{額} \end{array} \right]$$

$$\text{手数料相当額} = \left[\begin{array}{l} \text{1に規定する契約額からその契約期間における} \\ \text{すべての割引選択回線に係るこの割引適用前の} \\ \text{利用料の累計額を控除した額} \end{array} \right] \times 0.02$$

5 この割引の適用を受けているIP通信網契約者は、その契約期間満了後もこの割引の適用を継続して受けようとするときは、その契約期間の満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。

(注) 5の規定による申出があった場合、継続後の契約期間は、継続前の契約期間の満了日の翌日から起算して3年間とします。

料金表別表3 学校に限定した利用料金及び工事費の割引の適用

1 当社は、IP通信網契約者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、大学、幼稚園若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所（以下「学校」といいます。）の設置者であるIP通信網契約者に限ります。）から、そのIP通信網契約に係る契約者回線等（メニュー4又はメニュー5（メニュー5-1における100Mb/sのプラン2、プラン3、プラン4若しくはプラン5、200Mb/s又は1Gb/sのプラン2若しくはプラン3に係るものに限ります。）に係るものであって、その終端が学校の構内又は建物内に終端するもののうち料金表別表4に規定する多回線長期継続利用型割引の適用を受けていないものに限ります。）について、学校に限定した利用料金の割引（以下この表において「学校限定割引」といいます。）の申出があった場合には、その利用料金（利用料（基本料に係る部分に限ります。）屋内配線利用料及び機器利用料（メニュー4に関する回線接続装置のうち、変復調装置及び帯域分離多重装置に係るものに限ります。）に限ります。以下この表において同じとします。）については、それぞれ第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2-4（メニュー4に関する利用料金）又は2-5（メニュー5に関する利用料金）に規定する額に代えて、割引後の利用料金として契約者回線等1回線ごとに次表の(1)又は(2)の額を適用します。

この場合において、メニュー4又はメニュー5（メニュー5-1における100Mb/sのプラン2、プラン3、プラン4又はプラン5に係るものに限ります。）に係る契約者回線等については、学校限定割引を適用する期間は平成24年3月31日までの間とします。

（注）メニュー5-1の100Mb/sのプラン5に係る学校限定割引については、平成21年4月1日から適用します。

- (1) メニュー4に関する利用料金
ア 利用料

1 契約者回線又は1利用回線ごとに月額

区 分	料 金 額
利用回線型サービス に係るもの	1.5Mb/sのもの 2,030円(税込価格 2,131.5円)
	8 Mb/sのもの 2,080円(税込価格 2,184円)
	12Mb/sのもの 2,130円(税込価格 2,236.5円)
	24Mb/sのもの 2,180円(税込価格 2,289円)
	40Mb/sのもの 2,200円(税込価格 2,310円)
	47Mb/sのもの 2,200円(税込価格 2,310円)
契約者回線型サービス に係るもの	1.5Mb/sのもの 2,850円(税込価格 2,992.5円)
	8 Mb/sのもの 2,950円(税込価格 3,097.5円)
	12Mb/sのもの 3,050円(税込価格 3,202.5円)
	24Mb/sのもの 3,120円(税込価格 3,276円)
	40Mb/sのもの 3,150円(税込価格 3,307.5円)
	47Mb/sのもの 3,150円(税込価格 3,307.5円)

イ 加算額

(ア) 屋内配線利用料

1 配線ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
配線	30円(税込価格 31.5円)

(イ) 機器利用料

1 装置ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
回線接続装置 変復調装置(DSLモデム)	220円(税込価格 231円)
帯域分離多重装置(スプリッタ)	20円(税込価格 21円)

(2) メニュー5に関する利用料金

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
メニュー5 - 1の100Mb/sのもの	プラン2に係るもの (ベーシックタイプ (スクールプラン))	7,700円(税込価格 8,085円)
	プラン3に係るもの	3,900円(税込価格 4,095円)
	プラン4に係るもの	3,900円(税込価格 4,095円)
	プラン5に係るもの	3,900円(税込価格 4,095円)
メニュー5 - 1の200Mb/sのもの	3,600円(税込価格 3,780円)	
メニュー5 - 1の1Gb/sのもの	プラン2に係るもの	28,800円(税込価格 30,240円)
	プラン3に係るもの	5,100円(税込価格 5,355円)

備考

- 1 学校限定割引を受けている契約者回線については、第1表第1類第1(臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの)2-5-2(2)及び(3)に規定する加算額は適用しません。
- 2 学校限定割引を受けている契約者回線(プラン2に係るものに限りま
す。)については、第1表第1類第1の2-5-1(1)(基本料)の表中備考欄に規定する
自営端末設備の数は、合わせて最大50台までとさせていただきます。
ただし、その契約者回線による通信が他の契約者回線による通信に著しい支障を及ぼす
又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合については、自営端末設備の数を
合わせて最大10台までとさせていただく等の必要な措置を講じていただくこと又は
当社が必要な措置を講じることがあります。

- 2 当社は、メニュー5-1のものに係るIP通信網契約者(学校限定割引を適用されている者
を含みます。)からメニュー5-1の200Mb/s又は1Gb/sのプラン2若しくはプラン3の
もの
に係るIP通信網サービスへの品目又は細目の変更の請求(そのIP通信網サービスの品目
又は細目の変更と同時に学校限定割引の適用があるものに限りま
す。)があり、当社がその請求を承諾した場合は、その品目又は細目の変更に係る基本
工事費(基本額の部分に限りま
す。)

及び交換機等工事費については適用しません。

3 当社は、この学校限定割引を受けている I P 通信網契約について、次のいずれかに該当する場合には、学校限定割引を廃止します。

(1) I P 通信網契約者が学校の設置者でなくなったとき (3) に該当する場合を除きます。

(2) 移転等により、その契約者回線等の終端が学校の構内又は建物内でなくなったとき。

(3) I P 通信網サービス利用権の譲渡があったとき。

ただし、譲受人が学校の設置者である場合で、譲渡人の同意を得て、この学校限定割引の適用の継続を申し出たときは、この限りではありません。

料金表別表 4 多回線長期継続利用型割引の適用

1 「多回線長期継続利用型割引」とは、IP通信網契約者から、割引選択回線群（割引選択回線（メニュー4（契約者回線型サービスに係るものに限ります。以下この表において同じとします。）又はメニュー5（メニュー5-1の100Mb/sの品目のプラン2のものに限ります。以下この表において同じとします。）に係る契約者回線（料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）であって、そのIP通信網契約者からの申出によりこの割引の対象となるものをいいます。以下この表において同じとします。）により構成される回線群であって、1の割引選択回線に係るIP通信網契約者が他の割引選択回線に係るIP通信網契約者と同一の者となるものをいいます。以下この表において同じとします。）に係る割引選択回線の数が次表に規定する条件を満たしている場合であって、その割引選択回線群について次表に規定する期間にこの割引を継続して利用する申出があった場合において、当社がその申出を承諾したときに、その期間における割引選択回線の利用料（基本料に係る部分に限ります。以下この表において同じとします。）について、次表に規定する率の割引を行うことをいいます。

割引選択回線の数	割引を継続して利用する期間	割引率
割引選択回線の数が4,000以上であって、メニュー5に係る割引選択回線の数が2,000以上	その割引選択回線群についてこの割引の適用を開始した日から起算して2年間	10%

備考

- 1 この割引の開始は、多回線長期継続利用型割引の利用の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。
- 2 当社は、IP通信網契約者から、その割引選択回線群に新たな割引選択回線を追加する申出があったときは、その申出を承諾した日（IP通信網契約の申込みと同時にその申出があった場合は、その契約者回線の提供を開始した日）からのその割引選択回線の利用料について、割引選択回線群を構成している割引選択回線を割引選択回線群から除外する旨の申出があったときは、その申出があった日の前日までのその割引選択回線の利用料について、この割引を適用します。

- 2 当社は、次のいずれかに該当する場合は、前項の申出（割引選択回線群への新たな割引選択回線の追加に係るものを含みます。）を承諾しない場合があります。
 - (1) IP通信網契約者が、この割引適用後の利用料金又は5若しくは6の規定により支払いを要することとなる料金について、支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) その他この割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社は、次のいずれかに該当する場合は、その割引選択回線について、この割引を廃止します。
 - (1) IP通信網契約の解除があった場合。
 - (2) IP通信網サービス利用権の譲渡があった場合。
 - (3) この割引適用後の利用料金について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- 4 当社は、IP通信網契約者が、5の規定により支払いを要することとなる料金について、支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群について、この割引を廃止します。

5 IP通信網契約者は、割引選択回線数判定日（割引選択回線群に係る料金月の初日をいいます。以下この表において同じとします。）において、その割引選択回線群に係る割引選択回線の数が1の表に規定する条件を満たさなかった場合は、その料金月の利用料について、すべての割引選択回線に係るこの割引適用後の利用料のほか、以下の方法により算出した額を支払っていただきます。

(1) 割引選択回線数判定日において、割引選択回線の数が4,000以上であって、メニュー5に係る割引選択回線の数が2,000未満である場合

$$\text{支払いを要する額} = \left[\begin{array}{l} \text{メニュー5の月額利用料(この割引を適用した後の額とします。以下この表において同じとします。)} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{2,000からその割引選択回線数判定日におけるメニュー5の割引選択回線の数を控除した数} \end{array} \right]$$

(2) 割引選択回線数判定日において、割引選択回線の数が4,000未満である場合
ア メニュー5に係る割引選択回線の数が2,000以上である場合

$$\text{支払いを要する額} = \left[\begin{array}{l} \text{その割引選択回線数判定日以前の割引選択回線数判定日のうち、その割引選択回線群に係る割引選択回線の数が1の表に規定する条件を満たしていた最後の割引選択回線数判定日におけるメニュー4のすべての割引選択回線に係る月額利用料(この割引を適用した後の額とします。)の平均額(その最後の割引選択回線数判定日におけるメニュー4の割引選択回線の数が0である場合は、メニュー4の1.5Mb/sの品目に係る月額利用料とします。以下5及び6において「メニュー4の月額利用料の平均額」といいます。)} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{4,000からその割引選択回線数判定日における割引選択回線の数を控除した数} \end{array} \right]$$

イ ア以外の場合

(ア) 4,000から割引選択回線の数を控除した数が、2,000からメニュー5に係る割引選択回線の数を控除した数を超える場合

$$\text{支払いを要する額} = \left[\begin{array}{l} \text{(1)の算定式により算出した額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{メニュー4の月額利用料の平均額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{2,000からその割引選択回線数判定日におけるメニュー4の割引選択回線の数を控除した数} \end{array} \right]$$

(イ) (ア)以外の場合

支払いを要する額は(1)の算定式により算出した額とします。

6 IP通信網契約者は、多回線長期継続割引の利用の期間内に、メニュー5に係るすべての割引選択回線についてこの割引の廃止があった場合は、以下の方法により算出した額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

$$\text{支払いを要する額} = \left[\begin{array}{l} \text{メニュー4の月額利用料の平均額} + \text{メニュー5の月額利用料} \end{array} \right] \times 2,000 \times \left[\begin{array}{l} \text{廃止があった日を含む料金月の翌料金月から多回線長期継続割引の利用の期間中の最終料金月までの料金月の数} \end{array} \right] \times 0.35$$

7 この割引の適用を受けているIP通信網契約者は、多回線長期継続割引の利用の期間満了後もこの割引の適用を継続して受けようとするときは、その多回線長期継続割引の利用の期間の満了日の20日前までに、当社に申し出ていただきます。

(注) 7の規定による申出があった場合、継続後の多回線長期継続割引の利用の期間は、継続前の多回線長期継続割引の利用の期間の満了日の翌日から起算して2年間とします。

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成12年7月7日から実施します。
(契約に関する経過措置)
- 2 この約款実施の際現に、当社の「IP通信網サービス」の試験サービスに関する契約約款の規定により当社とタイプ1のIP通信網契約を締結している者は、この約款実施の日において、当社とこの約款に規定するIP通信網契約を締結したものとみなします。

附 則(平成12年9月26日西企営第73号)

この改正規定は、平成12年9月26日から実施します。

附 則(平成12年12月12日西企営第118号)

この改正規定は、平成12年12月12日から実施します。

附 則(平成12年12月15日西企営第115号)

(実施期日)

- 第1条 この改正規定は、平成12年12月26日から実施します。
(契約に関する経過措置)
- 第2条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

第1種IP通信網契約	メニュー1に係るIP通信網契約
------------	-----------------

- 2 この改正規定実施の際現に、当社の着信用IP通信網サービス契約約款(平成12年西企営第42号。以下「旧約款」といいます。)の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

第2種IP通信網契約	メニュー2に係るIP通信網契約
第3種IP通信網契約	メニュー3に係るIP通信網契約

- 3 前項の場合において、移行後の契約に係る品目及び細目等については、移行前の契約に係る品目及び細目等に相当するものとします。

(付加機能に関する経過措置)

- 第3条 この改正規定実施の際現に、当社が旧約款及び料金表の規定により提供している付加機能は、この改正規定実施の日において、附則第2条(契約に関する経過措置)の規定により、この改正規定の規定により当社が提供する付加機能に移行したものとします。

(端末設備に関する経過措置)

- 第4条 この改正規定実施の際現に、当社が旧約款及び料金表の規定により提供している端末設備は、この改正規定実施の日において、附則第2条(契約に関する経過措置)の規定により、この改正規定の規定により当社が提供する端末設備に移行したものとします。

(基本契約期間に関する経過措置)

- 第5条 附則第2条(契約に関する移行措置)の規定により、旧約款及び料金表に規定する第2種IP通信網サービス又は第3種IP通信網サービスに係る契約(以下、この条において「旧約款による契約」といいます。)から移行したIP通信網契約の基本契約期間は、この約款の規定にかかわらず、改正前の約款による契約によりサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

(料金等の支払い等に関する経過措置)

- 第6条 この改正規定実施前に、IP通信網サービス契約約款又は旧約款の規定により

支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

第7条 この改正規定実施前に、I P 通信網サービス契約約款又は旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(この改正規定実施前に行った手続きの効力等)

第8条 この改正規定実施前に、旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、この約款中これに相当する規定があるときは、この改正規定に基づいて行ったものとみなします。

2 この改正規定実施の際現に、旧約款の規定により提供している電気通信サービスは、この改正規定中これに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附 則 (平成12年12月18日西企管第124号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年1月1日から実施します。

2 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成13年1月19日西企管第137号)

この改正規定は、平成13年1月19日から実施し、改正後の規定は、平成13年1月6日から適用します。

附 則 (平成13年1月30日西企管第136号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年2月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、メニュー1に関する利用料金に関する部分については平成13年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により回線終端装置を設置しているメニュー4に係る契約者回線等については、この改正規定実施の日に、改正後の規定による回線接続装置を設置している契約者回線等に移行したものとみなします。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成13年2月22日西企管第150号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー2に係る I P 通信網契約	メニュー2におけるA T M方式以外のものに係る I P 通信網契約
-----------------------	---------------------------------------

附 則（平成13年3月23日西企営第156号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年4月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年6月25日西企営第30号）

この改正規定は、平成13年7月2日から実施します。

附 則（平成13年6月28日西企営第34号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年8月1日から実施します。
ただし、メニュー1に関する利用料金及びメニュー4に関する利用料金に関する部分については、平成13年7月16日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施の日の前日に、「光・IP通信網サービス」の試験サービス（以下「試験サービス」といいます。）に関する契約約款（以下「試験約款」といいます。）に規定するプラン1（タイプ2に係るものを除きます。）に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー5-1に係るIP通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り、）又は試験約款に規定するプラン2に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー5-2に係るIP通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り、）は、料金表の規定にかかわらず、当該申込みの承諾を受けたときに支払いを要することとなる契約料は適用しません。
 - 4 この改正規定実施の日の前日に、試験約款に規定するプラン1（タイプ2に係るものを除きます。）に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー5-1に係るIP通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り、）又は試験約款に規定するプラン2に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー5-2に係るIP通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り、）は、料金表の規定にかかわらず、当該申込みの承諾を受けたときに支払いを要することとなる工事費は適用しません。

附 則（平成13年8月9日西企営第55号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年8月20日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年9月3日西企営第67号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。
ただし、料金表第1表第1類第1の2（料金額）の2-5-1の備考の規定については、平成13年9月10日から実施します。
この場合において、平成13年9月10日から平成13年10月31日の間については、メニ

メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 2 に係るものについては、メニュー 5 - 1 の100Mb/sのもののみならず適用します。

(経過措置)

- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものに係る I P 通信網契約	メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 2 に係る I P 通信網契約
-------------------------------------	---

- 平成13年 9 月10日までにメニュー 5 に係る契約の申込みを行った者については、この改正規定中料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 (料金額) の 2 - 5 - 1 の備考の規定について、平成13年10月31日までは適用しません。

附 則 (平成13年 9 月17日西企管第70号)

この改正規定は、平成13年 9 月17日から実施します。

附 則 (平成13年 9 月17日西企管第63号)

(実施期日)

- この改正規定は、平成13年10月 1 日から実施します。

(経過措置)

- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成13年 9 月17日西企管第21号)

この改正規定は、平成13年10月 1 日から実施します。

附 則 (平成13年11月 7 日西企管第95号)

(実施期日)

- この改正規定は、平成13年11月14日から実施します。

ただし、別記13に係る部分については平成13年11月26日、メニュー 4 に係る部分については、平成13年12月25日から実施します。

(経過措置)

- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー 2 における A T M 方式以外のものに係る I P 通信網契約	メニュー 2 におけるメニュー 2 - 1 に係る I P 通信網契約
メニュー 2 における A T M 方式のものに係る I P 通信網契約	メニュー 2 におけるメニュー 2 - 2 に係る I P 通信網契約
メニュー 3 に係る I P 通信網契約	メニュー 2 におけるメニュー 2 - 3 に係る I P 通信網契約
メニュー 4 に係る I P 通信網契約	メニュー 4 における品目が1.5Mb/sのものに係る I P 通信網契約

附 則 (平成13年10月25日西企管第87号)

(実施期日)

- この改正規定は、平成13年12月 1 日から実施します。

(経過措置)

- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と右欄の契約を締結し

たものとみなします。

メニュー 5 - 2 に係る I P 通信網契約	メニュー 5 - 2 の 100Mb/s のものにおけるプラン 1 のものに係る I P 通信網契約
--------------------------	--

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定の実施の際現に、改正前の規定によりメニュー 5 - 2 に係る I P 通信網契約を締結している者は、この改正規定実施の日までに、その I P 通信網契約者の属する契約者グループに係る代表者を指定していただきます。

附 則（平成13年12月18日西企管第109号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年1月1日から実施します。
ただし、メニュー 2 - 3 における 1 Gb/s の品目に係る部分については平成14年1月7日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則（平成14年2月20日西企管第126号）

この改正規定は、平成14年3月1日から実施します。

附 則（平成14年3月25日西企管第145号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により、メニュー 5 - 2 の 100Mb/s の品目のプラン 1 のものに係る契約者グループにおいて代表者であった者は、この改正規定実施の日において代表者でなくなるものとします。

附 則（平成14年4月9日西企管第5号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年4月16日より実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年4月24日西企管第10号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年6月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー 5 の配線設備多重装置	メニュー 5 の配線設備多重装置のうち型のもの
------------------	-------------------------

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年5月14日西企管第13号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成14年6月13日西企営第22号)

この改正規定は、平成14年7月1日から実施します。

附 則(平成14年6月20日西企営第24号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施の際現に、2以上の契約者回線(メニュー3の同一の品目及び細目に係るものであって、その終端の場所が同一であるもの)に限ります。以下この項において「当該契約者回線」といいます。)に係るIP通信網契約を締結しているIP通信網契約者が、それぞれの当該契約者回線について、品目の変更及びIP通信網契約の解除の請求を同時に行い、当社がその請求を承諾した場合であって、その変更後の契約者回線の品目に係る符号の容量がその変更前の当該契約者回線の品目に係る符号の容量の合計以上となる場合の利用料金については、第1表第1類第1の1(適用)の③の規定は適用しません。

附 則(平成14年6月21日西企営第27号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成14年7月22日西企営第37号)

この改正規定は、平成14年8月1日から実施します。

附 則(平成14年8月22日西企営第46号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年9月2日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

- 3 この改正規定実施前に、メニュー4に係るIP通信網契約の申込み、契約者回線等の移転又は品目の変更の請求があった場合は、そのIP通信網契約の申込み、契約者回線等の移転又は品目の変更に係る料金その他の債務の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成14年9月9日西企営第53号)

この改正規定は、平成14年11月1日から実施します。

附 則(平成14年9月24日西企営第60号)

この改正規定は、平成14年10月1日から実施します。

附 則(平成14年10月24日西企営第77号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 平成14年11月1日から平成15年1月31日までの間にメニュー4(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。)に係るIP通

信網契約の申込み又はメニュー４（品目が12Mb/sのものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者からメニュー４の品目が12Mb/sのものへの品目の変更の請求があり、当社がそれぞれその申込み又は請求を承諾した場合であって、平成15年４月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から平成15年４月30日までの間のそのＩＰ通信網サービスの利用料について、料金表第１表第１類第１の２（料金額）２－４－１（利用料）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約がこの料金額の適用を受けている期間は、料金表別表１の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

利用料

１ 契約者回線又は１利用回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	2,300円
	8 Mb/sのもの	2,300円
	12Mb/sのもの	2,000円
契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	3,950円
	8 Mb/sのもの	3,950円
	12Mb/sのもの	3,650円

附 則（平成14年12月25日西企営第96号）

この改正規定は、平成14年12月26日から実施します。

附 則（平成14年12月17日西企営第91号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年１月１日から実施します。
- （その他）
- 2 西企営第77号（平成14年10月24日）の附則の３（経過措置）中「平成14年11月１日から平成14年12月31日までの間に」を「平成14年11月１日から平成15年１月31日までの間に」に、同項中「平成15年３月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から平成15年３月31日までの間の」を「平成15年４月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から平成15年４月30日までの間の」に改めます。

附 則（平成15年１月17日西企営第104号）

この改正規定は、平成15年１月24日から実施します。

附 則（平成15年１月31日西企営第111号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年３月１日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 削除
- （その他）
- 4 西企営第124号（平成12年12月18日）の附則第２条（学校に限定した利用料の割引に関する経過措置）を「２ 削除」に改めます。

附 則（平成15年２月４日西企営第116号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年３月１日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成15年2月20日西企管第120号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成15年2月21日西企管第119号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成15年3月1日から平成15年5月31日までの間にメニュー4(利用回線型サービスに係るものに限ります。)に係るIP通信網契約(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年10月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月(暦月とします。以下この附則において同じとします。)の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料については適用しません。

- 3 前項の規定の適用を受けている期間は、料金表別表1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

- 4 平成15年5月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン2及びプラン3に係るもの並びにメニュー5-2に係るものに限ります。以下この項において同じとします。)に係るIP通信網契約(料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。以下この項において同じとします。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年3月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(利用料)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき事由により平成15年11月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区		分	料 金 額
メニュー5-1に係るもの	100Mb/sのもの	プラン2に係るもの	6,000円
		プラン3に係るもの	1,300円
メニュー5-2に係るもの	100Mb/sのもの	プラン1に係るもの	500円
		プラン2に係るもの	0円

- 5 平成15年3月1日から平成15年5月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成15年10月31日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日からその翌々月の末日までのその付加機能利用料については適用しません。

- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年2月25日西企営第117号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年3月4日から実施します。
ただし、閉域グループ内通信機能に係る部分については平成15年3月6日から、メニュー3に係る部分については平成15年3月7日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のサービスを提供されているものとみなして取扱います。

メニュー2に係るIP通信網サービス	メニュー2のプラン1のものに係るIP通信網サービス
メニュー3に係るIP通信網サービス	メニュー3のプラン1のものに係るIP通信網サービス

- 3 この改正規定実施の日から平成15年12月31日までの間に、当社が別に定める区域においてメニュー3のプラン1のものに係るIP通信網契約の解除があった場合であって、その解除の日において、そのIP通信網契約者がメニュー3のプラン2のものに係るIP通信網サービス（そのIP通信網サービスの品目に係る符号の容量が、その解除があったIP通信網サービスの品目に係る符号の容量を超えるもの又はその解除があったIP通信網サービスの品目に係る符号の容量と同一であるものに限り、）を提供されている場合（その解除に係るIP通信網契約がメニュー3のタイプ2のものであって、提供されているそのIP通信網サービスがメニュー3のタイプ1のものである場合を除きます。）の利用料金については、料金表第1表第1類第1の1（適用）の③の規定は適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 削除

附 則（平成15年3月11日西企営第128号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年3月19日から実施します。
ただし、簡易ルータ機能付IP電話対応装置に関する部分については、平成15年3月24日から実施します。
（経過措置）
- 2 西企営第111号（平成15年1月31日）の附則第3項（経過措置）中「料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を「料金のうち端末設備に係るものは次表に定める額とし、その他の料金及びその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」に改め、同附則第3項に次の表を加えます。

機器利用料

1 装置ごとに月額

区 分		料 金 額
回線接続装置	ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話対応ブロードバンドルータ)	380円 (税込価格 399円)
	簡易ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話対応電話機アダプタ)	380円 (税込価格 399円)
備考 ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置については、当社が別に定める電気通信事業者が提供するIP電話サービスの利用が可能なものとして扱います。		

附 則（平成15年4月17日西企営第6号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年4月24日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー3に係るIP通信網サービス	メニュー3-1に係るIP通信網サービス
-------------------	---------------------

附 則（平成15年4月21日西企営第11号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年4月30日から実施します。
（その他）
- 2 西企営第119号（平成15年2月21日）の附則の2（経過措置）中「平成15年3月1日から平成15年4月30日までの間に」を「平成15年3月1日から平成15年5月31日までの間に」に、同附則の4（経過措置）中「平成15年4月30日までの間に」を「平成15年5月31日までの間に」に、同附則の5（経過措置）中「平成15年3月1日から平成15年4月30日までの間に」を「平成15年3月1日から平成15年5月31日までの間に」に改めます。

附 則（平成15年4月24日西企営第14号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年5月1日より実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年5月23日西企営第22号）

（実施期日）

- 第1条 この改正規定は、平成15年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 第2条 平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間にメニュー4（利用回線型サービスに係るもの）に限ります。以下この条及び第3条において同じとします。）に係るIP通信網契約（料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年12月28日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月（暦月とします。以下この附則において同じとします。）の末日までのそのIP通信網サービスに係る利用料（料金表第1表第1類第1の2-4-1に規定する額とします。）については適用しません。
- 第3条 平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間にメニュー4の1.5Mb/s又は8Mb/sの品目に係るIP通信網契約者から12Mb/sの品目のもの（料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成15年12月28日までに当社がその品目の変更を行った場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌月（暦月とします。）の末日までのそのIP通信網サービスに係る利用料（料金表第1表第1類第1の2-4-1に規定する額とします。）については適用しません。
- 第4条 第2条及び第3条の規定の適用を受けている期間は、料金表別表1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

第5条 平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間にメニュー5（メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン2及びプラン3に係るもの並びにメニュー5-2に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）に係るIP通信網契約（料金表別表1に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。以下この条において同じとします。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成15年12月29日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合又はこの附則の第6条の規定に該当する場合は、この限りではありません。

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー5-1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン2に係るもの	6,000円 (税込価格 6,300円)
		プラン3に係るもの	1,300円 (税込価格 1,365円)
メニュー5-2 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン1に係るもの	0円
		プラン2に係るもの	0円

第6条 平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン3に係るもの（料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。以下この条において同じとします。）に係る3以上のIP通信網契約（それらのIP通信網契約に係るIP通信網契約者となる者がすべて異なる場合であって、それらのIP通信網契約に係る契約者回線の設置場所がすべて異なる場合に限ります。以下この条において「IP通信網契約グループ」といいます。）の申込みを代表者（そのIP通信網契約グループに係るすべてのIP通信網契約者となる者の同意に基づき、そのIP通信網契約グループに係るすべてのIP通信網契約の申込みを代表して行う者とします。）が行い、当社がそのIP通信網契約グループに係るすべての申込みを承諾した場合は、この附則の第5条の規定にかかわらず、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5-1（利用料）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、当社が平成15年12月28日までにそのIP通信網契約グループにおいて設置した契約者回線の数（そのIP通信網契約グループにおけるIP通信網契約者の責めによらない理由により当社が平成15年12月28日までに設置することができなかった契約者回線の数を含みます。）が3以上とならなかった場合又はそのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成15年12月29日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー5-1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン3に係るもの	500円 (税込価格 525円)

第7条 平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間にIP通信網契約者から請求

があり、平成15年12月28日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日からその翌々月の末日までのその付加機能利用料については適用しません。

第8条 平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成15年12月28日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日からその翌々月の末日までのその付加機能利用料については適用しません。

第9条 第7条又は第8条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係る契約者回線等の設置の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第10条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年6月4日西企営第27号）

この改正規定は、平成15年6月5日から実施します。

附 則（平成15年6月5日西企営第28号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年6月12日から実施します。
ただし、別記1に係る部分については、平成15年6月23日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー3 - 1のプラン2のものに係るIP通信網サービス	メニュー3 - 1のものに係るIP通信網サービス
-------------------------------	--------------------------

- 3 削除
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 5 西企営第117号（平成15年2月25日）の附則の5（経過措置）を削除します。
附 則（平成15年7月3日西企営第35号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年7月11日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー4に係るIP通信網サービス	メニュー4のタイプ1のものに係るIP通信網サービス
メニュー5 - 1に係るIP通信網サービス	メニュー5 - 1のタイプ1のものに係るIP通信網サービス

（その他）

- 3 西企営第22号（平成15年5月23日）の附則第5条（経過措置）中「そのIP通信網契約に係る利用料について、料金表第1表第1類第1の2 - 5 - 1（利用料）に規定する額に代えて、」を「そのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第1表第1類第1の2 - 5 - 1(1)に規定する額に代えて、」に

改めます。

附 則（平成15年7月15日西企営第41号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年7月15日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成15年7月15日から平成15年9月30日までの間にメニュー4の24Mb/sの品目のもの（利用回線型サービスに係るものに限り、この項及び次項において同じとします。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年12月28日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月（暦月とします。以下この附則において同じとします。）の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料（料金表第1表第1類第1の2-4-1に規定する額とします。）については適用しません。
- 3 平成15年7月15日から平成15年9月30日までの間にメニュー4の1.5Mb/s、8Mb/sの品目又は12Mb/sの品目に係るIP通信網契約者から24Mb/sの品目のものへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成15年12月28日までに当社がその品目の変更を行った場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月（暦月とします。）の末日までのそのIP通信網サービスに係る利用料（料金表第1表第1類第1の2-4-1に規定する額とします。）については適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年7月24日西企営第46号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年7月31日から実施します。
（その他）
- 2 西企営第22号（平成15年5月23日）の附則第2条（経過措置）中「平成15年6月1日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間に」に、同条中「平成15年10月31日までに」を「平成15年12月28日までに」に、同附則第3条（経過措置）中「平成15年6月1日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間に」に、同条中「平成15年10月31日までに」を「平成15年12月28日までに」に、同条中「そのIP通信網契約に係る利用料」を「そのIP通信網サービスに係る利用料」に、同附則第5条（経過措置）中「平成15年6月1日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間に」に、同条中「平成15年11月1日以降の日」を「平成15年12月29日以降の日」に、同附則第6条（経過措置）中「平成15年6月1日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間に」に、同条中「平成15年10月31日までにそのIP通信網契約グループにおいて」を「平成15年12月28日までにそのIP通信網契約グループにおいて」に、同条中「平成15年10月31日までに設置することができなかった」を「平成15年12月28日までに設置することができなかった」に、同条中「平成15年11月1日以降の日」を「平成15年12月29日以降の日」に、同附則第7条（経過措置）中「平成15年6月1日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間に」に、同条中「平成15年10月31日までに」を「平成15年12月28日までに」に、同附則第8条（経過措置）中「平成15年6月1日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間に」に、同条中「平成15年10月31日までに」を「平成15年12月28日までに」に改めます。
- 3 西企営第41号（平成15年7月15日）の附則の2（経過措置）中「平成15年7月15日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年7月15日から平成15年9月30日までの間に」に、同項中「平成15年10月31日までに」を「平成15年12月28日までに」に、

同附則の3（経過措置）中「平成15年7月15日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年7月15日から平成15年9月30日までの間に」に、同項中「平成15年10月31日までに」を「平成15年12月28日までに」に、同項中「そのIP通信網契約に係る利用料」を「そのIP通信網サービスに係る利用料」に改めます。

附 則（平成15年9月24日西企管第62号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成15年10月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 平成15年10月1日から平成15年12月31日までの間にメニュー4（契約者回線型サービスに係るもの、品目が1.5Mb/sのもの及び料金表別表1に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して3ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料（基本料）

1 利用回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	8 Mb/s、12Mb/s又は24Mb/sのもの 0 円

第3条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー4の1.5Mb/sの品目に係るものへの品目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

第4条 平成15年10月1日から平成15年12月31日までの間にメニュー4（利用回線型サービスに係るものに限ります。）の1.5Mb/s、8Mb/s又は12Mb/sの品目に係るIP通信網契約者（その品目変更前の品目に係るIP通信網サービスを、平成14年12月31日以前の日からその品目変更後の契約者回線の設置場所と同一の設置場所において利用している者に限り。）から24Mb/sの品目のものへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年3月31日までに当社がその品目の変更を行った場合は、その品目の変更があった日からその翌月の末日までの間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料（基本料）

1 利用回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	24Mb/sのもの 0 円

第5条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に品目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、24Mb/sの品目のものの利用を開始した日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

第6条 この附則の第2条から第5条までの規定の適用を受けている期間は、料金表別表1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

第7条 平成15年10月1日から平成15年12月31日までの間にメニュー5（メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン3に係るもの又はメニュー5-2に係るものであ

って、料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この条において同じとします。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、提供開始日から起算して2ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成16年4月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

利用料(基本料)

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー5-1 に係るもの	100Mb/sのもの プラン3に係るもの	500円 (税込価格 525円)
メニュー5-2 に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの	0円

第8条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー5-1の100Mb/sのものであってプラン1又はプラン2のものへの細目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその細目の変更があった日の前日までの間とします。

第9条 平成15年10月1日から平成15年12月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成16年3月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して3ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第10条 平成15年10月1日から平成15年12月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成16年3月31日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して3ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第11条 前2条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係る契約者回線等の設置の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第12条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成15年9月25日西企管第65号) 削除

附 則(平成15年10月24日西企管第77号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー5-2に係るIP通信網サービス	メニュー5-2のタイプ1のものに係るIP通信網サービス
---------------------	-----------------------------

附 則（平成15年10月22日西企営第76号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年11月4日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成15年11月4日から平成15年12月31日までの間にメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（料金表第1表第1類第1の2-6に規定する額とします。）については適用しません。

附 則（平成15年11月4日西企営第79号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年11月26日から実施します。
（経過措置）
- 2 西企営第62号（平成15年9月24日）の附則第7条（経過措置）の表中「メニュー5-2に係るもの」の欄の右欄「100Mb/sのもの」を「100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの」に改めます。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則（平成15年11月21日西企営第87号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年11月30日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 西企営第65号（平成15年9月25日）の附則の2（経過措置）のただし書き中「又は同附則第8条の規定を適用することとなる場合」を「、同附則第8条の規定を適用することとなる場合又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引若しくは料金表別表4に規定する多回線長期継続利用型割引を適用することとなる場合」に、同附則の3（経過措置）のただし書き中「又は同附則第8条の規定を適用することとなる場合」を「、同附則第8条の規定を適用することとなる場合又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引若しくは料金表別表4に規定する多回線長期継続利用型割引を適用することとなる場合」に改めます。

附 則（平成15年12月16日西企営91号）

（実施期日）

- 第1条 この改正規定は、平成16年1月1日から実施します。
ただし、メニュー4の40Mb/sの品目に係る部分については平成16年1月7日から、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)（基本料）の表中24Mb/sの品目に係る部分については平成16年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 第2条 平成16年1月1日から平成16年3月31日までの間にメニュー4（契約者回線型サービスに係るもの、品目が1.5Mb/sのもの又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年9月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して3ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料（基本料）

1 利用回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー 4 に係 るもの	利用回線型サービ スに係るもの	8 Mb/s、12Mb/s、24Mb /s又は40Mb/sのもの	0 円

第 3 条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー 4 の 1.5 Mb/s の品目に係るものへの品目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

第 4 条 平成16年 1 月 1 日から平成16年 3 月31日までの間に、メニュー 4（利用回線型サービスに係るものに限ります。）の 24Mb/s 又は 40Mb/s の品目への品目の変更の請求（その品目変更前の品目に係る I P 通信網サービスを、平成15年 3 月31日以前の日からその品目変更後の契約者回線の設置場所と同一の設置場所において利用している I P 通信網契約者に係るものに限ります。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年 9 月30日までに当社がその品目の変更を行った場合は、その品目の変更があった日からその翌月の末日までの間のその I P 通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 - 1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料（基本料）

1 利用回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー 4 に係 るもの	利用回線型サービ スに係るもの	24Mb/s 又は 40Mb/s の もの	0 円

第 5 条 第 2 条の場合において、平成16年 1 月 1 日から平成16年 3 月31日までの間にメニュー 4 の 24Mb/s の品目に係る I P 通信網契約者から 40Mb/s の品目への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年 9 月30日までに当社がその品目の変更を行った場合は、その品目の変更があった日から起算して 1 ヶ月間のその I P 通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 - 1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。この場合において、第 2 条の規定による利用料の適用を受けている期間内にその品目の変更を行った場合は、第 2 条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

利用料（基本料）

1 利用回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー 4 に係 るもの	利用回線型サービ スに係るもの	40Mb/s のもの	0 円

第 6 条 第 4 条又は第 5 条の規定による利用料の適用を受けている期間内に品目の変更（メニュー 4 の 24Mb/s の品目から 40Mb/s の品目への変更を除きます。）があった場合は、第 4 条又は第 5 条に規定する利用料を適用する期間は、その変更前の品目のものの利用を開始した日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

第 7 条 この附則の第 2 条から第 6 条までの規定の適用を受けている期間は、料金表別表 1 に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

第 8 条 平成16年 1 月 1 日から平成16年 3 月31日までの間にメニュー 5（メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のものにおけるプラン 3 に係るもの又はメニュー 5 - 2 に係るもの）であって、料金表別表 3 に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないもの

に限ります。以下この条において同じとします。)に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、提供開始日から起算して 2 ヶ月間のその I P 通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 - 1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成16年10月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

利用料(基本料)

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー 5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの プラン 3 に係るもの	500円 (税込価格 525円)
メニュー 5 - 2 に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの	0 円

第 9 条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー 5 - 1 の 100Mb/sのものであってプラン 1 又はプラン 2 のものへの細目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその細目の変更があった日の前日までの間とします。

第10条から第14条まで 削除

第15条 平成16年 1 月 1 日から平成16年 3 月31日までの間にメニュー 6 に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年 9 月30日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網サービスの提供を開始した日から起算して 3 ヶ月間のその I P 通信網契約に係る利用料(料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 6 に規定する額とします。)については適用しません。

第16条 平成16年 1 月 1 日から平成16年 3 月31日までの間に I P 通信網契約者から請求があり、平成16年9月30日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して 3 ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第17条 平成16年 1 月 1 日から平成16年 3 月31日までの間に I P 通信網契約者から請求があり、平成16年 9 月30日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して 3 ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第18条 前 2 条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係るメニュー 1、メニュー 4 又はメニュー 5 の利用の開始の工事に同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第19条 当社は、この附則の第 2 条、第 4 条、第 5 条若しくは第 8 条の規定、西企営第 77号(平成14年10月24日)の附則の 3 の規定、西企営第119号(平成15年 2 月21日)の附則の 2 若しくは 4 の規定、西企営第22号(平成15年 5 月23日)の附則第 2 条、第 3 条、第 5 条若しくは第 6 条の規定、西企営第41号(平成15年 7 月15日)の附則の 2 若しくは 3 の規定、又は西企営第62号(平成15年 9 月24日)の附則第 2 条、第 4 条若しくは第 7 条の規定の適用を受けた者が、メニュー 4 又はメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除を行った後に、その解除を行ったメニューと同一のメニューに係る I P 通信網契約の申込みを平成16年 1 月 1 日から平成16年 3 月31日までの間に行った場合(その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第 2 条、第 5 条、第 8 条、第 10 条及び第11条の規定を適用しません。

第20条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年12月26日西企管第100号）

この改正規定は、平成16年1月15日から実施します。

附 則（平成16年1月23日西企管第108号）

この改正規定は、平成16年1月26日から実施します。

附 則（平成16年2月9日西企管第116号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成16年2月16日から実施します。

（経過措置）

第2条 平成16年2月16日から平成16年12月31日までの間にメニュー4の利用回線型サービスのうち1.5Mb/sの品目のもの(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年5月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日(以下この附則において「提供開始日」といいます。)から、その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料(基本料)

1 利用回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	1,800円 (税込価格 1,890円)

第3条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置、変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置若しくは無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間(変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置については平成16年4月1日以降の前条に規定する利用料を適用する期間とします。)における機器利用料(1利用回線につき1装置の変復調装置、変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置若しくは無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料(基本料)

1 装置ごとに月額

料 金 種 別			料 金 額
回線接続装置	変復調装置(ADSLモデム)		0円
	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ)		0円
	無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置(無線LAN機能付きIP電話サービス対応ADSLモデム内蔵ルータ)	基本装置	0円
	帯域分離多重装置(スプリッタ)		0円

第4条 この附則の第2条の規定による利用料の適用を受けている期間内に品目の変更があった場合は、第2条及び前条に規定する利用料金を適用する期間は、提供開始日からその品目変更があった日の前日までの間とします。

第5条 この附則の第2条の規定の適用を受けている期間は、料金表別表1に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

第6条 当社は、この附則の第2条の規定、西企営第77号（平成14年10月24日）の附則の3の規定、西企営第119号（平成15年2月21日）の附則の2の規定、西企営第22号（平成15年5月23日）の附則第2条若しくは第3条の規定、西企営第41号（平成15年7月15日）の附則の2若しくは3の規定、西企営第62号（平成15年9月24日）の附則第2条若しくは第4条の規定、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第2条、第4条若しくは第5条の規定、西企営第141号（平成16年3月25日）の附則第2条若しくは第5条の規定又は西企営第40号（平成16年8月24日）の附則第3条若しくは第6条の規定の適用を受けた者が、メニュー4に係るIP通信網契約の解除を行った後に、メニュー4の利用回線型サービスのうち1.5Mb/sの品目のものに係るIP通信網契約の申込みを平成16年2月16日から平成16年12月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第2条及び第3条の規定を適用しません。

第7条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年2月12日西企営第117号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年2月19日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー2 - 3の1Gb/sの品目に係るIP通信網サービス	メニュー2 - 3の1Gb/sの品目であって保守の態様による細目がクラス1のものに係るIP通信網サービス
--------------------------------	--

附 則（平成16年3月11日西企営第124号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 平成16年3月31日までにメニュー4若しくはメニュー5に係るIP通信網サービス（料金表第1表第1類第1の1（適用）の(9)欄の適用を受けるもの又は料金表別表2から料金表別表4に規定する利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込みがあった場合（その契約申込者の責めに帰すべき理由により平成16年10月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を除きます。）平成16年3月31日までに提供を開始したメニュー1若しくは西企営第111号（平成15年1月31日）の附則第3項に規定するメニュー5 - 1の品目が10Mb/sのもの（以下この附則において「メニュー5 - 1の10Mb/s品目」といいます。）に係るIP通信網サービスについて、平成16年4月1日以降にIP通信網契約者によるIP通信網契約の解除の通知と同時にメニュー4若しくはメニュー5に係るIP通信網契約の申込みがあった場合又はメニュー5 - 1の10Mb/s品目に係るIP通信網サービスについて、平成16年4月1日以降に品目変更があった場合は、料金表第1表第1類第1の1（適用）の(8)欄の規定にかかわらず、次表の左欄に規定する期間におけるメニュー4又はメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1の2（料金額）2 - 4 - 1(1)又は2 - 5 - 1(1)に規定する基本料の部分に限ります。）に

ついて、同表の右欄に規定する額を減額して適用します。

期 間	利用料（基本料）の減額（月額）
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	利用料の額に0.05を乗じて得た額
平成17年4月1日以降	利用料の額に0.1を乗じて得た額

（注）当社は、上表の右欄の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

3 前項の適用を受けているIP通信網契約者によるIP通信網契約の解除の通知と同時にメニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約の申込みがあった場合は、当社は、新たに提供するIP通信網サービスに係る利用料金について、前項を適用します。

4 料金表第1表第1類第1の1（適用）の(8)欄の表の左欄若しくは(9)欄のアの表の左欄又はこの附則の第2項の表の左欄に規定する期間において、西企営第119号（平成15年2月21日）の附則第4項、西企営第22号（平成15年5月23日）の附則第5条若しくは第6条、西企営第62号（平成15年9月24日）の附則第2条、第4条若しくは第7条、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第2条、第4条、第5条若しくは第8条、西企営第116号（平成16年2月9日）の附則第2条、西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第2条、西企営第17号（平成17年5月20日）の附則の2の規定又は西企営第88号（平成18年1月25日）の附則第4条の規定の適用を受けている場合は、同表の右欄に規定する減額は適用しません。

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

6 西企営第65号（平成15年9月25日）の附則並びに西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第10条から第14条をそれぞれ次のように改めます。

附 則（平成15年9月25日西企営第65号） 削除

附 則（平成15年12月16日西企営第91号）

第10条から第14条まで 削除

7 西企営第77号（平成14年10月24日）の附則、西企営第119号（平成15年2月21日）の附則、西企営第22号（平成15年5月23日）の附則及び西企営第62号（平成15年9月24日）の附則中「料金表第1表第1類第1の1（適用）の(10)」を「料金表別表3」に、同附則中「料金表第1表第1類第1の1(8)」を「料金表別表1」に、同附則中「料金表第1表第1類第1の1(10)」を「料金表別表3」に改めます。

附 則（平成16年3月25日西企営第141号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 平成16年4月1日から平成16年8月31日までの間にメニュー4（契約者回線型サービスに係るもの、品目が1.5Mb/sのもの又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年12月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して3ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料（基本料）

1 利用回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー 4 に 係るもの	利用回線型サービ スに係るもの	8 Mb/s、12Mb/s、24Mb/s 又は40Mb/sのもの	0 円

第 3 条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料（1 利用回線につき 1 装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置及び 1 装置の帯域分離多重装置に係るものに限り、）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 - 2 (2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料（基本料）

1 装置ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
回 線 接 続 装 置	変復調装置（A D S L モデム）	0 円
	変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置（I P 電 話対応 A D S L モデム内蔵ルータ）	0 円
	帯域分離多重装置（スプリッタ）	0 円

第 4 条 第 2 条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー 4 の 1.5Mb/s の品目に係るものへの品目の変更があった場合は、前 2 条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

第 5 条 第 2 条の場合又は平成 16 年 4 月 1 日から平成 16 年 8 月 31 日までの間に西企管第 116 号（平成 16 年 2 月 9 日）の附則第 2 条の適用を受けた場合において、平成 16 年 4 月 1 日から平成 16 年 8 月 31 日までの間にメニュー 4 の 40Mb/s 若しくは 47Mb/s の品目以外の品目に係る I P 通信網契約者から 40Mb/s 若しくは 47Mb/s の品目への品目の変更又は 40Mb/s の品目から 47Mb/s の品目への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 16 年 12 月 31 日までに当社がその品目の変更を行った場合は、その品目の変更があった日から起算して 1 ヶ月間のその I P 通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限り、）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 - 1 (1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。この場合において、第 2 条の規定による利用料の適用を受けている期間内にその品目の変更を行った場合は、第 2 条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

利用料（基本料）

1 利用回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー 4 に 係るもの	利用回線型サービスに 係るもの	40Mb/s 又は 47Mb /sのもの	0 円

第 6 条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料（1 利用回線につき 1 装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置及び 1 装置の帯域分離多重装置に係るものに限り、）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 - 2 (2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に

規定する料金額を適用します。

機器利用料（基本料）

1 装置ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
回 線 接 続 装 置	変復調装置（ADSLモデム）	0 円
	変復調機能・ルータ機能付 IP 電話対応装置（IP 電話対応 ADSL モデム内蔵ルータ）	0 円
	帯域分離多重装置（スプリッタ）	0 円

第7条 第5条の規定による利用料の適用を受けている期間内に品目の変更があった場合は、前2条に規定する利用料を適用する期間は、その変更前の品目のものの利用を開始した日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

第8条 前6条の規定の適用を受けている期間は、料金表別表1に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

第9条 平成16年4月1日から平成16年8月31日までの間にメニュー5（メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン3に係るもの又はメニュー5-2に係るもの）であって、料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限り、以下この条において同じとします。）に係る IP 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、提供開始日から起算して1ヶ月間のその IP 通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限り、）について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、その IP 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成17年1月1日以降の日に当社がその IP 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

ん。

1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー5-1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン3に係るもの	0 円
メニュー5-2 に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの		0 円

第10条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー5-1の100Mb/sのものであってプラン1又はプラン2のものへの細目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその細目の変更があった日の前日までの間とします。

第11条 平成16年4月1日から平成16年7月31日までの間にメニュー4の24Mb/s若しくは40Mb/sの品目のもの又はメニュー5（メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン3に係るもの又はメニュー5-2に係るもの）に限り、以下この条において同じとします。）に係る IP 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、その契約者回線の終端の場所に、契約申込があった日において年齢が満60歳以上である者又は契約申込があった日において学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、大学院、短期大学、専門学校若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校に就学している者が居住している旨の申し出があった場合（当社がその事実を確認できた場合に限り、）は、その IP 通信網サービスの提供を開始した日からその開始した日を含む料金月の初日から起算して1年後の日までの期間に

おけるその I P 通信網契約に係る利用料(基本料の部分とします。)について、メニュー 4 に係るものについては料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 - 1(1)に規定する額に 0.05 を乗じて得た額、メニュー 5 に係るものについては料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 - 1(1)に規定する額に 0.05 を乗じて得た額を割り引いて適用します。

ただし、第 2 条若しくは第 5 条に規定する利用料の適用を受けている期間内にメニュー 4 の 1.5Mb/s、8 Mb/s 若しくは 12Mb/s の品目のものへの品目の変更があった場合、前条の規定を適用する場合、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)欄の規定を適用する場合又は料金表別表 3 に規定する学校に限定した利用料金の割引若しくは料金表別表 4 に規定する多回線長期継続利用型割引を適用する場合については、この限りではありません。

(注) 当社は、割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則 5 (端数処理) の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

第 12 条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更又は I P 通信網サービス利用権の譲渡があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更又は譲渡があった日の前日までの間とします。

ただし、その変更がメニュー 4 又はメニュー 5 - 2 における細目間に係るものである場合は、この限りではありません。

第 13 条 第 11 条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、料金表別表 1 に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を適用する場合については、第 10 条の規定による利用料の適用を受けた後の額に優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を適用することとします。

第 14 条 平成 16 年 4 月 1 日から平成 16 年 7 月 31 日までの間にメニュー 6 に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 16 年 10 月 31 日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網サービスの提供を開始した日から起算して 3 ヶ月間のその I P 通信網契約に係る利用料(料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 6 に規定する額とします。)については適用しません。

第 15 条 平成 16 年 4 月 1 日から平成 16 年 7 月 31 日までの間に I P 通信網契約者から請求があり、平成 16 年 10 月 31 日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して 3 ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第 16 条 平成 16 年 4 月 1 日から平成 16 年 7 月 31 日までの間に I P 通信網契約者から請求があり、平成 16 年 10 月 31 日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して 3 ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第 17 条 前 2 条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係るメニュー 1、メニュー 4 又はメニュー 5 の利用の開始の工事の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第 18 条 当社は、この附則の第 2 条、第 5 条若しくは第 9 条の規定、西企営第 77 号(平成 14 年 10 月 24 日)の附則の 3 の規定、西企営第 119 号(平成 15 年 2 月 21 日)の附則の 2 若しくは 4 の規定、西企営第 22 号(平成 15 年 5 月 23 日)の附則第 2 条、第 3 条、第 5 条若しくは第 6 条の規定、西企営第 41 号(平成 15 年 7 月 15 日)の附則の 2 若しくは 3 の規定、西企営第 62 号(平成 15 年 9 月 24 日)の附則第 2 条、第 4 条若しくは第 7 条の規定、西企営第 91 号(平成 15 年 12 月 16 日)の附則第 2 条、第 4 条、第 5 条若しくは第 8 条の規定又は西企営第 116 号(平成 16 年 2 月 9 日)の附則第 2 条の適用を受けた者が、メニュー 4 又はメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除を行った後に、その解除を行ったメニューと同一のメニューに係る I P 通信網契約の申込みを平成 16 年 4 月 1 日から平成 16 年 7 月 31 日までの間に行った場合(その申込みに係る契約者回線等の終端の

場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第2条、第5条、第9条及び第11条の規定を適用しません。

第19条 西企営第116号(平成16年2月9日)の附則第3条を次のように改めます。

附 則(平成16年2月9日西企営第116号)

第3条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間(変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置については平成16年4月1日以降の前条に規定する利用料を適用する期間とします。)における機器利用料(1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料(基本料)

1装置ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
回線接続装置	変復調装置(ADSLモデム)	0円
	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ)	0円
	帯域分離多重装置(スプリッタ)	0円

第20条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成16年3月31日西企営第134号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

(その他)

2 西企営第111号(平成15年1月31日)の附則第3項の表を次表に改めます。

機器利用料

1装置ごとに月額

区 分		料 金 額
回線接続装置	ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話対応ブロードバンドルータ)	380円 (税込価格 399円)
	簡易ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話対応電話機アダプタ)	380円 (税込価格 399円)
	備考 ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置については、当社が別に定める電気通信事業者が提供するIP電話サービスの利用が可能なものとする。	

3 西企営第22号(平成15年5月23日)の附則第5条の表及び同附則第6条の表をそれぞれ次表に改めます。

利用料

1契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー5-1に係るもの	100Mb/sのもの	プラン2に係るもの	6,000円 (税込価格 6,300円)

		プラン 3 に係るもの	1,300円 (税込価格 1,365円)
メニュー 5 - 2 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン 1 に係るもの	0 円
		プラン 2 に係るもの	0 円

利用料 1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー 5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン 3 に係るもの	500円 (税込価格 525円)

4 西企営第62号（平成15年9月24日）の附則第7条の表を次表に改めます。

利用料（基本料） 1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー 5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン 3 に係るもの	500円 (税込価格 525円)
メニュー 5 - 2 に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの		0 円

5 西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第8条の表を次表に改めます。

利用料（基本料） 1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー 5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン 3 に係るもの	500円 (税込価格 525円)
メニュー 5 - 2 に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの		0 円

6 西企営第116号（平成16年2月9日）の附則第2条の表を次表に改めます。

利用料（基本料） 1 利用回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー 4 に係 るもの	利用回線型サービ スに係るもの	1.5Mb/sのもの	1,800円 (税込価格 1,890円)

附 則（平成16年4月2日西企営第1号）

この改正規定は、平成16年4月5日から実施します。

附 則（平成16年4月23日西企営第11号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年4月30日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されているものとみなして取り扱います。

メニュー 5 の配線設備多重装置のうち	メニュー 5 の配線設備多重装置
---------------------	------------------

型のもの

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー5の回線接続装置のうち配線設備多重装置の型に係るものに関する機器利用料（基本料に係るものに限り。）については次表に定める額とし、工事費（割増工事費の適用に限り。）については料金表第2表第2（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のおりとしします。

機器利用料（基本料）

1 装置ごとに月額

区 分		料 金 額
回線接続装置	配線設備多重装置（契約者回線の終端と 自営端末設備等との間に設置されるもの であって、DSL方式により1の配線設 備において電話サービス又は総合ディ ジタル通信サービスに係る通信とIP通信 網サービスに係る通信を同時に利用でき る機能を有する装置）	型（PN A方式によ るもの） 400円

附 則（平成16年7月13日西企営第35号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成16年7月31日から実施します。
 （経過措置）
- 西企営第141号（平成16年3月25日）の附則中「平成16年7月31日までの間に」を「平成16年8月31日までの間に」に、同附則中「平成16年10月31日までに」を「平成16年12月31日までに」に、同附則第5条中「第2条の場合において」を「第2条の場合又は平成16年4月1日から平成16年8月31日までの間に西企営第116号（平成16年2月9日）の附則第2条の適用を受けた場合において」に、同附則第9条中「平成16年11月1日以降の日」を「平成17年1月1日以降の日」に改めます。
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成16年7月30日西企営第36号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成16年8月5日から実施します。
 （経過措置）
- メニュー4であって品目が47Mb/sのものに係るIP通信網サービスの伝送速度については、料金表第1表第1類第1の1(2)の規定にかかわらず、収容IP通信網サービス取扱所から契約者回線等の終端への伝送方向に係る伝送速度にあっては当社が別に定める区域において当分の間最大概ね44Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの、他の伝送方向に係る伝送速度にあっては当社が別に定める区域において当分の間最大概ね3Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なものとしします。
- 西企営第141号（平成16年3月25日）の附則第5条中「平成16年8月31日までの間にメニュー4の40Mb/sの品目以外の品目に係るIP通信網契約者から40Mb/sの品目への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年12月31日までに当社がその品目の変更を行った場合」を「平成16年8月31日までの間にメニュー4の40Mb/s若しくは47Mb/sの品目以外の品目に係るIP通信網契約者から40Mb/s若しくは47Mb/sの品目への品目の変更又は40Mb/sの品目から47Mb/sの品目への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年12月31日までに当社がその品目の変更を行った場合」に、同条の表中「40Mb/sのもの」を「40Mb/s又は47Mb/sのもの」に改めます。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年8月24日西企管第40号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成16年9月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5の配線設備多重装置のうち、下りに係る伝送速度が最大概ね50Mbit/sまでのもの	メニュー5の配線設備多重装置のうち50Mb/sタイプのもの
メニュー5の配線設備多重装置のうち、下りに係る伝送速度が最大概ね70Mbit/sまでのもの	メニュー5の配線設備多重装置のうち70Mb/sタイプのもの
メニュー5の配線設備多重装置のうち、下りに係る伝送速度が最大概ね100Mbit/sまでのもの	メニュー5の配線設備多重装置のうち100Mb/sタイプのもの

（経過措置）

第3条 平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間にメニュー4（契約者回線型サービスに係るもの、品目が1.5Mb/sのもの又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）からその翌々月（暦月とします。以下この附則において同じとします。）の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料（基本料）

1 利用回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	8 Mb/s、12Mb/s、24Mb/s、40Mb/s又は47Mb/sのもの	0円

第4条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置、変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置若しくは無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料（1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置若しくは無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料（基本料）

1 装置ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額

回線接続装置	変復調装置（ADSLモデム）		0円
	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ）		0円
	無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（無線LAN機能付きIP電話サービス対応ADSLモデム内蔵ルータ）	基本装置	0円
	帯域分離多重装置（スプリッタ）		0円

第5条 第3条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー4の1.5Mb/sの品目に係るものへの品目の変更があった場合は、前2条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

第6条 第3条の場合又は平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間に西企営第116号（平成16年2月9日）の附則第2条の適用を受けた場合において、平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間にメニュー4の47Mb/sの品目以外の品目に係るIP通信網契約者から47Mb/sの品目への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年3月31日までに当社がその品目の変更を行った場合は、その品目の変更があった日から起算して1ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。この場合において、第3条の規定による利用料の適用を受けている期間内にその品目の変更を行った場合は、第3条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

利用料（基本料）

1 利用回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	47Mb/sのもの	0円

第7条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置、変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置若しくは無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料（1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置若しくは無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料（基本料）

1 装置ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
回線接続装置	変復調装置（ADSLモデム）	0円
	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ）	0円
	無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能	基本装置 0円

付 I P 電話対応装置（無線 L A N 機能付き I P 電話サービス対応 A D S L モデム内蔵ルータ）		
帯域分離多重装置（スプリッタ）		0 円

第 8 条 第 6 条の規定による利用料の適用を受けている期間内に品目の変更があった場合は、前 2 条に規定する利用料を適用する期間は、その変更前の品目のものの利用を開始した日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

第 9 条 前 6 条の規定の適用を受けている期間は、料金表別表 1 に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

第 10 条 平成 16 年 9 月 1 日から平成 16 年 12 月 31 日までの間にメニュー 5（メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のものにおけるプラン 3 に係るもの、メニュー 5 - 1 の 46Mb/s のもの又はメニュー 5 - 2 に係るものであって、料金表別表 3 に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないもの）に限ります。以下この条において同じとします。）に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、提供開始日から起算して 1 ヶ月間のその I P 通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 - 1 (1) に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成 17 年 4 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。

利用料（基本料）

1 契約者回線ごとに月額

	区 分		料 金 額
メニュー 5 - 1 に係るもの	100Mb/s のもの	プラン 3 に係るもの	0 円
	46Mb/s のもの		0 円
メニュー 5 - 2 に係るもの	100Mb/s のもの及び 46Mb/s のもの		0 円

第 11 条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー 5 - 1 の 100 Mb/s のものであってプラン 1 又はプラン 2 のものへの品目又は細目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目又は細目の変更があった日の前日までの間とします。

第 12 条 平成 16 年 9 月 1 日から平成 16 年 12 月 31 日までの間にメニュー 6 に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 17 年 3 月 31 日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月の末日までのその I P 通信網契約に係る利用料（料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 6 に規定する額とします。）については適用しません。

第 13 条 平成 16 年 9 月 1 日から平成 16 年 12 月 31 日までの間に I P 通信網契約者から請求があり、平成 17 年 3 月 31 日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日からその翌々月の末日までのその付加機能利用料については適用しません。

第 14 条 平成 16 年 9 月 1 日から平成 16 年 12 月 31 日までの間に I P 通信網契約者から請求があり、平成 17 年 3 月 31 日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日からその翌々月の末日までのその付加機能利用料については適用しません。

第 15 条 前 2 条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、そ

の付加機能に係るメニュー 1、メニュー 4 又はメニュー 5 の利用の開始の工事の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第16条 当社は、この附則の第3条、第6条若しくは第10条の規定、西企営第77号（平成14年10月24日）の附則の3の規定、西企営第119号（平成15年2月21日）の附則の2若しくは4の規定、西企営第22号（平成15年5月23日）の附則第2条、第3条、第5条若しくは第6条の規定、西企営第41号（平成15年7月15日）の附則の2若しくは3の規定、西企営第62号（平成15年9月24日）の附則第2条、第4条若しくは第7条の規定、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第2条、第4条、第5条若しくは第8条の規定、西企営第116号（平成16年2月9日）の附則第2条の規定又は西企営第141号（平成16年3月25日）の附則第2条、第3条、第5条、第6条若しくは第9条の規定の適用を受けた者が、メニュー 4 又はメニュー 5 に係る IP 通信網契約の解除を行った後に、その解除を行ったメニューと同一のメニューに係る IP 通信網契約の申込みを平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第3条、第6条及び第10条の規定を適用しません。

第17条 西企営第11号（平成16年4月23日）の附則の3（経過措置）中「料金」を「機器利用料（基本料に係るものに限ります。）については次表に定める額とし、」に改め、同項の末尾に次表を加えます。

機器利用料（基本料）

1 装置ごとに月額

区 分			料 金 額
回線接続装置	配線設備多重装置（契約者回線の終端と 自営端末設備等との間に設置されるもの であって、DSL方式により1の配線設 備において電話サービス又は総合ディ ジタル通信サービスに係る通信とIP通信 網サービスに係る通信を同時に利用でき る機能を有する装置）	型（PN A方式によ るもの）	400円

第18条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年9月8日西企営第47号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年9月14日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能を提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能を提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

閉域グループ内通信機能の区分がアのもの	閉域グループ内通信機能の区分がアの（ア）のもの
閉域グループ内通信機能の区分がイのもの	閉域グループ内通信機能の区分がイの（ア）のもの

附 則（平成16年9月14日西企営第50号）

この改正規定は、平成16年9月15日から実施します。

附 則（平成16年9月28日西企営第57号）

この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。

附 則（平成16年10月13日西企営第61号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年10月20日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー 6 の品目が11Mb/sのものに係る I P 通信網サービス	メニュー 6 の品目が54Mb/sのものに係る I P 通信網サービス
-------------------------------------	-------------------------------------

附 則（平成16年 9 月28日西企営第58号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年11月 1 日から実施します。
（その他）
- 2 西企営第116号（平成16年 2 月 9 日）の附則第 3 条並びに西企営第40号（平成16年 8 月24日）の附則第 4 条及び第 7 条中「当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置」を「当社が提供する宅内機器のうち変復調装置、変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置若しくは無線 L A N 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置」に、「1 利用回線につき 1 装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置」を「1 利用回線につき 1 装置の変復調装置、変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置若しくは無線 L A N 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置の基本装置」に改め、同条の表を次表に改めます。

機器利用料（基本料）

1 装置ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
回線接続装置	変復調装置（A D S L モデム）	0 円
	変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置（I P 電話対応 A D S L モデム内蔵ルータ）	0 円
	無線 L A N 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置（無線 L A N 機能付き I P 電話サービス対応 A D S L モデム内蔵ルータ）	基本装置 0 円
	帯域分離多重装置（スプリッタ）	0 円

附 則（平成16年10月29日西企営第66号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年11月 8 日から実施します。
（その他）
- 2 西企営第40号（平成16年 8 月24日）の附則第10条中「メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 3 に係るもの」を「メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 3 に係るもの、メニュー 5 - 1 の46Mb/sのもの」に、同条の表を次表に、同附則第11条中「細目」を「品目又は細目」に改めます。

利用料（基本料）

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額

メニュー 5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン 3 に係るもの	0 円
	46Mb/sのもの		0 円
メニュー 5 - 2 に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの		0 円

附 則（平成16年11月29日西企営第75号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年12月2日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー 2 - 2 に係る I P 通信網サービス	メニュー 2 - 2 の契約者回線型サービスに係る I P 通信網サービス
----------------------------	---------------------------------------

附 則（平成16年12月22日西企営第86号）

（実施期日）

第 1 条 この改正規定は、平成16年12月24日から実施します。

ただし、メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 4 に係る部分については、平成17年 3 月 1 日から実施します。

（経過措置）

第 2 条 平成17年 1 月 1 日から平成19年 1 月31日までの間にメニュー 4（契約者回線型サービスに係るもの又は料金表別表 3 に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年 4 月30日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から、その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのその I P 通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 - 1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料（基本料）

1 利用回線ごとに月額

区 分		料 金 額	
メニュー 4 に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	1,590円(税込価格 1,669.5円)
		8 Mb/sのもの	1,640円 (税込価格 1,722円)
		12Mb/sのもの	1,690円(税込価格 1,774.5円)
		24Mb/sのもの	1,720円 (税込価格 1,806円)
		40Mb/sのもの	1,730円(税込価格 1,816.5円)
		47Mb/sのもの	1,730円(税込価格 1,816.5円)

第 3 条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料（1 利用回線につき 1 装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置及び 1 装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。）につい

ては、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料(基本料)

1装置ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
回線接続装置	変復調装置(ADSLモデム)	0円
	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ)	0円
	帯域分離多重装置(スプリッタ)	0円

第4条 この附則の第2条の規定の適用を受けている期間は、料金表別表1に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

第5条 平成17年1月1日から平成18年1月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sのプラン3若しくはプラン4に係るもの、メニュー5-1の46Mb/sのもの又はメニュー5-2に係るものであって、料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないもの)に限り、以下この条において同じとします。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、提供開始日から起算して1ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限り、)について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成19年5月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。

利用料(基本料)

1契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー5-1に係るもの	100Mb/sのもの プラン3又はプラン4に係るもの	0円
	46Mb/sのもの	0円
メニュー5-2に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの	0円

第6条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー5-1の100Mb/sのプラン1若しくはプラン2又は1Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第7条 平成17年3月1日から平成17年8月31日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sのプラン4又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-2に係るIP通信網契約者から請求があり、平成17年11月30日までに当社が提供する宅内機器のうち簡易ルータ機能付IP電話対応装置を提供した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の5か月後の料金月の末日まで(メニュー5-1の100Mb/sのプラン4を利用している期間に限り、)の機器利用料(1契約者回線につき1装置の簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り、)については、料金表第1表第1類第1の2-5-2(4)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料

1装置ごとに月額

区 分	料 金 額

回線接続装置	簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置 (I P 電話対応電話機アダプタ)	0 円
--------	---	-----

第 8 条 平成 17 年 1 月 1 日から平成 17 年 4 月 30 日までの間にメニュー 6 に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 17 年 11 月 30 日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網サービスの提供を開始した日から起算して 3 ヶ月間のその I P 通信網契約に係る利用料 (料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 6 に規定する額とします。) については適用しません。

第 9 条 平成 17 年 1 月 1 日から平成 17 年 4 月 30 日までの間に I P 通信網契約者から請求があり、平成 17 年 11 月 30 日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して 3 ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第 10 条 平成 17 年 1 月 1 日から平成 17 年 4 月 30 日までの間に I P 通信網契約者から請求があり、平成 17 年 11 月 30 日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して 3 ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第 11 条 平成 16 年 12 月 24 日から平成 17 年 4 月 30 日までの間に I P 通信網契約者から請求があり、平成 18 年 4 月 30 日までに当社が I P v 6 通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して 2 ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第 12 条 前 3 条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係るメニュー 1、メニュー 4 又はメニュー 5 の利用の開始の工事の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第 13 条 当社は、この附則の第 2 条若しくは第 5 条、西企営第 77 号 (平成 14 年 10 月 24 日) の附則の 3 の規定、西企営第 119 号 (平成 15 年 2 月 21 日) の附則の 2 若しくは 4 の規定、西企営第 22 号 (平成 15 年 5 月 23 日) の附則第 2 条、第 3 条、第 5 条若しくは第 6 条の規定、西企営第 41 号 (平成 15 年 7 月 15 日) の附則の 2 若しくは 3 の規定、西企営第 62 号 (平成 15 年 9 月 24 日) の附則第 2 条、第 4 条若しくは第 7 条の規定、西企営第 91 号 (平成 15 年 12 月 16 日) の附則第 2 条、第 4 条、第 5 条若しくは第 8 条の規定、西企営第 116 号 (平成 15 年 2 月 9 日) の附則第 2 条の規定、西企営第 141 号 (平成 16 年 3 月 25 日) の附則第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 6 条若しくは第 9 条の規定又は西企営第 40 号 (平成 16 年 8 月 24 日) の附則の第 3 条、第 6 条若しくは第 10 条の規定の適用を受けた者が、メニュー 4 又はメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除を行った後に、その解除を行ったメニューと同一のメニューに係る I P 通信網契約の申込みを平成 17 年 1 月 1 日から平成 19 年 1 月 31 日までの間に行った場合 (その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。) は、この附則の第 2 条及び第 5 条の規定を適用しません。

第 14 条 西企営第 116 号 (平成 16 年 2 月 9 日) の附則第 2 条 (経過措置) 中「平成 16 年 2 月 16 日から平成 17 年 2 月 28 日まで」を「平成 16 年 2 月 16 日から平成 16 年 12 月 31 日まで」に、同附則第 6 条中「又は西企営第 91 号 (平成 15 年 12 月 16 日) の附則第 2 条、第 4 条若しくは第 5 条の規定」を「、西企営第 91 号 (平成 15 年 12 月 16 日) の附則第 2 条、第 4 条若しくは第 5 条の規定、西企営第 141 号 (平成 16 年 3 月 25 日) の附則第 2 条若しくは第 5 条の規定又は西企営第 40 号 (平成 16 年 8 月 24 日) の附則第 3 条若しくは第 6 条の規定」に、同条中「平成 16 年 2 月 16 日から平成 17 年 2 月 28 日まで」を「平成 16 年 2 月 16 日から平成 16 年 12 月 31 日まで」に、西企営第 124 号 (平成 16 年 3 月 11 日) の附則の 4 (経過措置) 中「料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) 欄の表の左欄」を「料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (適用) の (8) 欄の表の左欄若しくは (9) 欄のアの表の左欄」に、同項中「又は西企営第 116 号 (平成 16 年 2 月 9 日) の附則第 2 条」を「、西企営第 116 号 (平

成16年2月9日)の附則第2条又は西企営第86号(平成16年12月22日)の附則第2条」に改めます。

第15条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成17年1月31日西企営第104号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年2月2日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー2-3の10Mb/sのものに係るIP通信網サービス	メニュー2-3の契約者回線群型サービスの10Mb/sのものに係るIP通信網サービス
メニュー2-3の100Mb/sのものに係るIP通信網サービス	メニュー2-3の契約者回線群型サービスの100Mb/sのものに係るIP通信網サービス
メニュー2-3の1Gb/sのものに係るIP通信網サービス	メニュー2-3の契約者回線型サービスの1Gb/sのものに係るIP通信網サービス

附 則(平成17年2月21日西企営第111号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年2月24日から実施します。

ただし、ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置に係る部分については、当社が別に定める日から実施します。

(経過措置)

2 平成17年2月24日から平成18年1月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成18年4月30日までに当社がセキュリティファイル供給サービスの提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して2ヶ月間のその料金については、料金表第3表第3の2に規定する額に代えて、0円を適用します。

3 平成17年2月24日から平成18年1月31日までの間にメニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約者から請求があり、平成18年4月30日までに当社が次表に規定する端末設備の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して2ヶ月間のその機器利用料(1契約者回線等につき1装置のルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置の基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)又は2-5-2(4)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料(基本料)

1装置ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
回線接続装置	ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置	0円

4 当社は、この附則の2又は3の適用を受けたIP通信網契約者が、セキュリティファイル供給サービス又は同附則の3に規定する端末設備を廃止した後に、そのIP通信網契約者から請求があり、当社がセキュリティファイル供給サービス又は同附則の3に規定する端末設備の提供を開始した場合は、同附則の2及び3の規定は適用しま

せん。

附 則（平成17年3月24日西企営第121号）

この改正規定は、平成17年3月28日から実施します。

附 則（平成17年3月30日西企営第132号）

この改正規定は、平成17年3月31日から実施します。

附 則（平成17年3月31日西企営第128号）

この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附 則（平成17年4月5日西企営第1号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年4月6日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー5 - 2の100Mb/sに係るIP通信網サービス	メニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリ1に係るIP通信網サービス
-------------------------------	-------------------------------------

- 3 西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第7条（経過措置）中「メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4に係るIP通信網契約者」を「メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4又はメニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリ2に係るIP通信網契約者」に改めます。

附 則（平成17年4月25日西企営第10号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 平成17年5月1日から平成17年8月31日までの間にメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年11月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（料金表第1表第1類第1の2 - 6に規定する額とします。）及びその提供に係る交換機等工事費については適用しません。
- 3 平成17年5月1日から平成17年8月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成17年11月30日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して3ヶ月間のその付加機能利用料及びその提供に係る交換機等工事費については適用しません。
- 4 平成17年5月1日から平成17年8月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成17年11月30日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して2ヶ月間のその付加機能利用料及びその提供に係る交換機等工事費については適用しません。
- 5 平成17年5月1日から平成19年1月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成19年4月30日までに当社がIPv6通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して2ヶ月間のその付加機能利用料及びその提供に係る交換機等工事費については適用しません。
- 6 西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第2条、第5条、第7条及び第13条中「平成17年4月30日まで」を「平成17年8月31日まで」に、同附則第2条中「平成17年7月31日まで」を「平成17年11月30日まで」に、同附則第5条中「平成17年8月1日以降」を「平成17年12月1日以降」に、同附則第7条中「当社が提供する宅内機器のうち簡易ルータ機能付IP電話対応装置を提供した場合」を「平成17年11月30日までに当社が提供する宅内機器のうち簡易ルータ機能付IP電話対応装置を提供した場合」

に、同附則第8条から第11条中「平成17年7月31日まで」を「平成17年11月30日まで」に、西企営第111号(平成17年2月21日)の附則の2及び3中「平成17年4月30日まで」を「平成17年8月31日まで」に、同項中「平成17年7月31日まで」を「平成17年11月30日まで」に改めます。

- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成17年5月27日西企営第20号)

この改正規定は、平成17年5月30日から実施します。

附 則(平成17年5月20日西企営第17号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成18年1月31日までにメニュー5-1の100Mb/sのプラン3(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。)又はプラン4に係るIP通信網契約(その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年6月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、西企営第40号(平成16年8月24日)の附則第10条又は西企営第86号(平成16年12月22日)の附則第5条の規定にかかわらず、そのIP通信網サービスの提供を開始した日(以下この附則において「提供開始日」といいます。)から、その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)及び回線終端装置利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)及び2-5-2(3)アに規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成19年5月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

ん。

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー5-1 に係るもの	100Mb/sのもの プラン3又はプラン 4に係るもの	3,000円 (税込価格 3,150円)

回線終端装置利用料(基本料)

1 装置ごとに月額

区 分	料 金 額
回線終端装置	0円

- 3 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、メニュー5-1の100Mb/sのプラン3又はプラン4に係るIP通信網契約の申込みを平成17年6月1日から平成18年1月31日までの間に行った場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の2の規定を適用しません。

(注)本項に規定する当社が別に定めるものは、この附則の2、西企営第119号(平成15年2月21日)の附則の4、西企営第22号(平成15年5月23日)の附則第5条若しくは第6条、西企営第62号(平成15年9月24日)の附則第7条、西企営第91号(平成15年12月16日)の附則第8条、西企営第141号(平成16年3月25日)の附則第10条、

西企営第40号（平成16年8月24日）の附則第10条又は西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第5条の規定とします。

- 4 西企営第124号（平成16年3月11日）の附則の4（経過措置）中「又は西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第2条の適用を受けている場合」を「、西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第2条又は西企営第17号（平成17年5月20日）の附則の2の規定の適用を受けている場合」に改めます。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年7月25日西企営第37号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年8月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成17年8月1日から平成18年10月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成19年1月31日までに当社が符号蓄積機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して2ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。
- 3 前項の規定に該当する場合は、その符号蓄積機能の利用の開始に係る交換機等工事費については適用しません。

附 則（平成17年8月25日西企営第42号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年9月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成17年9月1日から平成18年10月31日までの間にメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年1月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して2ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（料金表第1表第1類第1の2-6に規定する額とします。）及びその提供に係る交換機等工事費については適用しません。
- 3 平成17年9月1日から平成18年10月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成19年1月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して2ヶ月間のその付加機能利用料及びその提供に係る交換機等工事費については適用しません。

- 4 西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第2条、第5条及び第13条中「平成17年8月31日まで」を「平成18年1月31日まで」に、同附則第2条中「平成17年11月30日まで」を「平成18年4月30日まで」に、同附則第5条中「平成17年12月1日以降」を「平成18年5月1日以降」に、同附則第11条中「平成17年11月30日まで」を「平成18年4月30日まで」に、西企営第111号（平成17年2月21日）の附則の2及び3中「平成17年8月31日まで」を「平成18年1月31日まで」に、同項中「平成17年11月30日まで」を「平成18年4月30日まで」に、西企営第10号（平成17年4月25日）の附則の5中「平成17年8月31日まで」を「平成18年1月31日まで」に、同項中「平成17年11月30日まで」を「平成18年4月30日まで」に、西企営第17号（平成17年5月20日）の附則の2及び3中「平成17年8月31日まで」を「平成18年1月31日まで」に、同項中「平成17年12月1日以降」を「平成18年5月1日以降」に、西企営第37号（平成17年7月25日）の附則の2中「平成17年8月31日まで」を「平成18年1月31日まで」に、同項中「平成17年11月30日まで」を「平成18年4月30日まで」に改めます。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年8月31日西企営第45号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成17年10月25日西企営第57号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年10月26日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成17年10月25日までにメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年10月26日から平成18年1月31日までの間にそのIP通信網契約者が契約者識別符号の追加を請求した場合(平成18年4月30日までにその提供を行った場合に限り)は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。

- 3 平成17年10月25日までにIP通信網契約者から請求があり、平成18年4月30日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合であって、平成17年10月26日から平成18年1月31日までの間にそのIP通信網契約者が契約者識別符号の追加を請求した場合(平成18年4月30日までにその提供を行った場合に限り)は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成17年10月26日西企営第58号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成17年11月1日から平成18年4月30日までの間にメニュー5-1(プラン1又はプラン2のもの)を除きます。)又はメニュー5-2に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年1月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成19年5月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限り)及び交換機等工事費については適用しません。

- 3 この改正規定実施の前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則(平成17年11月1日西企営第63号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年11月15日から実施します。

- 2 削除

(その他)

- 3 西企営第111号(平成17年2月21日)の附則の3中「(1契約者回線等につき1装置のルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置又は無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置(基本装置に限り)の基本料に係る部分に限り)を「(1契約者回線等につき1装置のルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置の基本料に係る部分に限り)に改め、同項の表を次表に改めます。

機器利用料(基本料)

1装置ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
回線接続装置	ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置	0円

附 則（平成17年11月14日西企営第67号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年11月16日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年10月21日西企営第56号）

この改正規定は、平成17年11月21日から実施します。

附 則（平成18年1月25日西企営第88号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成18年2月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 平成18年2月1日から平成19年1月31日までの間にメニュー5（メニュー5-1の100Mb/sのプラン4に係るもの、メニュー5-1の46Mb/sのもの又はメニュー5-2に係るものであって、料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この条において同じとします。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して1ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成19年5月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

利用料（基本料）

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー5-1 に係るもの	100Mb/sのもの プラン4に係るもの	0円
	46Mb/sのもの	0円
メニュー5-2 に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの	0円

第3条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー5-1の100Mb/sのプラン1、プラン2若しくはプラン3又は1Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第4条 前2条の規定にかかわらず、平成18年2月1日から平成19年1月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン4（料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）に係るIP通信網契約（その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）及び回線終端装置利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)及び2-5-2(3)アに規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成19年5月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

ん。

利用料（基本料）

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー 5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの プラン 4 に係るもの	3,000円 (税込価格 3,150円)

回線終端装置利用料（基本料）

1 装置ごとに月額

区 分	料 金 額
回線終端装置	0 円

第 5 条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更があった場合又は契約者回線の移転（その契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。）があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第 6 条 平成18年 2 月 1 日から平成18年 6 月30日までの間にメニュー 5 - 1 の100Mb/s（プラン 4 のものに限ります。）若しくは46Mb/s又はメニュー 5 - 2 に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年 4 月30日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成19年 5 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

第 7 条 平成18年 2 月 1 日から平成19年 1 月31日までの間に I P 通信網契約者から請求があり、平成19年 4 月30日までに当社が通信相手先識別符号追加機能の提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第 8 条 平成18年 2 月 1 日から平成19年 1 月31日までの間に I P 通信網契約者から請求があり、平成19年 4 月30日までに当社がセキュリティファイル供給先追加機能の提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第 9 条 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除を行った後に、メニュー 5 - 1 の100Mb/s（プラン 4 のものに限ります。）若しくは46Mb/s又はメニュー 5 - 2 に係る I P 通信網契約の申込みを平成18年 2 月 1 日から平成19年 1 月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、第 2 条、第 4 条及び第 6 条の規定を適用しません。

（注）本条に規定する当社が別に定めるものは、この附則の第 2 条、第 4 条若しくは第 6 条、西企営第119号（平成15年 2 月21日）の附則の 4、西企営第22号（平成15年 5 月23日）の附則第 5 条若しくは第 6 条、西企営第62号（平成15年 9 月24日）の附則第 7 条、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第 8 条、西企営第141号（平成16年 3 月25日）の附則第10条、西企営第40号（平成16年 8 月24日）の附則第10条、西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第 5 条又は西企営第17号（平成17年 5 月20日）の附則の 2 の規定とします。

第10条 西企営第124号（平成16年 3 月11日）の附則の 4（経過措置）中「又は西企営第17号（平成17年 5 月20日）の附則の 2 の規定の適用を受けている場合」を「、西企営第17号（平成17年 5 月20日）の附則の 2 の規定又は西企営第88号（平成18年 1 月25日）の附則第 4 条の規定の適用を受けている場合」に、西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第 2 条及び第13条中「平成18年 1 月31日まで」を「平成18年 4 月30日まで」に、同附則第 2 条中「平成18年 4 月30日まで」を「平成18年 7 月31日まで」に、同附則第

5条中「平成18年5月1日以降」を「平成18年8月1日以降」に、西企営第10号（平成17年4月25日）の附則の5中「平成18年1月31日まで」を「平成18年4月30日まで」に、同項中「平成18年4月30日まで」を「平成18年7月31日まで」に、西企営第17号（平成17年5月20日）の附則の2中「平成18年5月1日以降」を「平成18年8月1日以降」に、西企営第37号（平成17年7月25日）の附則の2中「平成18年1月31日まで」を「平成18年4月30日まで」に、同項中「平成18年4月30日まで」を「平成18年7月31日まで」に、西企営第42号（平成17年8月25日）の附則の2及び3中「平成18年1月31日まで」を「平成18年4月30日まで」に、同項中「平成18年4月30日まで」を「平成18年7月31日まで」に、西企営第58号（平成17年10月26日）の附則の2中「平成18年4月30日まで」を「平成18年7月31日まで」に、同項中「平成18年5月1日以降」を「平成18年8月1日以降」に改めます。

第11条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年4月27日西企営第5号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年5月1日から実施します。
ただし、料金表に係る部分については、平成18年6月12日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定（料金表に係る部分に限ります。）実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の回線終端装置を設置されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の回線終端装置を設置されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリ - 2のものに係る回線終端装置のうち、 変復調機能付きのもの	メニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリ - 2のものに係る回線終端装置のうち、 型
メニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリ - 2のものに係る回線終端装置のうち、 上記以外のもの	メニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリ - 2のものに係る回線終端装置のうち、 型

- 3 西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第2条及び第13条中「平成18年4月30日まで」を「平成18年6月30日まで」に、同附則第2条中「平成18年7月31日まで」を「平成18年9月30日まで」に、同附則第5条中「平成18年8月1日以降」を「平成18年10月1日以降」に、西企営第10号（平成17年4月25日）の附則の5中「平成18年4月30日まで」を「平成18年6月30日まで」に、同項中「平成18年7月31日まで」を「平成18年9月30日まで」に、西企営第17号（平成17年5月20日）の附則の2中「平成18年8月1日以降」を「平成18年10月1日以降」に、西企営第37号（平成17年7月25日）の附則の2中「平成18年4月30日まで」を「平成18年6月30日まで」に、同項中「平成18年7月31日まで」を「平成18年9月30日まで」に、西企営第42号（平成17年8月25日）の附則の2及び3中「平成18年4月30日まで」を「平成18年6月30日まで」に、同項中「平成18年7月31日まで」を「平成18年9月30日まで」に、西企営第58号（平成17年10月26日）の附則の2中「平成18年7月31日まで」を「平成18年9月30日まで」に、同項中「平成18年8月1日以降」を「平成18年10月1日以降」に、西企営第88号（平成18年1月25日）の附則の第2条、第4条、第6条、第7条、第8条及び第9条中「平成18年4月30日まで」を「平成18年6月30日まで」に、同条中「平成18年8月1日以降」を「平成18年10月1日以降」に、同条中「平成18年7月31日まで」を「平成18年9月30日まで」に改めます。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年6月13日西企営第20号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成18年7月1日から平成19年1月31日までの間にメニュー5の品目が46Mb/sのもの又はメニュー5-2（100Mb/sのカテゴリー2に係るものであって、型の回線終端装置を設置されるものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年4月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成19年5月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。
- 3 西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第2条及び第13条中「平成18年6月30日まで」を「平成18年8月31日まで」に、同附則第2条中「平成18年9月30日まで」を「平成18年11月30日まで」に、同附則第5条中「平成18年10月1日以降」を「平成18年12月1日以降」に、西企営第10号（平成17年4月25日）の附則の5中「平成18年6月30日まで」を「平成18年8月31日まで」に、同項中「平成18年9月30日まで」を「平成18年11月30日まで」に、西企営第17号（平成17年5月20日）の附則の2中「平成18年10月1日以降」を「平成18年12月1日以降」に、西企営第37号（平成17年7月25日）の附則の2中「平成18年6月30日まで」を「平成18年8月31日まで」に、同項中「平成18年9月30日まで」を「平成18年11月30日まで」に、西企営第42号（平成17年8月25日）の附則の2及び3中「平成18年6月30日まで」を「平成18年8月31日まで」に、同項中「平成18年9月30日まで」を「平成18年11月30日まで」に、西企営第58号（平成17年10月26日）の附則の2中「平成18年9月30日まで」を「平成18年11月30日まで」に、同項中「平成18年10月1日以降」を「平成18年12月1日以降」に、西企営第88号（平成18年1月25日）の附則の第2条、第4条、第7条、第8条及び第9条中「平成18年6月30日まで」を「平成18年8月31日まで」に、同条中「平成18年10月1日以降」を「平成18年12月1日以降」に、同条中「平成18年9月30日まで」を「平成18年11月30日まで」に、同附則第6条中「平成18年10月1日以降」を「平成18年12月1日以降」に、同条中「平成18年9月30日まで」を「平成18年11月30日まで」に改めます。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年7月20日西企営第34号）

この改正規定は、平成18年7月28日から実施します。

附 則（平成18年8月8日西企営第40号）

この改正規定は、平成18年8月25日から実施します。

附 則（平成18年8月29日西企営第45号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年9月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第2条及び第13条中「平成18年8月31日まで」を「平成18年10月31日まで」に、同附則第2条中「平成18年11月30日まで」を「平成19年1月31日まで」に、同附則第5条中「平成18年12月1日以降」を「平成19年2月1日以降」に、西企営第10号（平成17年4月25日）の附則の5中「平成18年8月31日まで」を「平成18年10月31日まで」に、同項中「平成18年11月30日まで」を「平成19年1月31日まで」に、西企営第17号（平成17年5月20日）の附則の2中「平成18年12月1日以降」を「平成19年2月1日以降」に、西企営第37号（平成17年7月25日）の附則の2中「平成18年8月31日まで」を「平成18年10月31日まで」に、同項中「平成18年11月30日まで」を「平成19年1月31日まで」に、西企営第42号（平成17年8月

25日)の附則の2及び3中「平成18年8月31日まで」を「平成18年10月31日まで」に、同項中「平成18年11月30日まで」を「平成19年1月31日まで」に、西企営第58号(平成17年10月26日)の附則の2中「平成18年11月30日まで」を「平成19年1月31日まで」に、同項中「平成18年12月1日以降」を「平成19年2月1日以降」に、西企営第88号(平成18年1月25日)の附則の第2条、第4条、第7条、第8条及び第9条中「平成18年8月31日まで」を「平成18年10月31日まで」に、同条中「平成18年12月1日以降」を「平成19年2月1日以降」に、同条中「平成18年11月30日まで」を「平成19年1月31日まで」に、同附則第6条中「平成18年12月1日以降」を「平成19年2月1日以降」に、同条中「平成18年11月30日まで」を「平成19年1月31日まで」に、西企営第20号(平成18年6月13日)の附則の2中「平成18年8月31日まで」を「平成18年10月30日まで」に、同条中「平成18年11月30日まで」を「平成19年1月31日まで」に、「平成18年12月1日以降」を「平成19年2月1日以降」に改めます。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成18年9月22日西企営第54号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年9月30日から実施します。
- 2 削除

附 則(平成18年9月29日西企営第58号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 西企営第111号(平成15年1月31日)の附則3(経過措置)中「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー5-1のうち品目が10Mb/sのものに関する料金のうち端末設備に係るものは次表に定める額とし、その他の料金及びその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー5-1のうち品目が10Mb/sのものについては、端末設備に係るものの料金は次表に定める額とし、工事費(割増工事費の適用に限ります。)については料金表第2表第2(工事費)の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」に改めます。

- 4 西企営第11号(平成16年4月23日)の附則3(経過措置)中「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー5の回線接続装置のうち配線設備多重装置の 型に係るものに関する機器利用料(基本料に係るものに限ります。)については次表に定める額とし、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー5の回線接続装置のうち配線設備多重装置の 型に係るものに関する機器利用料(基本料に係るものに限ります。)については次表に定める額とし、工事費(割増工事費の適用に限ります。)については料金表第2表第2(工事費)の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」に改めます。

- 5 西企営第63号(平成17年11月1日)の附則2(経過措置)中「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置に関する工事費(割増工事費の適用に限ります。)については料金表第2表第2(工事費)の規定を準用し、その他の提供条件については、なお

従前のとおりとします。」に改めます。

附 則（平成18年10月2日西企営第61号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年10月4日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年10月12日西企営第66号）

この改正規定は、平成18年10月18日から実施します。

附 則（平成18年10月24日西企営第68号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間にメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年4月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。
- 3 平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間にIP通信網契約者から無線アクセス機能又は符号蓄積機能に係る請求があり、平成19年4月30日までに当社がその提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。
- 4 西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第2条及び第13条中「平成18年10月31日まで」を「平成19年1月31日まで」に、同附則第2条中「平成19年1月31日まで」を「平成19年4月30日まで」に、同附則第5条中「平成19年2月1日以降」を「平成19年5月1日以降」に、西企営第10号（平成17年4月25日）の附則の5中「平成18年10月31日まで」を「平成19年1月31日まで」に、同項中「平成19年1月31日まで」を「平成19年4月30日まで」に、西企営第17号（平成17年5月20日）の附則の2中「平成19年2月1日以降」を「平成19年5月1日以降」に、西企営第58号（平成17年10月26日）の附則の2中「平成19年1月31日まで」を「平成19年4月30日まで」に、同項中「平成19年2月1日以降」を「平成19年5月1日以降」に、西企営第88号（平成18年1月25日）の附則の第2条、第4条、第7条、第8条及び第9条中「平成18年10月31日まで」を「平成19年1月31日まで」に、同条中「平成19年2月1日以降」を「平成19年5月1日以降」に、同条中「平成19年1月31日まで」を「平成19年4月30日まで」に、同附則第6条中「平成19年2月1日以降」を「平成19年5月1日以降」に、同条中「平成19年1月31日まで」を「平成19年4月30日まで」に、西企営第20号（平成18年6月13日）の附則の2中「平成18年10月30日まで」を「平成19年1月31日まで」に、同項中「平成19年1月31日まで」を「平成19年4月30日まで」に、同項中「平成19年2月1日以降」を「平成19年5月1日以降」に改めます。
- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年9月22日西企営第55号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年11月3日から実施します。
（その他）
- 2 西企営第54号（平成18年9月22日）の附則中「2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している契約者回線等相互通信機能の追加機能に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を「2 削除」に改めます。

附 則（平成18年11月2日西企営第74号）

この改正規定は、平成18年11月6日から実施します。

附 則（平成18年12月27日西企営第89号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年1月12日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー7に係るIP通信網サービス	メニュー7のプラン2に係るIP通信網サービス
-------------------	------------------------

附 則（平成18年12月27日西企営第88号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年1月15日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー3-2に係るIP通信網サービス	メニュー3に係るIP通信網サービス
---------------------	-------------------

- 3 削除
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 5 西企営第28号（平成15年6月5日）の附則の3（経過措置）を次のように改めます。

3 削除

附 則（平成19年1月29日西企営第98号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年1月31日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年1月25日西企営第96号）

（実施期日）

- 第1条 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 第2条 平成19年2月1日から平成19年6月30日までの間にメニュー4（契約者回線型サービスに係るもの又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年9月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から、その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料（基本料）

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
-----	-------

メニュー 4 に係 るもの	利用回線型サー ビスに係るもの	1.5Mb/sのもの	1,590円 (税込価格 1,669.5円)
		8 Mb/sのもの	1,640円 (税込価格 1,722円)
		12Mb/sのもの	1,690円 (税込価格 1,774.5円)
		24Mb/sのもの	1,720円 (税込価格 1,806円)
		40Mb/s又は47Mb/sの もの	1,730円 (税込価格 1,816.5円)

第3条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料(1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限り、)については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料(基本料)

1装置ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
回 線 接 続 装 置	変復調装置(ADSLモデム)	0円
	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ)	0円
	帯域分離多重装置(スプリッタ)	0円

第4条 この附則の第2条の規定の適用を受けている期間においては、料金表別表1に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引は適用しません。

第5条 平成19年2月1日から平成20年3月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sのプラン4に係るもの、メニュー5-1の46Mb/sのもの又はメニュー5-2に係るものであって、料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないもの)に限ります。以下この条において同じとします。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日(以下この附則において「提供開始日」といいます。)から起算して1ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成20年7月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。

利用料(基本料)

1契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー 5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン 4 に係るもの 0円
	46Mb/sのもの	0円

メニュー 5 - 2 に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの	0 円
---------------------	-----------------------	-----

第 6 条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー 5 - 1 の 100Mb/sのプラン 1、プラン 2 若しくはプラン 3 又は 1Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第 7 条 前 2 条の規定にかかわらず、平成19年 2 月 1 日から平成20年 3 月31日までの間にメニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 4(料金表別表 3 に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。)に係る I P 通信網契約(その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのその I P 通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)及び回線終端装置利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 - 1 (1)及び 2 - 5 - 2 (3)アに規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成20年 7 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

利用料(基本料)

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー 5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの プラン 4 に係るもの	3,000円 (税込価格 3,150円)

回線終端装置利用料(基本料)

1 装置ごとに月額

区 分	料 金 額
回線終端装置	0 円

第 8 条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更(メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 5 への細目の変更を除きます。)があった場合又は契約者回線の移転(その契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。)があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第 9 条 この附則の第 2 条、第 5 条又は第 7 条の規定の適用を受けている期間においては、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (適用)の(8)欄の表の右欄若しくは(9)欄のアの表の右欄又は西企営第124号(平成16年 3 月11日)の附則の 2 の表の右欄に規定する減額は適用しません。

第10条 平成19年 2 月 1 日から平成19年 9 月30日までの間にメニュー 5 の品目が46Mb/sのもの又はメニュー 5 - 2 (100Mb/sのカテゴリー 2 に係るものであって、型及び型の回線終端装置を設置されるものを除きます。)に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年12月31日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成20年 1 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費については適用しません。

第11条 平成19年 2 月 1 日から平成20年 3 月31日までの間に I P 通信網契約者から請求

があり、平成20年6月30日までに当社がIP v 6通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して2ヶ月間のその付加機能利用料及びその提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第12条 平成19年2月1日から平成19年3月31日までの間にメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年6月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第13条 平成19年2月1日から平成20年3月31日までの間にIP通信網契約者(メニュー5-1のプラン5及びメニュー5-2のカテゴリー3に係る者を除きます。)から無線アクセス機能、符号蓄積機能、通信相手先識別符号追加機能又はセキュリティファイル供給先追加機能に係る請求があり、平成20年6月30日までに当社がその提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第14条 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー4に係るIP通信網契約の解除を行った後に、メニュー4に係るIP通信網契約の申込みを平成19年2月1日から平成19年6月30日までの間に行った場合(その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、第2条の規定を適用しません。

(注) 本条に規定する当社が別に定めるものは、この附則の第2条、西企営第77号(平成14年10月24日)の附則の3、西企営第119号(平成15年2月21日)の附則の2、西企営第22号(平成15年5月23日)の附則第2条若しくは第3条、西企営第41号(平成15年7月15日)の附則の2若しくは3、西企営第62号(平成15年9月24日)の附則第2条若しくは第4条、西企営第91号(平成15年12月16日)の附則第2条、第4条若しくは第5条、西企営第116号(平成16年2月9日)の附則第2条、西企営第141号(平成16年3月25日)の附則第2条若しくは第6条、西企営第40号(平成16年8月24日)の附則第3条若しくは第6条又は西企営第86号(平成16年12月22日)の附則第2条の規定とします。

第15条 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、メニュー5-1の100Mb/s(プラン4のものに限りです。)若しくは46Mb/s又はメニュー5-2(カテゴリー3に係るものを除きます。)に係るIP通信網契約の申込みを平成19年2月1日から平成20年3月31日までの間に行った場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、第5条、第7条及び第10条の規定を適用しません。

(注) 本条に規定する当社が別に定めるものは、この附則の第5条、第7条若しくは第10条、西企営第119号(平成15年2月21日)の附則の4、西企営第22号(平成15年5月23日)の附則第5条若しくは第6条、西企営第62号(平成15年9月24日)の附則第7条、西企営第91号(平成15年12月16日)の附則第8条、西企営第141号(平成16年3月25日)の附則第9条、西企営第40号(平成16年8月24日)の附則第10条、西企営第86号(平成16年12月22日)の附則第5条、西企営第17号(平成17年5月20日)の附則の2、西企営第88号(平成18年1月25日)の附則の第2条、第4条若しくは第6条、西企営第46号(平成19年9月25日)の附則の2、西企営第55号(平成19年10月29日)の附則の6若しくは8又は西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第4条、第5条若しくは第7条の規定とします。

第16条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年2月2日西企営第100号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年2月5日から実施します。
（経過措置）
- 2 西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第6条中「メニュー5-1の100Mb/sのプラン1又はプラン2のもの」を「メニュー5-1の100Mb/sのプラン1若しくはプラン2又は1Gb/sのもの」に、西企営第88号（平成18年1月25日）の附則の第3条中「メニュー5-1の100Mb/sのプラン1、プラン2又はプラン3のもの」を「メニュー5-1の100Mb/sのプラン1、プラン2若しくはプラン3又は1Gb/sのもの」に改めます。

附 則（平成19年3月30日西企営第111号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年3月30日西企営第118号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間にIP通信網契約者（メニュー5-1のプラン5及びメニュー5-2のカテゴリー3に係る者を除きます。以下この附則において同じとします。）から請求があり、平成20年6月30日までに当社がセキュリティファイル供給先追加機能（区分がAのものであって、追加可能数が1のものから4のものに限ります。）の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して2ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。
- 3 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間にIP通信網契約者からメニュー6又は無線アクセス機能に係る契約者識別符号の追加又は変更の請求があり、平成20年6月30日までに当社がその提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）

- 5 西企営第96号（平成19年1月25日）の附則第2条、第5条、第7条及び第10条から第15条中「平成19年3月31日」を「平成19年5月31日」に、同附則第2条及び第10条から第13条中「平成19年6月30日」を「平成19年8月31日」に、同附則第5条、第7条及び第10条中「平成19年7月1日」を「平成19年9月1日」に改めます。

附 則（平成19年4月18日西企営第1号）

この改正規定は、平成19年4月19日から実施します。

附 則（平成19年4月18日西企営第3号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年4月19日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能が提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能が提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

閉域グループ内通信機能	閉域グループ内通信機能 閉域グループに属することが可能な契約者回線等がIP v 6通信契約者回線
-------------	---

附 則（平成19年4月18日西企営第4号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年4月26日から実施します。
- 2 削除
- 3 削除

附 則（平成19年5月25日西企営第16号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年6月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 3 西企営第96号（平成19年1月25日）の附則第2条及び第14条中「平成19年5月31日」を「平成19年6月30日」に、同附則第2条中「平成19年8月31日」を「平成19年9月30日」に、同附則第5条、第7条、第10条から第13条及び第15条中「平成19年5月31日」を「平成19年9月30日」に、同附則第5条、第7条及び第10条中「平成19年9月1日」を「平成20年1月1日」に、同附則第10条から第13条中「平成19年8月31日」を「平成19年12月31日」に改めます。
- 4 西企営第118号（平成19年3月30日）の附則第2項及び第3項中「平成19年5月31日」を「平成19年9月30日」に、「平成19年8月31日」を「平成19年12月31日」に改めます。

附 則（平成19年5月31日西企営第17号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年6月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置（増設装置が提供されていないIP通信網契約者に係るものに限ります。）	ルータ機能付IP電話対応装置
無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置（増設装置が提供されているIP通信網契約者が利用しているものに限ります。）の基本装置及び1の増設装置	無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置
無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置（増設装置が提供されているIP通信網契約者が利用しているものに限ります。）の増設装置であって上記以外のもの	無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置の増設装置

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- （その他）
- 4 西企営第63号（平成17年11月1日）の附則第2項を次のように改めます。
 - 2 削除

附 則（平成19年6月26日西企第23号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成19年7月1日から平成19年8月31日までの間にメニュー4（契約者回線型サービスに係るもの又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年11月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から、その提供開始日を含む料金月の5か月後の料金月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料（基本料）

1 利用回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの 1,590円 (税込価格 1,669.5円)
		8 Mb/sのもの 1,640円 (税込価格 1,722円)
		12Mb/sのもの 1,690円 (税込価格 1,774.5円)
		24Mb/sのもの 1,720円 (税込価格 1,806円)
		40Mb/s又は47Mb/sのもの 1,730円 (税込価格 1,816.5円)

- 3 前項の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前項に規定する利用料を適用する期間における機器利用料（1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限り、）については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料（基本料）

1 装置ごとに月額

区 分		料 金 額
回線接続装置	変復調装置（ADSLモデム）	0円
	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ）	0円
	帯域分離多重装置（スプリッタ）	0円

- 4 この附則の第2項の規定による利用料の適用を受けている期間においては、次の利用料金の減額及び割引は適用しません。
(1) 料金表第1表第1類第1の1（適用）の(8)欄の表の右欄及び(9)欄のアの表の右欄に規定する減額

- (2) 料金表別表 1 に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引
- (3) 西企営第124号(平成16年3月11日)の附則第2項の表の右欄に規定する減額
- 5 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー4に係るIP通信網契約の解除を行った後に、メニュー4に係るIP通信網契約の申込みを平成19年7月1日から平成19年8月31日までの間に行った場合(その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、2の規定を適用しません。
- (注) 本条に規定する当社が別に定めるものは、この附則の2、西企営第77号(平成14年10月24日)の附則の3、西企営第119号(平成15年2月21日)の附則の2、西企営第22号(平成15年5月23日)の附則第2条若しくは第3条、西企営第41号(平成15年7月15日)の附則の2若しくは3、西企営第62号(平成15年9月24日)の附則第2条若しくは第4条、西企営第91号(平成15年12月16日)の附則第2条、第4条若しくは第5条、西企営第116号(平成16年2月9日)の附則第2条、西企営第141号(平成16年3月25日)の附則第2条若しくは第6条、西企営第40号(平成16年8月24日)の附則第3条若しくは第6条、西企営第86号(平成16年12月22日)の附則第2条又は西企営第96号(平成19年1月25日)の附則第2条の規定とします。
- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則(平成19年7月30日西企営第30号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成19年7月31日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- (その他)
- 3 西企営第88号(平成18年12月27日)の附則第3項を次のように改めます。
- 3 削除
- 附 則(平成19年7月30日西企営第31号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成19年8月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施現に、改正前の規定により提供しているルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則(平成19年8月24日西企営第39号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成19年9月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 平成19年9月1日から平成19年10月31日までの間にメニュー4(契約者回線型サービスに係るもの又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年1月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して2ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料（基本料）

1 利用回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー 4 に係 るもの	利用回線型サー ビスに係るもの	1.5Mb/s、8 Mb/s、12 Mb/s、24Mb/s、40Mb/s 又は47Mb/sのもの
		0 円

- 3 前項の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前項に規定する利用料を適用する期間における機器利用料（1 利用回線につき 1 装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置及び 1 装置の帯域分離多重装置に係るものに限り、）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 - 2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料（基本料）

1 装置ごとに月額

区 分		料 金 額
回 線 接 続 装 置	変復調装置（A D S L モデム）	0 円
	変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置 （ I P 電話対応 A D S L モデム内蔵ルータ）	0 円
	帯域分離多重装置（スプリッタ）	0 円

- 4 この附則の第 2 項の規定による利用料の適用を受けている期間においては、次の利用料金の減額及び割引は適用しません。

- (1) 料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1（適用）の(8)欄の表の右欄及び(9)欄のアの表の右欄に規定する減額
- (2) 料金表別表 1 に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引
- (3) 西企営第 124 号（平成 16 年 3 月 11 日）の附則第 2 項の表の右欄に規定する減額

- 5 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー 4 に係る I P 通信網契約の解除を行った後に、メニュー 4 に係る I P 通信網契約の申込みを平成 19 年 9 月 1 日から平成 19 年 10 月 31 日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、2 の規定を適用しません。

（注）本条に規定する当社が別に定めるものは、この附則の 2、西企営第 77 号（平成 14 年 10 月 24 日）の附則の 3、西企営第 119 号（平成 15 年 2 月 21 日）の附則の 2、西企営第 22 号（平成 15 年 5 月 23 日）の附則第 2 条若しくは第 3 条、西企営第 41 号（平成 15 年 7 月 15 日）の附則の 2 若しくは 3、西企営第 62 号（平成 15 年 9 月 24 日）の附則第 2 条若しくは第 4 条、西企営第 91 号（平成 15 年 12 月 16 日）の附則第 2 条、第 4 条若しくは第 5 条、西企営第 116 号（平成 16 年 2 月 9 日）の附則第 2 条、西企営第 141 号（平成 16 年 3 月 25 日）の附則第 2 条若しくは第 6 条、西企営第 40 号（平成 16 年 8 月 24 日）の附則第 3 条若しくは第 6 条、西企営第 86 号（平成 16 年 12 月 22 日）の附則第 2 条、西企営第 96 号（平成 19 年 1 月 25 日）の附則第 2 条又は西企営第 23 号（平成 19 年 6 月 26 日）の附則の 2 の規定とします。

- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年7月10日西企営第27号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年9月20日から実施します。
（経過措置）
- 2 西企営第96号（平成19年1月25日）の附則第10条中「平成19年2月1日から平成19年9月30日までの間にメニュー5の品目が46Mb/sのもの又はメニュー5-2（100Mb/sのカテゴリー2に係るものであって、型の回線終端装置を設置されるものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年12月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成20年1月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。」を「平成19年2月1日から平成19年9月30日までの間にメニュー5の品目が46Mb/sのもの又はメニュー5-2（100Mb/sのカテゴリー2に係るものであって、型及び型の回線終端装置を設置されるものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年12月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成20年1月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。」に改めます。

附 則（平成19年9月25日西企営第46号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成19年10月1日から平成20年3月31日までの間にメニュー5-1の46Mb/s若しくは100Mb/s（プラン4のものに限ります。）又はメニュー5-2（カテゴリー3のものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年6月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成20年7月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。
- 3 平成19年10月1日から平成20年3月31日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約者（メニュー5-1のプラン5及びメニュー5-2のカテゴリー3に係る者を除きます。以下この附則において同じとします。）から次表の左欄の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年6月30日までに当社が同表の右欄の状態とした場合（当社の責めに帰すべき理由により平成20年7月1日以降の日に当社がその状態とした場合を含みます。）は、その請求に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

1 契約者回線又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の移転の請求（当社が別に定めるものを除きます。）	移転先のその契約者回線の終端の場所又は端末設備の設置場所においてメニュー5-1の46Mb/sのもの若しくは100Mb/sのプラン4のもの又はメニュー5-2に係るIP通信網サービスを利用できる状態とした場合
2 当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の設置の請求（同時に1欄の請求を行う場合を	その端末設備の提供を開始した場合（当社が別に定める場合に限ります。）

除きます。)	
3 当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の廃止の請求（同時に1欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備を廃止した場合（当社が別に定める場合に限ります。）

4 平成19年10月1日から平成20年3月31日までの間にメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年6月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して1ヶ月間のその利用料（料金表第1表第1類第1の2-6に規定する額とします。）については適用しません。

5 平成19年10月1日から平成20年3月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成20年6月30日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して1ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

6 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、メニュー5-1の46Mb/s若しくは100Mb/s（プラン4のものに限ります。）又はメニュー5-2（カテゴリー3のものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込みを平成19年10月1日から平成20年3月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、第2項の規定を適用しません。

（注）本条に規定する当社が別に定めるものは、この附則の2、西企営第119号（平成15年2月21日）の附則の4、西企営第22号（平成15年5月23日）の附則第5条若しくは第6条、西企営第62号（平成15年9月24日）の附則第7条、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第8条、西企営第141号（平成16年3月25日）の附則第10条、西企営第40号（平成16年8月24日）の附則第10条、西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第5条、西企営第17号（平成17年5月20日）の附則の2、西企営第88号（平成18年1月25日）の附則の第2条、第4条若しくは第6条、西企営第96号（平成19年1月25日）の附則の第5条、第7条若しくは第10条、西企営第55号（平成19年10月29日）の附則の6若しくは8又は西企営第113号（平成20年3月27日）の附則第4条、第5条若しくは第7条の規定とします。

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）

8 西企営第96号（平成19年1月25日）の附則第5条、第7条及び第11条から第13条及び第15条中「平成19年9月30日」を「平成19年12月31日」に、同附則第5条及び第7条中「平成20年1月1日」を「平成20年4月1日」に、同附則第11条から第13条中「平成19年12月31日」を「平成20年3月31日」に、同附則第15条中「又は西企営第88号（平成18年1月25日）の附則の第2条、第4条若しくは第6条」を「西企営第88号（平成18年1月25日）の附則の第2条、第4条若しくは第6条又は西企営第46号（平成19年9月25日）の附則の2」に改めます。

9 西企営第118号（平成19年3月30日）の附則第2項及び第3項中「平成19年9月30日」を「平成19年12月31日」に、「平成19年12月31日」を「平成20年3月31日」に改めます。

附 則（平成19年10月12日西企営第51号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成19年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 削除

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成19年10月29日西企営第55号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成19年11月1日から平成20年3月31日までの間にメニュー4 (契約者回線型サービスに係るもの又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年6月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して1ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料(基本料)

1 利用回線ごとに月額

区 分		料 金 額
利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/s、8 Mb/s、12Mb/s、24Mb/s、40Mb/s又は47Mb/sのもの	0円

3 この附則の2の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前項に規定する利用料を適用する期間における機器利用料(1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料(基本料)

1 装置ごとに月額

区 分		料 金 額
回線接続装置	変復調装置(ADSLモデム)	0円
	帯域分離多重装置(スプリッタ)	0円
	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置 (IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ)	0円

4 この附則の2の規定による利用料の適用を受けている期間においては、次の利用料金の減額及び割引は適用しません。

(1) 料金表第1表第1類第1の1(適用)の(8)欄の表の右欄及び(9)欄のアの表の右欄に規定する減額

(2) 料金表別表1に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引

(3) 西企営第124号(平成16年3月11日)の附則第2項の表の右欄に規定する減額

5 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー4に係るIP通信網契約の解除を行った後に、メニュー4に係るIP通信網契約の申込みを平成19年11月1日から平成20年3月31日までの間に行った場合(その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、2

の規定を適用しません。

(注) 本条に規定する当社が別に定めるものは、この附則の2、西企営第77号(平成14年10月24日)の附則の3、西企営第119号(平成15年2月21日)の附則の2、西企営第22号(平成15年5月23日)の附則第2条若しくは第3条、西企営第41号(平成15年7月15日)の附則の2若しくは3、西企営第62号(平成15年9月24日)の附則第2条若しくは第4条、西企営第91号(平成15年12月16日)の附則第2条、第4条若しくは第5条、西企営第116号(平成16年2月9日)の附則第2条、西企営第141号(平成16年3月25日)の附則第2条若しくは第6条、西企営第40号(平成16年8月24日)の附則第3条若しくは第6条、西企営第86号(平成16年12月22日)の附則第2条、西企営第96号(平成19年1月25日)の附則第2条、西企営第23号(平成19年6月26日)の附則の2又は西企営第39号(平成19年8月24日)の附則の2の規定とします。

6 平成19年11月1日から平成20年3月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sのプラン4に係るもの又はメニュー5-2(カテゴリー3のものを除きます。)に係るものであって、料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。)に係るIP通信網契約(メニュー5-1の100Mb/sのプラン4に係るものについては、その終端をこの附則の8に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。)の申込み(当社が別に定める方法によるものに限ります。)があり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成20年7月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。

利用料(基本料)

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー5-1 に係るもの	100Mb/sのもの プラン4に係るもの	0円
メニュー5-2 に係るもの	46Mb/sのもの及び100Mb/sのもの	0円

7 この附則の6の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー5-1の46Mb/s、100Mb/sのプラン1、プラン2若しくはプラン3又は1Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、この附則の6に規定する利用料を適用する期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその変更があった日の前日までの間とします。

ただし、その提供開始日から起算して2ヶ月以内にメニュー5-1のプラン5又はメニュー5-2のカテゴリー3への品目又は細目の変更があった場合は、前項に規定する利用料を適用する期間は、その変更があった日から起算して1か月後の日までの間とします。

8 平成19年11月1日から平成20年3月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン4(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。)に係るIP通信網契約(その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。)の申込み(当社が別に定める方法によるものに限ります。)があり、当社がその申込みを承諾した場合は、次表の左欄の適用期間のそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)及び回線終端装置利用料(基本料に係る部分に

限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)及び2-5-2(3)アに規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成20年7月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

1 契約者回線又は1装置ごとに月額

適用期間	区分	料金額
1 そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して2か月間	利用料(基本料)	0円
	回線終端装置利用料(基本料)	900円 (税込価格 945円)
2 1欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	利用料(基本料)	3,000円 (税込価格 3,150円)
	回線終端装置利用料(基本料)	0円

- 9 この附則の8の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更又は契約者回線の移転(その契約者回線の移転先がこの附則の8に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。)があった場合は、その変更等があった日以降については、この附則の8の規定は適用しません。

ただし、その提供開始日から起算して2ヶ月以内に次の表の左欄に規定する細目の変更又移転があった場合は、その変更等があった日以降について、同表の右欄に規定する利用料の適用を行います。

メニュー5-1の100Mb/sのプラン5への細目の変更があった場合(その終端を前項に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限りま	この附則の8の表の1欄の規定に代えて、同表の2欄の規定により利用料の適用を行います。この場合、その変更があった日から、その変更があった日を含む料金月の11ヶ月後の料金月の末日までの間を2欄の規定における適用期間とします。
メニュー5-2のカテゴリー1若しくはカテゴリー2への細目の変更があった場合又はその契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるメニュー5-1の100Mb/sのプラン4の契約者回線の移転があった場合	この附則の6の規定中「3か月間」を「2か月間」に読み替えて、この附則の6の規定に準じて利用料の適用を行います。

- 10 この附則の6又は8の規定による利用料の適用を受けている期間においては、料金表第1表第1類第1の1(適用)の(8)欄の表の右欄及び(9)欄のアの表の右欄並びに西企営第124号(平成16年3月11日)の附則の2の表の右欄に規定する減額は適用しません。

- 11 この附則の6又は8の規定の適用を受けることとなる場合は、西企営第96号(平成19年1月25日)の附則第5条及び第7条の規定は適用しません。

- 12 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、メニュー5-1の100Mb/s(プラン4のものに限りま

成19年11月1日から平成19年3月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の6及び8の規定を適用しません。

（注）本条に規定する当社が別に定めるものは、この附則の6若しくは8、西企営第119号（平成15年2月21日）の附則の4、西企営第22号（平成15年5月23日）の附則第5条若しくは第6条、西企営第62号（平成15年9月24日）の附則第7条、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第8条、西企営第141号（平成16年3月25日）の附則第9条、西企営第40号（平成16年8月24日）の附則第10条、西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第5条、西企営第17号（平成17年5月20日）の附則の2、西企営第88号（平成18年1月25日）の附則の第2条、第4条若しくは第6条、西企営第96号（平成19年1月25日）の附則の第5条、第7条若しくは第10条、西企営第46号（平成19年9月25日）の附則の2又は西企営第113号（平成20年3月27日）の附則第4条、第5条若しくは第7条の規定とします。

13 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

14 西企営第96号（平成19年1月25日）の附則第15条中「又は西企営第46号（平成19年9月25日）の附則の2」を「、西企営第46号（平成19年9月25日）の附則の2又は西企営第55号（平成19年10月29日）の附則の6若しくは8」に、西企営第46号（平成19年9月25日）の附則の6中「又は西企営第96号（平成19年1月25日）の附則の第5条、第7条若しくは第10条」を「、西企営第96号（平成19年1月25日）の附則の第5条、第7条若しくは第10条又は西企営第55号（平成19年10月29日）の附則の6若しくは8」に改めます。

附 則（平成19年12月26日西企営第68号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 西企営第96号（平成19年1月25日）の附則第5条、第7条及び第11条から第13条及び第15条中「平成19年12月31日」を「平成20年3月31日」に、同附則第5条及び第7条中「平成20年4月1日」を「平成20年7月1日」に、同附則第11条から第13条中「平成19年3月31日」を「平成20年6月30日」に改めます。

4 西企営第118号（平成19年3月30日）の附則第2項及び第3項中「平成19年12月31日」を「平成20年3月31日」に、「平成20年4月1日」を「平成20年7月1日」に改めます。

5 西企営第46号（平成19年9月25日）の附則の2から6中「平成19年12月31日」を「平成20年3月31日」に、同附則の2から5中「平成19年3月31日」を「平成20年6月30日」に、同附則の2及び3中「平成20年4月1日」を「平成20年7月1日」に改めます。

6 西企営第55号（平成19年10月29日）の附則の2、5、6、8及び12中「平成19年12月31日」を「平成20年3月31日」に、同附則の2中「平成19年3月31日」を「平成20年6月30日」に、同附則の6及び8中「平成20年4月1日」を「平成20年7月1日」に改めます。

附 則（平成20年2月26日西企営第87号）

この改正規定は、平成20年2月28日から実施します。

附 則（平成20年3月27日西企管第113号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成20年3月31日から実施します。

（経過措置）

第2条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー2 - 1に係るIP通信網サービス	メニュー2 - 1 - 1に係るIP通信網サービス
メニュー2 - 2に係るIP通信網サービス	メニュー2 - 1 - 2に係るIP通信網サービス
メニュー2 - 3に係るIP通信網サービス	メニュー2 - 1 - 3に係るIP通信網サービス
メニュー7に係るIP通信網サービス	メニュー7 - 1に係るIP通信網サービス

第3条 IP通信網契約者は、この改正規定にかかわらず、当分の間、その契約者回線について、音声利用IP通信網サービス契約約款に定める第2種サービス（基本機能又は上限チャンネル数の態様による区別がメニュー1のものに限ります。）に係る契約（以下この附則において「音声利用IP通信網契約」といいます。）を当社と締結し、音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能を利用している場合に限り、帯域確保機能を利用することができます。

2 帯域確保機能の提供を受けているIP通信網契約者は、この改正規定にかかわらず、当分の間、その契約者回線において、その帯域確保機能を利用した通信を行っているときは、音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能を利用した通信を行うことができません。

3 当社は、この改正規定にかかわらず、当分の間、帯域確保機能を利用するIP通信網契約者が、次の各号に該当する場合には、その帯域確保機能を廃止します。

- (1) 音声利用IP通信網契約の解除があったとき。
- (2) 音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能の廃止があったとき。

4 当社は、この改正規定にかかわらず、当分の間、帯域確保機能を利用するIP通信網契約者が、次の各号に該当する場合には、その帯域確保機能の利用の一時中断を行います。

- (1) 音声利用IP通信網契約の利用の一時中断があったとき。
- (2) 音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能の利用の一時中断があったとき。

5 当社は、この改正規定にかかわらず、当分の間、音声利用IP通信網契約に係る電気通信サービス（帯域確保機能を利用するIP通信網契約者に係るものに限ります。）の利用停止を行ったときは、その帯域確保機能の利用を停止することがあります。

6 当社は、帯域確保機能に係る付加機能利用料については、この改正規定にかかわらず、当分の間、料金表第1表第1類第1の2 - 9に規定する額を適用しません。

第4条 平成20年3月31日から平成21年9月30日までの間にメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン5（その終端をこの附則第5条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）又はメニュー5 - 2のカテゴリ3に係るIP通信網契約（料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この附則第5条において同じとします。）の申込みがあり、当社がその申

込みを承諾した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して1ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、0円を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成22年1月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。

- 2 前項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー5-1の100Mb/sのプラン1、プラン2若しくはプラン3又は1Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、前項に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第5条 平成20年3月31日から平成21年9月30日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5（その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）及び回線終端装置利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)及び2-5-2(3)アに規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成22年1月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。

1 契約者回線又は1装置ごとに月額

区 分	料 金 額
利用料（基本料）	3,000円 (税込価格 3,150円)
回線終端装置利用料（基本料）	0円

- 2 前項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更（メニュー5-1の100Mb/sのプラン4への細目の変更を除きます。）があった場合又は契約者回線の移転（その契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。）があった場合は、前項に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第6条 この附則第4条及び第5条の規定による利用料の適用を受けている期間においては、料金表第1表第1類第1の1（適用）の(8)欄の表の右欄及び(9)欄のアの表の右欄並びに西企管第124号（平成16年3月11日）の附則の2の表の右欄に規定する減額は適用しません。

第7条 平成20年3月31日から平成20年5月31日までの間にメニュー5-1のプラン5又はメニュー5-2のカテゴリー3に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年8月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成20年9月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

第8条 平成20年3月31日から平成21年9月30日までの間にメニュー5-1のプラン5又はメニュー5-2のカテゴリー3に係るIP通信網契約者から次表の左欄の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成21年12月31日までに当社が同表の右欄の状態とした場合（当社の責めに帰すべき理由により平成22年1月1日以降の

日に当社がその状態とした場合を含みます。)は、その請求に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費については適用しません。

<p>1 契約者回線又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限ります。)の移転の請求(当社が別に定めるものを除きます。)</p>	<p>移転先のその契約者回線の終端の場所又は端末設備の設置場所においてメニュー5-1の46Mb/s若しくは100Mb/s(プラン4又はプラン5のものに限ります。)又はメニュー5-2に係るIP通信網サービスを利用できる状態とした場合</p>
<p>2 当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限ります。)の設置の請求(同時に1欄の請求を行う場合を除きます。)</p>	<p>その端末設備の提供を開始した場合(当社が別に定める場合に限ります。)</p>
<p>3 当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限ります。)の廃止の請求(同時に1欄の請求を行う場合を除きます。)</p>	<p>その端末設備を廃止した場合(当社が別に定める場合に限ります。)</p>

第9条 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5又はメニュー5-2の 카테고리3に係るIP通信網契約の申込みを平成20年3月31日から平成21年9月30日までの間に行った場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則第4条、第5条及び第7条の規定を適用しません。

第10条 平成20年3月31日から平成21年9月30日までの間にIP通信網契約者(メニュー5-1の100Mb/sのプラン5若しくは1Gb/sのプラン2又はメニュー5-2の 카테고리3に係る者に限ります。以下この条において同じとします。)から請求があり、平成21年12月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費及びその提供開始日から起算して1ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

2 平成20年3月31日から平成21年9月30日までの間にIP通信網契約者から無線アクセス機能に係る契約者識別符号の追加又は変更の請求があり、平成21年8月31日までに当社がその提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。

3 平成20年3月31日から平成22年5月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成22年5月31日までに当社がセキュリティファイル供給先追加機能(区分がイのものに限ります。以下この附則において同じとします。)の提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費及びその提供開始日から起算して2ヶ月間の付加機能利用料については適用しません。

4 平成20年3月31日から平成22年5月31日までの間にIP通信網契約者からセキュリティファイル供給先追加機能(区分がイのものに限ります。)に係るセキュリティファイル供給を受けることが可能な端末設備の数の増加の請求があり、平成22年5月31日までに当社がその提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費及びその提供開始日から起算して2ヶ月間の付加機能利用料については適用しません。

第11条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第12条 西企営第96号(平成19年1月25日)の附則第8条中「細目の変更」を「細目の変更(メニュー5-1の100Mb/sのプラン5への細目の変更を除きます。)」に、同附則第13条中「IP通信網契約者」を「IP通信網契約者(メニュー5-1のプラン5及びメニュー5-2のカテゴリー3に係る者を除きます。)」に、同附則第15条中「メニュー5-2」を「メニュー5-2(カテゴリー3に係るものを除きます。)」に、「又は西企営第55号(平成19年10月29日)の附則の6若しくは8の規定とします。」を「、西企営第55号(平成19年10月29日)の附則の6若しくは8又は西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第4条、第5条若しくは第7条の規定とします。」に改めます。

2 西企営第118号(平成19年3月30日)の附則第2項中「IP通信網契約者」を「IP通信網契約者(メニュー5-1のプラン5及びメニュー5-2のカテゴリー3に係る者を除きます。以下この附則において同じとします。)」に、「(追加可能数が1のものから4のものに限ります。)」を「(区分がAのものであって、追加可能数が1のものから4のものに限ります。)」に改めます。

3 西企営第46号(平成19年9月25日)の附則第2項及び第6項中「メニュー5-2」を「メニュー5-2(カテゴリー3に係るものを除きます。)」に、同附則第3項中「IP通信網契約者」を「IP通信網契約者(メニュー5-1のプラン5及びメニュー5-2のカテゴリー3に係る者を除きます。以下この附則において同じとします。)」に、同附則第6項中「又は西企営第55号(平成19年10月29日)の附則の6若しくは8の規定とします。」を「、西企営第55号(平成19年10月29日)の附則の6若しくは8又は西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第4条、第5条若しくは第7条の規定とします。」に改めます。

4 西企営第55号(平成19年10月29日)の附則第6項及び第12項中「メニュー5-2」を「メニュー5-2(カテゴリー3に係るものを除きます。)」に、同附則第7項中「間とします。」を「間とします。ただし、その提供開始日から起算して2ヶ月以内にメニュー5-1のプラン5又はメニュー5-2のカテゴリー3への品目又は細目の変更があった場合は、前項に規定する利用料を適用する期間は、その変更があった日から起算して1か月後の日までの間とします。」に、同附則第9項中「ただし、メニュー5-2への細目の変更又はメニュー5-1の100Mb/sのプラン4の契約者回線の移転(その契約者回線の移転先がこの附則の8に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。)があった場合であって、その変更等があった日の前日とそのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して2か月以内である場合は、その変更等があった日以降については、この附則の6の規定中「3か月間」を「2か月間」に読み替えて、この附則の6の規定に準じて利用料の適用を行います。」を「ただし、その提供開始日から起算して2ヶ月以内に次の表の左欄に規定する細目の変更又移転があった場合は、その変更等があった日以降について、同表の右欄に規定する利用料の適用を行います。」に、第12項中「又は西企営第46号(平成19年9月25日)の附則の2の規定とします。」を「、西企営第46号(平成19年9月25日)の附則の2又は西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第4条、第5条若しくは第7条の規定とします。」に改め、同附則第9項に次の表を加えます。

メニュー5-1の100Mb/sのプラン5への細目の変更があった場合(その終端を前項に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。)	この附則の8の表の1欄の規定に代えて、同表の2欄の規定により利用料の適用を行います。この場合、その変更があった日から、その変更があった日を含む料金月の11ヶ月後の料金月の末日までの間を2欄の規定における適用期間とします。
メニュー5-2のカテゴリー1若しくは	この附則の6の規定中「3か月間」を「2

はカテゴリ 2 への細目の変更があった場合又はその契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるメニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 4 の契約者回線の移転があった場合

か月間」に読み替えて、この附則の 6 の規定に準じて利用料の適用を行います。

附 則（平成20年 3 月27日西企営第109号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年 4 月 1 日から実施します。
（サービスの終了）
- 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているセキュリティファイル供給サービス（フレッツ・セーフティ）を終了することとします。
（経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 4 西企営第 4 号（平成19年 4 月18日）の附則第 2 項及び第 3 項を次のように改めます。
 - 2 削除
 - 3 削除

附 則（平成20年 3 月28日西企営第110号）

（実施期日）

第 1 条 この改正規定は、平成20年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

第 2 条 平成20年 4 月 1 日から平成21年 9 月30日までの間にメニュー 5 - 1 の100Mb/s のプラン 4（その終端をこの附則第 4 条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）若しくは46Mb/s又はメニュー 5 - 2 の46Mb/s若しくは100Mb/s（カテゴリ 3 のものを除きます。）に係る I P 通信網契約（料金表別表 3 に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この附則第 3 条から第 5 条において同じとします。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その I P 通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して 1 ヶ月間のその I P 通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 - 1 (1)に規定する額に代えて、0 円を適用します。

ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成22年 1 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

- 2 前項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー 5 - 1 の100Mb/s のプラン 1、プラン 2 若しくはプラン 3 又は 1 Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、前項に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第 3 条 前条の規定にかかわらず、平成20年 4 月 1 日から平成21年 9 月30日までの間にメニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 4（その終端をこの附則第 4 条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）又はメニュー 5 - 2 の46Mb/s若しくは100Mb/s（カテゴリ 3 のものを除きます。）に係る I P 通信網契約の申込み（当社が別に定める方法によるものに限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から起算して 3 ヶ月間の利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 - 1 (1)に規定する額に代えて、0 円を適用します。

ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成22年 1 月 1 日以降

の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ
ん。

- 2 前項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー5-1の46Mb/s、
100Mb/sのプラン1、プラン2若しくはプラン3又は1Gb/sのものへの品目又は細目の
変更があった場合は、前項に規定する利用料を適用する期間は、そのIP通信網サー
ビスの提供を開始した日からその変更があった日の前日までの間とします。

第4条 平成20年4月1日から平成21年9月30日までの間にメニュー5-1の100Mb/s
のプラン4（その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡
県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）に係るIP通信
網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、
その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのそのIP通信網契約に
係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）及び回線終端装置利用料（基本料に係る
部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)及び2-5-
2(3)アに規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成22年1月1日以降
の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ
ん。

1 契約者回線又は1装置ごとに月額

区 分	料 金 額
利用料（基本料）	3,000円 (税込価格 3,150円)
回線終端装置利用料（基本料）	0円

- 2 前項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更(メ
ニュー5-1の100Mb/sのプラン5への細目の変更を除きます。)があった場合又は契
約者回線の移転（その契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となる
ものに限ります。）があった場合は、前項に規定する利用料を適用する期間は、提供開
始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第5条 前条の規定にかかわらず、平成20年4月1日から平成21年9月30日までの間に
メニュー5-1の100Mb/sのプラン4（その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、
兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限
ります。）に係るIP通信網契約の申込み（当社が別に定める方法によるものに限ります。
）があり、当社がその申込みを承諾した場合は、次表の左欄の適用期間のそのIP
通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）及び回線終端装置利用料（基
本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)及
び2-5-2(3)アに規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適
用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成22年1月1日以降
の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ
ん。

1 契約者回線又は1装置ごとに月額

適 用 期 間	区 分	料 金 額
1 そのIP通信網サービスの提 供開始日から起算して2か月間	利用料（基本料）	0円
	回線終端装置利用料 （基本料）	900円 (税込価格 945円)

2 1 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	利用料（基本料）	3,000円 (税込価格 3,150円)
	回線終端装置利用料（基本料）	0 円

2 前項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更(メニュー5-1の100Mb/sのプラン5への細目の変更を除きます。)又は契約者回線の移転(その契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。)があった場合は、その変更等があった日以降については、前項の規定は適用しません。

ただし、その提供開始日から起算して2ヶ月以内にメニュー5-2への細目の変更又はその契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となる契約者回線の移転があった場合は、その変更等があった日以降について、この附則第2条第1項の規定中「3か月間」を「2か月間」に読み替えて、この附則第2条第1項の規定に準じて利用料の適用を行います。

第6条 この附則第2条から第5条の規定による利用料の適用を受けている期間においては、料金表第1表第1類第1の1(適用)の(8)欄の表の右欄及び(9)欄のアの表の右欄並びに西企管第124号(平成16年3月11日)の附則の2の表の右欄に規定する減額は適用しません。

第7条 平成20年4月1日から平成20年5月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくは46Mb/s又はメニュー5-2のカテゴリー1若しくはカテゴリー2に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年8月31日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成20年9月1日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費については適用しません。

第8条 平成20年4月1日から平成21年9月30日までの間にメニュー5(メニュー5-1のプラン5のもの又はメニュー5-2のカテゴリー3のものを除きます。)に係る I P 通信網契約者から次表の左欄の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成21年12月31日までに当社が同表の右欄の状態とした場合(当社の責めに帰すべき理由により平成22年1月1日以降の日に当社がその状態とした場合を含みます。)は、その請求に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費については適用しません。

1 契約者回線又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限ります。)の移転の請求(当社が別に定めるものを除きます。)	移転先のその契約者回線の終端の場所又は端末設備の設置場所においてメニュー5-1の46Mb/s若しくは100Mb/s(プラン4又はプラン5のものに限ります。)又はメニュー5-2に係る I P 通信網サービスを利用できる状態とした場合
2 当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限ります。)の設置の請求(同時に1欄の請求を行う場合を除きます。)	その端末設備の提供を開始した場合(当社が別に定める場合に限ります。)
3 当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限ります。)の廃止の請求(同時に1欄の請求を行う場合を除きます。)	その端末設備を廃止した場合(当社が別に定める場合に限ります。)

第9条 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくは46Mb/s又はメニュー5-2のカテゴリー1若しくはカテゴリー2に係るIP通信網契約の申込みを平成20年4月1日から平成21年9月30日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則第2条から第5条及び第7条の規定を適用しません。

第10条 平成20年4月1日から平成21年5月31日までの間にメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成21年8月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費及びその提供開始日から起算して1ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

2 平成20年4月1日から平成21年5月31日までの間にIP通信網契約者（メニュー5-1の100Mb/sのプラン5若しくは1Gb/sのプラン2又はメニュー5-2のカテゴリー3に係る者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があり、平成21年8月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費及びその提供開始日から起算して1ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

3 平成20年4月1日から平成21年5月31日までの間にIP通信網契約者からメニュー6又は無線アクセス機能に係る契約者識別符号の追加又は変更の請求があり、平成21年8月31日までに当社がその提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。

4 平成20年4月1日から平成22年5月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成22年8月31日までに当社がIPv6通信機能又はセキュリティファイル供給先追加機能（区分がAのものであって、追加可能数が1のものから4のものに限りまます。）の提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費及びその提供開始日から起算して2ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

5 平成20年4月1日から平成20年5月31日までの間にIP通信網契約者から符号蓄積機能又は通信相手先識別符号追加機能に係る請求があり、平成20年8月31日までに当社がその提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第11条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第12条 西企営第113号（平成20年3月27日）の附則第9条中「又は西企営第55号（平成19年10月29日）の附則の6若しくは8の規定とします。」を「、西企営第55号（平成19年10月29日）の附則の6若しくは8又は西企営第110号（平成20年3月28日）の附則第2条から第5条若しくは第7条の規定とします。」に改めます。

附 則（平成20年4月7日西企営第1号）

この改正規定は、平成20年4月8日から実施します。

附 則（平成20年5月30日西企営第27号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成20年6月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間にメニュー5-1の46Mb/s若しくは100Mb/s（プラン4又はプラン5のものに限りまます。）又はメニュー5-2に係るIP通信網契約の申込みと同時に、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の14か月後の料金月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であっ

て、平成21年8月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成21年9月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費については適用しません。

- 2 IP通信網契約者は、前項に規定する期間の満了前にそのIP通信網契約の解除があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

その提供を開始したときのIP通信網サービスの品目及び細目	支払いを要する額
メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5又はメニュー5-2のカテゴリー2の型若しくはカテゴリー3のグレード1	27,100円 (税込価格 28,455円)
メニュー5-2のカテゴリー2の型又はカテゴリー3のグレード2のプラン・ミニ	27,800円 (税込価格 29,190円)
上記以外のもの	20,000円 (税込価格 21,000円)

第3条 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、メニュー5-1の46Mb/s若しくは100Mb/s(プラン4又はプラン5のものに限ります。)又はメニュー5-2に係るIP通信網契約の申込みを平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間に行った場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則第2条の規定を適用しません。

第4条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第5条 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第4条、第5条及び第8条から第10条中「平成20年5月31日」を「平成20年9月30日」に、同附則第4条、第5条及び第8条中「平成20年9月1日」を「平成21年1月1日」に、同附則第8条及び第10条中「平成20年8月31日」を「平成20年12月31日」に、同附則第9条中「又は西企営第55号(平成19年10月29日)の附則の6若しくは8」を「西企営第55号(平成19年10月29日)の附則の6若しくは8又は西企営第27号(平成20年5月30日)の附則第2条」に改めます。

- 2 西企営第110号(平成20年3月28日)の附則第2条から第5条及び第8条から第10条(第5項を除きます。)中「平成20年5月31日」を「平成20年9月30日」に、同附則第2条から第5条及び第8条中「平成20年9月1日」を「平成21年1月1日」に、同附則第8条及び第10条(第5項を除きます。)中「平成20年8月31日」を「平成20年12月31日」に、同附則第9条中「又は西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第4条、第5条若しくは第7条」を「西企営第55号(平成19年10月29日)の附則の6若しくは8又は西企営第27号(平成20年5月30日)の附則第2条」に改めます。

附 則(平成20年7月18日西企営第55号)

この改正規定は、平成20年7月22日から実施します。

附 則(平成20年7月31日西企営第63号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年8月1日から実施します。
(サービスの終了)
- 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している契約者

回線等相互間通信機能（フレッツ・コミュニケーション）を終了することとします。
（経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 4 西企営第51号（平成19年10月12日）の附則第2項を次のように改めます。

- 2 削除

附 則（平成20年7月31日西企営第65号）

この改正規定は、平成20年8月1日から実施します。

附 則（平成20年8月8日西企営第71号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成20年8月11日から実施します。

（経過措置）

第2条 当社は、この約款の規定にかかわらず、平成21年7月31日までの間で当社が別に定める日までの間、IP通信網契約者（当社が別に定める契約者回線に係る者に限ります。以下この条において同じとします。）からの請求により、地上デジタル放送向けルータ機能付回線接続装置を提供することとし、その料金額は0円とします。

ただし、IP通信網契約者からの新たな設置の請求については、平成21年5月31日をもって受付を終了します。

- 2 IP通信網契約者からの請求（平成21年4月1日以降のものに限ります。）により地上デジタル放送向けルータ機能付回線接続装置の設置又は移転があった場合（回線終端装置又は地上デジタル放送向けルータ機能付回線接続装置以外の当社が提供する宅内機器の工事を同時に施工する場合を除きます。）は、その設置又は移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については適用しません。
- 3 当社は、地上デジタル放送向けルータ機能付回線接続装置が提供されている契約者回線が当社が別に定める契約者回線以外のものとなったときは、その地上デジタル放送向けルータ機能付回線接続装置を廃止します。
- 4 地上デジタル放送向けルータ機能付回線接続装置の提供に関するその他の取扱いについては、この約款の規定によります。

附 則（平成20年8月8日西企営第69号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年8月18日から実施します。

（その他）

- 2 西企営第113号（平成20年3月27日）の附則第3条第6項中「2 - 8」を「2 - 9」に改めます。

附 則（平成20年9月5日西企営第88号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年9月6日から実施します。

（経過措置）

- 2 削除

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年8月8日西企営第70号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年9月18日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供さ

れている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

メニュー 8 に係る I P 通信網サービス	メニュー 8 に係る I P 通信網サービス その V P N グループに属する利用回線 の数の上限が30のもの (プラン30)
------------------------	--

附 則 (平成20年9月30日西企営第96号)

(実施期日)

第 1 条 この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

(経過措置)

第 2 条 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第4条の規定にかかわらず、平成20年10月1日から平成21年9月30日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5(その終端をこの附則第3条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。)又はメニュー5-2のカテゴリ-3に係るIP通信網契約(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないもの)に限ります。以下この附則第3条において同じとします。)の申込み(当社が別に定める方法によるもの)に限ります。)があり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から起算して3ヶ月間の利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、0円を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成22年1月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。

2 前項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー5-1の46Mb/s、100Mb/sのプラン1、プラン2若しくはプラン3又は1Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、前項に規定する利用料を適用する期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその変更があった日の前日までの間とします。

第 3 条 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第5条の規定にかかわらず、平成20年10月1日から平成21年9月30日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5(その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るもの)に限ります。)に係るIP通信網契約の申込み(当社が別に定める方法によるもの)があり、当社がその申込みを承諾した場合は、次表の左欄の適用期間のそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)及び回線終端装置利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)及び2-5-2(3)アに規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成22年1月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。

1 契約者回線又は1装置ごとに月額

適用期間	区分	料金額
1 そのIP通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間	利用料(基本料)	0円
	回線終端装置利用料(基本料)	900円 (税込価格 945円)
2 1欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービス	利用料(基本料)	3,000円 (税込価格 3,150円)

の提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	回線終端装置利用料 (基本料)	0円
-----------------------------	--------------------	----

2 前項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更(メニュー5-1の100Mb/sのプラン4への細目の変更を除きます。)又は契約者回線の移転(その契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。)があった場合は、その変更等があった日以降については、前項の規定は適用しません。

ただし、その提供開始日から起算して2ヶ月以内にメニュー5-2への細目の変更又はその契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となる契約者回線の移転があった場合は、その変更等があった日以降について、この附則第2条第1項の規定中「3か月間」を「2か月間」に読み替えて、この附則第2条第1項の規定に準じて利用料の適用を行います。

第4条 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5又はメニュー5-2のカテゴリ3に係るIP通信網契約の申込みを平成20年10月1日から平成21年9月30日までの間に行った場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則第2条及び第3条の規定を適用しません。

第5条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第6条 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第4条、第5条及び第8条から第10条中「平成20年9月30日」を「平成21年1月31日」に、同附則第4条、第5条及び第8条中「平成21年1月1日」を「平成21年5月1日」に、同附則第8条及び第10条中「平成20年12月31日」を「平成21年4月30日」に改め、同附則第9条注書きを削ります。

2 西企営第110号(平成20年3月28日)の附則第2条から第5条及び第8条から第10条(第5項を除きます。)中「平成20年9月30日」を「平成21年1月31日」に、同附則第2条から第5条及び第8条中「平成21年1月1日」を「平成21年5月1日」に、同附則第8条及び第10条(第5項を除きます。)中「平成20年12月31日」を「平成21年4月30日」に改め、同附則第3条第2項ただし書き及び同附則第9条注書きを削り、同附則第5条第2項を次のとおり改めます。

2 前項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更(メニュー5-1の100Mb/sのプラン5への細目の変更を除きます。)又は契約者回線の移転(その契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。)があった場合は、その変更等があった日以降については、前項の規定は適用しません。

ただし、その提供開始日から起算して2ヶ月以内にメニュー5-2への細目の変更又はその契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となる契約者回線の移転があった場合は、その変更等があった日以降について、この附則第2条第1項の規定中「3か月間」を「2か月間」に読み替えて、この附則第3条第1項の規定に準じて利用料の適用を行います。

3 西企営第27号(平成20年5月30日)の附則第2条及び第3条中「平成20年9月30日」を「平成21年1月31日」に、同附則第2条中「平成21年1月1日」を「平成21年5月1日」に、同条中「平成20年12月31日」を「平成21年4月30日」に改め、同附則第9条注書きを削ります。

附 則（平成20年10月1日西企営第102号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年10月2日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5 - 1の1Gb/sに係るIP通信網サービス	メニュー5 - 1の1Gb/sのプラン1に係るIP通信網サービス
-----------------------------	----------------------------------

- 3 当社は、この改正規定にかかわらず、当分の間、メニュー5 - 1の1Gb/sのプラン2のものについて、帯域確保機能を提供しません。
（その他）
- 4 西企営第113号（平成20年3月27日）の附則第10条第1項中「メニュー5 - 1のプラン5」を「メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン5若しくは1Gb/sのプラン2」に改めます。
- 5 西企営第110号（平成20年3月28日）の附則第10条第2項中「メニュー5 - 1のプラン5」を「メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン5若しくは1Gb/sのプラン2」に改めます。

附 則（平成20年11月18日西企営第124号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年11月19日から実施します。
ただし、この改正規定中、メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン5に係る学校限定割引に関する部分については、平成21年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年12月16日西企営第137号）

この改正規定は、平成20年12月18日から実施します。

附 則（平成20年12月10日西企営第136号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成21年1月1日から平成21年5月31日までの間に、メニュー4の利用回線型サービス（料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）について、次の申込み又は請求があり、その申込み又は請求を当社が承諾した場合であって、平成21年6月30日までに当社がそのIP通信網サービスを提供した又は利用できる状態とした場合は、その申込み又は請求に係る基本工事費及び交換機等工事費について、基本工事費の額から1,000円（税込価格1,050円）を減額して適用することとし、その交換機等工事費は適用しないこととします。
 - (1) 終端の場所が当社が別に定める区域内となる利用回線に係るIP通信網契約の申込み
 - (2) 利用回線の移転によりその終端の場所が当社が別に定める区域内となるIP通信網契約者からの請求
 - (3) 終端の場所が当社が別に定める区域内である利用回線に係るIP通信網契約者からの品目の変更の請求

附 則（平成21年1月29日西企営第150号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第3条 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第4条、第5条及び第8条から第10条中「平成21年1月31日」を「平成21年5月31日」に、同附則第4条、第5条及び第8条中「平成21年5月1日」を「平成21年9月1日」に、同附則第8条及び第10条中「平成21年4月30日」を「平成21年8月31日」に、同附則第4条中「IP通信網契約の申込み」を「IP通信網契約(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないもの)に限り、以下この附則第5条において同じとします。)の申込み」に改めます。

2 西企営第110号(平成20年3月28日)の附則第2条から第5条及び第8条から第10条(第5項を除きます。)中「平成21年1月31日」を「平成21年5月31日」に、同附則第2条から第5条及び第8条中「平成21年5月1日」を「平成21年9月1日」に、同附則第8条及び第10条(第5項を除きます。)中「平成21年4月30日」を「平成21年8月31日」に改めます。

3 西企営第27号(平成20年5月30日)の附則第2条及び第3条中「平成21年1月31日」を「平成21年5月31日」に、同附則第2条中「平成20年12月31日」を「平成21年8月31日」に、同条中「平成21年5月1日」を「平成21年9月1日」に改めます。

4 西企営第96号(平成20年9月30日)の附則第2条から第4条中「平成21年1月31日」を「平成21年5月31日」に、同附則第2条及び第3条中「平成21年5月1日」を「平成21年9月1日」に、同附則第2条中「IP通信網契約の申込み」を「IP通信網契約(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないもの)に限り、以下この附則第3条において同じとします。)の申込み」に改めます。

附 則(平成21年2月3日西企営第157号)

この改正規定は、平成21年2月4日から実施します。

附 則(平成21年3月2日西企営第168号)

この改正規定は、平成21年3月6日から実施します。

附 則(平成21年3月30日西企営第189号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。

(その他)

2 西企営第71号(平成20年8月8日)の附則第2条中「平成21年3月31日」を「平成21年7月31日」に改め、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の項を加えます。

2 平成21年4月1日以降の日に前項の請求があった場合(回線終端装置又はルータ機能付回線接続装置以外の当社が提供する宅内機器の工事を同時に施工する場合を除きます。)は、そのルータ機能付回線接続装置の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限り、)については適用しません。

附 則(平成21年3月30日西企営第190号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している符号蓄積機能(フレッツ・v6マイディスク)を終了することとします。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 西企営第88号(平成20年9月5日)の附則第2項を次のように改めます。

2 削除

附 則(平成21年4月17日西企営第9号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年4月20日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー2-2の10Mb/sの品目のものに係るIP通信網サービス	メニュー2-2-1の10Mb/sの品目のものに係るIP通信網サービスであってその契約者回線の終端の場所をIP通信網サービス取扱所(その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。)内とするもの
メニュー2-2の100Mb/sの品目のものに係るIP通信網サービス	メニュー2-2-1の100Mb/sの品目のものに係るIP通信網サービスであってその契約者回線の終端の場所をIP通信網サービス取扱所(その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。)内とするもの
メニュー2-2の1Gb/sの品目のものに係るIP通信網サービス	メニュー2-2-1の1Gb/sの品目のものに係るIP通信網サービス

附 則(平成21年5月19日西企営第18号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成21年6月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 平成21年6月1日から平成22年9月30日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3に係るIP通信網契約の申込みと同時に、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の14か月後の料金月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成22年12月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成23年1月1日以降の日に関社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費については適用しません。

2 IP通信網契約者は、前項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にそのIP通信網契約の解除があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

その提供を開始したときのIP通信網サービスの品目及び細目	支払いを要する額
------------------------------	----------

メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 5	27,100円 (税込価格 28,455円)
---------------------------	---------------------------

第3条 平成21年6月1日から平成21年9月30日までの間にメニュー 5 - 1 の46Mb/s若しくは100Mb/s(プラン 4のものに限ります。)又はメニュー 5 - 2 に係るIP通信網契約の申込みと同時に、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の14か月後の料金月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成21年12月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成22年1月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)については、料金表第2表第2の2 - 5(1)ア(ア)に規定する額に代えて3,500円を適用し、交換機等工事費については適用しません。

2 IP通信網契約者は、前項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にそのIP通信網契約の解除があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

その提供を開始したときのIP通信網サービスの品目及び細目	支払いを要する額
メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 4 又はメニュー 5 - 2 の100Mb/sのカテゴリ 2 の 型若しくはカテゴリ 3 のグレード 1	23,600円 (税込価格 24,780円)
メニュー 5 - 2 のカテゴリ 2 の 型又はカテゴリ 3 のグレード 2 のプラン・ミニ	24,300円 (税込価格 25,515円)
上記以外のもの	16,500円 (税込価格 17,325円)

第4条 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー 5 に係るIP通信網契約の解除を行った後に、メニュー 5 - 1 の46Mb/s、100Mb/sのプラン 4 若しくはプラン 5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン 3 又はメニュー 5 - 2 に係るIP通信網契約の申込みを平成21年6月1日から平成22年9月30日までの間に行った場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則第2条及び第3条の規定を適用しません。

第5条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第6条 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第4条、第5条、第8条、第9条及び第10条(第3項及び第4項に限ります。)中「平成21年5月31日」を「平成21年9月30日」に、同附則第4条、第5条及び第8条中「平成21年9月1日」を「平成22年1月1日」に、同附則第8条及び第10条(第3項及び第4項に限ります。)中「平成21年8月31日」を「平成21年12月31日」に改めます。

2 西企営第110号(平成20年3月28日)の附則第2条から第5条及び第8条から第10条(第4項に限ります。)中「平成21年5月31日」を「平成21年9月30日」に、同附則第2条から第5条及び第8条中「平成21年9月1日」を「平成22年1月1日」に、同附則第8条及び第10条(第4項に限ります。)中「平成21年8月31日」を「平成21年12月31日」に改めます。

3 西企営第96号(平成20年9月30日)の附則第2条から第4条中「平成21年5月31日」

を「平成21年9月30日」に、同附則第2条及び第3条中「平成21年9月1日」を「平成22年1月1日」に改めます。

附 則（平成21年5月28日西企営第25号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成21年6月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 この改正実施前に次表左欄の端末設備の提供については、同表の右欄の端末設備の提供として取扱います。

ルータ機能付回線接続装置	地上デジタル放送向けルータ機能付回線接続装置
--------------	------------------------

（その他）

第3条 西企営第71号（平成20年8月8日）の附則第2条中「ルータ機能付回線接続装置」を「地上デジタル放送向けルータ機能付回線接続装置」に改め、同附則第2条1項に次のただし書を加えます。

「ただし、IP通信網契約者からの新たな設置の請求については、平成21年5月31日をもって受付を終了します。」

附 則（平成21年7月30日西企営第54号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成21年8月1日から実施します。

（経過措置）

2 平成21年8月1日から平成22年8月31日までの間にメニュー5-1の10Mb/sの品目のものに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5（メニュー5-1の10Mb/sの品目のものを除きます。）への品目の変更等の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、西企営第111号（平成15年1月31日）の第3項の規定にかかわらず、その基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

3 前項の規定に基づく変更の請求があった場合において、閉域グループ内通信機能又は同時通信可能着信先数追加機能の区分の変更の請求が同時に行われ、当社がその請求を承諾した場合は、その交換機等工事費については適用しません。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成21年9月11日西企営第74号）

この改正規定は、平成21年9月16日から実施します。

附 則（平成21年9月30日西企営第81号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 平成21年10月1日から平成23年1月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5、200Mb/s（その終端をこの附則第3条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）若しくは46Mb/s又はメニュー5-2の100Mb/s若しくは200Mb/sに係るIP通信網契約（料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限り、以下この附則第2条及び第3条において同じとします。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して1か月間そのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、0円を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成23年5月1日以降

の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ
ん。

- 2 前項の場合において、平成21年10月1日から平成23年1月31日までの間にメニュー
5 - 1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5（その終端をこの附則第3条に規定す
る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）又はメニュー5 - 2に
係るIP通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、そ
の提供開始日から起算して3か月間の利用料（基本料に係る部分に限ります。）並び
に2か月間の屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料（基本料に係る部分
に限ります。）及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、
前項の規定にかかわらず料金表第1表第1類第1の2 - 5 - 1(1)並びに2 - 5 - 2
(2)、(3)ア及び(4)に規定する額に代えて、0円を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成23年5月1日以降
の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ
ん。

- 3 前2項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー5 - 1の100Mb/s
のプラン1、プラン2若しくはプラン3若しくは1Gb/s又はメニュー5 - 2の1Gb/s
のものへの品目又は細目の変更があった場合は、前2項に規定する利用料を適用する
期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第3条 平成21年10月1日から平成23年1月31日までの間にメニュー5 - 1の100Mb/s
のプラン4及びプラン5並びに200Mb/s（その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、
兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限
ります。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、
その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までの
そのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）及び回線終端装置
利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2 -
5 - 1及び2 - 5 - 2アに規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成23年5月1日以降
の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ
ん。

1 契約者回線又は1装置ごとに月額

区 分	料 金 額
利用料（基本料）	3,000円 (税込価格 3,150円)
回線終端装置利用料（基本料）	0円

- 2 前項の場合において、そのIP通信網契約の申込みが当社が別に定める方法による
ものであった場合は、次表の左欄の適用期間のそのIP通信網契約に係る利用料（基
本料に係る部分に限ります。）屋内配線設備の部分の加算額（次表の1に限ります。）
及び回線終端装置利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、前項の規定に
かかわらず料金表第1表第1類第1の2 - 5 - 1(1)並びに2 - 5 - 2(2)及び(3)アに規
定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成23年5月1日以降
の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ
ん。

1 契約者回線又は1装置ごとに月額

適 用 期 間	区 分	料 金 額

1 そのIP通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間	利用料(基本料)	0円
	屋内配線設備部分の加算額	0円
	回線終端装置利用料(基本料)	0円
2 1欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	利用料(基本料)	3,000円 (税込価格 3,150円)
	回線終端装置利用料(基本料)	0円

3 前2項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更(メニュー5-1の100Mb/sのプラン4及びプラン5並びに200Mb/sの相互間に係る細目の変更を除きます。)又は契約者回線の移転(その契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。)があった場合は、その変更等があった日以降については、前2項の規定は適用しません。

ただし、その提供開始日から起算して2ヶ月以内にメニュー5-2への細目の変更又はその契約者回線の移転先が第1項に規定する都道府県の区域外となる契約者回線の移転があった場合は、その変更等があった日以降について、この附則第2条第2項の規定中「3か月間」を「2か月間」に読み替えて、同項の規定に準じて利用料の適用を行います。

第4条 この附則第2条又は第3条の適用を受けている期間においては、料金表第1表第1類第1の1(適用)の(8)欄のアの表の右欄及び(9)欄のアの表の右欄並びに西企管第124号(平成16年3月11日)の附則の2の表の右欄に規定する減額は適用しません。

第5条 平成21年10月1日から平成22年9月30日までの間にメニュー5-1の46Mb/s若しくは100Mb/sのプラン4又はメニュー5-2に係るIP通信網契約の申込みと同時に、そのIP通信網サービスの提供開始日から、そのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の14か月後の料金月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年4月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成23年1月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)については、料金表第2表第2の2-5(1)ア(ア)に規定する額に代えて3,500円(税込価格 3,675円)を適用し、交換機等工事費については適用しません。

2 前項の場合において、契約者回線の設置場所における当社による工事を行う必要がない場合は、前項に定める額から1,000円(税込価格 1,050円)を減額して適用します。

3 IP通信網契約者は、前項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にそのIP通信網契約の解除があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

その提供を開始したときのIP通信網サービスの品目及び細目	支払いを要する額
メニュー5-1の100Mb/sのプラン4又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2の型若しくはカテゴリー3のグレード1、200Mb/s若しくは1Gb/s	23,600円 (税込価格 24,780円)

メニュー 5 - 2 の100Mb/sのカテゴリ ー 2 の 型又はカテゴリ ー 3 のグ レード 2 のプラン・ミニ	ア イ以外の場合	24,300円 (税込価格 25,515円)
	イ 第 2 項の適用 を受けた場合	22,300円 (税込価格 23,415円)
上記以外のもの	ア イ以外の場合	16,500円 (税込価格 17,325円)
	イ 第 2 項の適用 を受けた場合	14,500円 (税込価格 15,225円)

第 6 条 平成21年10月 1 日から平成23年 5 月31日までの間にメニュー 5 に係る I P 通信網契約者から次表の左欄の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年 8 月31日までに当社が同表の右欄の状態とした場合（当社の責めに帰すべき理由により平成23年 9 月 1 日以降の日に当社がその状態とした場合を含みます。）は、その請求に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

1 契約者回線又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の移転の請求（当社が別に定めるものを除きます。）	移転先のその契約者回線の終端の場所又は端末設備の設置場所においてメニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 4 若しくはプラン 5、200Mb/s若しくは 1 Gb/s又はメニュー 5 - 2 に係る I P 通信網サービスを利用できる状態とした場合
2 当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の設置の請求（同時に 1 欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備の提供を開始した場合（当社が別に定める場合に限ります。）
3 当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の廃止の請求（同時に 1 欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備を廃止した場合（当社が別に定める場合に限ります。）

第 7 条 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除を行った後に、メニュー 5 - 1 の46Mb/s、100Mb/sのプラン 4 若しくはプラン 5、200Mb/s若しくは 1 Gb/sのプラン 3 又はメニュー 5 - 2 に係る I P 通信網契約の申込みを平成21年10月 1 日から平成23年 1 月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則第 2 条、第 3 条及び第 5 条の規定を適用しません。

第 8 条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）

第 9 条 西企営第113号（平成20年 3 月27日）の附則第10条（第 3 項及び第 4 項に限ります。）中「平成21年 9 月30日」を「平成22年 1 月31日」に、「平成21年12月31日」を「平成22年 4 月30日」に改めます。

2 西企営第110号（平成20年 3 月28日）の附則第10条（第 4 項に限ります。）中「平成21年 9 月30日」を「平成22年 1 月31日」に、「平成21年12月31日」を「平成22年 4 月30日」に改めます。

3 西企営第18号（平成21年 5 月19日）の附則第 2 条及び第 4 条中「平成21年 9 月30日」

を「平成22年1月31日」に、同附則第2条中「平成21年12月31日」を「平成22年4月30日」に、「平成22年1月1日」を「平成22年5月1日」に改めます。

附 則（平成21年11月30日西企営第108号）

この改正規定は、平成21年12月1日から実施します。

附 則（平成21年11月30日西企営第109号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成21年12月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー2-2-1に係るIP通信網サービス	メニュー2-2-1のグレード1に係るIP通信網サービス
-----------------------	-----------------------------

附 則（平成21年12月24日西企営第123号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成22年1月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 平成22年1月1日から平成23年5月31日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約者から当社が別に定める方法により次表の左欄の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成22年2月1日以降に当社が同表の右欄の状態とした場合は、当社がその状態とした日（その日において、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものが現に適用されている場合は、その適用されている期間の末日の翌日とします。）から起算して2か月間の利用料（基本料に係る部分に限ります。）屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料（基本料に係る部分に限ります。）及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)並びに2-5-2(2)、(3)ア及び(4)に規定する額に代えて、0円を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成23年9月1日以降の日に当社が同表の右欄の状態とした場合及びそのIP通信網契約者が当社が別に定めるものの適用を受けた場合（第3条の規定を適用した場合を除きます。）この限りではありません。

1 契約者回線又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の移転の請求（当社が別に定めるものを除きます。）	移転先のその契約者回線の終端の場所又は端末設備の設置場所においてメニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5若しくは200Mb/s又はメニュー5-2（1Gb/sのものを除きます。）に係るIP通信網サービスを利用できる状態とした場合
2 当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の設置の請求（同時に1欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備の提供を開始した場合（当社が別に定める場合に限ります。）
3 当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の廃止の請求（同時に1欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備を廃止した場合（当社が別に定める場合に限ります。）

第3条 前条の場合において、当社が別に定めるものの適用を受けたIP通信網契約者に対して、当社がその移転先の契約者回線の終端の場所においてメニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5又は200Mb/sに係るIP通信網サービスを利用できる状態とした場合は、前条の規定中「2か月間」を「1か月間」に読み替えます。

第4条 第2条又は第3条の規定を適用する回数については、1のIP通信網契約者につき、合わせて1とします。

第5条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年1月15日西企営第131号）

この改正規定は、平成22年1月18日から実施します。

附 則（平成22年1月29日西企営第137号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成22年2月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 平成22年1月31日までに料金表第1表第1類第1の1(9)欄に規定する長期継続利用の申出があったメニュー4又はメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sのプラン1及びプラン2並びに1Gb/sの品目を除きます。)に係るIP通信網契約者について同欄のクの規定を適用する場合は、次表に定める額を同欄のクの表に定める額に代えて適用します。

区 分	支払いを要する額	
	右欄以外の場合	残余の期間が1年未満である場合
メニュー4の利用回線型サービス、メニュー5-1の46Mb/sの品目又はメニュー5-2に係るもの	3,500円 (税込価格 3,675円)	1,750円 (税込価格 1,837.5円)
メニュー4の契約者回線型サービス又はメニュー5-1の100Mb/sの品目におけるプラン3、プラン4若しくはプラン5に係るもの	5,000円 (税込価格 5,250円)	2,500円 (税込価格 2,625円)

第3条 平成22年2月1日から平成22年11月30日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5又は200Mb/sのもの(料金表別表3に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。)に係るIP通信網契約者(料金表第1表第1類第1の1(適用)の(8)欄に規定する継続利用経過期間(メニュー5に係るものに限ります。)がその提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して連続して24か月を超えている100Mb/sのプラン4に係るIP通信網契約者又は料金表第1表第1類第1の1(適用)の(9)欄に規定する長期継続利用期間経過後であって、メニュー5に係るIP通信網サービスをその提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して連続して24か月を超えて利用している100Mb/sのプラン5又は200Mb/sに係るIP通信網契約者に限ります。)から、次表の左欄に規定する期間の継続利用(以下この附則において「継続利用延長」といいます。)の申出があった場合には、その期間(以下この附則において「継続利用延長期間」といいます。)におけるそのIP通信網サービスに係る利用料金(2-5-1(1)に規定する基本料の部分に限ります。)について、同表の右欄に規定する額を、料金表第1表第1項第1の1(適用)の(8)欄のアの表の右欄に規定する額又は(9)欄のアの表の右欄若しくはイに規定する額に代えて減額して適用します。

ただし、継続利用延長期間中に当社が別に定めるものの適用があった場合は、その適用期間中においてはこの限りではありません。

継続して利用する期間	利用料（基本料）の減額（月額）
継続利用延長の申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで （継続利用延長プラン1）	利用料の額に0.15を乗じて得た額
継続利用延長の申出のあった日から起算してその日を含む料金月の35か月後の料金月の末日まで （継続利用延長プラン2）	利用料の額に0.2を乗じて得た額

第4条 継続利用延長期間には、IP通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。

第5条 当社は、継続利用延長に係る契約者回線について、そのIP通信網契約の解除又は品目若しくは細目の変更（メニュー5-1の100Mb/sのプラン4及びプラン5並びに200Mb/sの相互間に係るものを除きます。）があった場合は、継続利用延長を廃止します。

第6条 当社は、継続利用延長に係る契約者回線について、継続利用延長期間において、料金表別表3に規定する利用料金の割引を適用した場合は、継続利用延長を廃止します。

第7条 継続利用延長のプランの変更については、平成22年2月1日から平成22年11月30日までの間において行うことができます。この場合において、変更前のプランに係る継続利用延長期間の起算日をその継続利用延長期間の起算日とします。ただし、その変更がプラン2からプラン1への変更であった場合は、15,000円（税込価格15,750円）を当社が定める期日までに支払っていただきます。

第8条 IP通信網契約者は、継続利用延長期間の満了前に継続利用延長の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

区分	継続利用延長期間の残余期間が24か月以上36か月未満の場合	継続利用延長期間の残余期間が12か月以上24か月未満の場合	継続利用延長期間の残余期間が12か月未満の場合
継続利用延長プラン1	-	5,000円 （税込価格 5,250円）	2,500円 （税込価格 2,625円）
継続利用延長プラン2	15,000円 （税込価格 15,750円）	10,000円 （税込価格 10,500円）	5,000円 （税込価格 5,250円）

第9条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第10条 西企営第81号（平成21年9月30日）の附則第2条から第7条中「平成22年1月31日」を「平成22年5月31日」に、「平成22年5月1日」を「平成22年9月1日」に改めます。

2 西企営第113号（平成20年3月27日）の附則第10条（第3項及び第4項に限ります。）中「平成22年1月31日」を「平成22年5月31日」に、「平成22年4月30日」を「平成22

年 8 月 31 日」に改めます。

3 西企営第110号(平成20年 3 月28日)の附則第10条(第 4 項に限ります。)中「平成22年 1 月31日」を「平成22年 5 月31日」に、「平成22年 4 月30日」を「平成22年 8 月31日」に改めます。

4 西企営第18号(平成21年 5 月19日)の附則第 2 条及び第 4 条中「平成22年 1 月31日」を「平成22年 5 月31日」に、同附則第 2 条中「平成22年 4 月30日」を「平成22年 8 月31日」に、「平成22年 5 月 1 日」を「平成22年 9 月 1 日」に改めます。

附 則(平成22年 2 月16日西企営第153号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年 2 月20日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している又は I P 通信網サービス契約の申込みがなされているメニュー 5 - 1 のうち品目が46Mb/sのものに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成22年 4 月22日西企営第11号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年 4 月26日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー 2 - 2 - 1 の 1 Gb/s に係る I P 通信網サービス	メニュー 2 - 2 - 1 の 1 Gb/s のクラス 1 に係る I P 通信網サービス
メニュー 2 - 2 - 2 の 1 Gb/s に係る I P 通信網サービス	メニュー 2 - 2 - 2 の 1 Gb/s のものであって、細目がグレード 1 のクラス 1 のものに係る I P 通信網サービス
メニュー 2 - 2 - 2 の 10Gb/s に係る I P 通信網サービス	メニュー 2 - 2 - 2 の 10Gb/s のクラス 2 に係る I P 通信網サービス

附 則(平成22年 5 月13日西企営第20号)

(実施期日)

第 1 条 この改正規定は、平成22年 5 月20日から実施します。

(経過措置)

第 2 条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第 3 条 西企営第18号(平成21年 5 月19日)の附則第 2 条中「メニュー 5 - 1 の100Mb/s のプラン 5 」を「メニュー 5 - 1 の100Mb/s のプラン 5 、200Mb/s 又は 1 Gb/s のプラン 3 」に、同附則第 4 条中「メニュー 5 - 1 の46Mb/s 若しくは100Mb/s (プラン 4 又はプラン 5 のものに限ります。)又はメニュー 5 - 2 」を「メニュー 5 - 1 の46Mb/s、100Mb/s のプラン 4 若しくはプラン 5 、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s のプラン 3 又はメニュー 5 - 2 」に改めます。

2 西企営第81号(平成21年 9 月30日)の附則第 2 条中「メニュー 5 - 1 の100Mb/s のプラン 4 若しくはプラン 5 (その終端をこの附則第 3 条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。)若しくは46Mb/s 」を「メニュー 5 - 1 の100Mb/s のプラン 4 若しくはプラン 5 、200Mb/s (その終端をこの附則第 3 条に規定す

る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。)若しくは46Mb/s)に、「メニュー5-2」を「メニュー5-2の100Mb/s若しくは200Mb/s)に、「メニュー5-1の100Mb/sのプラン1、プラン2若しくはプラン3又は1Gb/s)を「メニュー5-1の100Mb/sのプラン1、プラン2若しくはプラン3若しくは1Gb/s又はメニュー5-2の1Gb/s)に、同附則第3条第1項中「メニュー5-1の100Mb/sのプラン4及びプラン5」を「メニュー5-1の100Mb/sのプラン4及びプラン5並びに200Mb/s)に、同条第3項中「メニュー5-1の100Mb/sのプラン4とプラン5との間に係る細目の変更」を「メニュー5-1の100Mb/sのプラン4及びプラン5並びに200Mb/sの相互間に係る品目若しくは細目の変更」に、同附則第5条第3項中「メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2の型若しくはカテゴリー3のグレード1」を「メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2の型若しくはカテゴリー3のグレード1、200Mb/s若しくは1Gb/s)に、同附則第6条中「メニュー5-1の46Mb/s若しくは100Mb/s(プラン4又はプラン5のものに限ります。)又はメニュー5-2」を「メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/s又はメニュー5-2」に、同附則第7条中「メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5若しくは46Mb/s又はメニュー5-2」を「メニュー5-1の46Mb/s、100Mb/sのプラン4若しくはプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3又はメニュー5-2」に改めます。

2 西企営第123号(平成21年12月24日)同附則第2条中「メニュー5-1の100Mb/s(プラン4又はプラン5のものに限ります。)又はメニュー5-2」を「メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5若しくは200Mb/s又はメニュー5-2(1Gb/sのものを除きます。)」に、同附則第3条「メニュー5-1の100Mb/s(プラン4又はプラン5のものに限ります。)」を「メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5又は200Mb/s」に改めます。

3 西企営第137号(平成22年1月29日)の附則第3条中「メニュー5-1の100Mb/s(プラン4又はプラン5のもの(料金表別表3に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。))に限ります。)」を「メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5又は200Mb/sのもの(料金表別表3に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。)」に、「プラン4に係るIP通信網契約者」を「100Mb/sのプラン4に係るIP通信網契約者」に、「プラン5に係るIP通信網契約者」を「100Mb/sのプラン5又は200Mb/sに係るIP通信網契約者」に、同附則第5条中「メニュー5-1の100Mb/sのプラン4とプラン5との間」を「メニュー5-1の100Mb/sのプラン4及びプラン5並びに200Mb/sの相互間」に改めます。

附 則(平成22年5月31日西企営第27号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第3条 メニュー5-1の100Mb/sのプラン3、プラン4若しくはプラン5、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3に係るIP通信網契約者から平成22年6月1日から平成23年5月31日までの間にメニュー5-2の100Mb/s、200Mb/s又は1Gb/sへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成23年8月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成23年9月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、その品目の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)については、料金表第2表第2の2-5ア(ア)に規定する額に代えて3,500円(税込価格3,675円)を適用し、交換機等工事費については適用しません。

第4条 平成22年6月1日から平成23年5月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成23年5月31日までに当社がセキュリティファイル供給先追加機能の提供

を開始した場合、区分の変更を行った場合(区分がアのものに限ります。)又はセキュリティファイル供給先追加機能(区分がイのものに限ります。)に係る追加可能数の追加を行った場合は、その提供等に係る基本工事費及び交換機等工事費については適用しません。

- 2 平成22年6月1日から平成22年9月30日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成22年9月30日までにIPv6通信機能の提供を開始した場合は、その提供に係る基本工事費及び交換機等工事費については適用しません。

(その他)

第5条 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第3条中「チャンネル数の態様」を「基本機能又は上限チャンネル数の態様」に改め、同条中「及び複合通信機能」、「(1のチャンネル以外のすべてのチャンネルにおいて複合通信機能を利用した通信を行うことができるものを利用している場合に限ります。)」及び「又は複合通信機能」を削ります。

- 2 西企営第18号(平成21年5月19日)の附則第2条及び第4条中「平成22年5月31日」を「平成22年9月30日」に、同附則第2条中「平成22年8月31日」を「平成22年12月31日」に、「平成22年9月1日」を「平成23年1月1日」に改めます。

- 3 西企営第81号(平成21年9月30日)の附則第2条、第3条及び第5条から第7条中「平成22年5月31日」を「平成22年9月30日」に、同附則第5条及び第6条中「平成22年8月31日」を「平成22年12月31日」に、同附則第2条、第3条及び第6条中「平成22年9月1日」を「平成23年1月1日」に改めます。

- 4 西企営第123号(平成21年12月24日)の附則第2条中「平成22年5月31日」を「平成22年9月30日」に、「平成22年9月1日」を「平成23年1月1日」に改めます。

- 5 西企営第137号(平成22年1月29日)の附則第3条及び第7条中「平成22年5月31日」を「平成22年9月30日」に改めます。

附 則(平成22年6月28日西企営第41号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年6月29日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー8のクラス1に係るIP通信網サービス	メニュー8のクラス1-1に係るIP通信網サービス
------------------------	--------------------------

附 則(平成22年8月30日西企営第81号)

この改正規定は、平成22年9月1日から実施します。

附 則(平成22年9月30日西企営第95号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 平成22年10月1日から平成23年4月30日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3に係るIP通信網契約の申込みと同時に、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年8月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成23年9月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費については適用しません。

- 2 IP通信網契約者は、前項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にその

IP通信網契約の解除があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

区 分	支払いを要する額	
	右欄以外の場合	残余の期間が9か月未満である場合
メニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3	27,100円 (税込価格 28,455円)	10,000円 (税込価格 10,500円)

第3条 平成22年10月1日から平成23年4月30日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン4又はメニュー5-2に係るIP通信網契約の申込みと同時に、そのIP通信網サービスの提供開始日から、そのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年8月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成23年9月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)については、料金表第2表第2の2-5(1)ア(ア)に規定する額に代えて3,500円(税込価格 3,675円)を適用し、交換機等工事費については適用しません。

- 2 前項の場合において、契約者回線の設置場所における当社による工事を行う必要がない場合は、前項に定める額から1,000円(税込価格 1,050円)を減額して適用します。
- 3 IP通信網契約者は、第1項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にそのIP通信網契約の解除があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

区 分	支払いを要する額		
	右欄以外の場合	残余の期間が9か月未満である場合	
メニュー5-1の100Mb/sのプラン4又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ2の型若しくはカテゴリ3のグレード1、200Mb/s若しくは1Gb/s	23,600円 (税込価格 24,780円)	10,000円 (税込価格 10,500円)	
メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ2の型又はカテゴリ3のグレード2のプラン・ミニ	ア イ以外の場合	24,300円 (税込価格 25,515円)	10,000円 (税込価格 10,500円)
	イ 第2項の適用を受けた場合	22,300円 (税込価格 23,415円)	10,000円 (税込価格 10,500円)
上記以外のもの	ア イ以外の場合	16,500円 (税込価格 17,325円)	7,000円 (税込価格 7,350円)
	イ 第2項の適用を受けた場合	14,500円 (税込価格 15,225円)	7,000円 (税込価格 7,350円)

第4条 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3又はメニュー5-2に係るIP通信網契約の申込みを平成22年10月1日から平成23年4月30日までの間に行った場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則第2条及び第3条の規定を適用しません。

第5条 平成22年10月1日から平成23年4月30日までの間にメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー1に係るIP通信網契約者からメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2若しくはカテゴリー3、200Mb/s又は1Gb/sへの品目又は細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成23年8月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成23年9月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、その品目又は細目の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)については、料金表第2表第2の2-5(1)ア(ア)に規定する額に代えて3,500円(税込価格 3,675円)を適用し、交換機等工事費については適用しません。

第6条 平成22年10月1日から平成23年4月30日までの間にメニュー5-2の46Mb/sに係るIP通信網契約者からメニュー5-2(46Mb/sに係るものを除きます。)への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成23年8月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成23年9月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、その品目の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)については料金表第2表第2の2-5(1)ア(ア)に規定する額に代えて3,500円(税込価格 3,675円)を適用し、交換機等工事費については適用しません。

第7条 平成22年10月1日から平成23年4月30日までの間にメニュー5-1のうち品目が46Mb/sのものに係るIP通信網契約者からメニュー5-2(46Mb/sに係るものを除きます。)への品目及び細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成23年8月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成23年9月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、平成22年2月16日西企営第153号の附則の2の規定にかかわらず、その品目及び細目の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)については料金表第2表第2の2-5(1)ア(ア)に規定する額に代えて3,500円(税込価格 3,675円)を適用し、交換機等工事費については適用しません。

第8条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第9条 西企営第81号(平成21年9月30日)の附則第2条、第3条、第6条及び第7条中「平成22年9月30日」を「平成23年1月31日」に、同附則第6条中「平成22年12月31日」を「平成23年4月30日」に、同附則第2条、第3条及び第6条中「平成23年1月1日」を「平成23年5月1日」に改めます。

2 西企営第123号(平成21年12月24日)の附則第2条中「平成22年9月30日」を「平成23年1月31日」に、「平成23年1月1日」を「平成23年5月1日」に改めます。

3 西企営第137号(平成22年1月29日)の附則第3条及び第7条中「平成22年9月30日」を「平成23年1月31日」に改めます。

4 西企営第27号(平成22年5月31日)の附則第3条及び第4条第1項中「平成22年9月30日」を「平成23年1月31日」に、同附則第3条中「平成22年12月31日」を「平成23年4月30日」に、「平成23年1月1日」を「平成23年5月1日」に改めます。

附 則（平成22年9月30日西企営第99号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。
（サービスの終了）
- 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー5-1のうち品目が10Mb/sのものを終了することとします。
（経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 2 西企営第111号（平成15年1月31日）の附則第3項を「3 削除」に改めます。

附 則（平成22年11月26日西企営第128号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成22年12月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 平成22年12月1日から平成23年1月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5又は200Mb/sのもの(料金表別表3に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。)に係るIP通信網契約者(料金表第1表第1類第1の1(適用)の(8)欄に規定する継続利用経過期間(メニュー5に係るものに限り、)がその提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して連続して24か月を超えている100Mb/sのプラン4に係るIP通信網契約者又は料金表第1表第1類第1の1(適用)の(9)欄に規定する長期継続利用期間経過後であって、メニュー5に係るIP通信網サービスをその提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して連続して24か月を超えて利用している100Mb/sのプラン5又は200Mb/sに係るIP通信網契約者に限り、)から、次表の左欄に規定する期間の継続利用(以下この附則において「継続利用延長」といいます。)の申出があった場合には、その期間(以下この附則において「継続利用延長期間」といいます。)におけるそのIP通信網サービスに係る利用料金(2-5-1(1)に規定する基本料の部分に限り、)について、同表の右欄に規定する額を、料金表第1表第1項第1の1(適用)の(8)欄のアの表の右欄に規定する額又は(9)欄のアの表の右欄若しくはイに規定する額に代えて減額して適用します。
ただし、継続利用延長期間中に当社が別に定めるものの適用があった場合は、その適用期間中においてはこの限りではありません

継続して利用する期間	利用料(基本料)の減額(月額)
継続利用延長の申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで (継続利用延長プラン1)	利用料の額に0.15を乗じて得た額
継続利用延長の申出のあった日から起算してその日を含む料金月の35か月後の料金月の末日まで (継続利用延長プラン2)	利用料の額に0.3を乗じて得た額

第3条 継続利用延長期間には、IP通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。

第4条 当社は、継続利用延長に係る契約者回線について、そのIP通信網契約の解除又は品目若しくは細目の変更(メニュー5-1の100Mb/sのプラン4及びプラン5並びに200Mb/sの相互間に係るものを除きます。)があった場合は、継続利用延長を廃止します。

第5条 当社は、継続利用延長に係る契約者回線について、継続利用延長期間において、

料金表別表 3 に規定する利用料金の割引を適用した場合は、継続利用延長を廃止します。

第 6 条 継続利用延長のプランの変更については、平成22年12月 1 日から平成23年 1 月 31日までの間において行うことができます。この場合において、変更前のプランに係る継続利用延長期間の起算日とその継続利用延長期間の起算日とします。

ただし、その変更がプラン 2 からプラン 1 への変更であった場合は、30,000円(税込価格 31,500円)を当社が定める期日までに支払っていただきます。

第 7 条 西企営第137号(平成22年 1 月29日)の附則(以下、この条において「旧附則」といいます。)に規定する継続利用延長の申出があった I P 通信網契約者は、平成22年12月 1 日から平成23年 1 月31日までの間において、この附則に規定する継続利用延長プランへの変更を行うことができます。この場合において、変更前のプランに係る継続利用延長期間の起算日とその継続利用延長期間の起算日とします。

ただし、その変更が旧附則のプラン 2 からこの附則のプラン 1 への変更であった場合は、15,000円(税込価格 15,750円)を当社が定める期日までに支払っていただきます。

第 8 条 I P 通信網契約者は、継続利用延長期間の満了前に継続利用延長の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

区分	継続利用延長期間の残余期間が24か月以上36か月未満の場合	継続利用延長期間の残余期間が12か月以上24か月未満の場合	継続利用延長期間の残余期間が12か月未満の場合
継続利用延長プラン 1	-	5,000円 (税込価格 5,250円)	2,500円 (税込価格 2,625円)
継続利用延長プラン 2	30,000円 (税込価格31,500円)	20,000円 (税込価格21,000円)	10,000円 (税込価格10,500円)

第 9 条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第10条 西企営第137号(平成22年 1 月29日)の附則第 3 条及び第 7 条中「平成23年 1 月 31日」を「平成22年11月30日」に改めます。

附 則(平成22年12月 9 日西企営第139号)

この改正規定は、平成22年12月14日から実施します。

附 則(平成23年 1 月28日西企営第155号)

(実施期日)

第 1 条 この改正規定は、平成23年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

第 2 条 平成23年 2 月 1 日から平成23年 5 月31日までの間にメニュー 5 - 1 の100Mb/s のプラン 4 若しくはプラン 5 若しくは200Mb/s(その終端をこの附則第 3 条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。)又はメニュー 5 - 2 の46Mb/s、100Mb/s若しくは200Mb/s(メニュー 5 - 2 の100Mb/sのカテゴリー 3 のプラン・ミニのグレード 1 又は200Mb/sのプラン・ミニであって、その終端をこの附則第 3 条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。)に係る I P 通信網契約(料金表別表 3 に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この附則第 2 条及び第 3 条において同じとします。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その I P 通信網サービスの提供を開始した日(以下この附則において「提供開始日」といいます。)から起算して 2 か月間の

そのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に0.5を乗じて得た額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成23年9月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

- 2 前項の場合において、そのIP通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、その提供開始日から起算して4か月間の利用料(基本料に係る部分に限ります。)並びに2か月間の屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料(基本料に係る部分に限ります。)及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、前項の規定にかかわらず料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)並びに2-5-2(2)、(3)ア及び(4)に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成23年9月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

適用期間	区分	料金額
1 そのIP通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間	利用料(基本料)	0円
	屋内配線設備部分の加算額	0円
	回線終端装置利用料(基本料)	0円
	機器利用料	0円
2 1欄の適用期間が満了する日の翌日から起算して2か月間	利用料(基本料)	利用料の額に0.5を乗じて得た額

- 3 前2項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー5-1の100Mb/sのプラン1、プラン2若しくはプラン3若しくは1Gb/s又はメニュー5-2の1Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、前2項に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第3条 平成23年2月1日から平成23年5月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5若しくは200Mb/s又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3のプラン・ミニのグレード1若しくは200Mb/sのプラン・ミニ(その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)及び回線終端装置利用料(メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5又は200Mb/sの基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)及び2-5-2(3)アに規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成23年9月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

1 契約者回線又は1装置ごとに月額

		料 金 額
--	--	-------

品目及び細目	区 分	提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間
メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5又は200Mb/s	利用料(基本料)	3,310円 (税込価格 3,475.5円)	3,560円 (税込価格 3,738円)
	回線終端装置利用料(基本料)	450円 (税込価格 472.5円)	450円 (税込価格 472.5円)
メニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリ3のプラン・ミニのグレード1又は200Mb/sのプラン・ミニ	利用料(基本料)	3,060円 (税込価格 3,213円)	3,310円 (税込価格 3,475.5円)

2 前項の場合において、そのIP通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、次表の左欄の適用期間のそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)、屋内配線設備の部分の加算額(次表の1欄及び4欄に規定する期間に係るものに限ります。)及び回線終端装置利用料(次表の1欄から4欄に規定する期間に係るものであって、基本料に係る部分に限ります。)については、前項の規定にかかわらず料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)並びに2-5-2(2)及び(3)アに規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成23年9月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

品目及び細目	適用期間	区 分	料 金 額
メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5又は200Mb/s	1 そのIP通信網サービスの提供開始から起算して2か月間	利用料(基本料)	0円
		屋内配線設備部分の加算額	0円
		回線終端装置利用料(基本料)	0円
	2 1欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	利用料(基本料)	3,310円 (税込価格 3,475.5円)
		回線終端装置利用料(基本料)	450円 (税込価格 472.5円)
	3 2欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日	利用料(基本料)	3,560円 (税込価格 3,738円)
回線終端装置利用料(基本料)		450円 (税込価格 472.5円)	

	まで		
メニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカテゴリ 3 のプラン・ミニのグレード 1 又は 200Mb/s のプラン・ミニ	4 その IP 通信網サービスの提供開始から起算して 2 か月間	利用料(基本料)	0 円
		屋内配線設備部分の加算額	0 円
		回線終端装置利用料(基本料)	0 円
	5 4 欄の適用期間が満了する日の翌日からその IP 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の 13 か月後の料金月の末日まで	利用料(基本料)	3,060 円 (税込価格 3,213 円)
		屋内配線設備部分の加算額	
		回線終端装置利用料(基本料)	
6 5 欄の適用期間が満了する日の翌日からその IP 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の 25 か月後の料金月の末日まで	利用料(基本料)	3,310 円 (税込価格 3,475.5 円)	
	屋内配線設備部分の加算額		
	回線終端装置利用料(基本料)		

3 前 2 項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更(メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 4 及びプラン 5 及び 200Mb/s 並びにメニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカテゴリ 3 のプラン・ミニのグレード 1 及び 200Mb/s のプラン・ミニの相互間に係る品目又は細目の変更を除きます。)又は契約者回線の移転(その契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるものに限り)があった場合は、その変更等があった日以降については、前 2 項の規定は適用しません。

ただし、その提供開始日から起算して 2 か月以内にメニュー 5 - 2 (メニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカテゴリ 3 のプラン・ミニのグレード 1 若しくは 200Mb/s のプラン・ミニのものを除きます。)への品目若しくは細目の変更又はその契約者回線の移転先が第 1 項に規定する都道府県の区域外となる契約者回線の移転があった場合は、その変更等があった日以降について、この附則第 2 条第 2 項に規定する額に代えて、次表の右欄に規定する料金額を適用します。

適用期間	区分	料金額
IP 通信網サービスの提供開始日から起算して 2 か月間	利用料(基本料)	0 円
	屋内配線設備部分の加算額	0 円
	回線終端装置利用料(基本料)	0 円
	機器利用料	0 円

第 4 条 この附則第 2 条又は第 3 条の適用を受けている期間においては、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (適用) の(8)欄のアの表の右欄及び(9)欄のアの表の右欄並びに西企管第 124 号(平成 16 年 3 月 11 日)の附則の 2 の表の右欄に規定する減額は適用しません。

第 5 条 平成 23 年 2 月 1 日から平成 23 年 5 月 31 日までの間にメニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 4 若しくはプラン 5 若しくは 200Mb/s のもの(料金表別表 3 に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。)又はメニュー 5 - 2 (メニュー 5 - 2

の46Mb/s、100Mb/sのカテゴリ－1及び1Gb/sのものを除きます。)に係るIP通信網契約者(料金表第1表第1類第1の1(適用)の(8)欄に規定する継続利用経過期間(メニュー5に係るものに限り、)がその提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して連続して24か月を超えているメニュー5-1の100Mb/sのプラン4又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ－2に係るIP通信網契約者又は料金表第1表第1類第1の1(適用)の(9)欄に規定する長期継続利用期間及び第3条の適用期間経過後であって、メニュー5に係るIP通信網サービスをその提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して連続して24か月を超えて利用しているメニュー5-1の100Mb/sのプラン5若しくは200Mb/s又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ－3若しくは200Mb/sに係るIP通信網契約者に限り、)から、次表の左欄に規定する期間の継続利用(以下この附則において「継続利用延長」といいます。)の申出があった場合には、その期間(以下この附則において「継続利用延長期間」といいます。)におけるそのIP通信網サービスに係る利用料金(2-5-1(1)に規定する基本料の部分に限り、)について、同表の右欄に規定する額を、料金表第1表第1項第1の1(適用)の(8)欄のアの表の右欄に規定する額又は(9)欄のアの表の右欄若しくはイに規定する額に代えて減額して適用します。

ただし、継続利用延長期間中に当社が別に定めるものの適用があった場合は、その適用期間中においてはこの限りではありません。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
継続利用延長の申出の日から起算してその日を含む料金月の35か月後の料金月の末日まで	メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5又は200Mb/s	利用料の額に0.3を乗じて得た額
	メニュー5-2(メニュー5-2の46Mb/s、100Mb/sのカテゴリ－1及び1Gb/sのものを除きます。)	利用料の額に0.2を乗じて得た額

2 前項の場合において、この附則第3条第2項の適用を受けている場合は、前項の規定中「24か月」を「26か月」に読み替えます。

第6条 継続利用延長期間には、IP通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。

第7条 当社は、継続利用延長に係る契約者回線について、そのIP通信網契約の解除又は品目若しくは細目の変更(メニュー5-1の100Mb/sのプラン4及びプラン5及び200Mb/s並びにメニュー5-2(メニュー5-2の46Mb/s、100Mb/sのカテゴリ－1及び1Gb/sのものを除きます。)の相互間に係るものを除きます。)があった場合は、継続利用延長を廃止します。

第8条 当社は、継続利用延長に係る契約者回線について、継続利用延長期間において、料金表別表3に規定する利用料金の割引を適用した場合は、継続利用延長を廃止します。

第9条 西企営第137号(平成22年1月29日)の附則及び西企営第128号(平成22年11月26日)の附則に規定する継続利用延長の申出があったIP通信網契約者は、平成23年2月1日から平成23年5月31日までの間において、この附則に規定する継続利用延長への変更を行うことができます。この場合において、変更前のプランに係る継続利用延長期間の起算日をその継続利用延長期間の起算日とします。

第10条 IP通信網契約者は、継続利用延長期間の満了前に継続利用延長の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

品目及び細目	継続利用延長期間の 残余期間が24か月以上 36か月未満の場合	継続利用延長期間の 残余期間が12か月以上 24か月未満の場合	継続利用延長期間の 残余期間が12か月未満 の場合
メニュー5-1の 100Mb/sのプラン4 若しくはプラン5又 は200Mb/s	30,000円 (税込価格 31,500円)	20,000円 (税込価格 21,000円)	10,000円 (税込価格 10,500円)
メニュー5-2(メ ニュー5-2の46Mb /s、100Mb/sのカテ ゴリー1及び1Gb/sの ものを除きます。)	10,500円 (税込価格 11,025円)	7,000円 (税込価格 7,350円)	3,500円 (税込価格 3,675円)

第11条 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3又はメニュー5-2に係るIP通信網契約の申込みを平成23年2月1日から平成23年5月31日までの間に行った場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則第2条及び第3条の規定を適用しません。

第12条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第13条 西企営第81号(平成21年9月30日)の附則第6条中「平成23年1月31日」を「平成23年5月31日」に、「平成23年4月30日」を「平成23年8月31日」に、「平成23年5月1日」を「平成23年9月1日」に改めます。

2 西企営第123号(平成21年12月24日)の附則第2条中「平成23年1月31日」を「平成23年5月31日」に、「平成23年5月1日」を「平成23年9月1日」に改めます。

3 西企営第27号(平成22年5月31日)の附則第3条及び第4条第1項中「平成23年1月31日」を「平成23年5月31日」に、同附則第3条中「平成23年4月30日」を「平成23年8月31日」に、「平成23年5月1日」を「平成23年9月1日」に改めます。

4 西企営第95号(平成22年9月30日)の附則第2条、第3条、第4条、第5条、第6条及び第7条中「平成23年1月31日」を「平成23年4月30日」に、同附則第2条、第3条、第5条、第6条及び第7条中「平成23年4月30日」を「平成23年8月31日」に、「平成23年5月1日」を「平成23年9月1日」に改めます。

附則(平成23年3月31日西企営第196号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

基本的な技術的事項

1 メニュー 2

(1) メニュー 2 - 1 - 1 及びメニュー 2 - 1 - 2 に係るもの

細目及び種類		内 容
メニュー 2 - 1 - 1		その契約者回線を同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合の基本的な技術的事項と同じ
メニュー 2 - 1 - 2	契約者回線型サービス	その契約者回線を同一内容の第 1 種 ATM 専用サービスの専用回線とみなした場合の基本的な技術的事項と同じ
	契約者回線群型サービス	その契約者回線を同一内容の ATM データ通信網サービスの契約者回線とみなした場合の基本的な技術的事項と同じ

(2) メニュー 2 - 1 - 3 に係るもの

品 目	インタフェース種別		物理的条件	電氣的 / 光学的条件	
				送出電圧 / 光出力	その他
10Mb/s	10BASE-T		8 端子コネクタ (ISO 標準 IS 8877 準拠)	6.2V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ ISO/IEC8802-3 準拠
100Mb/s	次のいずれか	100BASE-FX	F04 形 単心光ファイバコネクタ (IEC 標準 60874 -14 準拠)	-14dBm (平均値) 以下	IEEE802.3u 準拠
		100BASE-TX	8 端子コネクタ (ISO 標準 IS 8877 準拠)	2.1V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3u 準拠
1 Gb/s	1000BASE-LX		F04 形 単心光ファイバコネクタ (IEC 標準 60874 -14 準拠)	- 3 dBm (平均値) 以下	IEEE802.3z 準拠

(3) メニュー 2 - 2 に係るもの

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電氣的 / 光学的条件	
			送出電圧 / 光出力	その他
10Mb/s	10BASE-T	8 端子コネクタ (ISO標準ISO 8877準拠)	6.2V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3-2005準拠
100Mb/s	100BASE-FX	SCコネクタ (IEC標準60874-14準拠)	-14dBm(平均値) 以下	IEEE802.3-2005準拠
	100BASE-TX	8 端子コネクタ (ISO標準IS8877準拠)	2.1V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3u準拠
1 Gb/s	1000BASE-LX	SCコネクタ (IEC標準60874-14準拠)	-3dBm (平均値) 以下	IEEE802.3-2005準拠
10Gb/s	1000BASE-LX	SCコネクタ (IEC標準60874-14準拠)	-3dBm (平均値) 以下	IEEE802.3-2005準拠

2 メニュー 3

メニュー 3 - 2 に係るもの

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電氣的 / 光学的条件	
			送出電圧 / 光出力	その他
10Mb/s	10BASE-T	8 端子コネクタ (ISO標準IS 8877準拠)	6.2V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ ISO/IEC8802-3準拠
100Mb/s	100BASE-FX	F04形単心光ファイバコネクタ (IEC標準 60874-14準拠)	-14dBm(平均値) 以下	IEEE802.3u準拠

3 メニュー 4

(1) 当社が回線接続装置を設置する場合

ア 当社が変復調装置（DSLモデム）を提供する場合

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電気的条件	
			送出電圧	その他
1.5Mb/s及び8 Mb/sのもの	10BASE-T	8 端子コネクタ (ISO標準IS 8877 準拠)	6.2V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ ISO/IEC8802-3 準拠
12Mb/s、24Mb/s、40Mb/s及び47Mb/sのもの	100BASE-TX	8 端子コネクタ (ISO標準IS 8877 準拠)	2.1V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3u 準拠
	10BASE-T	8 端子コネクタ (ISO標準IS 8877 準拠)	6.2V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ ISO/IEC8802-3 準拠

イ 当社が帯域分離多重装置（スプリッタ）のみを提供する場合

接 続 口	物 理 的 条 件
変復調装置（DSLモデム） 接続口	6 端子コネクタ（昭和60年郵政省令告示第399号）
アナログ端末接続口	

(2) 当社が回線接続装置を提供しない場合

当社が回線接続装置を提供しない場合の物理的条件は、2線式インタフェースとします。

4 メニュー5

区 別	品 目	インタフェース種別	物理的条件	電気的条件	
				送出電圧	その他
メニュー5 - 1 及びメニュー5 - 2	46Mb/sのもの	100BASE-TX	8 端子コネクタ(ISO標準IS 8877準拠)	2.1V (P-P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ ISO/IEC8802-3準拠
		10BASE-T	8 端子コネクタ(ISO標準IS 8877準拠)	6.2V (P-P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ ISO/IEC8802-3準拠
	100Mb/sのもの	100BASE-TX	8 端子コネクタ(ISO標準IS 8877準拠)	2.1V (P-P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3u準拠
		10BASE-T	8 端子コネクタ(ISO標準IS 8877準拠)	6.2V (P-P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ ISO/IEC8802-3準拠
	1 Gb/sのもの	1000BASE-T	8 端子コネクタ(ISO標準IS 8877準拠)	3.1V (O-P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ ISO/IEC8802-3準拠
		100BASE-TX	8 端子コネクタ(ISO標準IS 8877準拠)	2.1V (P-P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ ISO/IEC8802-3準拠
		10BASE-T	8 端子コネクタ(ISO標準IS 8877準拠)	6.2V (P-P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ ISO/IEC8802-3準拠

5 メニュー 6 及び無線アクセス機能

インタフェース種別	電 気 的 条 件	
	空中線電力	そ の 他
無線インターフェイス (IEEE標準802.11 / 802.11a / 802.11b / 802.11g準拠、Wi-Fi 認定のもの)	10mW / MHz(平 均値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、1 MHz の帯域幅における平均電力とする ・ ARIB STD-33A/STD-T66/STD-T71準拠 ・ ISO / IEC8802-11準拠

6 メニュー 7

(1) メニュー 7 - 1 に係るもの

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電 気 的 / 光 学 的 条 件	
			送出電圧等 / 光出力	その他
100Mb/s及 び200Mb/s のもの	100BASE-FX	F04形単芯光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	-14dBm (平均 値) 以下	IEEE802.3u 準 拠
1 Gb/s及び 2 Gb/sのも の	1000BASE- SX	F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	光出力 0 dBm (平均値) 以下	IEEE802.3z 準 拠
	1000BASE- LX	F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	- 3 dBm (平均 値) 以下	IEEE802.3z 準 拠
10Gb/s、20G b/s及び30G b/sのもの	10GBASE-LR	F04系単芯光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	+0.5dBm(平均 値) 以下	IEEE802.3ae 準拠

(2) メニュー 7 - 2 に係るもの

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電 気 的 / 光 学 的 条 件	
			送出電圧等 / 光出力	その他
100Mb/s及 び200Mb/s (クラス 2 のものに限 ります。) の もの	100BASE-TX	8 端子コネクタ (ISO標準 IS 8877準拠)	2.1 V (P - P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送 出 電 圧 は、100 の 負荷抵抗に 対する値と する。 ・ ISO/IEC880 2-3準拠
	1000BASE- SX	SCコネクタ (IEC標準 60874-14準拠)	0dBm(平均値) 以下	IEEE802.3-20 05準拠
	1000BASE-	SCコネクタ	-3dBm (平均	IEEE802.3-20

	LX	(IEC標準 60874-14準拠)	値)以下	05準拠
200 Mb/s (クラス1のものに限ります。) 300 Mb/s、 400 Mb/s、 600 Mb/s、 1 Gb/s及び 2 Gb/sのもの	1000BASE-SX	SCコネクタ (IEC標準 60874-14準拠)	0dBm(平均値)以下	IEEE802.3-2005準拠
	1000BASE-LX	SCコネクタ (IEC標準 60874-14準拠)	-3dBm(平均値)以下	IEEE802.3-2005準拠

7 メニュー 8

品目及び細目		インターフェース種別	物理的条件	電氣的 / 光学的条件	
				送出電圧 / 光出力	その他
10Mb/s		10BASE-T	8端子コネクタ (ISO標準ISO 8877準拠)	6.2V (P-P値)以下	・送出電圧は、100の負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3-2005準拠
100Mb/s	タイプ1のもの	100BASE-FX	SCコネクタ (IEC標準60874-14準拠)	-14dBm(平均値)以下	IEEE802.3-2005準拠
		100BASE-TX	8端子コネクタ (ISO標準ISO 8877準拠)	2.1V (P-P値)以下	・送出電圧は、100の負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3-2005準拠
	タイプ2のもの	1000BASE-LX	SCコネクタ (IEC標準60874-14準拠)	-3dBm(平均値)以下	IEEE802.3-2005準拠